

※ 1：設計基準風速により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第 2 図 風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フロー

小樽市における日最大風速の観測記録

第 1 表 小樽市における毎年の日最大風速観測記録
 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)

年	日最大風速 [m/s]	年	日最大風速 [m/s]	年	日最大風速 [m/s]	年	日最大風速 [m/s]
1943	17.0	1968	12.0	1993	14.6	2018	12.4
1944	24.2	1969	18.8	1994	14.1	2019	12.7
1945	19.0	1970	17.7	1995	15.8	2020	12.4
1946	18.2	1971	14.2	1996	15.1	2021	12.6
1947	20.7	1972	16.5	1997	12.9		
1948	24.0	1973	13.0	1998	13.2		
1949	23.2	1974	17.3	1999	12.7		
1950	19.7	1975	13.9	2000	12.4		
1951	20.8	1976	13.3	2001	16.3		
1952	24.8	1977	11.4	2002	15.9		
1953	17.6	1978	13.2	2003	14.8		
1954	27.9	1979	14.0	2004	20.5		
1955	18.0	1980	11.8	2005	14.5		
1956	20.5	1981	17.2	2006	13.1		
1957	18.2	1982	14.4	2007	15.7		
1958	23.5	1983	14.1	2008	12.2		
1959	22.6	1984	14.1	2009	14.0		
1960	16.0	1985	14.2	2010	15.5		
1961	17.3	1986	12.5	2011	13.1		
1962	15.0	1987	14.3	2012	15.4		
1963	14.3	1988	12.4	2013	16.4		
1964	15.0	1989	12.2	2014	12.7		
1965	14.8	1990	12.4	2015	13.3		
1966	16.5	1991	12.9	2016	13.7		
1967	14.3	1992	12.9	2017	16.1		

泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所における
類似性を考慮した設計基準風速の設定について

泊発電所 3 号炉の設計基準風速の設定に当たっては、既許可では建築基準法で定める泊発電所のある泊村（古宇郡）の基準風速を基に定めていた。今回、これと最寄りの気象官署の既往最大値を参照することとしたが、風については局地性の影響を強く受けるため、卓越風向や強風が吹く時期において泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を選定し設計基準風速を設定することとした。

1. 泊発電所近隣の気象観測所について

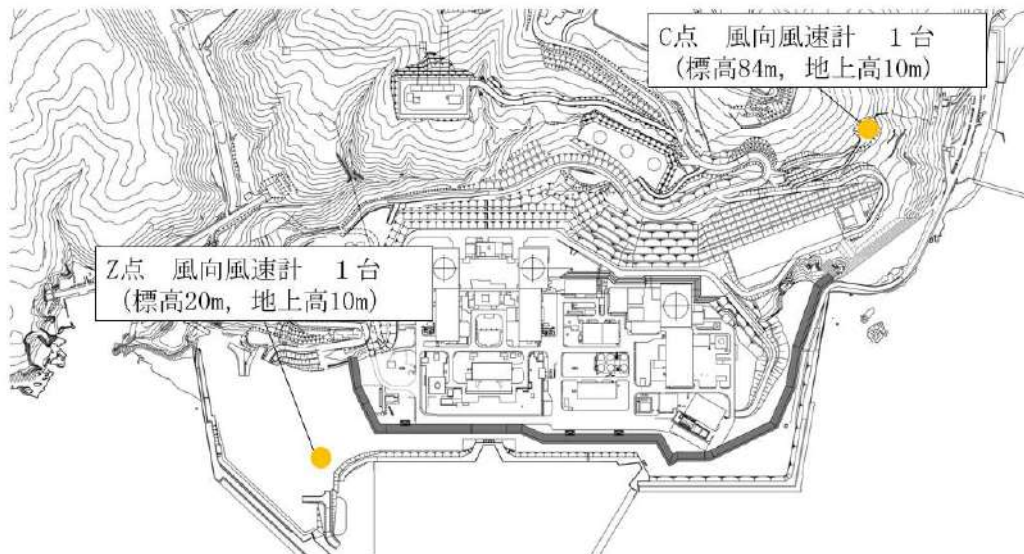
泊発電所近隣の気象官署としては寿都、小樽及び倶知安、アメダスとしては共和、神恵内、余市、美国がある。また、泊発電所も運開前から風速をはじめとした気象データを採取しており、これらの観測記録を参照することが考えられる。（第 3 図）

なお、アメダス（共和、神恵内、余市、美国）の観測記録は 1977 年 10 月、泊発電所の観測記録は 1989 年 4 月からデータ採取を開始しており既に 30 年以上のデータ蓄積があり、気象官署と同等の信頼性を有すると考えられることから、これらの観測記録も同様に確認した。（気象の平年値は気象観測統計指針にて 30 年間の平均値から算出すると定義されていることを考慮しても、十分なデータ量であると考え）

また、泊発電所の風向風速計は気象業務法並びに気象測器検定規則に基づき 5 年ごとに検定を受けている。（参考 1）



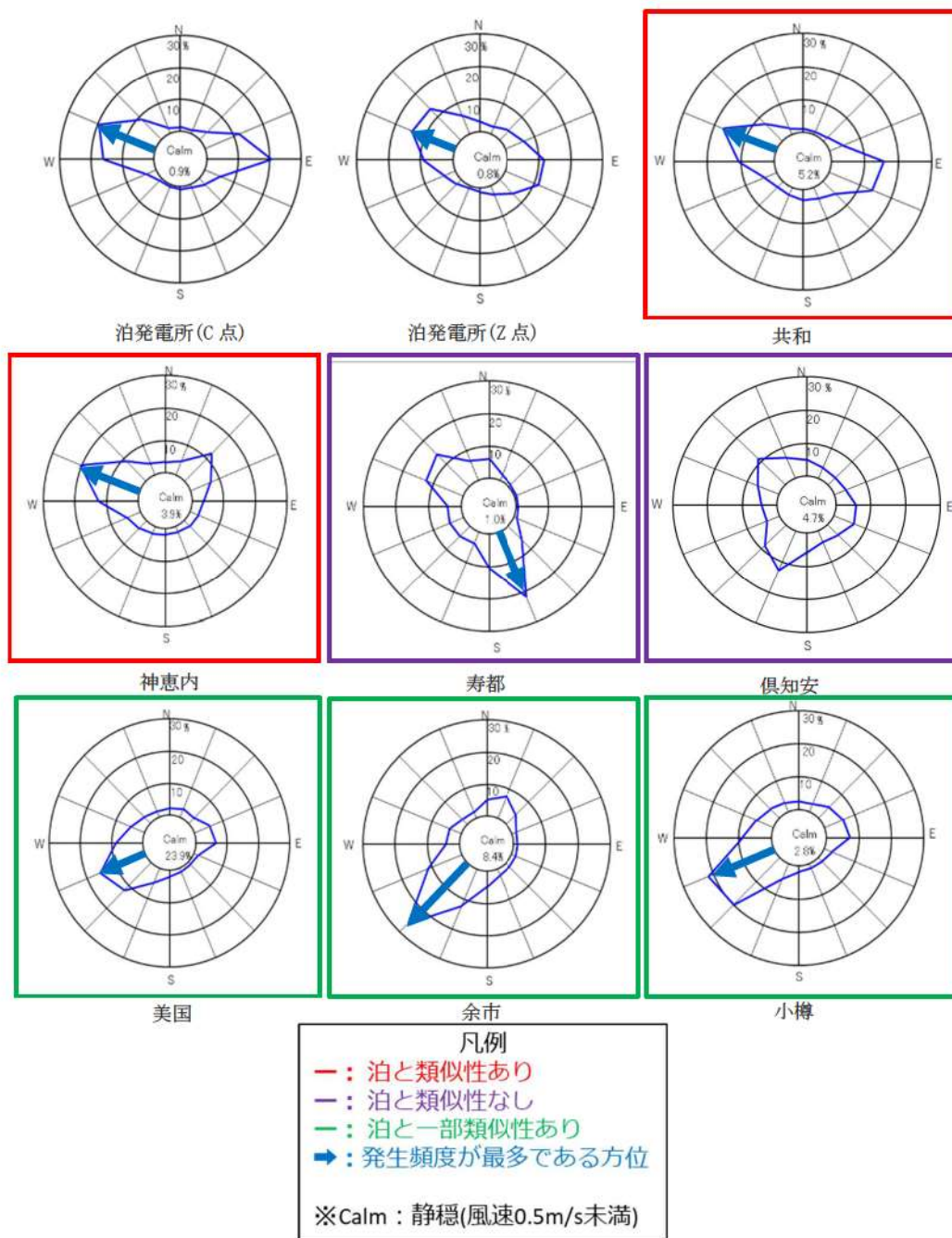
第3図 参照を検討した泊発電所近隣の気象観測所



第4図 泊発電所構内の気象観測地点

2. 泊発電所及び近隣の気象観測所の卓越風向について

風は地形などによる局地性があるため、泊発電所及び近隣の気象観測所における卓越風向を風配図にて整理した。また、参考2にて強風による影響をみるため風速 10m/s 以上の風配図についても整理した。



第5図 泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の風配図
(1989年～2021年のデータから作成)

これらを比較すると、泊発電所は共和、神恵内と非常に似ており西北西に卓越した風が吹いていることが分かる。小樽、余市、美国も西風ではあるが、西南西が強く、若干異なっている。

一方、沿岸部に位置する寿都については南南東からの風が卓越しており、他の地点とは大きく異なっていることが分かる。また、倶知安については四方が山岳に囲まれているため、卓越風向が見られず、内陸性の気候を示しており、泊発電所が異なることが分かる。

3. 泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の最大風速観測時期について

2. において、卓越風向から泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の類似性を整理したが、卓越風向はある期間に最も頻繁に表れる風向きを示していることから、泊発電所及び近隣の気象観測所の歴代最大風速、風向、観測時期を整理した。

第2表 泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の歴代最大風速データ

	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
寿都 (移転前) ^{※1}	極値	49.8	42 ^{※2}	40.5 ^{※3}	39.5	37.7	36.8	36.3	36	35.3	35.1
	風向	南南東	南南東	北	南南東	南南東	南南東	南東	南南東	南南東	南南東
	年月日	1952/4/15	1954/9/26	1939/1/9	1895/5/18	1924/12/10	1921/9/28	1902/9/28	1937/3/24	1945/6/3	1955/5/4
寿都 (移転後)	極値	20.3	20.2	19.4	19.2	19.2	19.1	18.7	18.6	18.4	18.3
	風向	北	南南東	北	南南東	南南東	北西	北北西	北北西	北	南南東
	年月日	2004/2/23	2017/4/18	1996/1/11	2011/5/13	2018/9/5	2016/3/1	2009/2/21	2015/10/8	2007/1/7	2010/4/29
倶知安	極値	34.1	28.1	26.5	25.8	25.8	25.5	25.2	23.8	23.3	23.0
	風向	南南西	南西	南東	南東	東南東	南東	南	南東	南東	東南東
	年月日	1954/9/27	1958/1/2	1944/10/8	2018/9/5	1949/4/4	1959/4/23	1954/9/26	1956/10/31	1949/9/1	1946/3/13
共和	極値	25.5	21	20	19.7	19.6	19	19	19	19	19
	風向	西北西	南	西北西	西北西	西北西	北西	西北西	西北西	欠測	欠測
	年月日	2016/3/1	1987/9/1	1993/1/29	2018/3/2	2017/12/25	2004/12/17	1994/2/22	1994/1/7	1989/2/21	1986/11/26
神恵内	極値	24.5	22.7	21.8	20.9	20.5	20	19.2	19.0	19.0	19.0
	風向	西	西	西北西	西	西	西北西	西	西	西	西
	年月日	2012/12/6	2017/12/25	2013/1/2	2015/10/2	2010/4/14	1985/1/16	2014/11/3	2021/2/16	2010/12/12	2010/11/29
小樽	極値	27.9	24.8	24.2	24	23.5	23.2	22.6	21.7	21.1	20.8
	風向	南西	南西	西南西	南南西	南西	南東	南西	南西	南西	南南西
	年月日	1954/9/27	1952/5/14	1944/12/7	1948/1/6	1958/1/2	1949/4/4	1959/9/18	1948/1/7	1952/5/13	1954/4/22
余市	極値	17	15.9	15.0	14.0	14	14	13.9	13.9	13.3	13.3
	風向	南南西	南南西	南西	北	南西	北北東	西北西	北	南西	南
	年月日	2004/9/8	2010/3/21	2012/12/6	2015/2/27	2005/11/29	1991/2/17	2016/3/1	2015/10/8	2014/12/2	2011/5/13
美国	極値	16	15.8	15	15	15	14.7	14.4	14.1	14	14
	風向	東北東	南西	南西	南西	南西	南南西	南西	南南西	北北西	南西
	年月日	2002/1/7	2015/3/11	2008/3/24	2004/9/8	1981/8/23	2012/3/29	2015/4/26	2014/4/15	1991/5/14	1990/4/8
泊発電所 (0点)	極値	31.7	29.9	29.5	28.7	28.1	28	27.8	27.6	27	27
	風向	西	西	西北西	西	西南西	西	西北西	西北西	西	西
	年月日	2012/12/6	2017/12/25	2015/3/1	1993/1/7	2004/9/8	1996/12/6	1995/11/8	1992/1/29	1990/11/11	2014/12/2
泊発電所 (2点)	極値	30.7	28.8	28.0	27.2	26.0	25.6	24.6	24.4	23.5	23.2
	風向	北西	北西	北西	西	北西	西北西	北西	西北西	西	北西
	年月日	2015/3/1	2004/12/17	2000/12/24	2012/12/6	1998/3/6	2017/12/25	1993/2/22	1992/1/29	1996/12/6	2001/12/30

凡例
 : 寿都だしの影響^{※4}
 : 代表的な台風による影響^{※5}
 : 冬季(10~3月)、西寄りの風

- ※1 寿都の歴代最大風速はいずれも移転前のものである
- ※2 台風が襲来した時の記録であるが、寿都の地形的な影響を受けて、さらに強風化したものと考えられる
- ※3 寿都だしは南南東の風が低圧部から寿都までの黒松内低地帯で風下である寿都に風が集まり強風化するものであるが、このような逆向きの北風でも山地による影響を受けるため強風化したもの。これが強風の影響を受けやすい沿岸部にあった旧測候所で記録されたものであり、沿地区の西風の強風とは大きく異なる
- ※4 南南東、南東の風は寿都の地形的影響を受けやすいことから「寿都だし」としている
- ※5 洞爺丸台風(1954年)、ボブラ台風(2004年)を代表的な台風とした

第2表をみると、寿都については主に4月～9月にかけて寿都だしと呼ばれる南南東～南東の強風が吹く傾向がある。また、移転前の歴代風速2位の42m/s(南南東)は台風が襲来した時の観測記録であるが、寿都の地形的要因の影響を受けて、さらに強風化したものと考えられる。さらに、移転前の歴代風速3位の40.5m/s(北)は寿都だしと逆向きの風向であるが、山地による影響を受けるため強風化し、風の影響を受けやすい沿岸部にあった旧測候所で記録されたと考えられる。一方、移転後は移転前と比べて強風の影響を受けやすい場所ではなくなったものの、風向や強風が吹く時期については、移転前と同様の傾向であり、寿都については移転前後によらず泊発電所とは異なることが分かる。

また、倶知安については春と秋に南寄りの強風が吹く傾向が確認でき、泊発電所とは異なることが分かる。

一方、共和、神恵内、小樽、余市及び美国については、泊発電所と同様、冬季（10月～3月）に西寄りの強風が吹く傾向を確認できる。

なお、泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所における歴代最大風速データをみると、北海道に上陸した代表的な台風である洞爺丸台風（1954年9月）及びポプラ台風（2004年9月）による影響を確認できる。

4. 設計基準風速の設定について

2. 及び3. の泊発電所近隣の長期間でのデータを有している気象官署である寿都及び小樽のうち、寿都については寿都だしと呼ばれる局地風の影響を強く受けており、泊発電所の風向と強風の吹く時期と傾向が大きく異なることが分かる。このため、風向と強風の吹く時期について泊発電所と類似の特性がある小樽の観測記録（27.9m/s）を参照し、設計基準風速を設定することとした。

建築基準法に基づく基準風速は泊発電所のある泊村（古宇郡）においては36m/sと定められており、小樽の観測記録（27.9m/s）を上回ることから設計基準風速は基準風速による36m/sとする。（参考3）

なお、泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所における最大風速は泊発電所（C点）で観測された31.7m/sであり、設計基準風速に包含される。

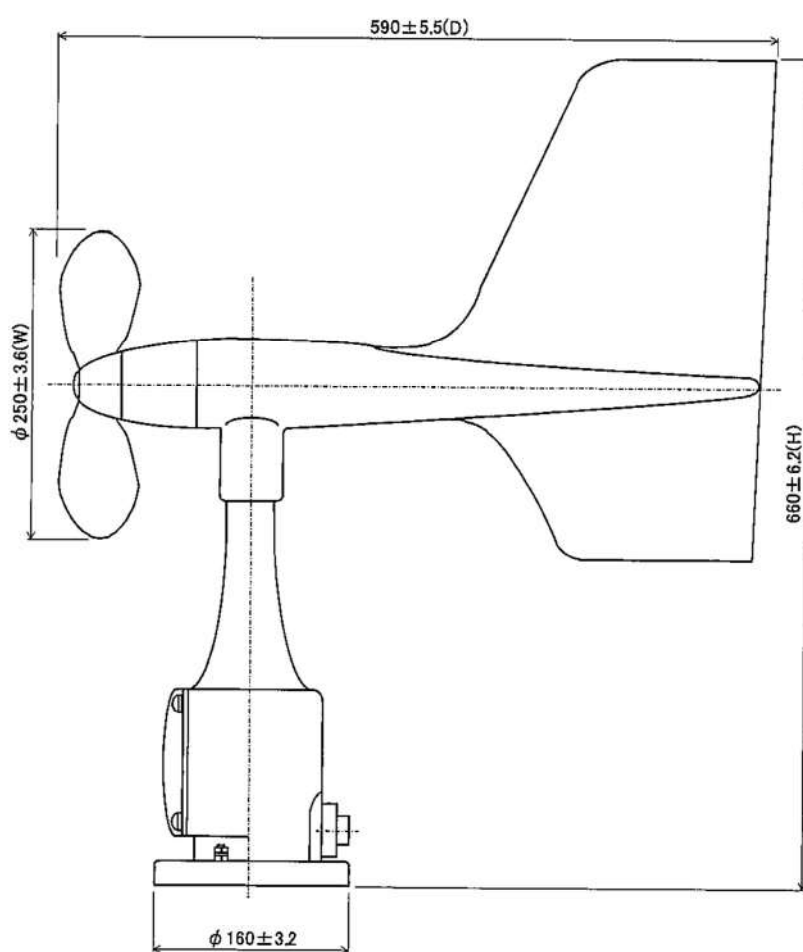
また、今回参照した泊発電所近隣の気象観測所を除く後志地方の観測記録の最大風速をみても、いずれも設計基準風速に包含される。（参考4）

泊発電所における風向風速計について

泊発電所における風向風速計の主要仕様及び設置高さについては、以下のとおり。

1. 主要仕様

- ・測定範囲：風向 0° ~360°
：風速 0m/s~90m/s
- ・外形寸法：約 $\phi 250\text{mm}$ (W) $\times 660\text{mm}$ (H) $\times 590\text{mm}$ (D)



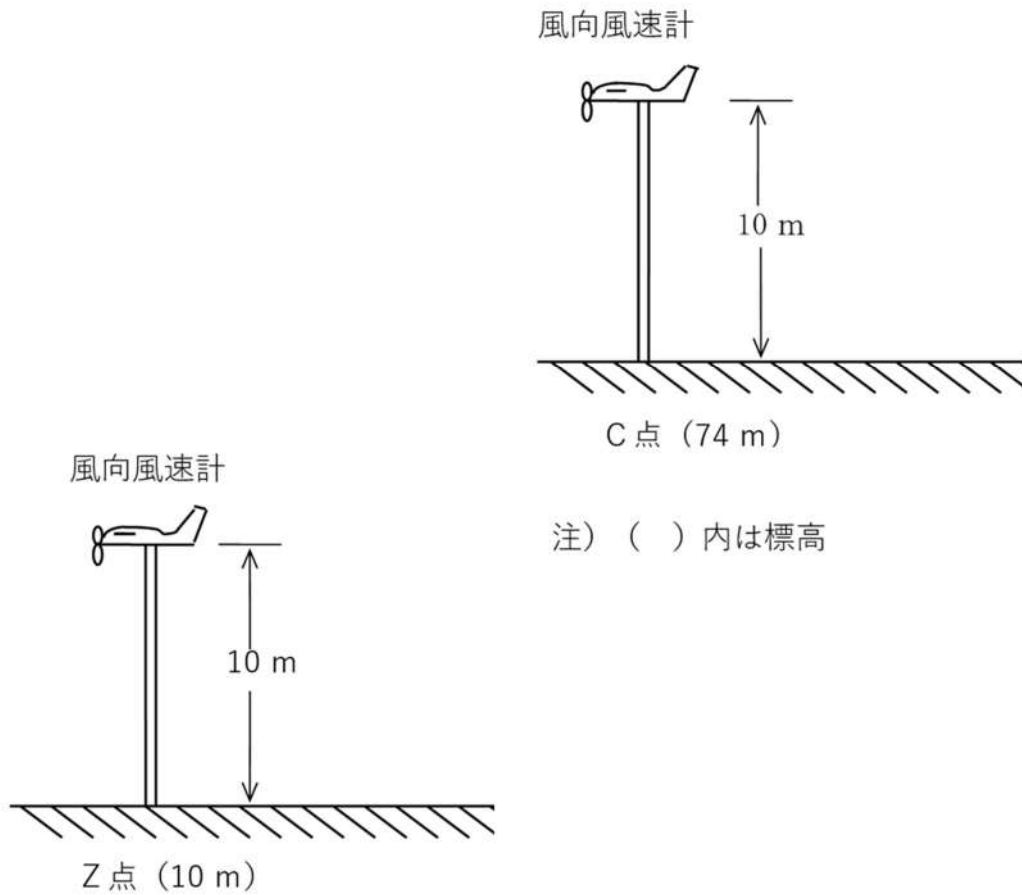
第 6 図 機器外形図

2. 設置高さ

風向風速計の設置高さ及び配置図を第3表と第7図に示す。

第3表 風向風速計の設置高さ

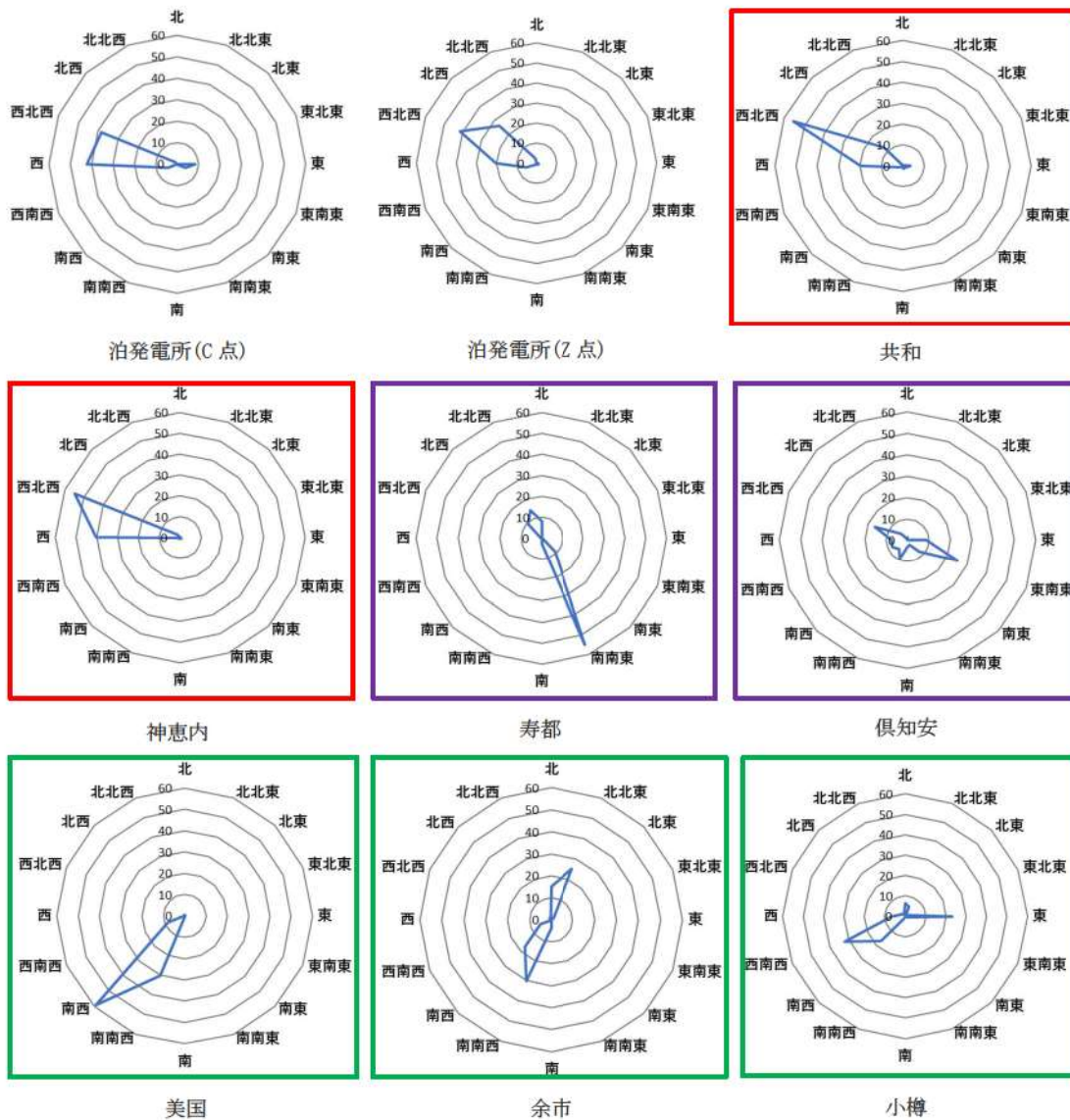
観測項目	場所	地上高(m)	標高(m)
風向・風速	敷地内C点	10	84
	敷地内Z点	10	20



第7図 風向風速計の配置図

風速 10m/s 以上の風配図について

泊発電所及び近隣の気象観測所における風速 10m/s 以上の卓越風向を風配図にて整理した。



第8図 泊発電所及び近隣の気象観測所の風速 10m/s 以上における風配図
(1989年～2021年のデータから作成)

基準風速の考え方について

基準風速は各地の観測記録を基に、30m/s から 46m/s までの範囲内において全国各地の風速を国土交通大臣が定めたものであり、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説(1993年改訂)」(以下、荷重指針)の考え方に基づいて定められている。

1. 観測記録について

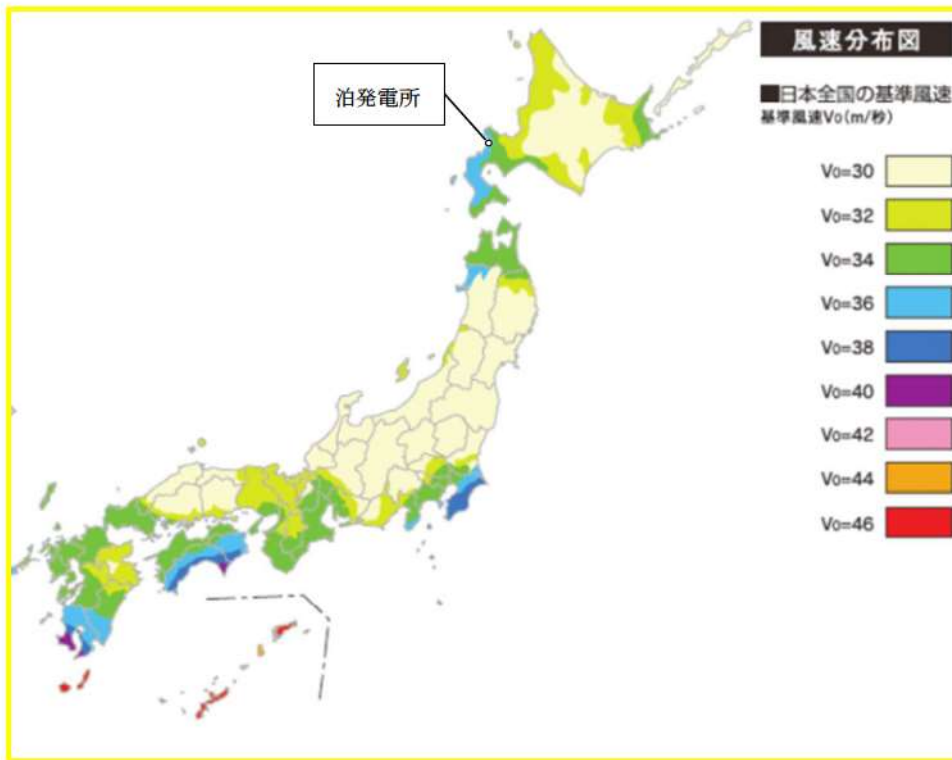
荷重指針においては、全国各地の気象官署の1929年～1991年の年最大風速の観測記録を基に風速を算出しており、この中には旧寿都測候所の最大風速である49.8m/s(1952年4月15日)、旧小樽測候所の最大風速である27.9m/s(1954年9月27日)等の観測記録も含まれている。

2. 観測記録の平滑化について

- ・上記の観測記録に対して局所的な特殊性を排除した風速を定めるため、以下の通り平滑化の作業を実施し、基準風速を定める。(第4図)
- ・全国各地の気象官署の観測記録に対して、風速計高さ、地表面の粗さ、及び観測記録の再現期間の条件を同一とする。
- ・日本全土を内接する長方形を設定し、その長方形に128×100の等間隔メッシュを設定し(1メッシュ約13km)、メッシュ交点の値をその点に最も近い気象官署の値とする。
- ・ある交点に対する対角方向も含む隣合う8つの点の値と中心点での値、合計9つの値の平均値を計算し、これを新しく中心点での値に置き換え、これを全ての点について行い、この作業を5回繰り返す。

上記の基準風速は既許可より変更はなく、基準風速を定めるに当たり観測記録としては寿都の最大風速である49.8m/sは考慮されているものの、上記の平滑化によって36m/sとなっている。

これに対し、今回の設計基準風速の設定では、卓越風速や強風が吹く時期など、泊発電所との類似性を考慮したうえで、最寄りの気象観測所の既往最大値を参照したうえで、これと建築基準法の基準風速を比較し、最大値を設計基準風速としている。



第9図 市町村別の基準風速マップ（平成12年建設省告示第1454号）
 （「一般社団法人・日本エクステリア工業会」に加筆）

後志地方の各観測地点において観測された
観測記録史上 1 位の日最大風速

後志地方の各観測地点の位置を第 10 図に示す。第 10 図の観測地点のマークの違いは、第 4 表に示すとおり観測要素の違いを表している。

各観測地点において観測された日最大風速を第 5 表に示す。ただし、参照する観測地点は、各観測地点の内、観測要素に「風」を含んでいる観測地点とする。



第 10 図 後志地方の気象観測地点（「気象庁ホームページ」に加筆）

第 4 表 観測地点の種類及び観測要素（気象庁ホームページより）

マーク	地点の種類	観測要素
◎	特別地域気象観測所	降水量, 風, 気温, 日照時間, 積雪, 気圧, 湿度, 天気など
■	アメダス	降水量, 風, 気温, 日照時間, 積雪
●	アメダス	降水量, 風, 気温, 日照時間
■	アメダス	降水量, 積雪
●	アメダス	降水量

年代により、要素が異なる場合がある。

第5表 後志地方の各観測地点において観測された観測記録史上1位の日最大風速

観測地点	日最大風速 [m/s]	観測日	統計期間
泊発電所 (C点)	31.7	2012/12/6	1989/4~2021/12
泊発電所 (Z点)	30.7	2015/3/1	1989/4~2021/12
美国	16.0	2002/1/7	1977/10~2021/12
神恵内	24.5	2012/12/6	1977/10~2021/12
余市	17.0	2004/9/8	1977/10~2021/12
小樽	27.9	1954/9/27	1943/1~2021/12
共和	25.5	2016/3/1	1977/10~2021/12
俱知安	34.1	1954/9/27	1944/1~2021/12
寿都	49.8	1952/4/15	1884/6~2021/12
蘭越	14.0	1990/4/9	1977/10~2021/12
真狩	17.2	2016/2/29	1978/10~2021/12
喜茂別	14.3	2016/3/1	1977/10~2021/12
黒松内	16.0	1979/10/19	1977/10~2021/12

寿都特別地域気象観測所の風向及び風速データの扱いについて

1. 被ばく評価における寿都特別地域気象観測所の風向及び風速データの利用方法について

泊発電所から放出される放射性物質の影響を評価するに当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という）に基づき、発電所敷地内で観測した1997年1月から12月までの1年間の風向及び風速データ並びに日射量及び放射収支量データから決まる大気安定度より導かれる拡散パラメータを用いて放射性物質の拡散状態を推定することとしている。これら気象データのうち風向及び風速データが長期間の気象状態と比較して特に異常でなく代表性を有することについては、同じく発電所で採取した10年程度の風向及び風速データを用いたF分布検定により確認している。また、気象指針において「最寄りの気象官署の気象資料を用いて調査することが望ましい」とされていることも踏まえ、寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の風向及び風速データを用いた同様の検定によって1997年1月から12月までの1年間の気象状態が発電所敷地内のみならず最寄りの気象官署も含めて異常年には該当せず代表性を有することを確認している。

2. 設計基準風速の設定における寿都特別地域気象観測所の風向及び風速データの利用方法について

「風」については局地性の影響を強く受けるため、泊発電所における設計基準風速の設定に当たっては、建築基準法に基づく基準風速と最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所に加えて近隣の観測所(アメダス)における風向及び風速データを用いて「卓越風向」及び「強風の発生時期及びその風向」に着目して泊発電所のデータとの比較を行い、泊発電所と類似の傾向を有する気象官署の既往最大風速を参照して設定することとしている。

寿都特別地域気象観測所の風向及び風速データを整理して評価した卓越風向や強風が吹く時期及びその風向に関して泊発電所のデータと類似性が無いことから、設計基準風速の設定に当たっては泊発電所と類似の傾向がある小樽特別地域気象観測所の既往最大風速を参照している。

3. まとめ

寿都特別地域気象観測所の風向及び風速データについてはそれぞれ以下を目的としており、両者の取扱いは異なるものであって評価上は独立性を有するものである。

- 被ばく評価では、泊発電所敷地内で観測された1997年1月から12月までの1年間の風向及び風速のデータが特に異常な年のものではないことを最寄りの気象官署も含めて確認することを目的としている
- 設計基準風速の設定においては、風向及び風速データを用いて、卓越風向や強風が吹く時期及びその風向を泊発電所のデータと比較して類似性の有無を確認することを目的としている

凍結影響評価について

1. 基本方針

予想される最も過酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結により、安全機能を損なわない設計とする。

2. 設計基準温度の設定

低温に伴う凍結に対し、設計基準温度の設定は以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類

低温に関する規格・基準類の要求はない。

(2) 観測記録（別紙1）

気象庁の気象統計情報における最低気温の観測記録⁽¹⁾⁽²⁾によれば、泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）、気象庁年報及び地上気象観測原簿での最低気温の観測記録史上1位は -18.0°C （1954年1月24日）である。

以上より、設計基準温度は最低気温を考慮し -19.0°C と定める。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

外部事象防護対象施設が、2.にて設定した設計基準温度による凍結によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、凍結が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認する。

本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1図に凍結に対する安全評価のフローを示す。

○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上、評価し、凍結に対して対策を行うことで安全機能が維持できることを確認する。

①凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せず静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるが、ヒーティングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施していることから低温に対して影響はない（別紙2参照）。

②屋内で換気空調や暖房設備が常時運転し温度制御している箇所に設置されている設備は、極端な低温にさらされることはなく、安全機能が維持可能である。

○上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

4. 重大事故等対処設備に対する考慮

第2図の凍結による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、2.にて設定した設計基準温度に伴う凍結に対し、必要な安全機能を維持できることを確認する。

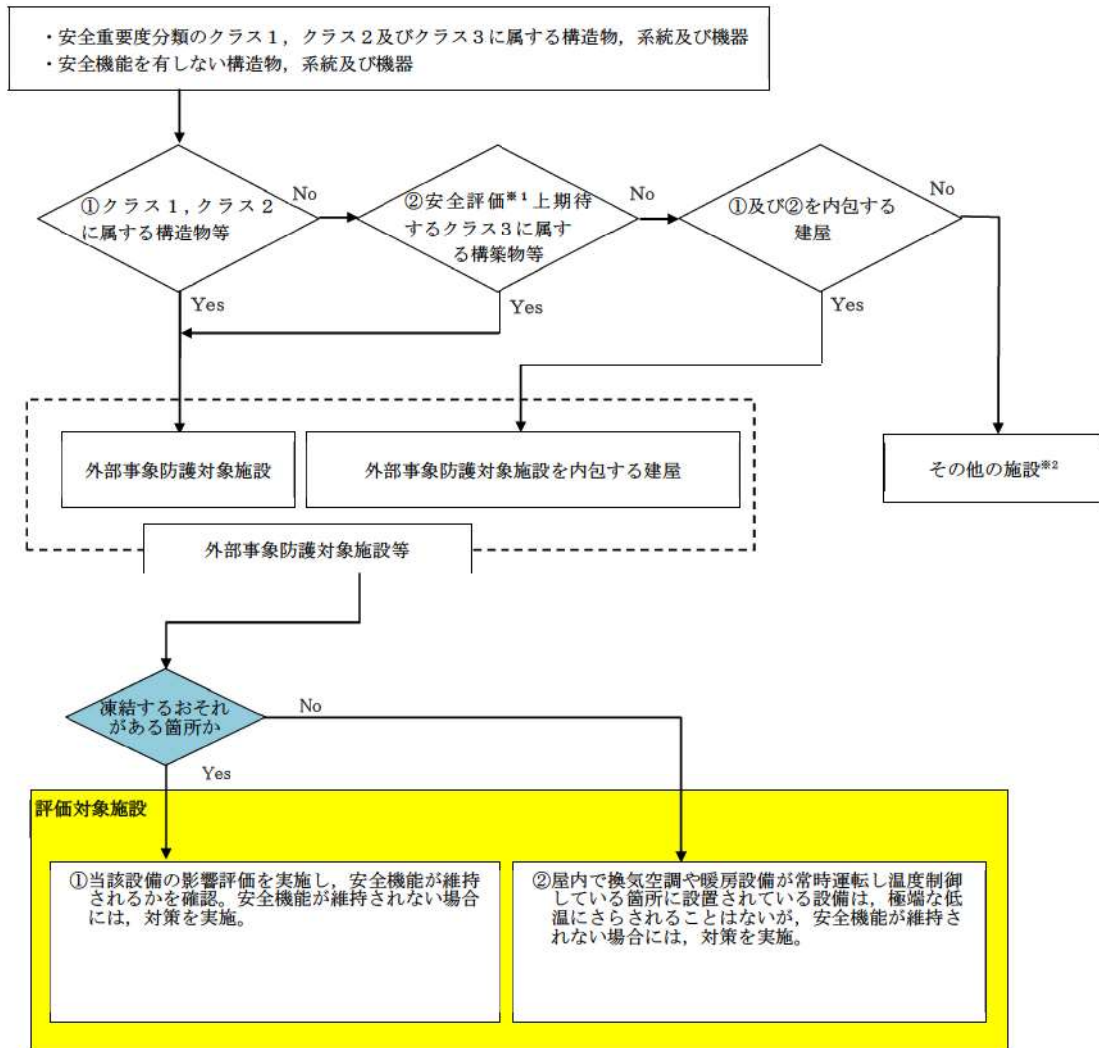
建屋内は常に換気空調設備を運転し温度を制御していることから、建屋内に設置されている重大事故等対処設備は、極端な高温又は低温となることはない。

また、屋外の重大事故等対処設備は、可搬型重大事故等対処設備への機械的影響が考えられるが、設計基準温度に伴う凍結に対し、気象予報等を踏まえ、必要に応じ暖機運転等を行うことにより対処が可能である。

なお、凍結に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。

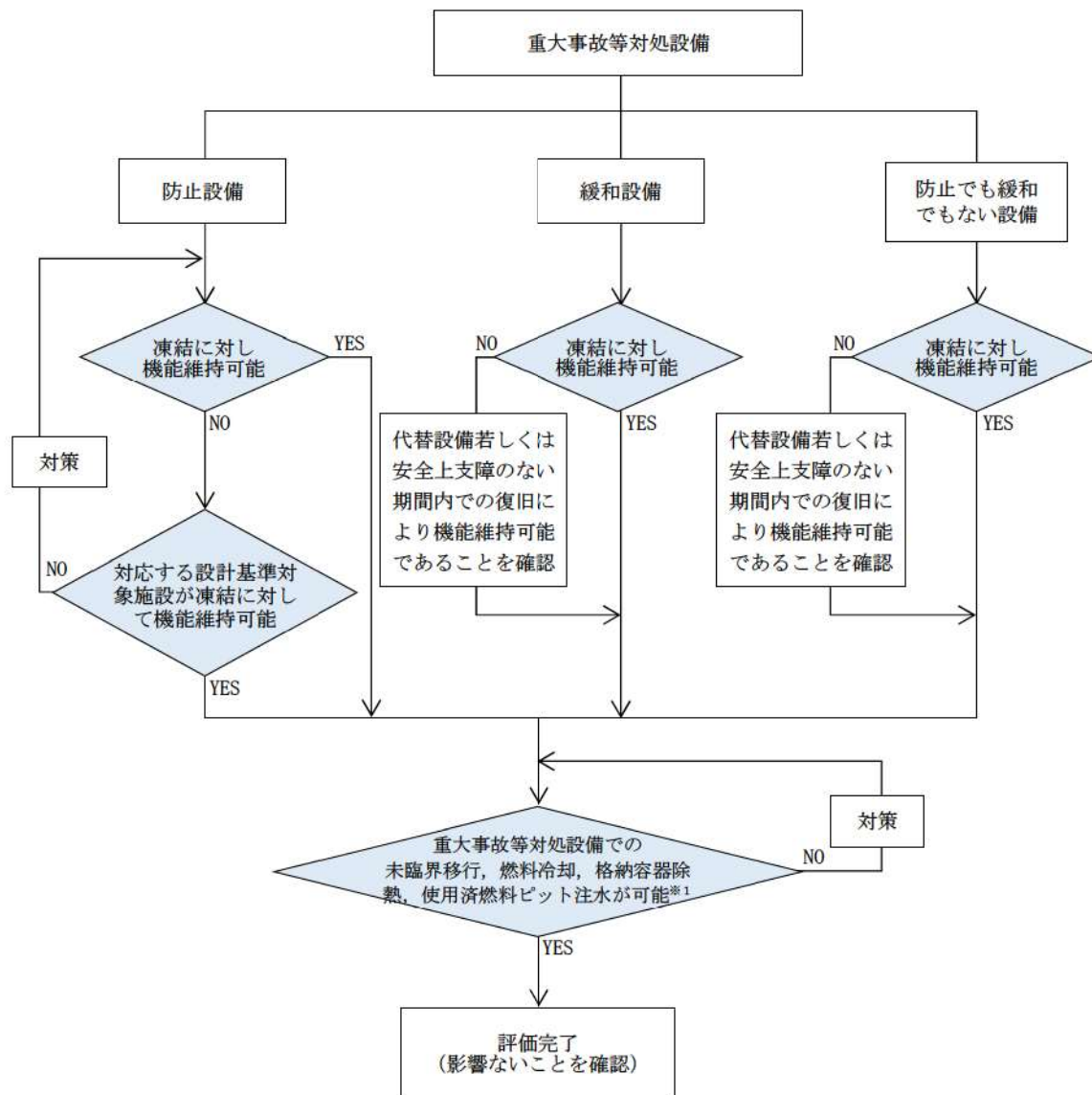
5. 参考文献

- (1) 気象庁：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析
 ※2 その他の施設のうち安全施設は, 構造健全性の確保, 若しくは損傷を考慮して代替設備, 修復等で安全機能を確保

第1図 凍結に対する安全施設の評価フロー



※1：設計基準温度に伴う凍結により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが，安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 凍結による重大事故等対処設備への影響評価フロー

寿都町及び小樽市における低温の観測記録

第 1 表 寿都町における毎年の最低温度観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]
1884	-11.4	1912	-15.7	1940	-8.8	1968	-11.1	1996	-12.4
1885	-12.8	1913	-13.9	1941	-13.0	1969	-12.4	1997	-9.2
1886	-14.4	1914	-9.6	1942	-12.9	1970	-11.3	1998	-12.6
1887	-11.7	1915	-13.0	1943	-10.4	1971	-10.0	1999	-10.3
1888	-11.6	1916	-11.0	1944	-12.2	1972	-9.7	2000	-10.4
1889	-11.7	1917	-11.5	1945	-12.6	1973	-9.6	2001	-13.4
1890	-11.7	1918	-11.2	1946	-12.8	1974	-10.1	2002	-9.8
1891	-12.6	1919	-15.1	1947	-13.4	1975	-9.3	2003	-11.3
1892	-12.4	1920	-10.4	1948	-10.6	1976	-11.6	2004	-10.0
1893	-15.0	1921	-11.3	1949	-11.1	1977	-12.5	2005	-10.2
1894	-12.4	1922	-12.3	1950	-9.8	1978	-14.1	2006	-12.7
1895	-11.6	1923	-12.7	1951	-12.7	1979	-12.3	2007	-6.6
1896	-12.8	1924	-13.6	1952	-12.4	1980	-10.5	2008	-9.4
1897	-14.0	1925	-13.4	1953	-11.7	1981	-7.5	2009	-10.3
1898	-11.4	1926	-13.2	1954	-11.4	1982	-9.8	2010	-12.9
1899	-10.5	1927	-12.4	1955	-9.9	1983	-11.6	2011	-10.1
1900	-13.1	1928	-11.4	1956	-10.8	1984	-13.0	2012	-10.9
1901	-11.7	1929	-13.0	1957	-11.0	1985	-14.2	2013	-11.1
1902	-15.2	1930	-12.1	1958	-8.6	1986	-12.0	2014	-9.1
1903	-10.8	1931	-14.3	1959	-10.1	1987	-11.5	2015	-9.4
1904	-12.0	1932	-10.2	1960	-10.8	1988	-10.3	2016	-9.4
1905	-9.7	1933	-14.4	1961	-14.0	1989	-9.0	2017	-10.1
1906	-13.1	1934	-10.0	1962	-11.6	1990	-11.3	2018	-13.2
1907	-11.7	1935	-11.2	1963	-10.7	1991	-12.5	2019	-13.0
1908	-13.8	1936	-13.1	1964	-10.1	1992	-11.3	2020	-9.6
1909	-13.3	1937	-15.0	1965	-11.8	1993	-8.5	2021	-11.3
1910	-10.9	1938	-12.1	1966	-14.1	1994	-12.6		
1911	-14.7	1939	-13.6	1967	-14.9	1995	-9.8		

値] : 資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

第2表 小樽市における毎年の最低温度観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]	年	最低気温 [°C]
1943	-16.3	1963	-11.0	1983	-11.3	2003	-14.9
1944	-16.7	1964	-13.8	1984	-13.2	2004	-10.7
1945	-17.2	1965	-11.6	1985	-15.2	2005	-12.0
1946	-13.4	1966	-14.0	1986	-13.9	2006	-13.6
1947	-13.8	1967	-14.1	1987	-12.2	2007	-9.1
1948	-11.7	1968	-16.0	1988	-12.3	2008	-11.3
1949	-11.7	1969	-13.1	1989	-9.8	2009	-11.2
1950	-13.8	1970	-14.1	1990	-13.6	2010	-13.2
1951	-15.3	1971	-13.8	1991	-13.5	2011	-10.6
1952	-13.5	1972	-12.4	1992	-11.2	2012	-12.3
1953	-13.6	1973	-9.6	1993	-8.8	2013	-10.7
1954	-18.0	1974	-11.5	1994	-14.3	2014	-12.6
1955	-11.1	1975	-14.0	1995	-11.4	2015	-9.5
1956	-12.0	1976	-13.6	1996	-13.9	2016	-9.6
1957	-11.7	1977	-14.1	1997	-9.7	2017	-13.0
1958	-11.2	1978	-17.2	1998	-15.1	2018	-11.4
1959	-11.8	1979	-13.2	1999	-12.1	2019	-13.6
1960	-10.9	1980	-12.0	2000	-10.8	2020	-13.9
1961	-13.3	1981	-11.0	2001	-13.5	2021	-12.5
1962	-12.3	1982	-11.8	2002	-10.6		

凍結防止対策について

凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せず静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるため、ヒーティングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施している。凍結防止対策を実施する外部事象防護対象施設である原子炉補機冷却海水設備配管等に対する凍結防止対策の概要を図1に示す。

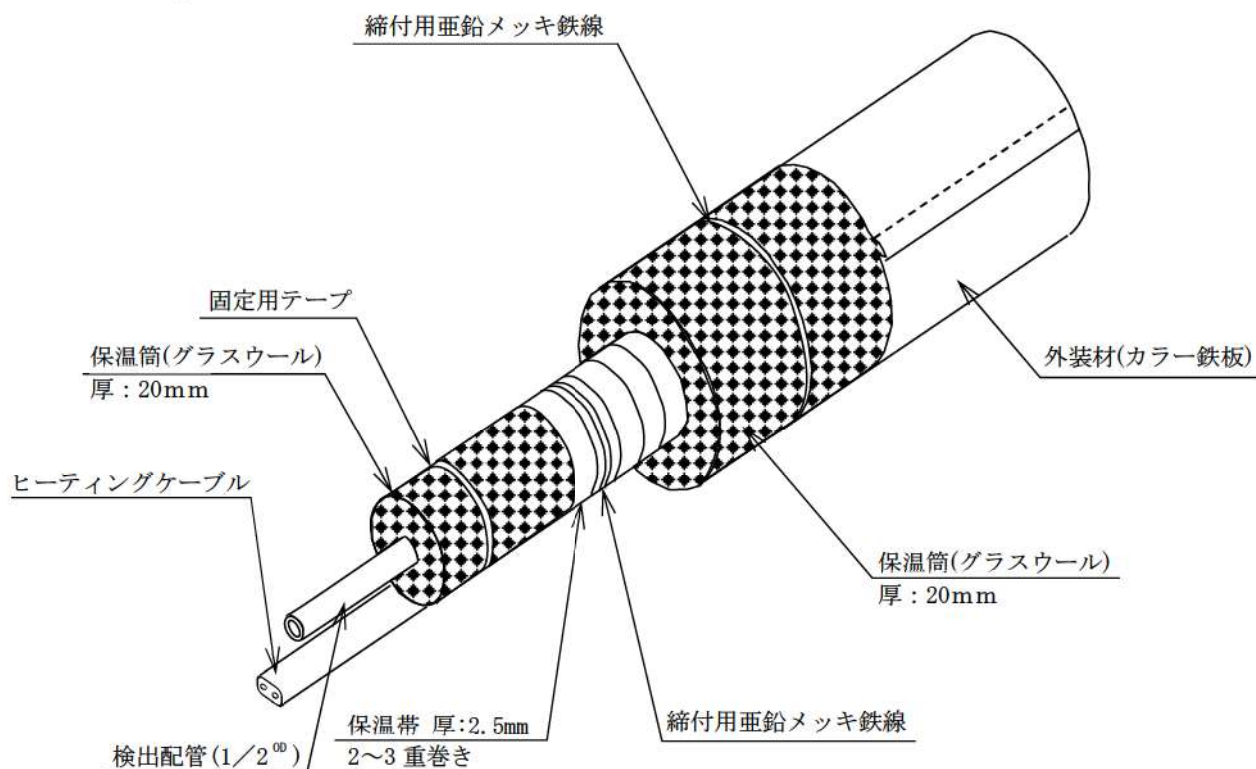


図1 凍結防止保温の例

(1) 環境条件

- ・ 雰囲気温度：-7℃

(2) 凍結防止対策の構造

ヒーティングケーブルは対象配管に取付けた温度検出器により温度を検知し、配管表面温度が□℃になると、ヒーティングケーブルがオンし、□℃になるとオフする。

以上

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

降水影響評価について

1. 基本方針

予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準降水量による浸水、荷重に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。

2. 設計基準降水量の設定

設計基準降水量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類

降水に対する排水施設の規格・基準は、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した北海道の手引き⁽¹⁾であり、排水施設の設計雨量強度として、雨水の10年確率で想定される到達時間内の雨量強度を用いることとしている。また、北海道の大雨資料(第14編)⁽²⁾では、降雨継続時間毎の北海道内の10年確率雨量強度表が示されており、流域面積の規模で区分した単位時間が採用される。同手引きによる発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」又は「共和」に分類され、32mm/hが採用される。

(2) 観測記録(別紙1)

気象庁の気象統計情報における降水量の観測記録⁽³⁾によれば、泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム(アメダス)の最大1時間降水量の観測記録史上1位は57.5mm/h(1990年7月25日)である。

以上より、設計基準降水量は最大1時間降水量の57.5mm/hと定める。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

外部事象防護対象施設が、降水によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、設計基準降水量(57.5mm/h)による浸水及び荷重が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認した。

本評価における基本的な考え方は、以下のとおり。また、第1図に降水に対する安全施設の評価フローを示す。

○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上評価し、安全機能が維持できることを確認した。

①建屋外に設置されている設備は、当該の設備に設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対する浸水及び荷重が作用した場合においても、構内排水設備等による排水等によって、安全機能を損なわないことを確認した。（別紙2）

②頑健性のある建屋内に設置されている設備は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備等による排水によって影響がないことを確認した。

なお、頑健性のある建屋（原子炉建屋等）は、雨水の侵入防止措置として1階床の基準高さを雨水による外部からの水の侵入防止を考慮し、地表面の基準高さに対して30cm高く設定している。また、地表面からの30cmの高さ及び地表面以下の範囲に存在する建屋の貫通部については、すべてシール材や閉止処置を施工している。

○上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

4. 重大事故等対処設備に対する考慮

第2図の降水による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、設計基準降水量の降水に対し、必要な安全機能を維持できることを確認した。

なお、降水に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。

5. 参考文献

(1) 北海道林地開発許可制度の手引き（令和4年9月）

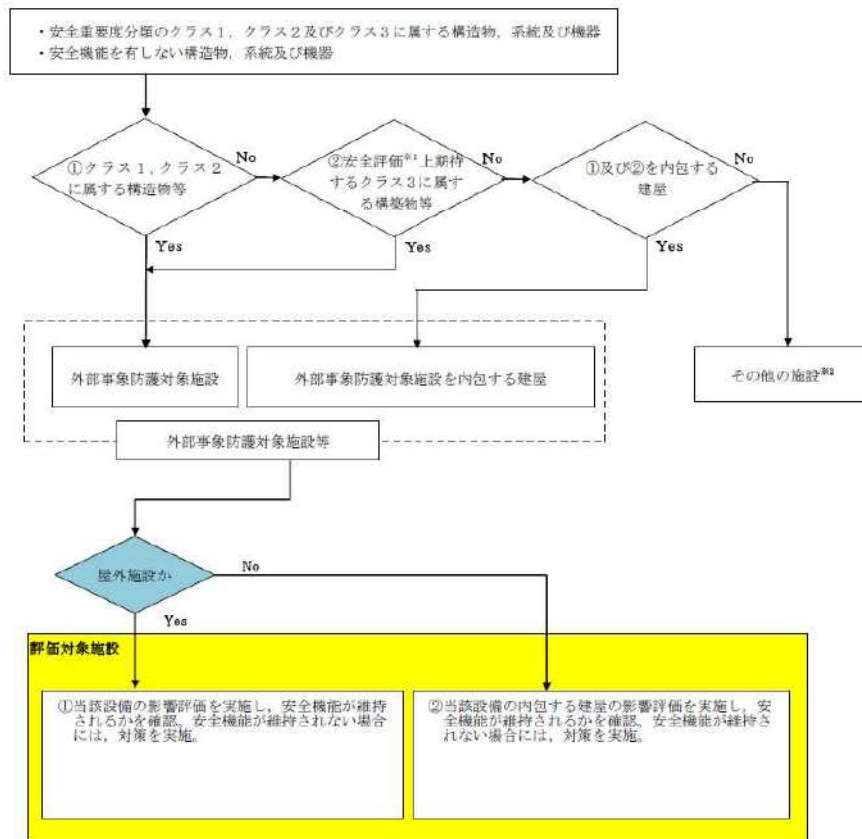
:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.html>

(2) 北海道の大雨資料（第14編）（令和3年1月）

:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ksn/ooameshiryou14.html>

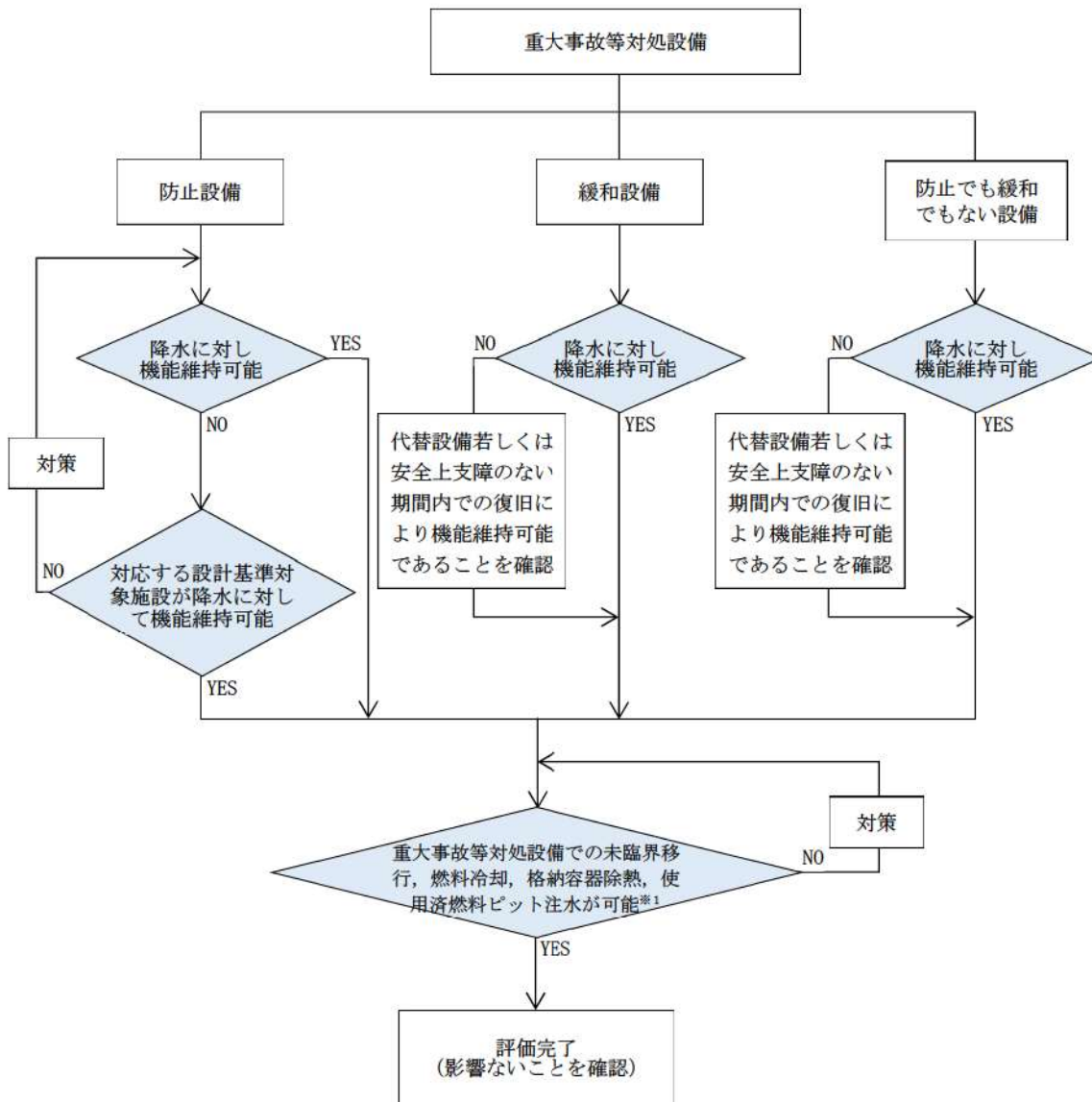
(3) 気象庁：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(4) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析
 ※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

第1図 降水に対する安全施設の評価フロー



※1：基準になる降水量により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが，安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 降水による重大事故等対処設備への影響評価フロー

寿都町及び小樽市における降水量の観測記録

第 1 表 寿都町における毎年の最大 1 時間降水量観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最大 1 時間 降水量 [mm]	年	最大 1 時間 降水量 [mm]	年	最大 1 時間 降水量 [mm]	年	最大 1 時間 降水量 [mm]
1938	34.5]	1963	12.5	1988	17.5	2013	24.5
1939	11.4]	1964	15.8]	1989	17.0	2014	15.5
1940	19.5]	1965	25.6	1990	57.5	2015	17.0
1941	13.4]	1966	26.5	1991	20.0	2016	22.5
1942	17.6]	1967	19.0	1992	25.5	2017	30.0
1943	23.9]	1968	24.5	1993	12.5	2018	13.5
1944	16.6]	1969	15.0	1994	22.5	2019	22.5
1945	9.7]	1970	28.0	1995	22.5	2020	28.5
1946	22.1]	1971	15.0	1996	20.5	2021	23.0
1947	43.5]	1972	13.0	1997	24.0		
1948	41.2]	1973	49.0	1998	21.0		
1949	29.7]	1974	33.5	1999	34.5		
1950	27.0]	1975	34.0	2000	20.0		
1951	14.3]	1976	23.5	2001	16.5		
1952	25.4]	1977	13.5	2002	19.5		
1953	24.7]	1978	11.5	2003	24.5		
1954	19.4]	1979	15.0	2004	23.5		
1955	34.4]	1980	22.0	2005	25.5		
1956	16.5]	1981	24.5	2006	32.0		
1957	22.5]	1982	12.5	2007	19.0		
1958	10.9]	1983	20.5	2008	24.0]		
1959	21.3]	1984	23.0	2009	28.0		
1960	21.7]	1985	42.0	2010	41.5		
1961	29.1]	1986	22.5	2011	34.0		
1962	21.5	1987	19.5	2012	27.5		

値] : 資料不足値

統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

第2表 小樽市における毎年の最大1時間降水量観測記録
(気象庁ホームページより)

年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]	年	最大1時間 降水量 [mm]
1943	28.9]	1968	19.0	1993	9.5	2018	21.5
1944	16.8]	1969	16.0	1994	36.5	2019	16.0
1945	15.2]	1970	32.0	1995	16.5	2020	33.0
1946	25.8]	1971	12.0	1996	20.5	2021	13.5
1947	15.6]	1972	13.0	1997	22.0		
1948	31.8]	1973	38.0	1998	18.5		
1949	27.0]	1974	11.0	1999	14.0		
1950	11.9]	1975	23.5	2000	25.0		
1951	10.8]	1976	14.5	2001	13.5		
1952	12.7]	1977	12.0	2002	15.0		
1953	15.7]	1978	28.0	2003	21.5		
1954	40.2]	1979	21.0	2004	23.0		
1955	39.0]	1980	29.5	2005	33.5		
1956	17.1]	1981	16.0	2006	17.5		
1957	17.7]	1982	20.5	2007	14.0		
1958	13.1]	1983	10.5]	2008	9.5		
1959	12.7]	1984	10.5	2009	13.5		
1960	26.7]	1985	31.5	2010	37.5		
1961	23.7]	1986	15.0	2011	22.0		
1962	21.1]	1987	13.0	2012	26.0		
1963	27.7]	1988	35.0	2013	23.5		
1964	20.6]	1989	17.5	2014	19.5		
1965	17.8]	1990	22.5	2015	24.0		
1966	15.7]	1991	12.5	2016	27.5		
1967	30.9]	1992	33.0	2017	50.5		

値]：資料不足値

統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

降水による浸水の影響評価

1. 概要

屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(57.5mm/h)の降水による浸水(敷地内滞留水)に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計とする。

外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(57.5mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。

また、その他の安全施設は、降水による荷重及び浸水に対して、排水口による排水等、構内排水設備等による排水、若しくは、降水による損傷を考慮し安全上支障のない期間での修復等の対応、又は、それらを適切に組み合わせた設計とする。

2. 降水による敷地内滞留水の影響評価

2.1 浸水量評価

設計基準降水量(57.5mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。

<評価条件>

降雨強度：

57.5mm/h(寿都特別地域気象観測所において平成2年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値)

雨水流入量：

「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づく合理式より算出

排水可能流量：

「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき、マニング式より算出

2.2 浸水量評価の結果

(1) 雨水流入量

泊発電所周辺の雨水は、第3図のように敷地内に配置された1号炉系統流末、2号炉系統流末及び3号炉系統流末の構内排水設備に集水され、海域に排水される。

評価に当たっては、防潮堤横断部における構内排水設備の集水面積を算定した上で、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。

その際、「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。

$$Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流入量 (m³/s)

f：流出係数

r：降雨強度 (mm/h)

A：集水面積 (ha)

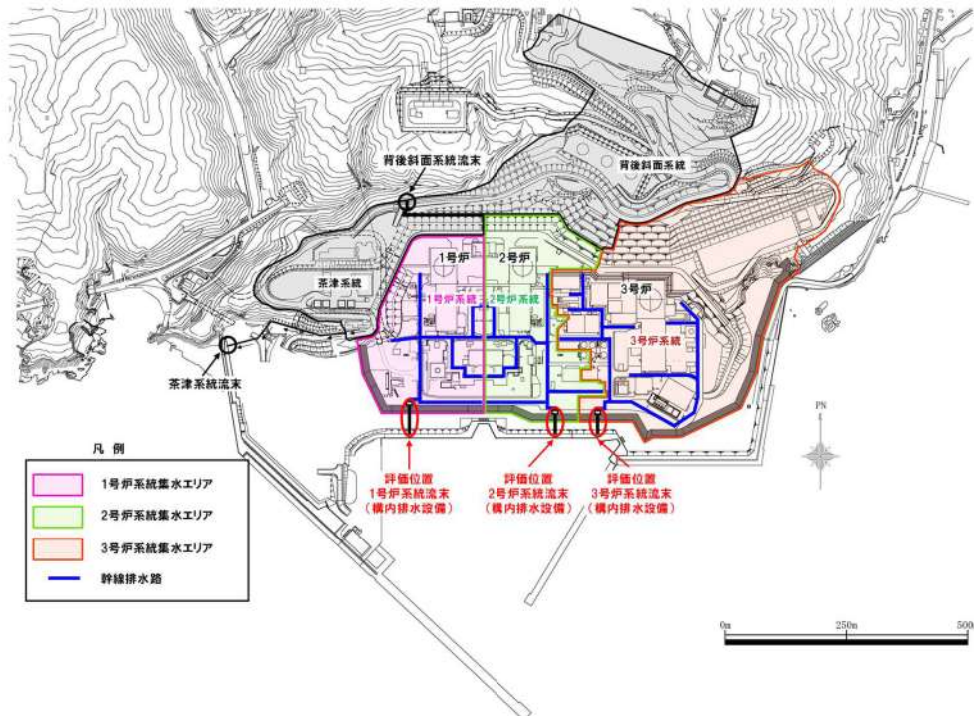
(2) 排水可能流量

設計基準降水量(57.5mm/h)により想定される雨水流入量に対して、裕度を持って排水可能な流量とする。構内排水設備の仕様を第3表に示す。

第3表 構内排水設備の仕様

	仕様	断面積 (m ²)
1号炉系統流末	鋼管 φ 1800	2.545
2号炉系統流末		
3号炉系統流末		

※構内排水設備については構造検討中



第3図 構内排水設備の配置概要図

(3) 評価結果

構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。

各号炉系統流末ともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。

第4表 57.5mm/h 降水時の雨水流入量と排水可能流量との比較

	集水面積※ (ha)	雨水流入量 a (m ³ /s)	排水可能流量 b (m ³ /s)	安全率 b/a
1号炉系統流末	7.87	1.26	3.89	3.10 (排水可能)
2号炉系統流末	7.75	1.24	3.89	3.14 (排水可能)
3号炉系統流末	19.74	3.15	3.89	1.23 (排水可能)

※構内排水設備については構造検討中

3. 降水による荷重の影響について

設計基準降水量(57.5mm/h)による荷重の影響として、原子炉建屋等は多量の降水に対しても、雨水排水口を介して排水する設計としていることから、滞留水による荷重の影響が及ぶことはない。また、排気筒等の屋外設備については、降水が滞留する構造ではないことから、滞留水による荷重の影響が及ぶことはない。

以上から、屋外の外部事象防護対象施設の安全機能が降水による荷重によって損なわれることはない。

積雪影響評価について

1. 基本方針

予想される最も過酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量による荷重、積雪による換気空調設備の給排気口の閉塞により、安全機能を損なわない設計とする。

2. 設計基準積雪量の設定

設計基準積雪量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類 (別紙1)

積雪に対する規格・基準として、建築物については建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則において、地域ごとに垂直積雪量が定められている。泊村の垂直積雪量は150cmである。

(2) 観測記録 (別紙2)

気象庁の気象統計情報における積雪深の観測記録⁽¹⁾によれば、泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム(アメダス)の月最深積雪の最大値は189cm(1945年3月17日)である。

○積雪時の発電所の対応について

泊発電所が立地する泊村は、多雪区域であるため降雪量が多く、降雪があった場合は必要に応じ発電所構内の除雪活動を実施する(別紙3)。

また、建屋屋上の除雪に関しては、気象情報(降雪予報)、構内に設置している監視システム等による積雪深を監視し、必要に応じ除雪を実施する(別紙4)。

以上より、設計基準積雪量は月最深積雪の最大値189cmを考慮する。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

2.にて示した設計基準積雪量に対する外部事象防護対象施設への影響を評価する。設計基準積雪量に対して、外部事象防護対象施設を有する各建屋又は外部の外部事象防護対象施設が積雪荷重、空気、流体の取入口の閉塞によって機能喪失に至ることがないことを確認する。

本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1図に積雪に対する安全施設

の評価フローを示す。

○外部事象防護対象施設について、以下の①から③に分類の上、評価し、積雪による荷重等に対して安全機能が損なわれないことを確認する。なお、積雪荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。

- ①屋外の設備は設計基準積雪量の荷重に対して健全であることを確認する。
- ②屋内の設備は、当該設備を有する建屋が設計基準積雪量の荷重に対して 機械的強度を有する設計であることを確認する。
- ③流体の取り入れ口等の閉塞による影響について、各建屋の換気口等の高さが設計基準積雪量に対して高い位置に設置してあること及び上向きに開口部がない設計であることを確認する。また、積雪と風等により給気口等の閉塞が考えられるが、この場合には、運転員、保修員がガラリに付いた積雪を落とすことにより閉塞を防止する。

○上記以外の安全施設については、積雪に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

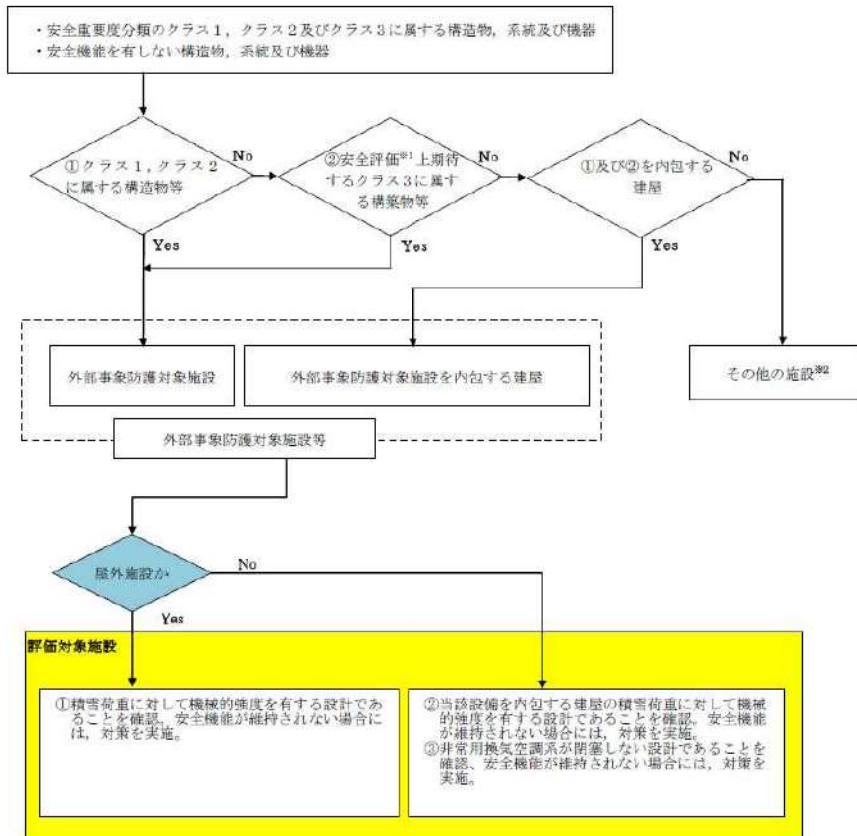
4. 重大事故等対処施設に対する考慮

第2図の積雪に対する重大事故等対処設備の評価フローに基づき、設計基準積雪量の荷重に対し、必要な安全機能が確保されていることを確認する。

なお、積雪に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。

5. 参考文献

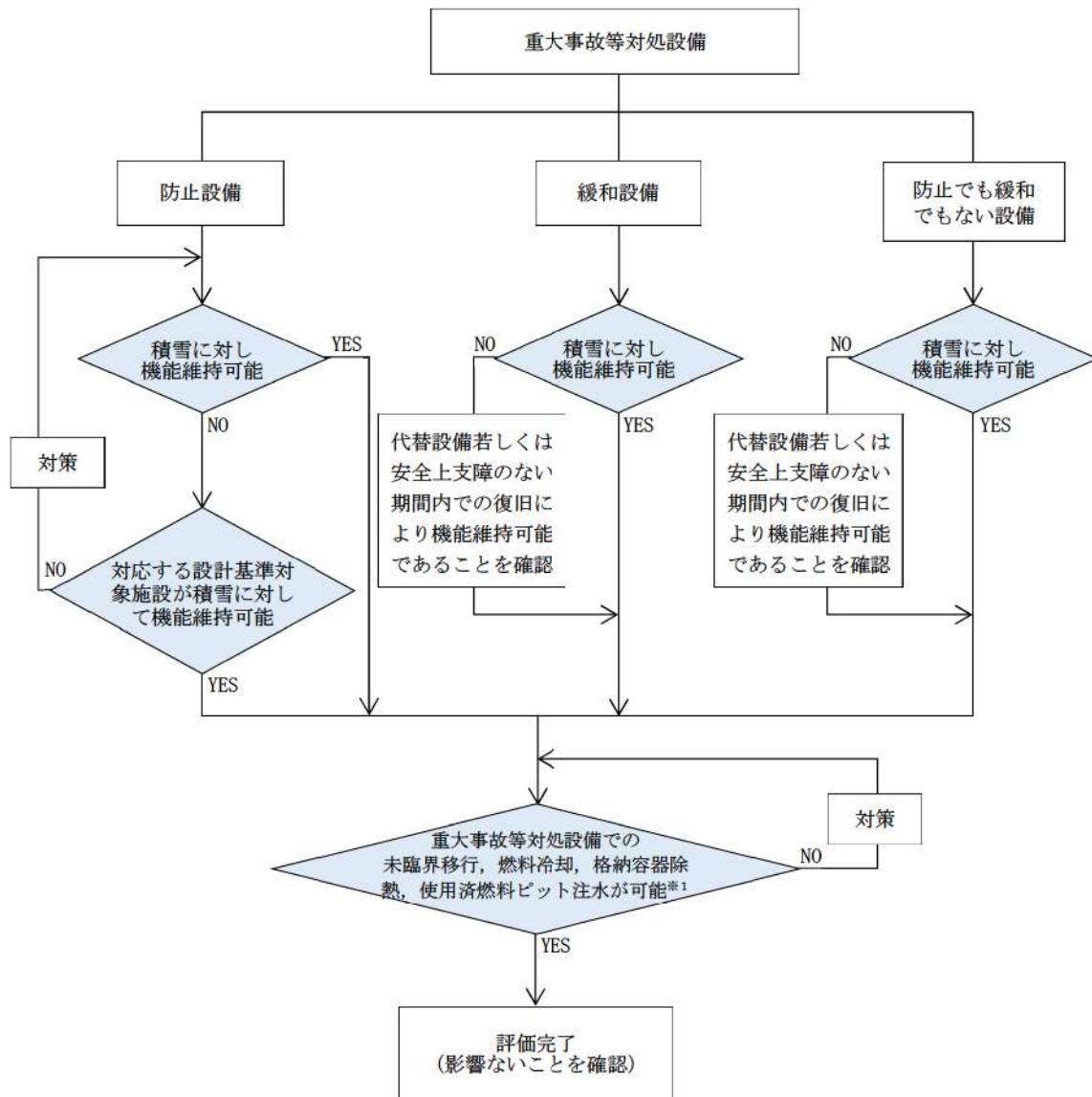
- (1) 気象庁：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

第1図 積雪に対する安全施設の評価フロー



※1：設計基準積雪量により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが，安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 積雪による重大事故等対処設備への影響評価フロー

北海道建築基準法施行細則について

建築基準法施行令（以下「政令」）の一部が改正（平成 12 年政令第 211 号）され、政令第 86 条の規定において、垂直積雪量を特定行政庁が規則で定めることとなった。北海道建築基準法施行細則⁽¹⁾における積雪に関する記載は以下のとおりである。

(積雪荷重)

第 17 条 政令第 86 条第 2 項ただし書の規定により、多雪区域は、別表第 1 に掲げる区域とする。

2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、政令第 86 条第 2 項本文の規定にかかわらず、積雪 1 cm ごとに 1 平方メートルにつき、30N 以上としなければならない。

3 政令第 86 条第 3 項に規定する垂直積雪量の数値は、別表第 2 の適用区域の区分に応じた垂直積雪量とする。

別表第 2（後志総合振興局管内を抜粋）

	区域	垂直積雪量（単位：cm）
(1)	島牧村，寿都町	130
(2)	共和町，岩内町	140
(3)	泊村，神恵内村，積丹町，古平町，仁木町，余市町	150
(4)	黒松内町，蘭越町	180
(5)	赤井川村	210
(6)	ニセコ町，真狩村，留寿都町，喜茂別町，京極町，倶知安町	230

(1) 北海道 建築基準法施行細則(昭和 48 年 1 月 15 日 北海道規則第 9 号)

寿都町及び小樽市における積雪深の観測記録

第1表 寿都町における毎年の積雪観測記録
 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)

年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]
1893	なし	177]	1928	なし	103	1963	37	97	1998	17	54
1894	なし	なし	1929	なし	139	1964	14	76	1999	33	74
1895	なし	なし	1930	なし	63	1965	26	60	2000	32	103
1896	なし	なし	1931	なし	111	1966	13	62	2001	31	77
1897	なし	なし	1932	なし	65	1967	19	90	2002	41	62
1898	なし	なし	1933	なし	165]	1968	26	96	2003	26	54
1899	なし	なし	1934	なし	103]	1969	22	80	2004	25	71
1900	なし	なし	1935	なし	83	1970	50	120	2005	30	88
1901	なし	なし	1936	なし	130]	1971	28	65	2006	30	99
1902	なし	なし	1937	なし	73	1972	11	32	2007	16]	28]
1903	なし	なし	1938	なし	84	1973	22	52	2008	45	75
1904	なし	4]	1939	なし	126	1974	38	116	2009	39	53
1905	なし	6]	1940	なし	120	1975	23	94	2010	28	103
1906	なし	なし	1941	なし	70	1976	24	60	2011	35	85
1907	なし	なし	1942	なし	150]	1977	39	102	2012	22	81
1908	なし	なし	1943	なし	87	1978	21	107	2013	19	107
1909	なし	31]	1944	なし	80	1979	30	58	2014	26	71
1910	なし	なし	1945	なし	189]	1980	22	67	2015	31	90
1911	なし	97	1946	なし	139]	1981	37	116	2016	28	64
1912	なし	61	1947	なし	97]	1982	28	83	2017	28	44
1913	なし	8]	1948	なし	90	1983	33	88	2018	26	107
1914	なし	78	1949	なし	33	1984	19	93	2019	30	63
1915	なし	60	1950	なし	64	1985	37	81	2020	22	28
1916	なし	72	1951	なし	117	1986	22	89	2021	24]	93]
1917	なし	32	1952	なし	98	1987	14	56			
1918	なし	99	1953	なし	94	1988	26	66			
1919	なし	160]	1954	なし	65	1989	22	26			
1920	なし	74	1955	なし	85	1990	22	51			
1921	なし	78	1956	なし	98	1991	27	94			
1922	なし	170]	1957	なし	142]	1992	33	78			
1923	なし	123	1958	なし	129	1993	19	66			
1924	なし	74	1959	なし	38	1994	23	55			
1925	なし	92	1960	なし	54	1995	36	66			
1926	なし	80	1961	17]	61]	1996	32	61			
1927	なし	85	1962	18	68	1997	20	49			

なし：観測を行っていない場合、機器の故障等で観測できなかった場合、火災や戦災等で資料を失った場合等

値]：資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

第2表 小樽市における毎年の積雪観測記録
 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)

年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]	年	最大日 降雪量 [cm]	月最深 積雪 [cm]
1943	なし	134]	1973	25	77	2003	28	112
1944	なし	128	1974	30	108	2004	31	99
1945	なし	173]	1975	24	92	2005	31	153
1946	なし	139]	1976	42	108	2006	41	172
1947	なし	116	1977	25	99	2007	28	92
1948	なし	150]	1978	23	108	2008	35	126
1949	なし	59	1979	34	82	2009	27	87
1950	なし	89]	1980	32	114	2010	24	102
1951	なし	37]	1981	36	157	2011	36	133
1952	なし	35]	1982	34	155	2012	31	125
1953	なし	5]	1983	36	125	2013	30	155
1954	なし	172]	1984	24	111	2014	34	148
1955	なし	151]	1985	28	102	2015	36	140
1956	なし	5]	1986	37	118	2016	32	89
1957	なし	105]	1987	26	139	2017	30	103
1958	なし	128	1988	38	135	2018	26	134
1959	なし	51	1989	34	101	2019	23	92
1960	なし	112	1990	47	141	2020	26	69
1961	21]	108]	1991	31	123	2021	20	104
1962	31	102	1992	38	110			
1963	31	76	1993	30	123			
1964	24	98	1994	46	139			
1965	36	135	1995	25	107			
1966	33	134	1996	84	149			
1967	35	120	1997	26	121			
1968	45	141	1998	28	99			
1969	24	90	1999	40	142			
1970	54	125	2000	29	143			
1971	21	88	2001	35	97			
1972	43	118	2002	28	66			

なし：観測を行っていない場合，機器の故障等で観測できなかった場合や，火災や戦災等で資料を失った場合等

値]：資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

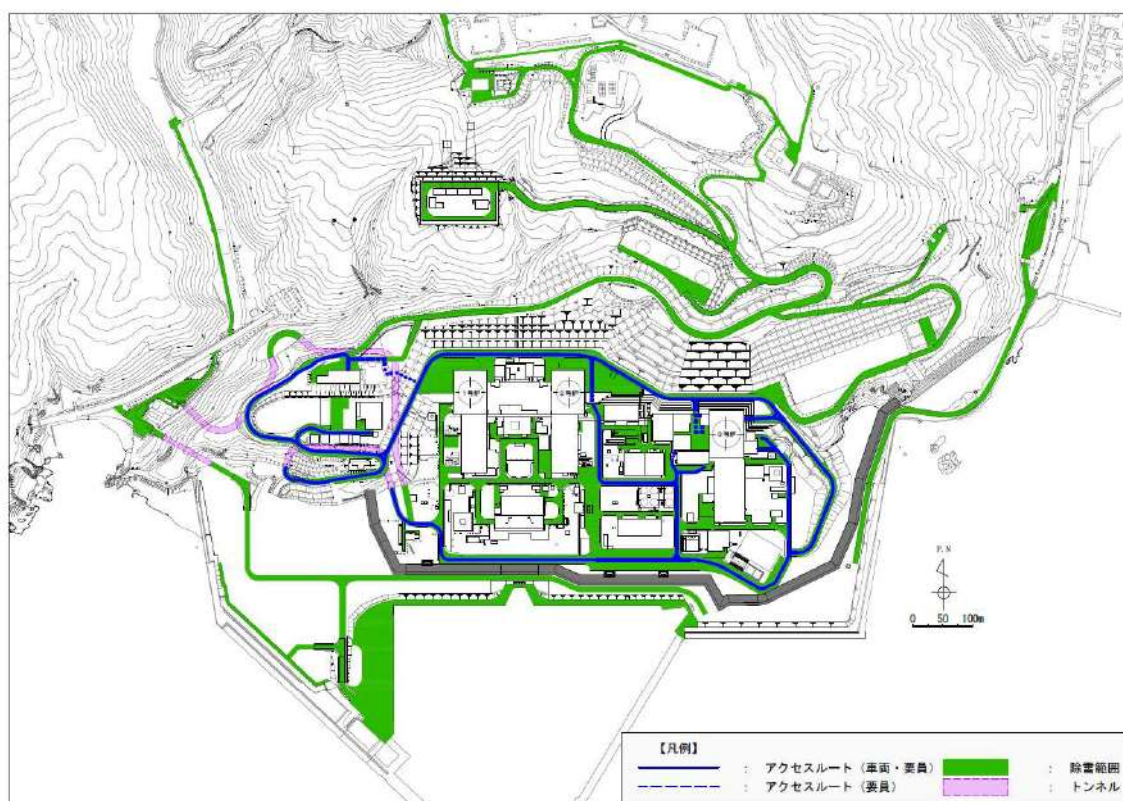
構内の除雪方法について

積雪時の泊発電所の体制※

- ・車両の通行等に支障がないよう、アクセスルート（第3図の青線）については、積雪深が10 cmに達した場合、除雪を開始する。
- ・それ以外の除雪箇所（第3図の緑線）については、エリアごとに定めた除雪基準（10 cm以上又は15 cm以上に達した場合）に基づき所定の時間までに除雪を完了する。
- ・除雪は、委託により実施しており、22 台の除雪機（ホイールローダ等の重機）により除雪を行う。

除雪ルート※

- ・除雪ルートは構内の道路及び可搬型設備を使用する場合のアクセスルートとする。



第3図 構内の除雪ルート（青線及び緑線）

※令和3年度時点の除雪体制及びルート（アクセスルートの整備に応じて除雪ルートを見直していく。）



第4-1図 重機による除雪作業（1）



第4-2図 重機による除雪作業（2）

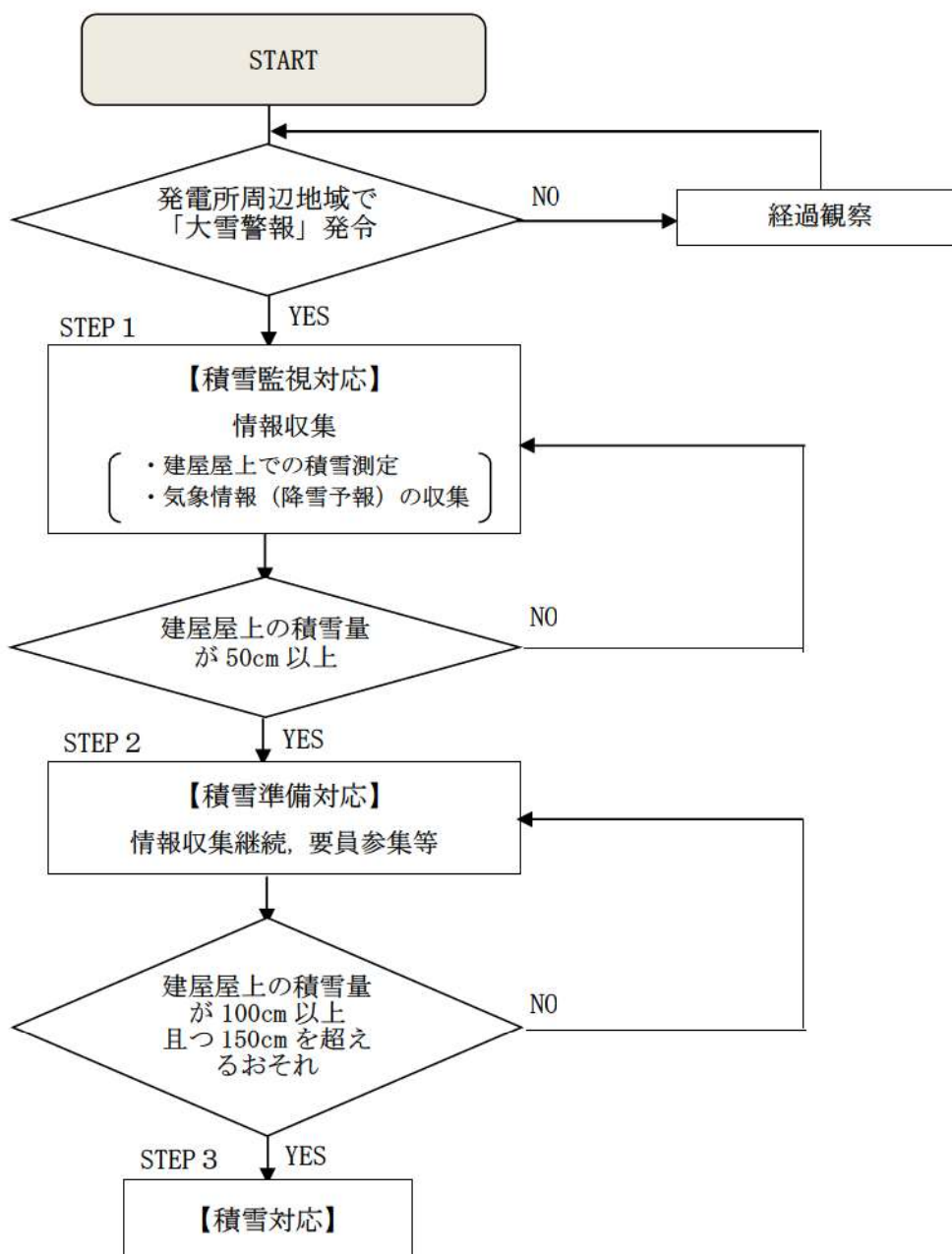


第4-3図 重機の凍結路面の滑り防止対策

原子炉建屋等の屋上の除雪運用について

評価対象の建屋は、設計基準積雪量の荷重に対して健全であることを確認しているが、積雪に対する頑健性を高めるため、建屋屋上の積雪量の監視及び気象情報（降雪予報）の収集を行い、除雪を実施する。

なお、泊発電所運開以降、大雪による建屋屋上の除雪を実施した実績はない。



第 5 図 原子炉建屋等屋上積雪量の管理作業フロー

落雷影響評価について

1. 基本方針

予想される最も過酷と考えられる条件を設計基準として設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、落雷による雷撃電流に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。

2. 基準雷撃電流値の設定

基準雷撃電流値の設定は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。

(1) 規格・基準類

原子力発電所における耐雷設計の規格・基準には電気技術指針 JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」⁽¹⁾があり、以下のように規定している。

- a. JEAG4608 では、電力設備の避雷設備の設計について、電力中央研究所報告 T40「発電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」⁽²⁾を参照している。

同ガイドでは、275kV 発電所における送電線並びに電力設備に対し、100kA を想定雷撃電流として推奨している。

- b. JEAG4608 では、建築物等の避雷設備に関して、日本産業規格 JIS A 4201:2003「建築物等の雷保護」や日本産業規格 JIS A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」を参照している。JIS A 4201:2003 では、雷保護システムについて、設備を保護する効率に応じ設定するグレード分けである保護レベルごとに規定している。保護レベルは、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に設定され、保護レベルⅠは最も小さい雷撃電流をもつ雷まで捕捉できる。

保護レベルの設定に当たって、JEAG4608 では原子力発電所の危険物施設に対する保護レベルを IEC/TR 61662「Assessment of the risk of damage due to lightning」⁽³⁾に基づく選定手法により保護レベルⅣと評価している。

一方、泊発電所3号炉の危険物施設は、消防庁通知⁽⁴⁾に基づき保護レベルを決定するが、泊発電所3号炉の屋外危険物施設である3号炉燃料油貯油槽タンクは地下設置であり、危険物の規制に関する政令⁽⁵⁾により、地下タンク貯蔵所として扱われることから、避雷設備の設置要求がないため、消防通知に基づく保護レベルの設定対象外となる。

日本産業規格 JIS-Z 9290-4「建築物内の電気及び電子システム」⁽⁶⁾において、建築物の保護レベルに応じた最大雷撃電流値が定められており、保護レベルⅣの場合

の最大雷撃電流値は 100kA と規定されている。

よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG 等の規格・基準類による 100kA とする。

(2) 観測記録

雷撃電流の観測記録として、発生した雷放電の発生時刻・位置を標定し、雷撃電流の大きさを推定できる落雷位置標定システム (LLS^{※1}) により観測された落雷データから、発電所を中心とした標的面積 3 km² の範囲の落雷密度は 1.1 回/年・km² であり、当社管内 (北海道) の落雷密度 0.65 回/年・km² と比較して頻度が高くなっているものの、過去 PWR 5 社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、

2006 年 1 月～2020 年 12 月 (15 年間) の間に、泊発電所構内敷地面積を包絡する標的面積 3 km² の範囲において LLS により観測された、最大雷撃電流値は 48kA であり、設計基準電流値 100kA に包絡されている。

※1 LLS…落雷から放射される電波をセンサで捉え、システム内で基準としている電波の波形 (基準波形) との照合により落雷を判別し、データ解析により落雷の位置時刻等をリアルタイムで推定するシステム。

※2 泊発電所構内敷地面積を包絡する標的面積は以下のとおり算出した。

- ・ 範囲：北緯 43.030～43.044[度]，東経 140.502～140.524[度]
- ・ 面積：1.66[km] × 1.77[km] = 3.0[km²]



第 1 図 泊発電所の標的面積

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

3. 外部事象防護対象施設の健全性評価

外部事象防護対象施設が、設計基準の雷撃電流値（100kA の雷撃電流）によって安全機能を損なうことがない設計であることを確認するために、第1図に示すフローに沿って評価・確認を実施した。

(1) 建屋及び内包される外部事象防護対象施設

原子炉建屋等の建築基準法に定められる高さ 20m を超える建築物等には避雷設備を設けている。また、避雷設備の接地極を構内接地網と接続し接地抵抗を下げる等の対策を実施していることから影響を受けにくい設計としている。さらに、安全保護回路は雷サージ抑制対策がなされており、外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼすことはない。

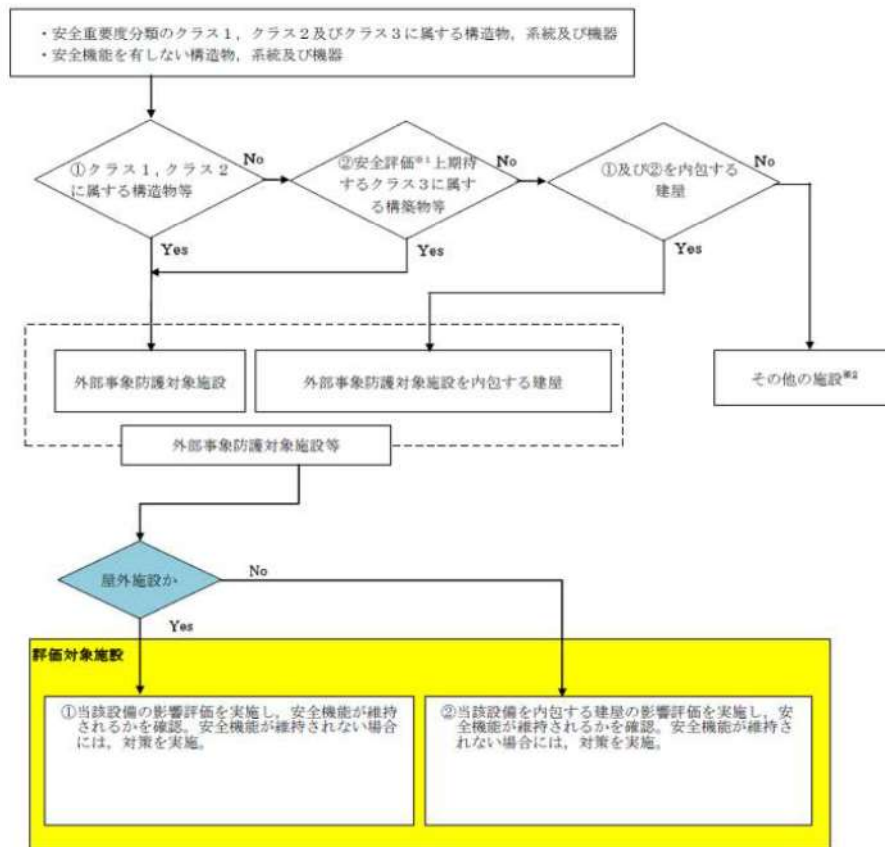
また、電磁的障害として、サージ・ノイズ及び電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。

このため、計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体及び金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としている。

(2) 屋外の外部事象防護対象施設

屋外の外部事象防護対象施設は、地下ピット構造としていることから影響を受けにくい設計、又は避雷設備保護範囲内であることから影響を受けにくい設計としている。

上記以外の安全施設については、落雷に対して機能維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析
 ※2 その他の施設のうち安全施設は、構造健全性の確保、若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等で安全機能を確保

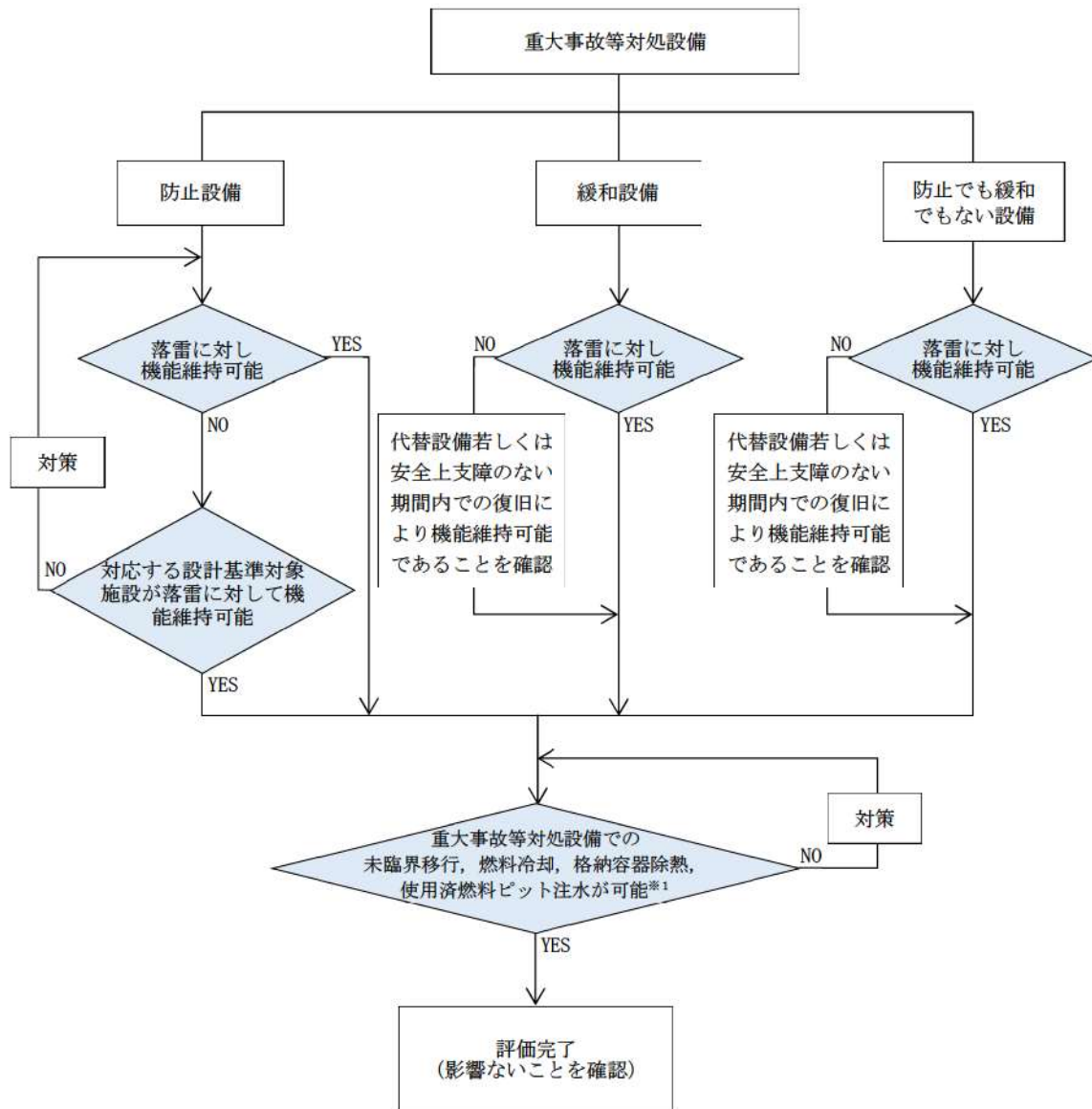
第1図 落雷に対する安全施設の評価フロー

4. 重大事故等対処設備に対する考慮

重大事故等対処施設のうち，屋内設備については，建屋内にあることから落雷の影響を受けにくい。また，屋外の常設代替交流電源設備は，避雷設備を設置していることから落雷の影響を受けにくく，屋外の可搬型設備は分散配置することにより必要な安全機能を維持できる。さらに，重大事故等対処施設の安全機能が喪失した場合においても，建屋による防護の観点から，代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認した。

第2図に落雷に対する重大事故等対処施設の評価フローを示す。

なお，落雷に対する重大事故等対処設備の設計方針は，設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。



※1：基準になる落雷により重大事故等対処設備と設計基準対象施設の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障ない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認

第2図 落雷による重大事故等対処設備への影響評価フロー

5. 参考文献

- (1) 電気技術指針 JEAG4608(2007)：「原子力発電所の耐雷指針」
- (2) 電力中央研究所報告 T40「発電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド(1996)」
- (3) IEC/TR 61662(1995)：「Assessment of the risk of damage due to lightning」
- (4) 消防庁通知(2005)平成17年1月14日消防危第14号危険物の規則に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」
- (5) 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)
- (6) JIS-Z 9290-4(2009)雷保護第4部「建築物内の電気及び電子システム」

泊発電所の耐雷設計について

1. 当社における耐雷設計

(雷害防止対策)

- ・雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ 20m を超える原子炉建屋等へ日本産業規格 (JIS) に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。

(機器保護対策)

- ・安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことの無い設計としている。
- ・原子力発電所における雷サージの侵入経路としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG4608-2007^{*1}に基づき、これらからの侵入を抑制するために、避雷器の設置やシールド付ケーブルを採用する設計としている。
- ・また、安全保護回路のデジタル計算機が収納された盤は、JEC-210-1981^{*2}に基づいて耐力を確認し、JIS C 1000-4-4-1999^{*3}の設計を踏まえて、ラインフィルタや金属シールド付ケーブルを設置する設計としている。
- ・プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去PWR 5社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、
 避雷針より雷サージ模擬インパルス小電流 を印加し、接地系の過渡特性・回路への雷サージ伝搬特性に関するデータを取得した。低レベル信号回路に観測されたサージ誘導電圧は最大でも である。そのため、想定雷撃電流 150kA を越える雷 (仮に 200kA と設定) の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約 となり、安全保護系の許容値 2kV 以内となるため設計的に影響はない。
- ・万一、落雷により、安全上重要な設備が故障した場合にも、計器類は多重化されており、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができる設計としている。
- ・現時点においては、追加対策は不要と考えるが、今後新知見等が得られれば、検討していく。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

六ヶ所再処理施設における落雷事象について

1. はじめに

日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設において、平成 27 年 8 月に発生した落雷に起因すると考えられる設備故障に関連し、泊発電所 3 号炉における耐雷設計について述べる。

なお、事象の内容については「再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障について」（平成 27 年 12 月 7 日、日本原燃株式会社）による。

2. 事象

六ヶ所再処理施設において、「高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿の漏えい液受皿液位計」（安全上重要な機器）の B 系の異常を示す警報の発報、A 系の指示値が表示されない等の事象が発生した。調査の結果、安全上重要な機器について 17 機器の故障が見られた。これらの機器の故障は、要因分析の結果、落雷によるものである可能性が高いとしている。

3. 再処理施設における推定原因及び対策

本事象の推定原因としては、主排気筒への落雷による雷撃電流が、構内接地網に伝搬する過程で、信号ケーブルに電圧を誘起し、この誘導電圧により計器を損傷させた。また、地表面近くにトレンチ等の構造物が埋設されている再処理施設特有の構造が影響したと推定している。

対策として、建屋間を跨るケーブルへの雷サージによる影響を防止することを目的に保安器を設置している。

4. 泊発電所における耐雷設計

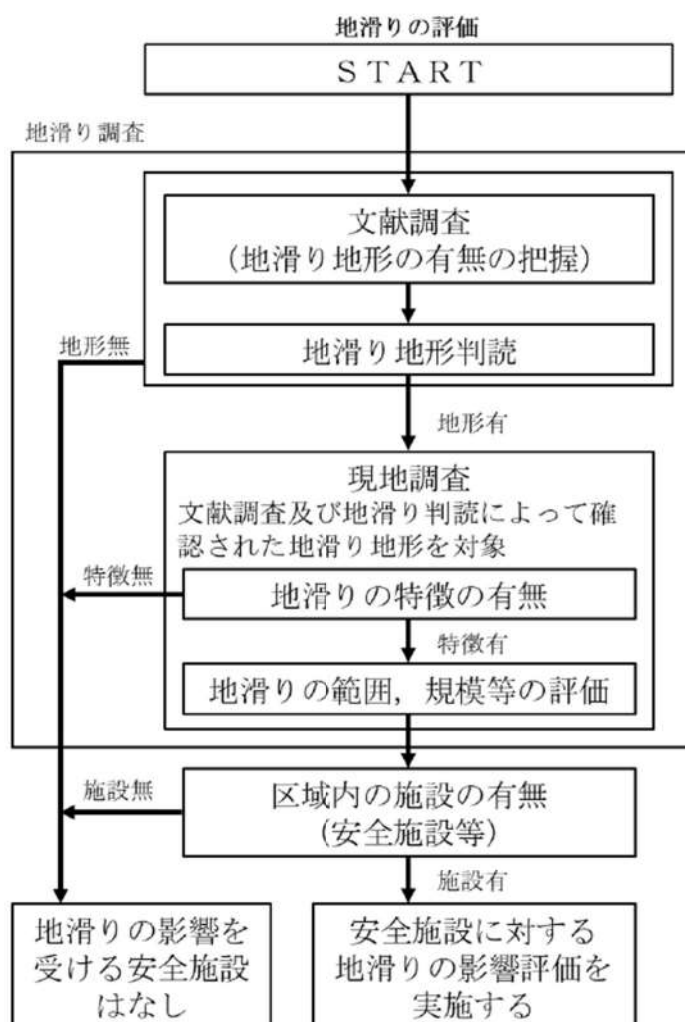
安全保護回路のケーブルに、建屋（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋）間を跨るケーブルものがあるものの、各建屋は距離的に近接しており、六ヶ所再処理施設のように広範な敷地に点在した建屋間をトレンチ内ケーブルで結ぶ構造ではないこと、電氣的に同じ接地網に接続していることから、トレンチ内ケーブルの安全保護回路の損傷による影響は無い。

地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊影響評価について

1. 地滑り地形の影響評価フローについて

地滑りの影響評価フローを第1図に示す。

地滑り調査では、文献調査により泊発電所周辺に位置する地滑り地形の有無を把握するとともに、敷地内について網羅的に地形判読を行い、地滑りを示唆する地形的特徴の有無を確認した。文献調査及び地滑り地形判読によって確認された地滑り地形を対象に、地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。なお、地滑り地形の特徴については別紙1に示す。



第1図 地滑りの影響評価フロー図

地滑り：地下水等の影響により斜面の一部が動き出す現象（別紙1）

2. 地滑りの影響評価について

2.1 地滑り調査

全国の地滑り地形分布状況を調査した文献として、独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成 22 年，清水ほか「岩内」（2010））がある。この地すべり地形分布図では、泊発電所周辺に位置する地滑り地形が示されている（以下、「防災科研調査結果」）。

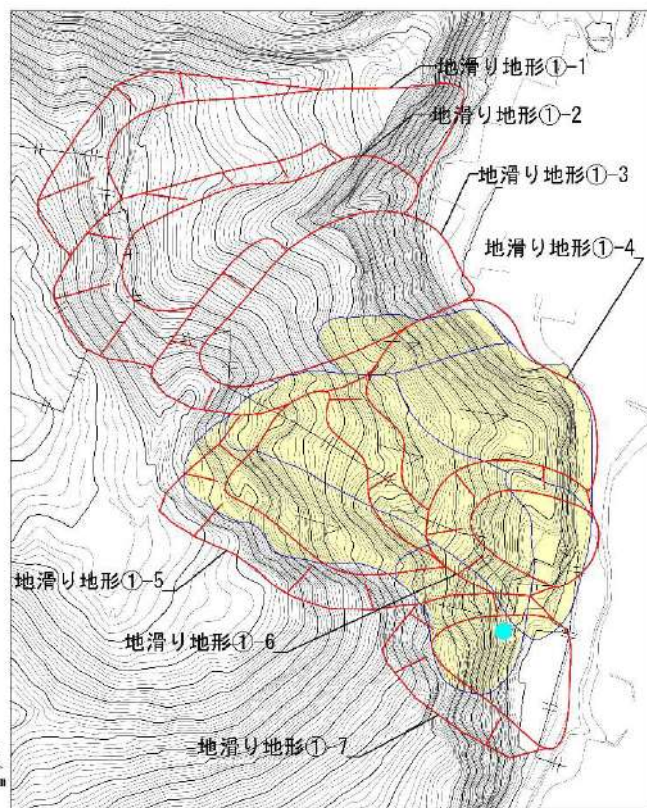
地滑り調査として、机上調査及び現地調査による詳細検討を実施した。机上調査では、泊発電所建設前の空中写真を基にした等高線図を含む多様な参照資料に加え、防災科研調査に用いた資料を参考に地形判読を行い、地滑りを示唆する地形的特徴の有無を確認した。また、確認された地滑り地形を対象に現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑り地形の範囲、規模等を評価した。地滑り調査と防災科研調査の内容の比較を第 1 表に示す。



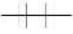

地滑り調査により抽出された地滑り地形は、防災科研調査結果の地滑り地形①-4～地滑り地形①-7 の範囲付近である。抽出された地滑り地形について、防災科研調査の地滑り地形と合わせて第 2 図に示す。

第 1 表 地滑り調査と防災科研調査の内容の比較

		地滑り調査 (平成 21 年～令和 5 年)	防災科研調査 (平成 22 年)
実施項目		<ul style="list-style-type: none"> ・地滑り地形判読(机上) ・<u>現地調査(令和 4 年度)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地滑り地形判読(机上)
実施内容	参照資料	<ul style="list-style-type: none"> ・モノクロ空中写真(4 万分の 1, <u>1947 年撮影</u>) ・<u>カラー空中写真(1 万分の 1, 1976 年撮影)</u> ・<u>等高線図(2 千分の 1)※</u> ※1 万分の 1 空中写真より作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・モノクロ空中写真(4 万分の 1, 1965 年撮影) ・地形図(5 万分の 1)
	判読方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実体鏡による空中写真の判読 	<ul style="list-style-type: none"> ・実体鏡による空中写真の判読
	抽出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全ての地滑り地形を抽出</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>幅 150m 以上の比較的大規模な地滑り地形のみを抽出</u>

下線は相違箇所



- 凡例
-  地滑り地形(防災科研調査結果)
 -  地滑り地形(地滑り調査結果)
 -  発電所敷地境界線
 -  モニタリングポスト

第2図 泊発電所周辺に見られる地滑り地形位置図

2.2 地滑り調査結果

文献調査及び地滑り地形判読によって確認された地滑り地形を対象に、地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。以下に調査結果の概要を示し、別紙2に詳細を示す。

(1) 地滑り地形①

地滑り地形①は、防災科研調査によって7ユニットの地滑り地形が隣接して分布しているとされる(地滑り地形①-1～地滑り地形①-7)。

地形判読の結果、地滑り地形①-1～3の範囲付近においては、地滑りを示唆する地形的特徴は認められないが、地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、地滑り地形の特徴である多丘形凹状台地状地形が認められる。

現地調査の結果、地滑り地形①-1～3の範囲付近においては地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、湧水等の地滑りを示唆する水文的な特徴は認められないが、滑落崖及び地滑り土塊の存在が示唆される地形的特徴が認められ、地形判読で認められた多丘形凹状台地状地形の特徴と合致する。

以上から、地滑り地形①のうち地滑り地形①-4～7の範囲付近は地滑り地形と判断される。

地滑り地形①-4～7の範囲付近は、モニタリングポストが安全施設として位置しているが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポストによって代替することが可能であるため、安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。

(2) 地滑り地形②

地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。

以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。

なお、本箇所は、開閉所造成のための人工改変により、切取法面となっている。現地調査の結果、法面及び開閉所周回道路に地滑りを示唆するような変状は認められない。

(3) 地滑り地形③

地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。

以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。

なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帯に地滑りを示唆する

変状は認められない。

(4) 抽出した地滑り地形以外の斜面について

国土地理院により撮影された複数の公開空中写真により、敷地内について網羅的に地形判読を行った結果、抽出した地滑り地形以外の斜面について地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

文献調査の結果、地滑り地形は示されていない。

地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく地表地質踏査の結果、地滑りの特徴が認められない。

ボーリング調査、試掘坑調査及び開削調査の結果、F-1 断層～F-11 断層の 11 条の断層を認定しているが、これらの断層以外で、滑り面を示唆する粘土を挟在する連続する割れ目は認められない。

以上のことから、地滑り調査において判定した地滑り地形以外の斜面について、地滑りは想定されない。

3. 土石流の影響評価について

北海道の土石流危険区域等を調査した文献として、北海道が作成した土砂災害危険箇所図(以下、「北海道調査」)がある。この記載に基づくと、第3図のとおり泊発電所周辺の土石流危険区域及び土石流危険渓流は1箇所である。



第3図 泊発電所周辺における土石流危険区域及び土石流危険渓流位置図

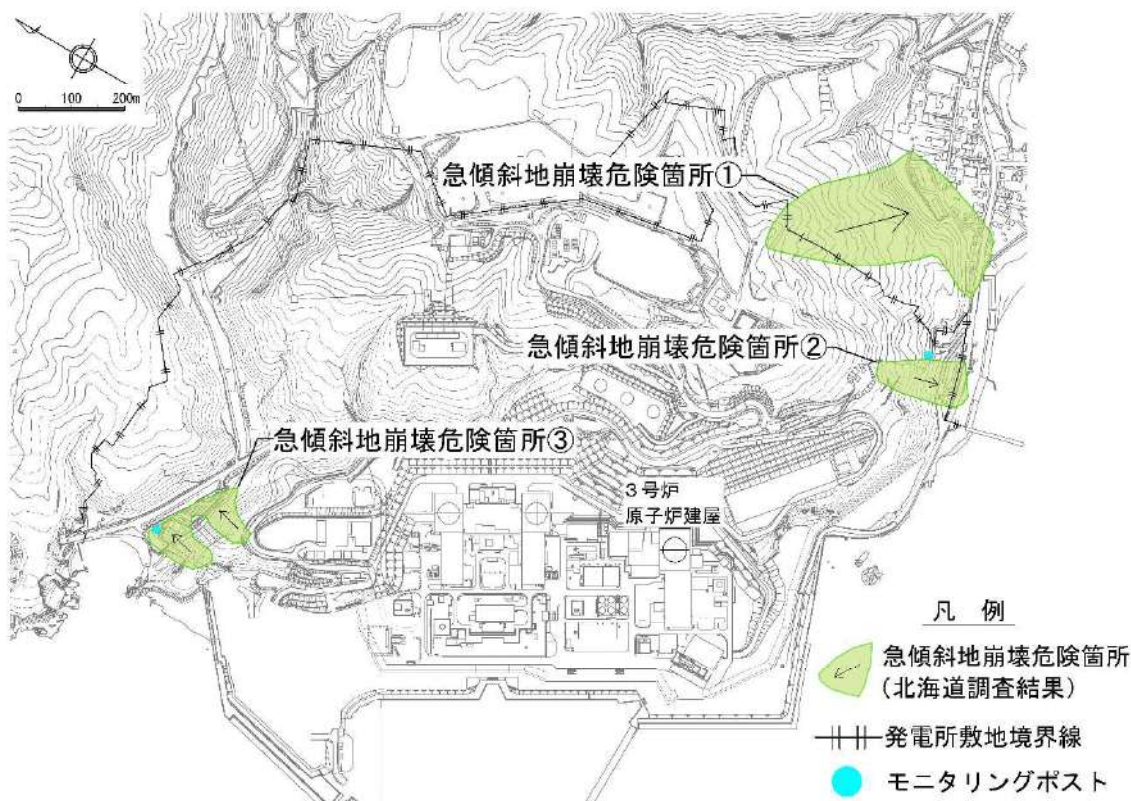
土石流：山腹や川底の土砂が長雨や集中豪雨などによって、土砂と水が一体となって一気に下流へと押し流される現象（別紙1）

本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。

4. 急傾斜地崩壊危険箇所の影響評価について

北海道の急傾斜地崩壊危険箇所を調査した文献として、北海道調査がある。

この記載に基づくと、第4図のとおり泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所は3箇所である。



第4図 泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所^{※1}位置図

急傾斜地の崩壊：傾斜度が30°以上である土地が崩壊する現象（別紙1）

※1：傾斜度30°かつ高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所

4.1 急傾斜地崩壊危険箇所①

本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。

4.2 急傾斜地崩壊危険箇所②

本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設はモニタリングポストがあるが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポストによって代替することが可能であることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。

4.3 急傾斜地崩壊危険箇所③

本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設はモニタリングポストがあるが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポスト

によって代替することが可能であることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。

参考文献

- (1) 清水文健・井口隆・大八木規夫(2010):5万分の1地すべり地形分布図第45集「岩内」図集,地すべり地形分布図茅沼,防災科学技術研究所研究資料第339号,防災科学技術研究所

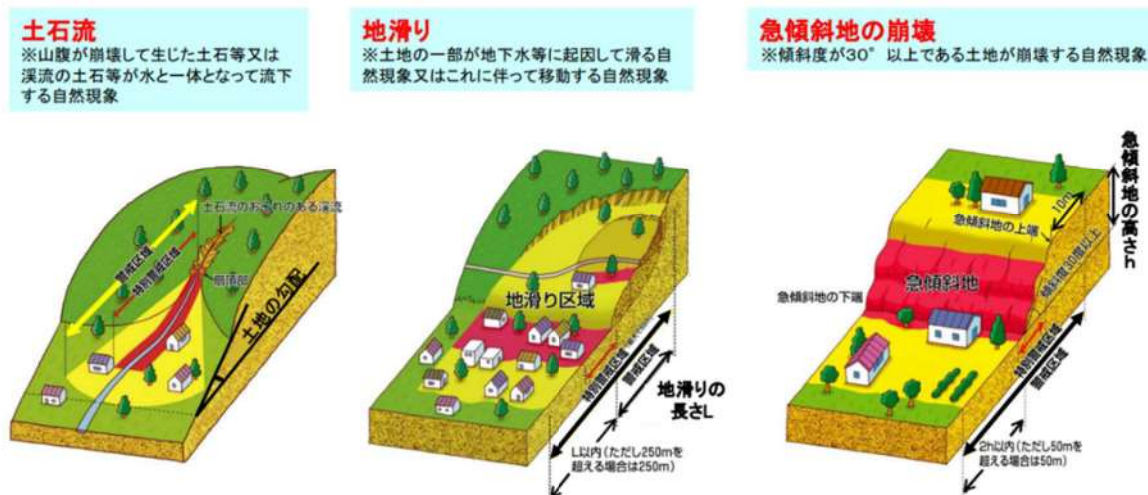
地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊の概要

1. 地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊について

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」において、地滑りは「土地の一部が地下水などに起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象」と定義されており、地下水等の影響により斜面の一部が動き出す現象である。

土石流は「山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象」と定義されている。すなわち、山腹や川底の土砂が長雨や集中豪雨等によって、土砂と水が一体となって一気に下流へと押し流される現象である。

急傾斜地の崩壊は「傾斜度が 30° 以上である土地が崩壊する自然現象」と定義されており、急傾斜面が突然崩れ落ちる現象である。



第5図 土砂災害の種類(国土交通省 HP)

2. 地滑り調査の一般的な実施内容

地滑りでは、第6図に示すような滑落崖、押し出し下底面(二次滑り面)等の特徴的な地形が発達する。地滑り地形では、滑落崖、地表面逆傾斜、先端部の押し出し、台地状地形等、第7図に示すような等高線が特徴的に乱れた形状を示すことが多い。また、地滑り地形における等高線の配置は、滑落崖では第8図に示すような凹型谷型斜面をなす。

独立行政法人防災科学技術研究所(以下、「防災科研」)による地すべり地形分布図では、初期的な地滑り変動に関連すると思われる地形的痕跡として、不安定域と推定される斜面領域や斜面上部に発達する小崖地形について判読を行っており、そこに表層すべりは含まれないとしている。国土交通省HPによると、地滑りは一般的には深層崩壊にともなって発生する現象で動きが緩慢なものが多いとされている。ここで深層崩壊は、すべり面が表層崩

壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象としている。また表層崩壊は、斜面崩壊のうち、厚さ 0.5～2.0m程度の表層土が、表層土と基盤層の境界に沿って滑落する比較的規模の小さな崩壊としている。

防災科研は地すべり地形分布図の利活用における留意点の一つとして、利用者の責任による現地調査が必要としている。

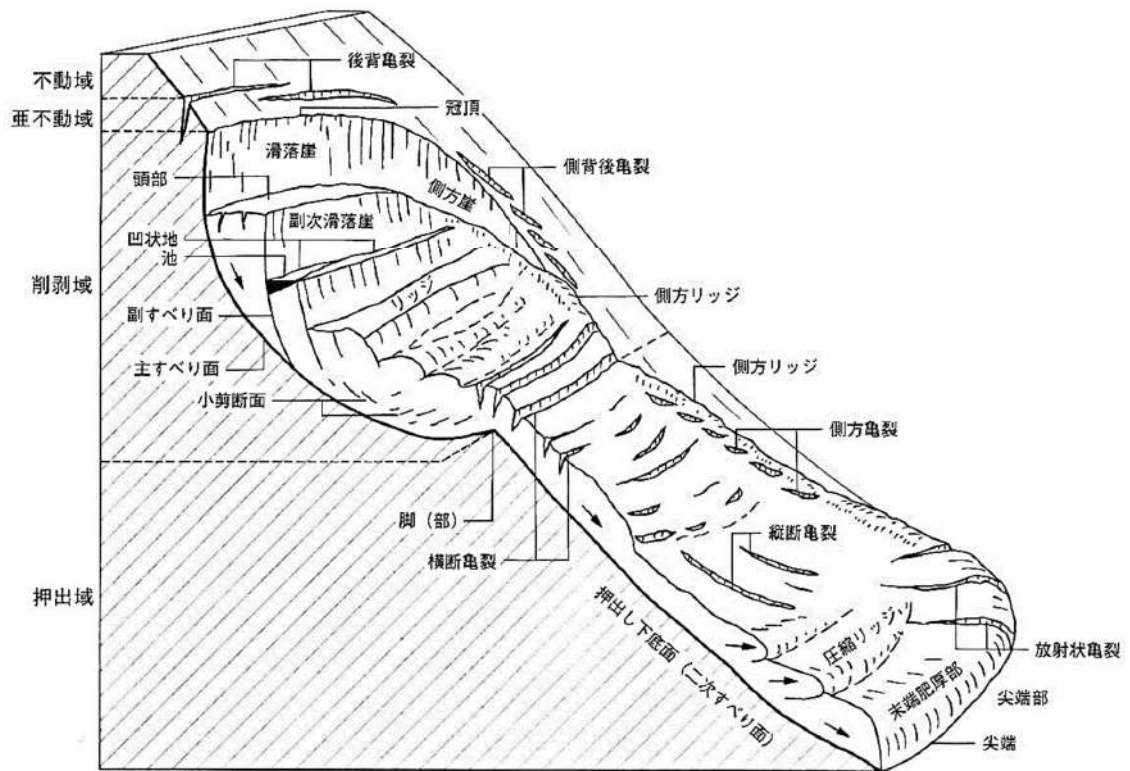
そのため地滑り調査では、地滑り地形判読及び現地調査を実施した。

地形判読では、防災科研調査と空中写真判読基準は同様であるが、泊発電所建設前の空中写真を基にした等高線図を含む多様な参照資料を用いた地形判読を行い、地滑りを示唆する地形的特徴を確認した。地形判読は、技術士（応用理学部門）及び応用地形判読士の資格を有する調査員を含めた体制で実施した。

現地調査では、文献調査及び地滑り地形判読によって抽出された地滑り地形を対象に、地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲・規模を評価した。現地調査は、技術士（応用理学部門）の資格を有する調査員を含めた体制で実施した。現地調査における主な留意点、着目点を第2表に示す。

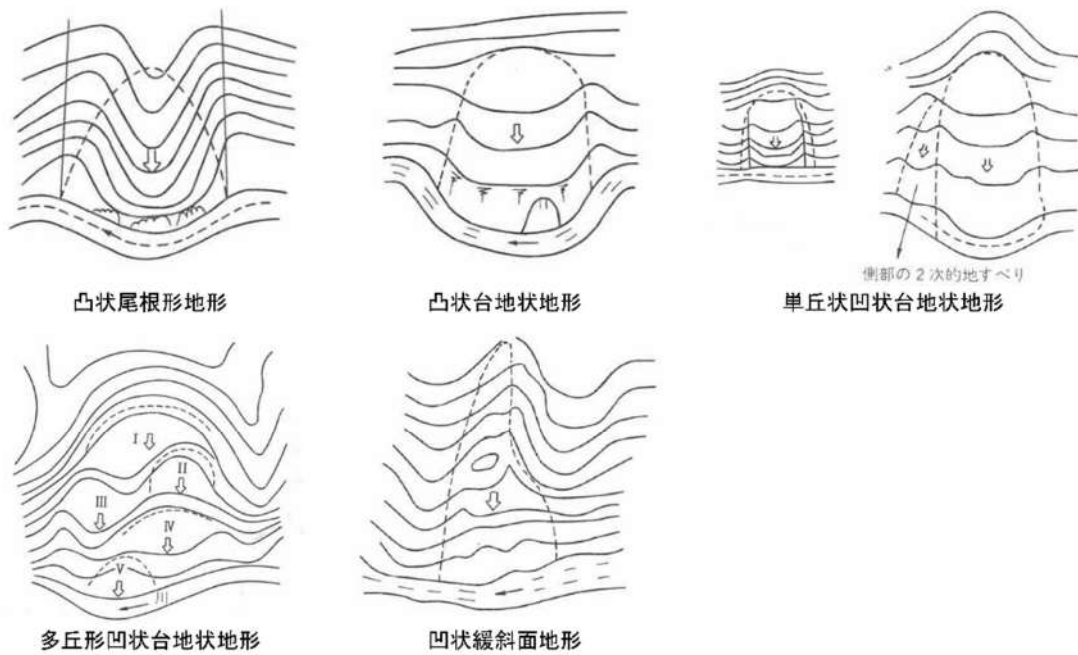
なお、地滑り地形の抽出に用いた判断基準や留意点については、基準津波策定時の地滑り地形の抽出と同様の考え方である。

地滑り調査と防災科研調査で用いた主な資料を別紙3に示す。



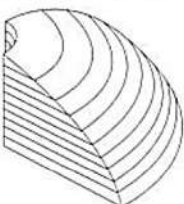
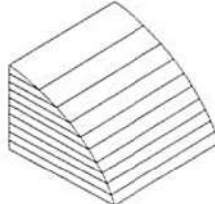
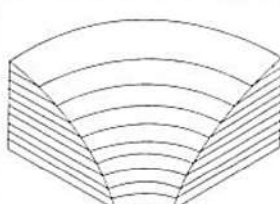
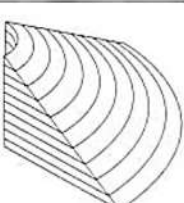
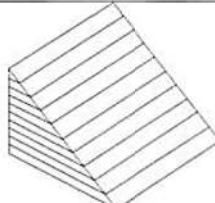
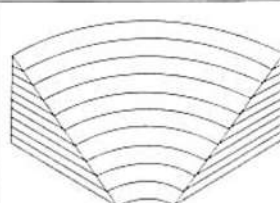
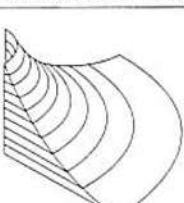
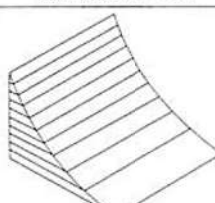
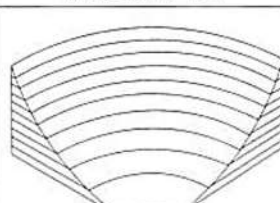
第6図 地滑りに伴って生じる各種の地形

(鈴木隆介(2000)：建設技術者のための地形図読図入門，第3巻，古今書院)



第7図 地滑り地形の特徴

(渡 正亮・小橋澄治(1987)：地滑り・斜面崩壊の予知と対策，山海堂)

分類	尾根型斜面 (r)	直線斜面 (s)	谷型斜面 (v)
凸形斜面 (X)	 凸形尾根型斜面 (Xr)	 凸形直線斜面 (Xs)	 凸形谷型斜面 (Xv)
等斉斜面 (R)	 等斉尾根型斜面 (Rr)	 等斉直線斜面 (Rs)	 等斉谷型斜面 (Rv)
凹形斜面 (V)	 凹形尾根型斜面 (Vr)	 凹形直線斜面 (Vs)	 凹形谷型斜面 (Vv)

第8図 斜面の形態的分類

(鈴木隆介(2000)：建設技術者のための地形図読図入門，第3巻，古今書院)

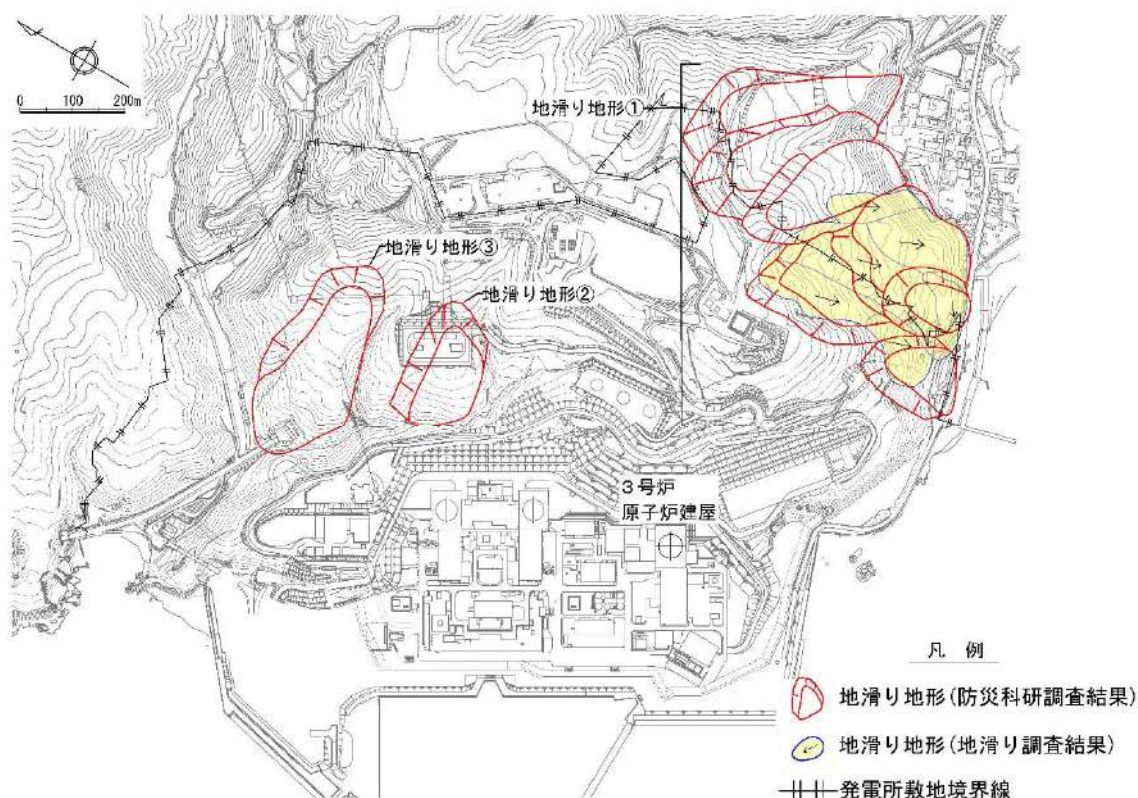
第2表 現地調査における主な留意点，着目点

項目	留意点・着目点
地形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀裂，段差等の微地形の有無 ・ 遷緩線，遷急線の有無 ・ 支沢の発達状況 ・ 旧地形
地質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩種及び岩相 ・ 地質構造(流れ盤，破碎帯の有無等) ・ 風化の程度 ・ 節理間隔，ゆるみの有無
水文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表流水及び表流跡の有無 ・ 湧水地点の位置及び状況
構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラックの有無

地滑り調査結果

独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成 22 年）では、泊発電所周辺に位置する地滑り地形が示されている（以下、「防災科研調査結果」）。抽出された地滑り地形及び防災科研調査の地滑り地形を合わせて第 9 図に示す。

地滑り調査及び防災科研調査により抽出された地滑り地形について、机上調査及び現地調査による詳細検討の結果を示す。なお、地滑り地形の特徴については別紙 1 に示す。



第 9 図 泊発電所周辺の地滑り地形位置図

1. 地滑り地形①

1.1 地形判読

地滑り地形①周辺の、防災科研調査が判読に使用した空中写真（撮影縮尺 4 万分の 1，1965 年撮影）を第 10 図に示す。地滑り調査で判読に使用した等高線図（原縮尺：2 千分の 1）を第 11 図に、2 種類の空中写真（「撮影縮尺：1 万分の 1，1976 年撮影」及び「撮影縮尺：4 万分の 1，1947 年撮影」）を第 12 図及び第 13 図に示す。

地滑り地形①は、発電所南東にある南東向き斜面で標高約 5～120m の緩斜面をなす。

地滑り地形①は、防災科研調査によって 7 ユニットの地滑り地形が隣接して分布してい

るとされる(地滑り地形①-1～地滑り地形①-7)。

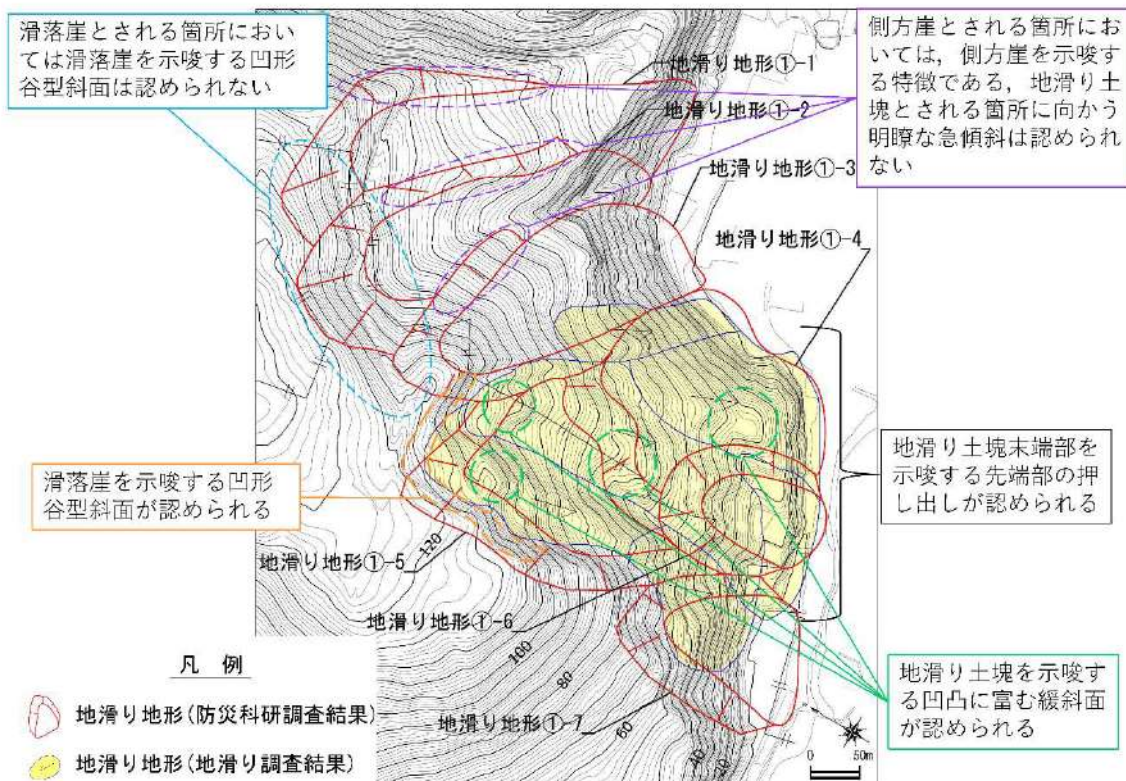
地形判読の結果，地滑り地形①-1～3 の範囲付近においては，地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。また，防災科研調査において地滑り地形とされる範囲のうち，滑落崖とされる箇所においては滑落崖を示唆する凹形谷型斜面は認められない(第 11 図 青枠)。側方崖とされる箇所においては，側方崖を示唆する特徴である，地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない(第 11 図 紫枠)。

地滑り地形①-4～7 の範囲付近は，地滑り地形の特徴である，滑落崖を示唆する凹形谷型斜面(第 11 図 橙枠)及びその下方に地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面が認められ(第 11 図 緑枠)，多丘形凹状台地状地形を呈する。また，地滑り土塊末端部を示唆する先端部の押し出しが認められる(第 11 図 中括弧箇所)。

認められた地滑り地形の長さは合計で約 400m，幅は合計で約 370m である。凹凸に富む緩斜面は海食崖の手前まで達している。



第10図 防災科研調査が判読に用いた地滑り地形①周辺の空中写真
(撮影縮尺4万分の1, 1965年撮影)



第11図 地滑り地形①周辺の等高線図(原縮尺: 2千分の1)



第12図 地滑り地形①周辺の空中写真(撮影縮尺：1万分の1，1976年撮影)



第13図 地滑り地形①周辺の空中写真(撮影縮尺：4万分の1，1947年撮影)

1.2 現地調査

地滑り地形①-1～7周辺の調査位置図及び状況写真を第14図に示す。

現地調査の結果、地滑り地形①-1～3の範囲付近においては、防災科研調査において滑落崖とされる箇所において滑落崖を示唆する遷急線及び遷緩線は認められない(第14図 P1)。防災科研調査において側方崖とされる箇所においては、側方崖を示唆する特徴である、地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない(第14図 P2)。防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所においては、地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない(第14図 P3)。

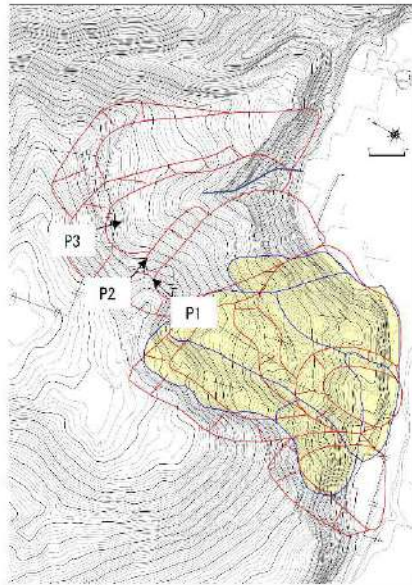
防災科研調査において地滑り土塊末端部とされる箇所及び地滑り土塊とされる箇所に分布する沢においては、堅硬な岩盤が認められる(第14図 P4及びP5)。

防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所の周囲に湧水は認められない。



地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、防災科研調査において滑落崖とされる箇所で滑落崖を示唆する遷急線及び遷緩線が認められる(第14図 P6及びP7)。また、防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所で地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面が認められる(第14図 P8及びP9)。

これらの遷急線、遷緩線及び凹凸に富む緩斜面は、地形判読において認められた多丘形凹状台地状地形の特徴と合致する。

なお、地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、地滑りを示唆する水文的特徴は認められない。



凡 例

-  地滑り地形(防災科研調査結果)
-  地滑り地形(地滑り調査結果)



P1 防災科研調査において滑落崖とされる斜面の状況
滑落崖を示唆する遷急線及び遷緩線は認められない。



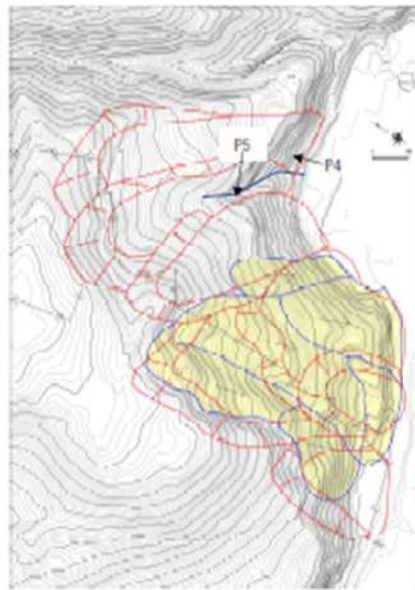
P2 防災科研調査において側方崖とされる斜面の状況
側方崖を示唆する特徴である、地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない。





P3 防災科研調査において地滑り土塊とされる斜面の状況
防災科研調査において滑落崖とされる箇所から、地滑り土塊とされる箇所を見下ろす。
地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない。

第 14 図 地滑り地形①-1～地滑り地形①-7 周辺の調査位置図及び状況写真

本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



凡例

-  地滑り地形(防災科研調査結果)
-  地滑り地形(地滑り調査結果)

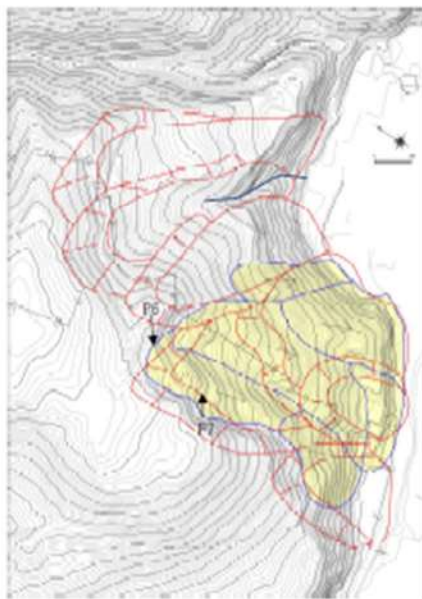




P4 防災科研調査において地滑り土塊末端部とされる箇所の露岩状況
 堅硬な岩盤(凝灰角礫岩)が認められる。



P5 防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所に分布する沢の露岩状況
 堅硬な岩盤(凝灰岩)が認められる。

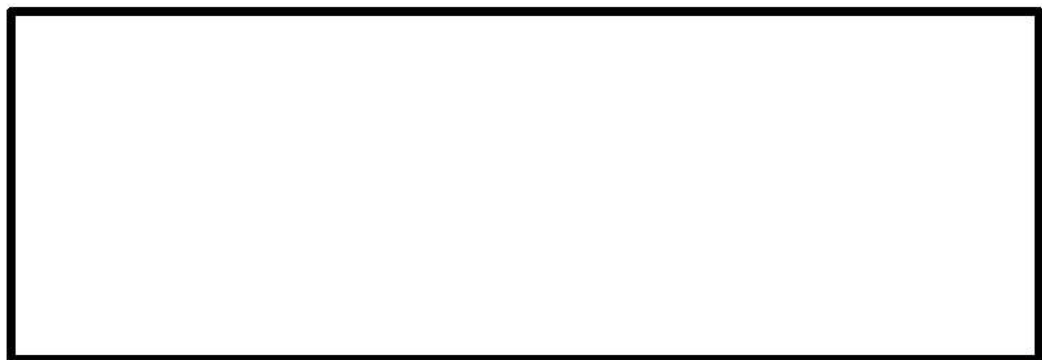
第14図 (前頁からの続き)地滑り地形①-1～地滑り地形①-7 周辺の調査位置図及び状況写真



- 凡 例
-  地滑り地形(防災科研調査結果)
 -  地滑り地形(地滑り調査結果)



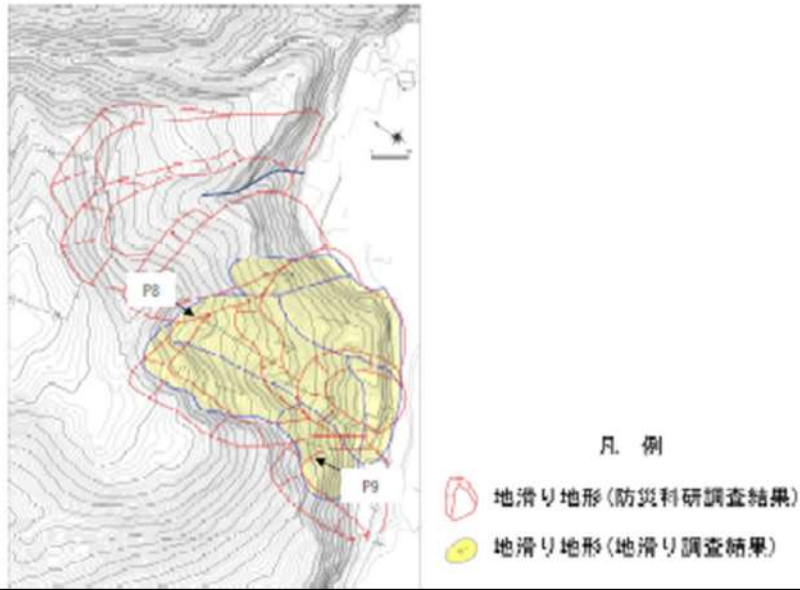
P6 防災科研調査において滑落崖とされる斜面の状況
 滑落崖を示唆する遷急線及び遷緩線が認められる。



P7 防災科研調査において滑落崖とされる斜面の状況
 滑落崖を示唆する遷急線及び遷緩線が認められる。

第 14 図 (前頁からの続き)地滑り地形①-1～地滑り地形①-7 周辺の調査位置図及び状況写真

本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



P8 防災科研調査において地滑り土塊とされる斜面の状況
地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面が認められる。



P9 防災科研調査において地滑り土塊とされる斜面の状況
地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面が認められる。

第 14 図 (前頁からの続き)地滑り地形①-1～地滑り地形①-7 周辺の調査位置図及び状況写

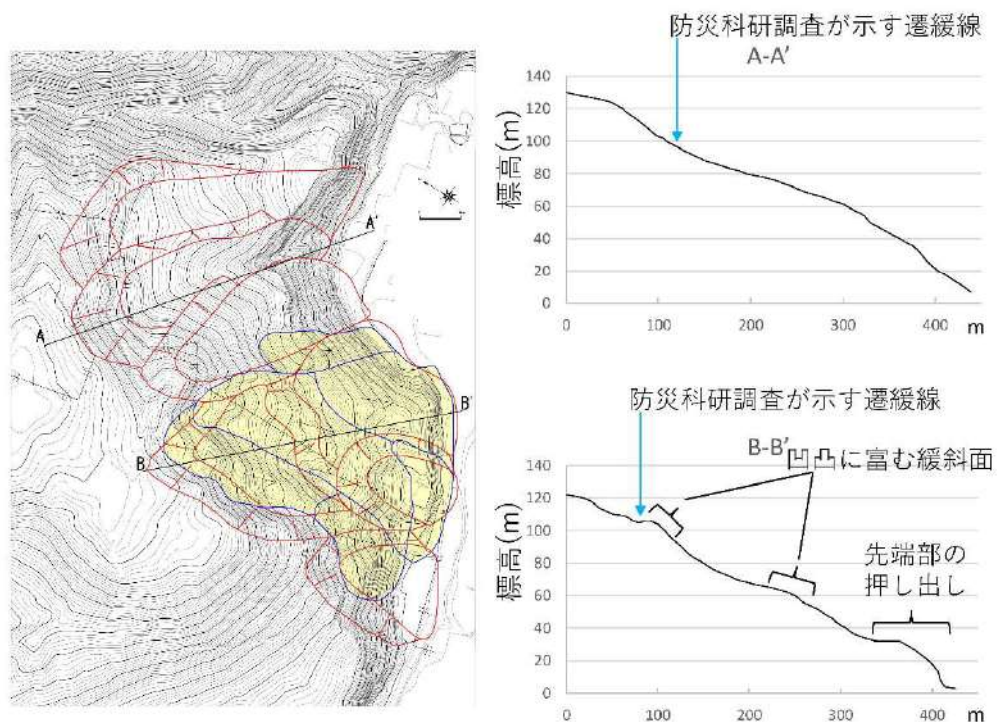
本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

1.3 地形断面図



地滑り地形①-1～3 の範囲付近及び地滑り地形①-4～7 の範囲付近について、防災科研調査が示す地滑り方向に概ね沿った地形断面図をそれぞれ第 15 図に示す。

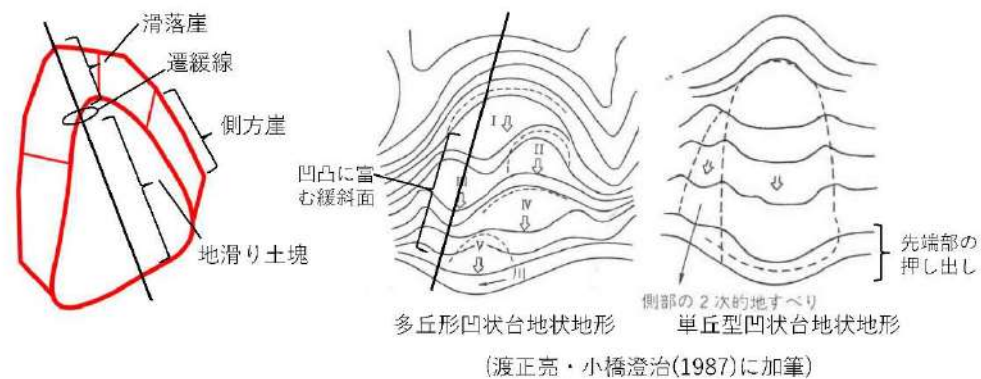
地滑り地形①-1～3 の範囲付近(A-A')については、防災科研調査において遷緩線とされる箇所を境界に、地滑り土塊とされる範囲の傾斜角は、滑落崖とされる範囲の傾斜角に比べやや緩傾斜であるものの、地滑り土塊の特徴である凹凸に富む緩斜面は認められない。

一方で、地滑り地形①-4～7 の範囲付近(B-B')については、防災科研調査において遷緩線とされる箇所で段差地形が認められ、また、防災科研調査において地滑り土塊とされる範囲で、地滑り土塊の特徴である凹凸に富む緩斜面や先端部の押し出しが認められる。



凡例

-  地滑り地形(防災科研調査結果)
-  地滑り地形(地滑り調査結果)



第15図 地滑り地形①の地形断面図

1.4 まとめ

地滑り地形①-1~7について地形判読及び現地調査の結果、地滑り地形①-1~3の範囲付近においては地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴が認められないことから、地滑り地形ではないと判断される。なお、地滑り地形①-1~3は、防災科研調査において滑落崖とされている斜面の前面が比較的平坦であり、さらにその前面に概ね汀線方向の急斜面が認められることから、海食によって形成された地形であると考えられる。

一方で、地滑り地形①-4～7の範囲付近においては滑落崖及び地滑り土塊を示唆する地形的特徴が認められることから、地滑り地形と判断される。

2. 地滑り地形②

2.1 地形判読

地滑り地形②周辺の，防災科研調査が判読に使用した空中写真（撮影縮尺4万分の1，1965年撮影）を第16図に示す。地滑り調査で判読に使用した等高線図（原縮尺：2千分の1）を第17図に，2種類の空中写真（「撮影縮尺：1万分の1，1976年撮影」及び「撮影縮尺：4万分の1，1947年撮影」）を第18図及び第19図に示す。

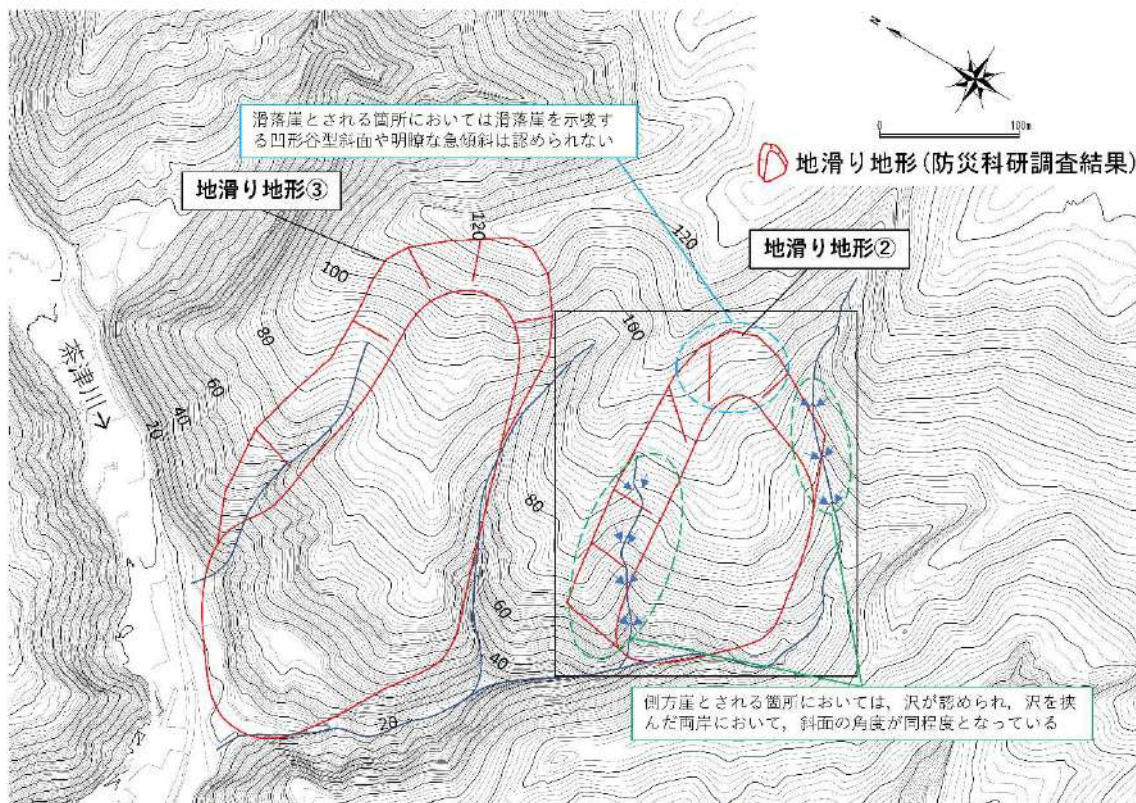
地滑り地形②は，発電所北部にある西向き斜面で標高約50～100mの緩斜面をなす。周囲を沢に囲まれており，西向きの尾根からなる。

地形判読の結果，地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

また，防災科研調査において地滑り地形とされる範囲のうち，滑落崖とされる箇所においては滑落崖を示唆する凹形谷型斜面や明瞭な急傾斜は認められない（第17図 青枠）。側方崖とされる箇所においては，沢が認められ，その沢を挟んだ両岸において，斜面の角度が同程度となっており，側方崖を示唆する特徴である，地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない（第17図 緑枠）。



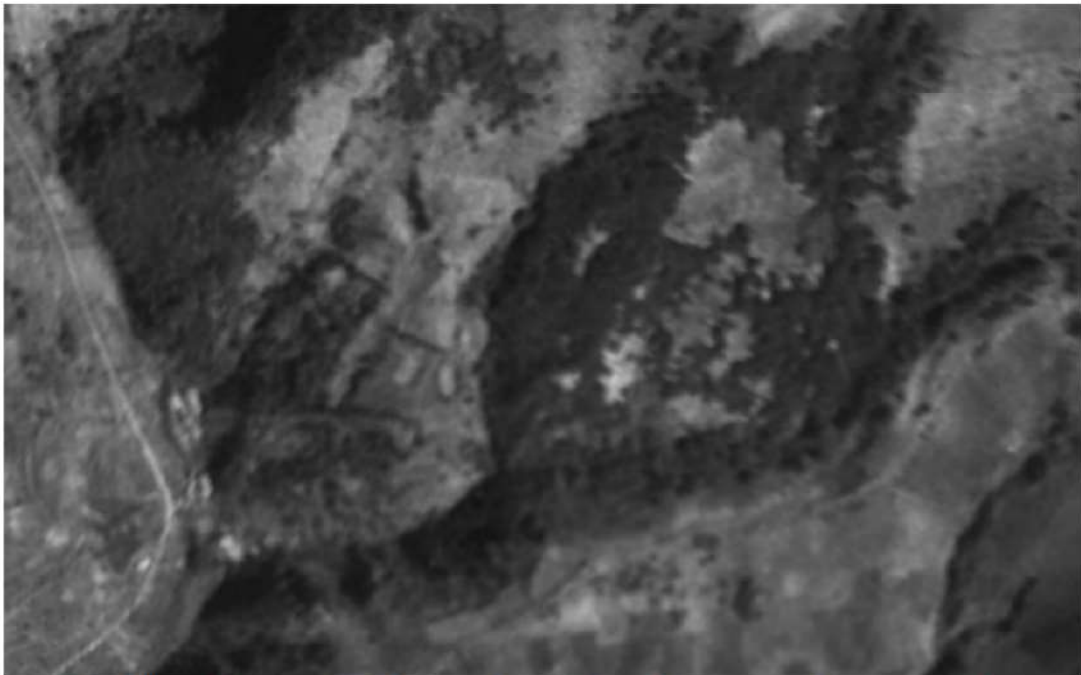
第16図 防災科研調査が判読に用いた地滑り地形②周辺の空中写真
(撮影縮尺4万分の1, 1965年撮影)



第17図 地滑り地形②周辺の等高線図 (原縮尺: 2千分の1)



第18図 地滑り地形②周辺の空中写真(撮影縮尺：1万分の1，1976年撮影)



第19図 地滑り地形②周辺の空中写真(撮影縮尺：4万分の1，1947年撮影)

2.2 現地調査

地滑り地形②周辺の調査位置図及び状況写真を第 20 図に示す。

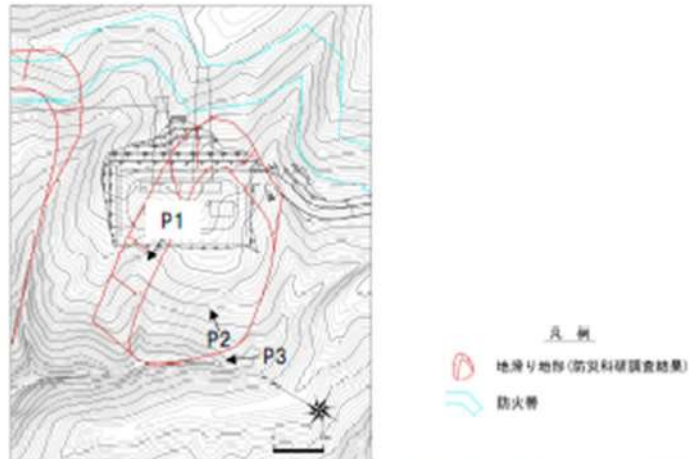
現地調査の結果、防災科研調査において側方崖とされる箇所には西向きの沢が発達しており、沢を挟んだ両岸において、斜面の角度が同程度となっており、側方崖を示唆する特徴である、地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない（第 20 図 P1）。

防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所は一様な斜面であり、地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない（第 20 図 P2）。この斜面の西側端部付近には、北西向きの沢が分布している。この沢を挟んだ両岸において、斜面の角度が同程度であり、地滑り土塊末端部を示唆する先端部の押し出しは認められない（第 20 図 P3）。

防災科研調査において地滑り土塊末端部とされる箇所及びその付近の沢においては、堅硬な岩盤が認められる（第 20 図 P4 及び P5）。

防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所の周囲に湧水は認められない。

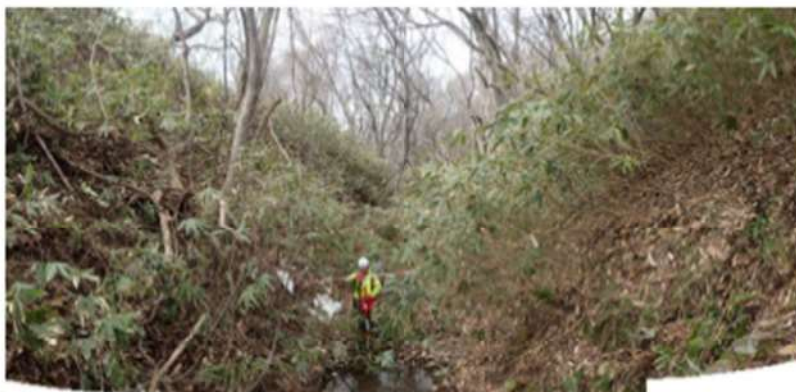
なお、防災科研調査において滑落崖とされる範囲及び地滑り土塊とされる範囲の上部は、開閉所造成のための人工改変により、切取法面となっている。現地調査の結果、法面及び開閉所周回道路に地滑りを示唆する変状（法面のはらみ出しや縁石及びフェンスのずれを伴うクラック）は認められない（第 20 図 P6）。



P1 防災科研調査において側方崖とされる斜面の状況
 沢を挟んだ両岸において、斜面の角度が同程度となっており、側方崖を示唆する特徴である。地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない。

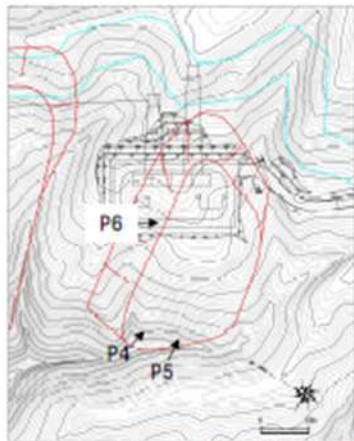




P2 防災科研調査において地滑り土塊とされる斜面の状況
 一様な斜面であり、地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない。



P3 防災科研調査において地滑り土塊末端部とされる箇所の状況
 沢を挟んだ両岸において斜面の角度が同程度であり、地滑り土塊末端部を示唆する先端部の押し出しは認められない。

第 20 図 地滑り地形②周辺の調査位置図及び状況写真



凡例
 地滑り地形 (防災科研調査結果)
 防火帯



P4 防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所の露岩状況
 堅硬な岩盤（凝灰角礫岩）が認められる。



P5 防災科研調査において地滑り土塊末端部とされる箇所付近の沢の露岩状況
 堅硬な岩盤（凝灰角礫岩）が認められる。



← 防災科研調査において示される側方崖と地滑り土塊の境界

P6 開閉所周回道路の状況
 防災科研調査において示される側方崖と地滑り土塊の境界に当たる。
 当該箇所付近に地滑りを示唆する変状（緑石及びフェンスのずれ）は認められない。

第 20 図 （前頁からの続き）地滑り地形②周辺の調査位置図及び状況写真

2.3 まとめ

地滑り地形②について地形判読及び現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴が認められないことから、地滑り地形ではないと判断される。

なお、地滑り地形②は周囲を沢に囲まれていることから、沢の侵食によって形成された地形と考えられる。

3. 地滑り地形③

3.1 地形判読

地滑り地形③周辺の，防災科研調査が判読に使用した空中写真（撮影縮尺4万分の1，1965年撮影）を第21図に示す。地滑り調査で判読に使用した等高線図（原縮尺：2千分の1）を第22図に，2種類の空中写真（「撮影縮尺：1万分の1，1976年撮影」及び「撮影縮尺：4万分の1，1947年撮影」）を第23図及び第24図に示す。

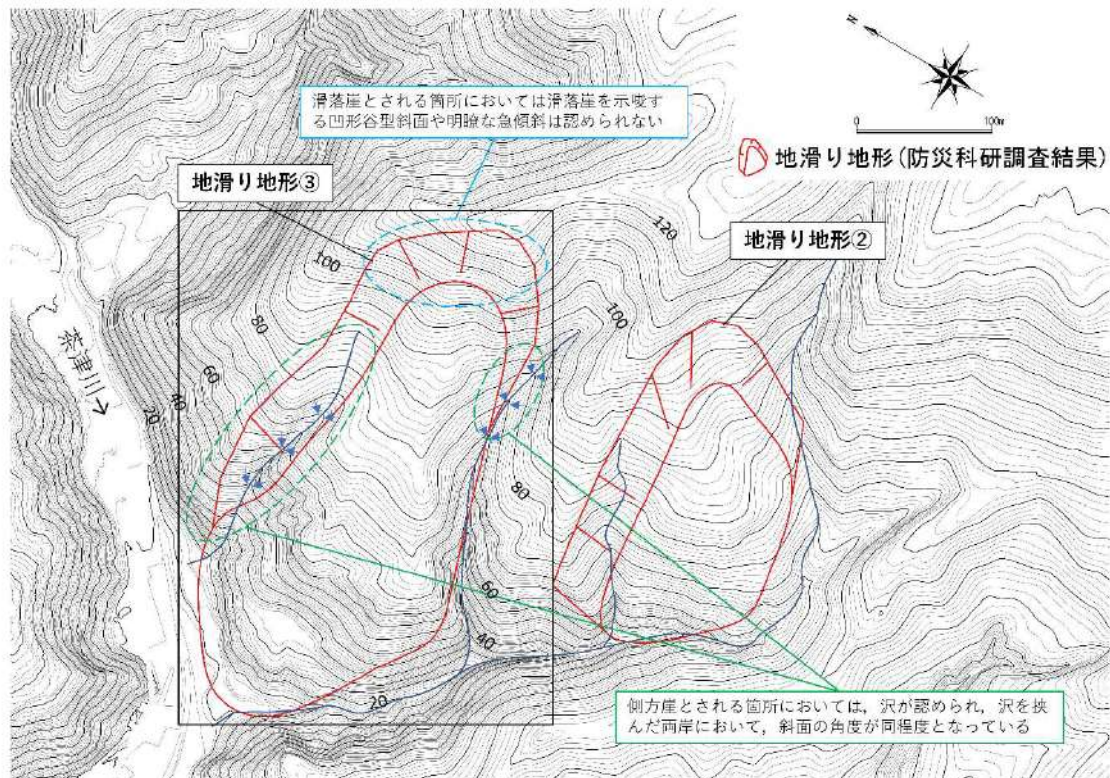
地滑り地形③は，発電所北部にある西向き斜面で標高約10～120mの斜面をなす。周囲を茶津川及び沢に囲まれており，西向きの尾根からなる。

地形判読の結果，地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

また，防災科研調査において地滑り地形とされる範囲のうち，滑落崖とされる箇所においては滑落崖を示唆する凹形谷型斜面や明瞭な急傾斜は認められない（第22図 青枠）。側方崖とされる箇所においては，沢が認められ，その沢を挟んだ両岸において，斜面の角度が同程度となっており，側方崖を示唆する特徴である，地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない（第22図 緑枠）。



第21図 防災科研調査が判読に用いた地滑り地形③周辺の空中写真
(撮影縮尺4万分の1, 1965年撮影)



第22図 地滑り地形③周辺の等高線図(原縮尺: 2千分の1)



第 23 図 地滑り地形③周辺の空中写真(撮影縮尺：1 万分の 1，1976 年撮影)



第 24 図 地滑り地形③周辺の空中写真(撮影縮尺：4 万分の 1，1947 年撮影)

3.2 現地調査

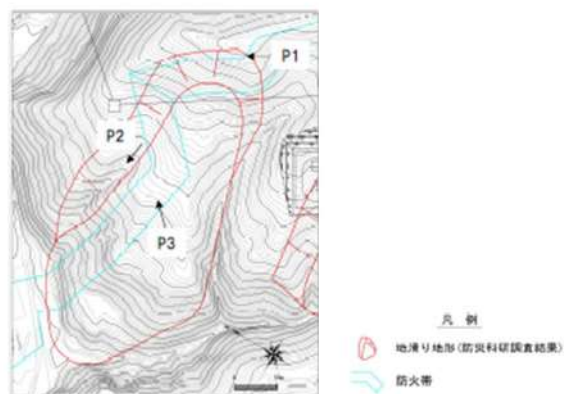
地滑り地形③周辺の調査位置図及び状況写真を第 25 図に示す。

現地調査の結果、防災科研調査において滑落崖とされる箇所は、送電鉄塔の工事用道路及び防火帯として一部改変されているものの、滑落崖の冠頂とされる箇所付近においては、滑落崖を示唆する遷急線は認められない（第 25 図 P1）。防災科研調査において側方崖とされる箇所には西向きの沢が発達しており、沢を挟んだ両岸において、斜面の角度が同程度となっており、側方崖を示唆する特徴である、地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない（第 25 図 P2）。また、その沢の上流部においても側方崖を示唆する遷急線及び遷緩線は認められない（第 25 図 P3）。防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所には、地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない（第 25 図 P4）。

防災科研調査において地滑り土塊南側端部とされる箇所及び北側端部とされる箇所においては、堅硬な岩盤が認められる（第25図 P5及びP6）。

防災科研調査において地滑り土塊とされる箇所の周囲に湧水は認められない。

なお、地滑り土塊とされる箇所の一部は防火帯となっており、モルタル吹付となっている。現地調査の結果、防火帯に地滑りを示唆する変状（モルタルのずれを伴うクラック）は認められない。



P1 防災科研調査において滑落崖の冠頂とされる斜面の状況
 滑落崖を示唆する遷急線は認められない。

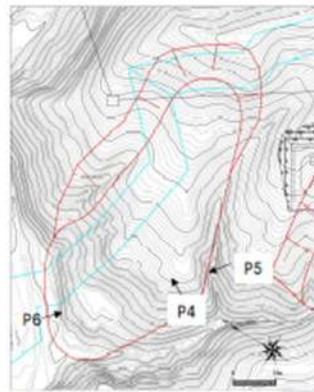




P2 防災科研調査において側方崖と地滑り土塊の境界とされる箇所の状況
 沢を挟んだ兩岸において、斜面の角度が同程度となっており、側方崖を示唆する
 特徴である。地滑り土塊とされる箇所に向かう明瞭な急傾斜は認められない。



P3 防災科研調査において側方崖とされる斜面の状況
 側方崖を示唆する遷急線及び遷緩線は認められない。

第 25 図 地滑り地形③周辺の調査位置図及び状況写真



凡例
 地滑り地形(防災科研調査結果)
 防火帯



P4 防災科研調査において地滑り土塊とされる斜面の中腹部の状況
 地滑り土塊を示唆する凹凸に富む緩斜面は認められない。



P5 防災科研調査において地滑り土塊南側端部とされる箇所付近の露岩状況
 堅硬な岩盤(凝灰角礫岩)が認められる。



P6 防災科研調査において地滑り土塊北側端部とされる箇所付近の露岩状況
 堅硬な岩盤(凝灰角礫岩)が認められる。

第25図 (前頁からの続き) 地滑り地形③周辺の調査位置図及び状況写真

3.3 まとめ

地滑り地形③について地形判読及び現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴が認められないことから、地滑り地形ではないと判断される。

なお、地滑り地形③は周囲を茶津川及び沢に囲まれていることから、これらの侵食によって形成された地形と考えられる。

4. 抽出した地滑り地形以外の斜面について

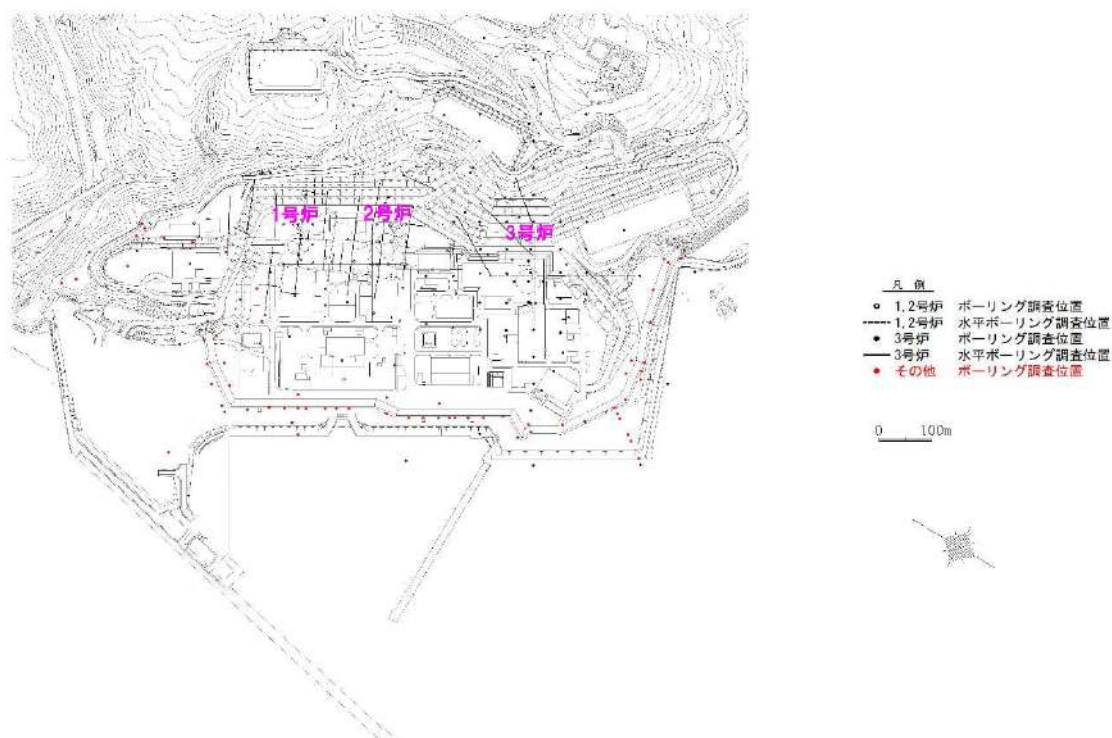
国土地理院により撮影された複数の公開空中写真により、敷地内を網羅的に地形判読を行った結果、抽出した地滑り地形以外の斜面について地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。

文献調査の結果、地滑り地形は示されていない。

地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく地表地質踏査の結果、地滑りの特徴が認められない。

第26図に敷地内地質調査内容を示す。ボーリング調査、試掘坑調査及び開削調査の結果、F-1断層～F-11断層の11条の断層を認定しているが、これらの断層以外で、滑り面を示唆するような粘土を挟在する連続性のある割れ目は認められない。

以上のことから、地滑り調査において判定した地滑り地形以外の斜面について、地滑りは想定されない。



第26図 敷地内地質調査内容(2023年4月時点)

参考文献

- (1) 鈴木隆介(2000)：建設技術者のための地形図読図入門，第3巻段丘・丘陵・山地，古今書院，p. 751-776, p. 811-848, p. 867-909
- (2) 渡正亮・小橋澄治（1987）：地すべり・斜面崩壊の予知と対策，山海堂，p. 27-34

地滑り調査について

地滑り調査に用いた資料及び独立行政法人防災科学技術研究所(以下、「防災科研」)調査に用いた資料を第3表に示す。地滑り調査では、泊発電所建設前の空中写真を基にした等高線図を含む多様な参照資料に加え、防災科研調査に用いた資料を参考に地形判読を行い、また現地調査等を合わせて実施している。

第3表 地滑り調査と防災科研調査の内容の比較

		地滑り調査 (平成21年～令和5年)	防災科研調査 (平成22年)
実施項目		<ul style="list-style-type: none"> ・地滑り地形判読(机上) ・<u>現地調査(令和4年度)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地滑り地形判読(机上)
実施内容	参照資料	<ul style="list-style-type: none"> ・モノクロ空中写真(4万分の1, <u>1947年撮影</u>) ・<u>カラー空中写真(1万分の1, 1976年撮影)</u> ・<u>等高線図(2千分の1)[※]</u> ※<u>1万分の1空中写真より作成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・モノクロ空中写真(4万分の1, 1965年撮影) ・地形図(5万分の1)
	判読方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実体鏡による空中写真の判読 	<ul style="list-style-type: none"> ・実体鏡による空中写真の判読
	抽出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全ての地滑り地形を抽出</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>幅150m以上の比較的大規模な地滑り地形のみを抽出</u>

下線は相違箇所

以下に、地滑り調査と防災科研調査で用いた資料を示す。

(1) 空中写真

地滑り調査では、1947年に米軍により撮影された撮影縮尺4万分の1のモノクロ空中写真及び1976年に国土地理院により撮影された撮影縮尺1万分の1のカラー空中写真を用いた。防災科研調査では、1965年に国土地理院により撮影された撮影縮尺4万分の1のモノクロ空中写真を用いている。それぞれが使用した空中写真の一部を第27図、第28図及び

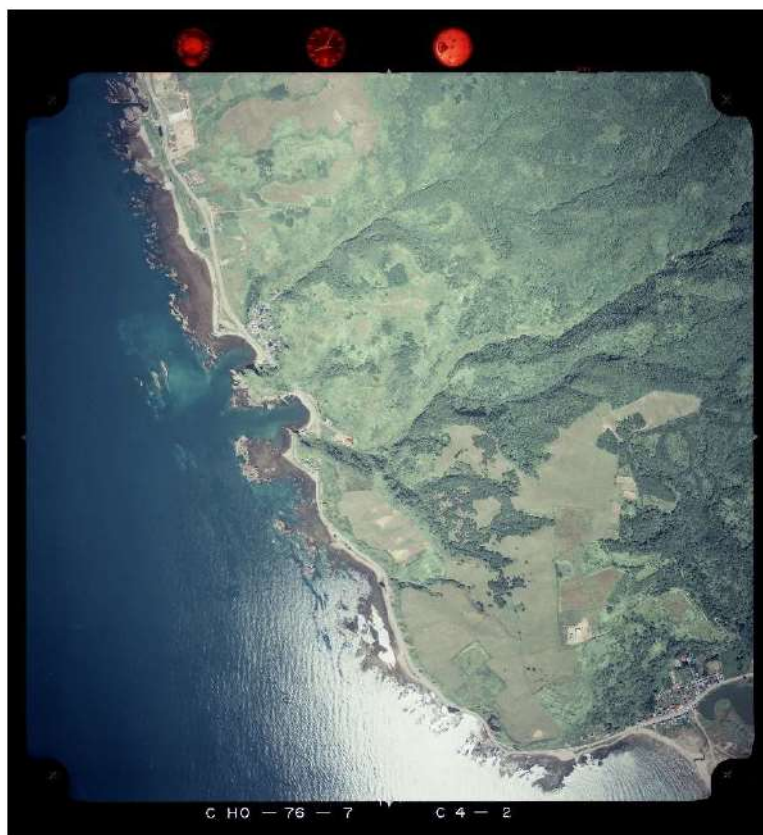
第 29 図に示す。

(2) 等高線図

地滑り調査では、1976年に国土地理院により撮影された撮影縮尺1万分の1の空中写真を用いて作成した2千分の1の等高線図を使用した。防災科研調査では、5万分の1地形図に判読結果を示している。それぞれが使用した等高線図を第30図に示す。

(3) 現地調査

地滑り地形判読によって地滑りを示唆する地形的特徴が確認された地滑り地形を対象として、地形、地質、湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。



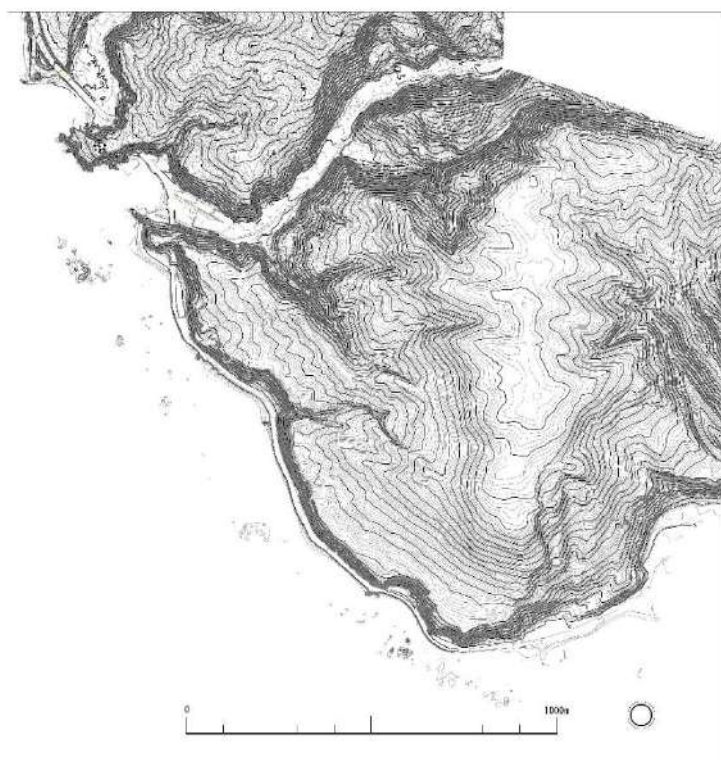
第 27 図 カラー空中写真(撮影縮尺：1 万分の 1，1976 年撮影)
整理番号：CH0767，コース番号：C4，写真番号：2，国土地理院



第 28 図 モノクロ空中写真(撮影縮尺：4 万分の 1，1947 年撮影)
整理番号：USA，コース番号：M469，写真番号：100，米軍



第 29 図 防災科研が使用したモノクロ空中写真 (撮影縮尺：4 万分の 1，1965 年撮影)
整理番号：H0656，コース番号：6Y，写真番号：1，国土地理院



第 30 図 等高線図：2 千分の 1

有毒ガス影響評価について

1. 評価概要

有毒ガスの毒性が人に与える影響に着目し、中央制御室等(3号炉中央制御室、緊急時対策所)の居住性評価を実施する。有毒ガスの発生源として、泊発電所敷地外の石油コンビナート等の施設を想定する。

2. 影響評価

(1) 評価対象

敷地外からの有毒ガスの発生源は、石油化学コンビナート等の固定施設の流出事故、及びタンクローリや海上を航海するケミカルタンカー等の可動施設の輸送事故が想定される。第1表に、評価対象に選定した事故の種類を示す。

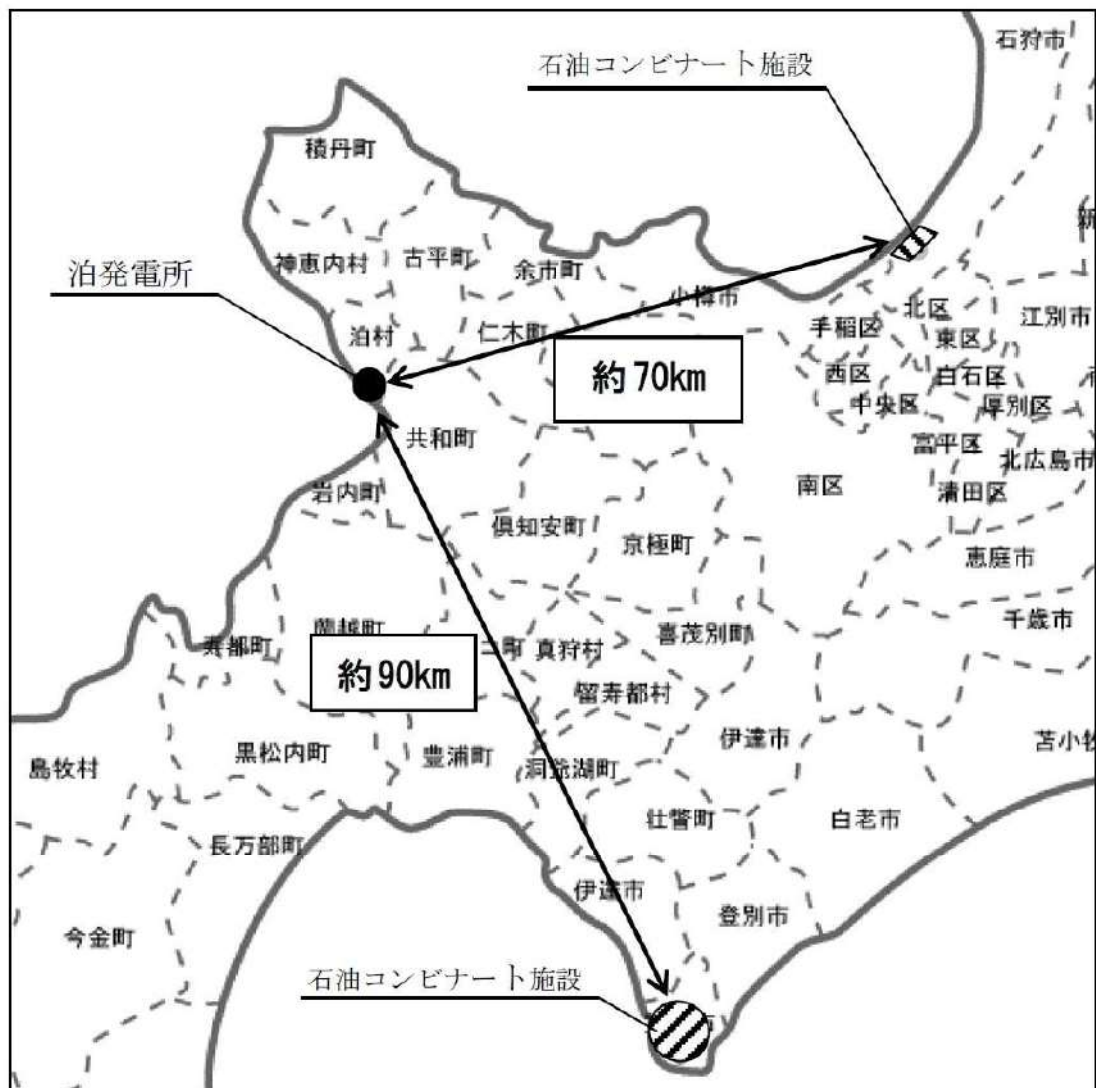
第1表 評価対象事故(原子力発電所敷地外)

原子力発電所敷地外	固定施設	石油化学コンビナート等の固定施設の流出事故
	可動施設	陸上トラックの輸送事故
		海上船舶の輸送事故

(2) 敷地外固定施設の流出事故の影響

石油化学コンビナート等の固定施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測、評価及び対策の実施が求められており、当該施設の敷地外へは影響がないことが確認されている。

また、泊発電所の周辺の石油化学コンビナート等の大規模な有毒物質を貯蔵する固定施設は、最も近いものでも70km以上離れているため影響を及ぼすことはない。(第1図)



第1図 泊発電所周辺の石油コンビナート等特別防災区域の位置

(3) 敷地外可動施設からの流出の影響

全国的に生産量及び輸送量が特に多く、専用の大型輸送容器が使用されている毒性物質の中で、特に毒性の強い物質として塩素（輸送時の性状は液化塩素）を代表として想定する。塩素専用の大型輸送容器による輸送は、陸上輸送ではタンクローリーや鉄道のタンク貨車、海上輸送では塩素を専用でばら積み輸送するケミカルタンカーにて行われる。

液化塩素ガスを積載するタンクローリーは、高圧ガス保安法や毒物及び劇物取締法によって容器の設計、製造、取扱いの規制を受ける。事故等の衝撃により弁等の突出部が破損しガスが漏えいすることを防ぐための保護枠の設置やガス容器が二重構造であることから信頼性が高く、交通事故等が発生した場合であっても流出に至りにくい。また、万一流出に至った場合の対応に必要な、中和剤（消石灰、苛性ソーダ）や呼吸器、防護

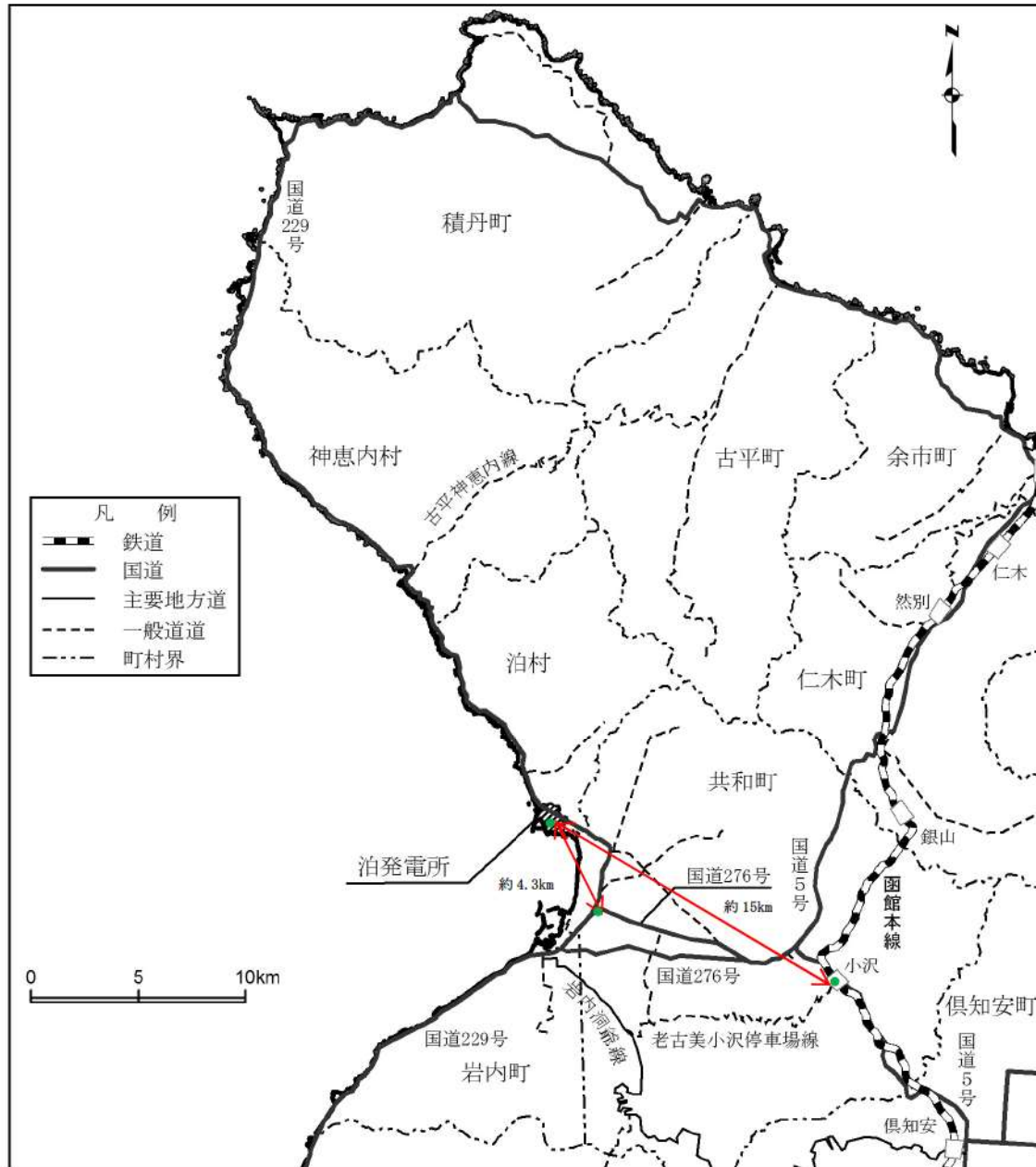
具等を積載している。このため、タンクローリーの輸送事故による中央制御室等への影響はない。なお、主要な道路としては、発電所から南方向約 4.3km のところを東西に通る国道 276 号線がある（第 2 図）。

本発電所に近い鉄道路線としては、函館本線（函館～旭川）があり、最寄りの小沢駅までは約 15km 程度の距離がある（第 2 図）。このため、有毒ガスを積載した鉄道車両の事故等による有毒ガスの中央制御室等への影響はない。また、タンク貨車についても高圧ガス保安法や毒物及び劇物取締法によりタンクローリーと同様の規制を受けており流出に至りにくい構造である。

航路に関して調査したところ、最も距離の近い航路は、南方向約 5 km に岩内港がある。なお、発電所への大型重量物の運搬は発電所前面に設けた荷揚施設により海送搬入するが、周辺にはフェリー航路はない（第 3 図）。

また、船舶に関しては漏えい時に自動で作動する緊急遮断弁や二重構造等による特殊な船体構造を有しており、万一船舶がプラント内に進入し、座礁、転覆した場合においても、積荷が漏えいすることは考えにくい。また流出が生じて中和剤（苛性ソーダ）を介してから海上に放出される構造となっている。このため、有毒ガスを積載した船舶の事故等による有毒ガスの中央制御室等への影響はない。

以上より、敷地外可動施設からの有毒物質が大気に放出され中央制御室等に影響が及ぶことはない。



第2図 発電所周辺の鉄道及び主要道路図

比較的短期での気候変動に対する考慮について

1. 気候変動に対する考慮

設計基準設定の際には、①規格・基準類からの要求事項、②気象観測記録を参照し、発電所立地地域の地域性を考慮した値を採用している。

基本的に、プラント寿命は大規模な気候変動の周期よりも短いと考えられるが、将来的な気候変動により各自然現象が厳しい傾向となることは否定できない。そのため、過去の気象観測記録を用いて将来的なハザードを予測するという点については十分な吟味が必要であり、特に、プラント寿命の間に変化が予想される事象については、最新のデータ・知見をもって気候変動の影響を注視し、必要に応じて設計基準の見直し等の配慮を行う必要がある。

現時点でも予想される大規模な気候変動としては地球温暖化が挙げられ、地球温暖化が進行した際には、気温の上昇、台風の強度が強まる等の影響が想定される。これらの影響は、地球規模で顕在化していくものと考えられるが、気候変動が原子力発電所の安全性に与える影響について議論する場合は、発電所の周辺地域における気候変動を考慮し、立地地域における気象観測記録に基づく議論を行うことが重要である。

上記の観点から、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所（寿都町）及び小樽特別地域気象観測所（小樽市）における過去の気象観測記録を確認し、発電所周辺における比較的短期での気候変動が発電所の安全性に与える影響及び設計基準の見直しの必要性について以下のとおり考察した。

- ・降水量は、寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の観測記録には増加傾向が見られるものの、設計基準と比較して余裕がある。
- ・積雪深は、寿都特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があるが、有意な変化は見られない。小樽特別地域気象観測所の観測記録には増加傾向が見られるものの、設計基準と比較して余裕がある。
- ・風速は、最大風速では、寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があり、設計基準と比較して余裕がある。

最大瞬間風速では、寿都特別地域気象観測所の観測記録には減少傾向があるものの、小樽特別地域気象観測所の観測記録には有意な変化は見られず、設計竜巻の最大風速 100m/s に十分包絡される。

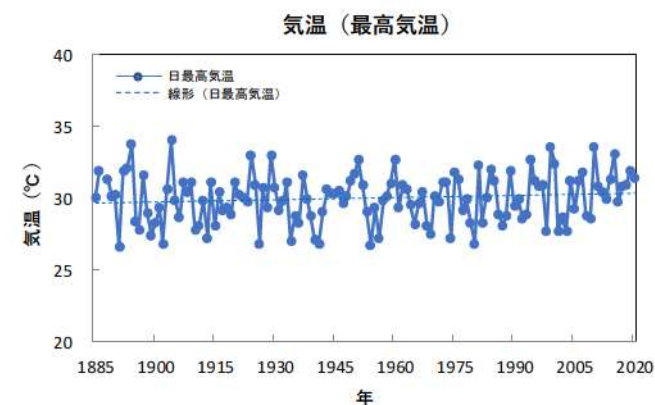
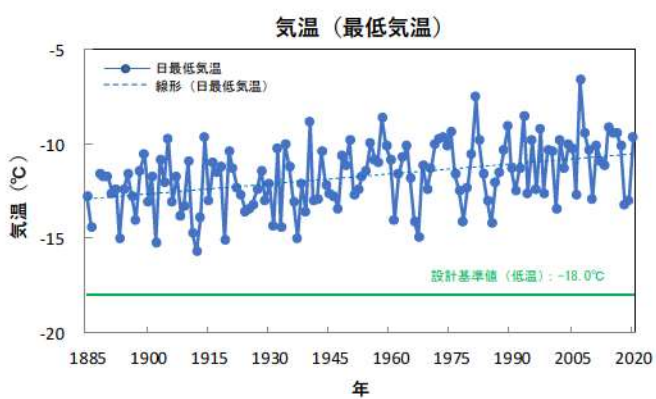
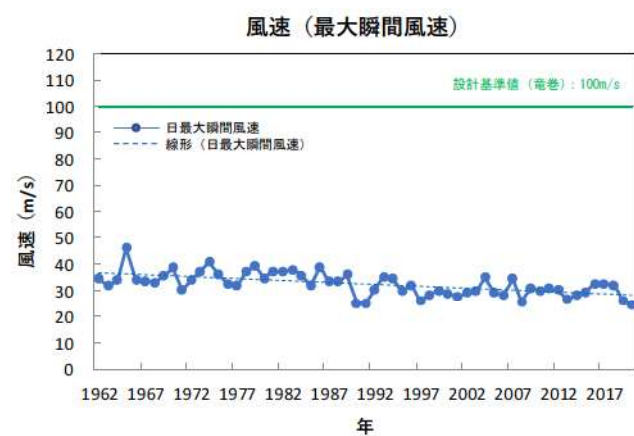
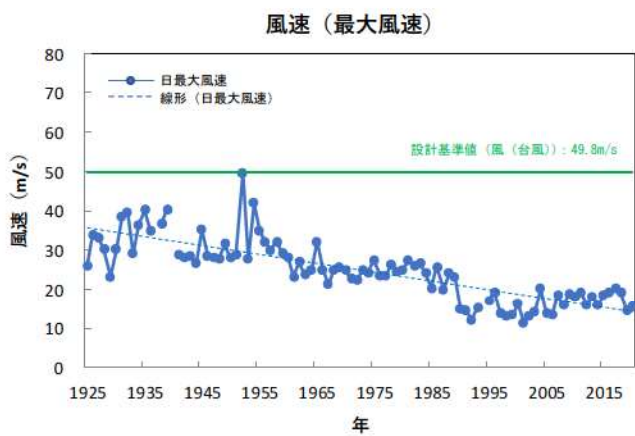
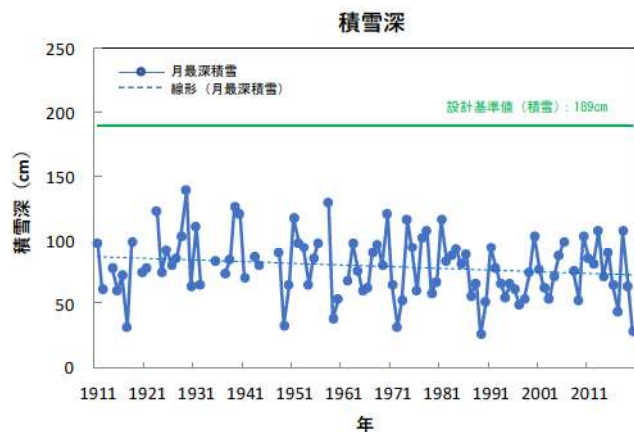
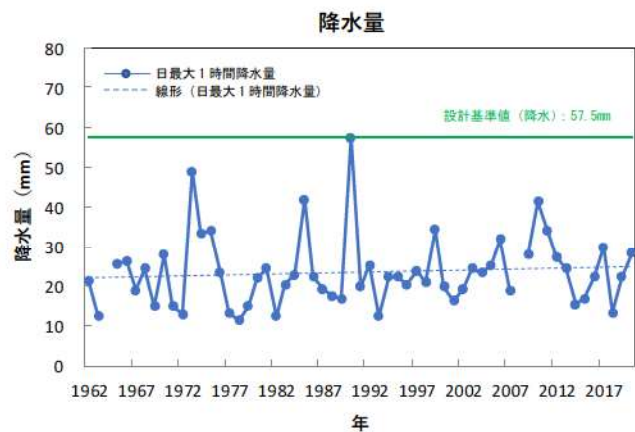
- ・気温は、最低気温では上昇傾向が見られるものの、設計基準に対して緩やかになる方向である。

最高気温では、若干の上昇傾向が見られるものの、設備の機能に悪影響を与える程度で

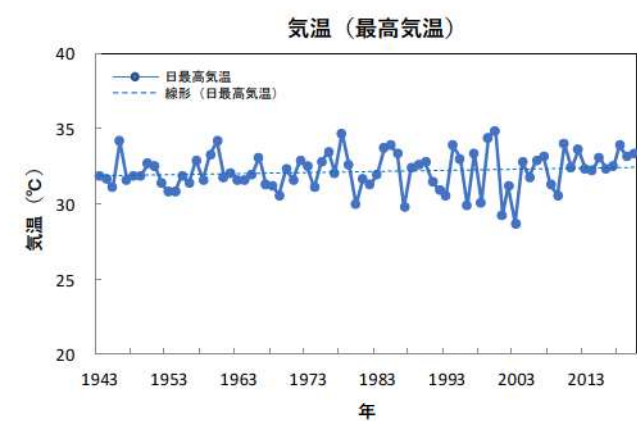
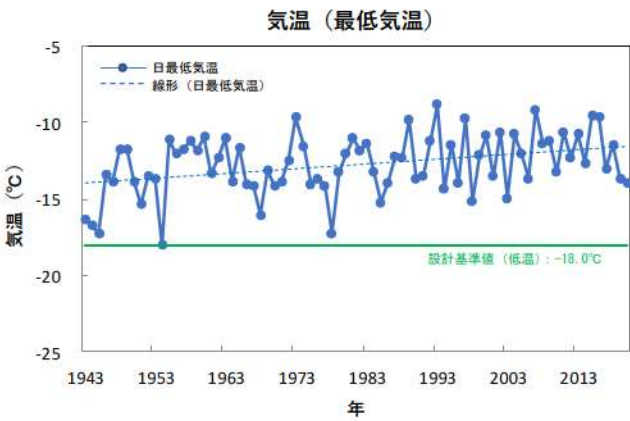
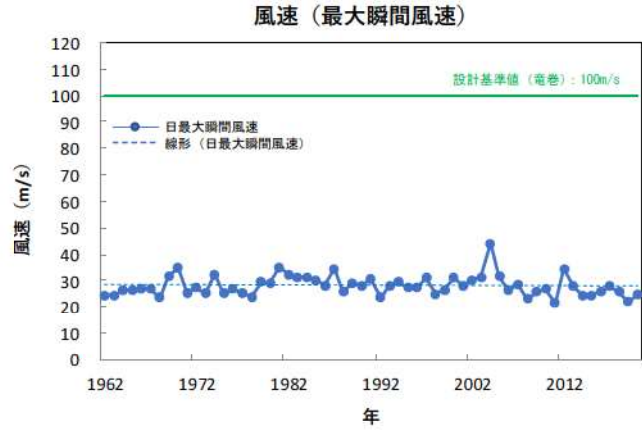
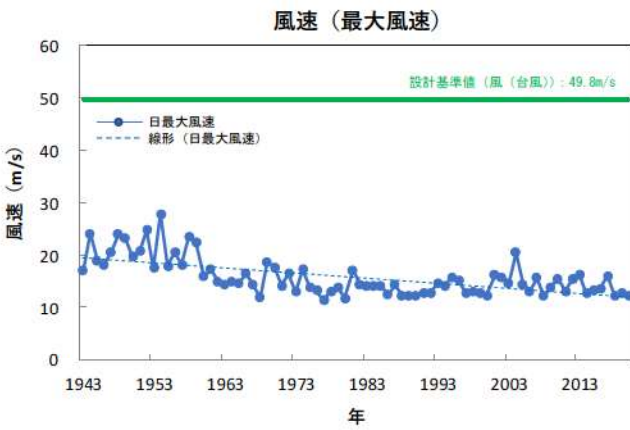
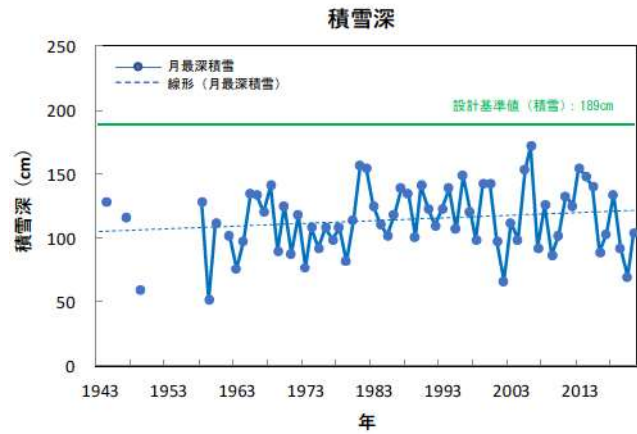
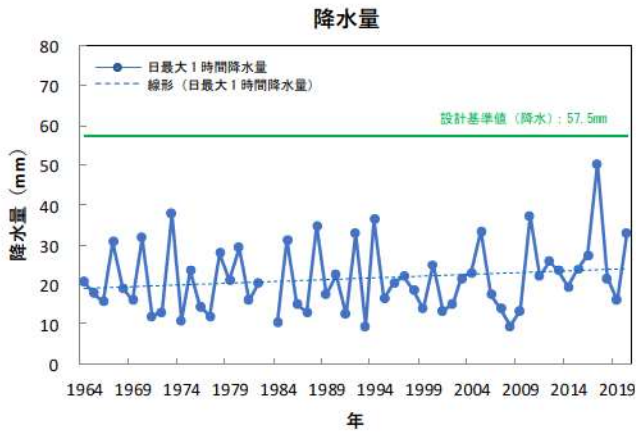
はなく、安全施設への影響はない。

これらのことから、過去の泊発電所周辺の観測記録からは、降水量、積雪深（小樽）及び最高気温・最低気温に増加・上昇の傾向が確認されたものの、安全施設への影響はなく、立地地域における将来的な気候変動とプラント寿命を考慮しても設計基準の見直し等の対応は不要と考える。（第1図及び第2図参照）

ただし、気候変動を完全に予測することは難しいため、今後も最新のデータ・知見をもって気候変動の影響に注視し、必要に応じて設計基準の見直し等を実施していくものとする。



第1図 気候トレンド (寿都特別地域気象観測所)
資料不足値を除く
(気象庁ホームページより作成)



第2図 気候トレンド(小樽特別地域気象観測所)
資料不足値を除く
(気象庁ホームページより作成)

外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の
防護方針について

1. 概要

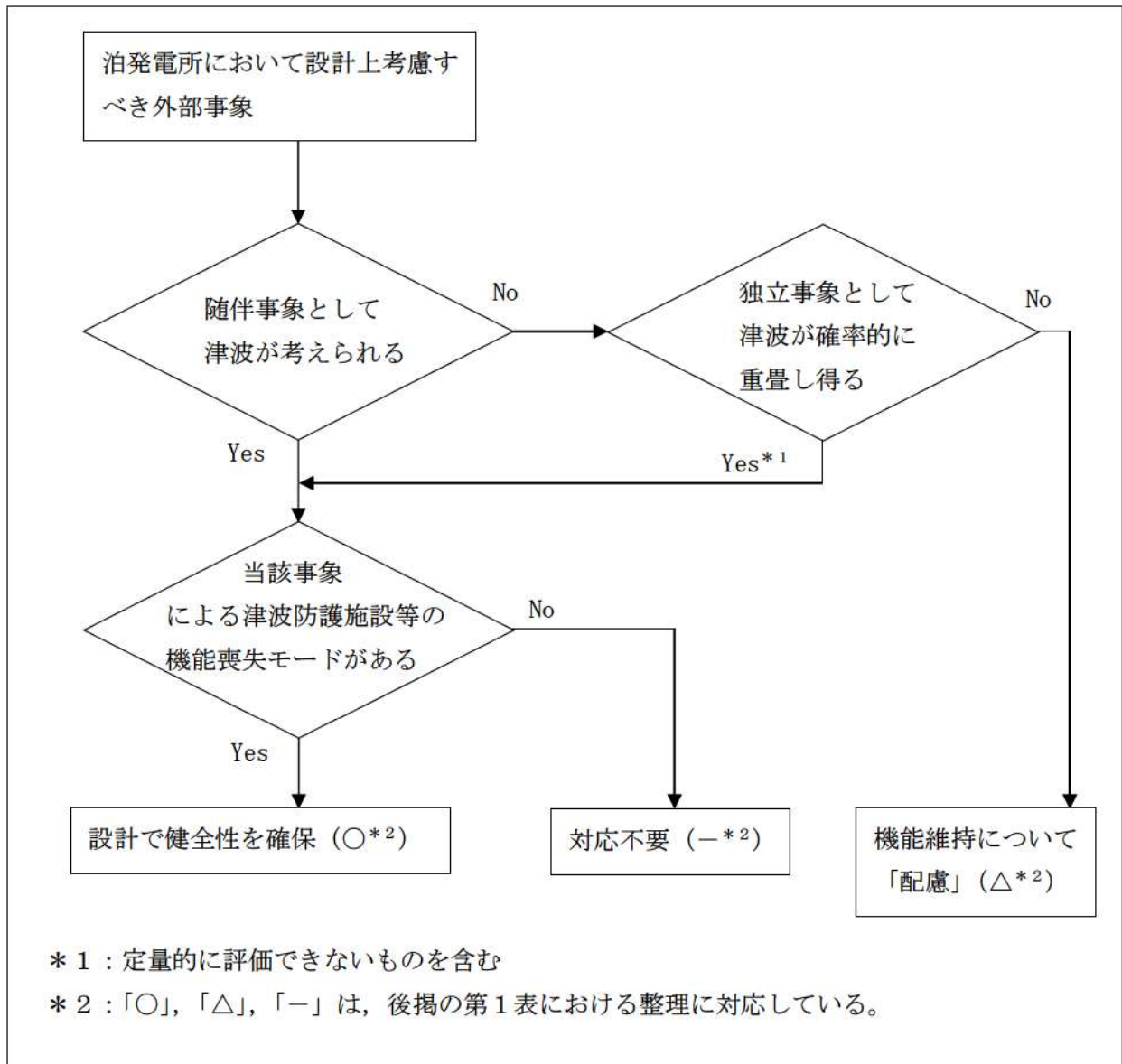
津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。

2. 防護に関する考え方

以下の考え方に基づき、泊発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応要否について整理した。

外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを第1図に示す。

- (1) 設計上考慮すべき事象が、津波若しくは津波の随伴、重畳が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畳確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。
- (2) 津波の随伴、重畳が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。
- (3) 津波の随伴、重畳が有意でないと評価される事象についても、泊発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。



第1図 自然事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー

3. 検討結果

上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。

(詳細は第1表のとおり)

(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象^{※1}に対する防護方針

これらの外部事象に対しては、津波との随伴若しくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングも考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。

※1：地震、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、生物学的事象、森林火災

(2) 津波の随伴、重畳が有意ではない事象（竜巻、火山の影響）に対する防護方針「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。

a. 「竜巻」

設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率は約●（/年）であり、竜巻と津波の重畳は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。

b. 「火山の影響」

設計で想定する降下火砕物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は約●（/年）^{※2}であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、降下火砕物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。

※2：約●万年前の●を考慮

追而【地震津波側審査の反映】
(上記の●については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

- : 津波の随伴, 重量が否定できないため, 設計で健全性を確保する事象 (○)
- : 津波の随伴, 重量は有意ではないが, 機能維持については設計上配慮する事象 (△)
- : 対応が不要な事象 (—)

第1表 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表

設計上考慮すべき外部事象	① 随伴事象として津波を考慮する	② 独立事象として津波が重量し得る	津波との重量を考慮要(①)か(②)が(○)	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針
地震	○	—	○	あり 地震荷重により損傷した場合, 安全施設等への津波の到達, 浸水による機能喪失が想定される。	○	耐震Sクラスとして基準地震動Ssに対し健全性を維持し, 津波に対する防護機能を維持する。 また, 津波と余震の組み合わせも考慮する。
風(台風)	—	○	○	あり 風荷重により損傷した場合, 安全施設等への津波の到達, 浸水による機能喪失が想定される。	○	・風荷重, 津波荷重を考慮した設計とする。 ・津波監視カメラは, 風荷重を考慮した設計とする。
竜巻	—	—	—	なし 以下のとおり, 重量の頻度は無視し得る。 ・設計竜巻の確率: 約 2.5×10^{-7} ・基準津波の年超過率: ●/年*3 ⇒重量確率: ●/年 年超過率が 1×10^{-7} /年未満であり, 有意ではない。	△	防潮堤・3号戸取水ピットスクリーン室防水壁の設計においては, 自主的に以下の配慮を行い, 信頼性を高める。 ・風圧力に対しては, 健全性を維持する設計とする。 ・飛来物については, 大規模な損傷に至り難い構造とする。 ・津波監視カメラは, 風荷重を考慮した設計とする。
凍結	—	○	○	あり 凍害により止水目地が損傷した場合, 安全施設等への津波の到達, 浸水による機能喪失が想定される。	○	止水目地は最低気温を考慮した設計とする。
降水	—	○	○	なし 降雨による海水面上昇は無視し得る。	—	—

- : 津波の随伴, 重量が否定できないため, 設計で健全性を確保する事象 (○)
- : 津波の随伴, 重量は有意ではないが, 機能維持については設計上配慮する事象 (△)
- : 対応が不要な事象 (—)

第1表 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表 (2/2)

設計上考慮すべき外部事象	① 随伴事象として津波を考慮要	② 独立事象として津波が重量し得る	津波との重量を考慮要 (①か②か○)	津波防護施設の機能喪失による安全施設等の機能喪失の可能性	設計への反映要否	機能維持のための対応方針
積雪	—	○	○	あり 積雪荷重により損傷した場合, 安全施設等への津波の到達, 浸水による機能喪失が想定される。	○	積雪荷重と津波荷重を考慮した設計とする。
落雷	—	○	○	あり 落雷による津波監視設備の機能喪失が想定される	○	津波監視設備については, 既設避雷設備の遮へい範囲内への設置を行う。
火山の影響	—	—	—	なし 以下のとおり, 重量の頻度は無視し得る。 ・想定する火山の確率: ●/年*2 ・基準津波の年超過率: ●/年*3 ⇒重量確率: ●/年* 年超過率が 1×10^{-7} /年未満であり有意ではない。	△	設計にて長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに, 降灰後に降下火砕物を適時除去可能な設計とする。
地滑り	—	○	○	なし 地滑りにより津波防護施設が機能喪失に至ることはない。	—	—
生物的事象	—	○	○	なし 生物による影響 (閉塞, 侵入) による機能喪失モードを有しない。	—	—
森林火災	—	○	○	なし 防火帯により森林との離隔距離が確保されるため, 熱影響を受けることはない。	—	—

* 2 : 敷地で確認された降下火砕物の層厚は 20cm と評価しており, この降下火砕物噴出年代は約●万年前であることを考慮

* 3 : 設置変更許可申請書添付書類六「●●● 超過確率の参照」を考慮

追而【地震津波側審査の反映】
(上記●については, 地震津波側審査結果を受けて反映のため)

自然現象等に対する監視カメラの扱いについて

1. 概要

中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋屋上他に設置した監視カメラの映像により、津波等の自然現象を昼夜にわたり監視できる設備を設置することとしている。本設備について、自然現象等の影響を考慮した防護方針について以下にまとめる。

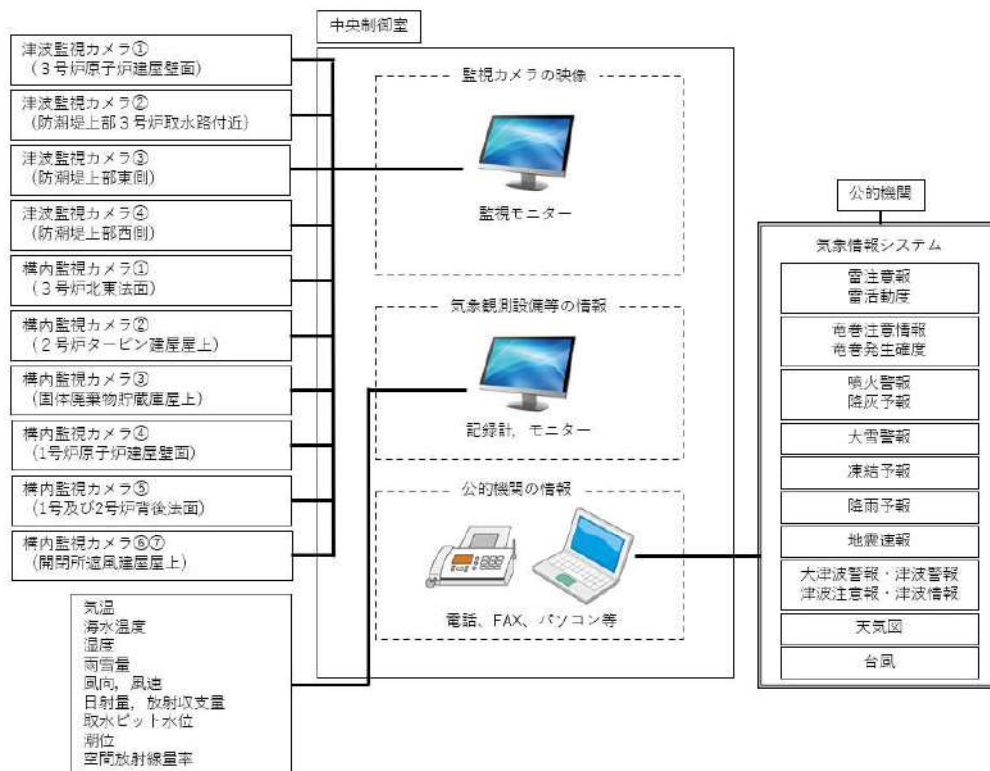
2. 自然現象等の影響について

(1) 設計方針

監視カメラは外部事象防護対象施設ではなく、想定する自然現象等に対して損傷した場合には、各事象に対し機能維持、又は損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じプラントを停止し、安全上支障のない期間に修復する等の対応により安全機能を損なわない設計としている。ただし、第1表に示すように自然現象等による荷重に対して考慮を行うこととしている。

また、監視カメラが損傷したとしても代替設備及び措置（運転員による確認）によって、原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することが可能である。

(第1図及び第1表参照)



第1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ

第1表 監視カメラにより把握可能な自然現象等

自然現象等	監視カメラにより把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
地震	地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計
		潮位計
風（台風） 竜巻	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関（津波警報・注意報）
		気象観測設備（風向，風速）
降水	発電所構内の浸水状況	公的機関（台風，竜巻注意情報）
		気象観測設備（雨雪量）
積雪	発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況	公的機関（降雨予報）
		気象観測設備（雨雪量）
落雷	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（大雪警報）
		公的機関（雷注意報）
火山の影響	発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況	公的機関（噴火警報，降灰予報）
生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計 ^{※1}
		潮位計 ^{※2}
森林火災	火災状況，ばい煙の方向確認	気象観測設備（風向，風速）
飛来物 （航空機落下）	飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※3}
近隣工場等の火災	火災状況，ばい煙の方向確認	気象観測設備（風向，風速）
船舶の衝突	船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※3}

※1 取水口が閉塞した場合，取水ピットの水位が低下するため把握可能

※2 取水口が閉塞した場合，潮位と取水ピット水位に水位差が生じるため把握可能

※3 建屋外で状況確認

以上

設計竜巻荷重と積雪荷重の考慮について

設置許可基準規則第6条のうち「外部事象の考慮」において、竜巻と積雪は荷重により安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象として抽出しており、組合せの要否の検討を実施している。

また、積雪事象は気象情報によって予測可能であることも踏まえて、積雪が確認された場合には除雪等に必要な資機材を確保するとともに手順等を整備することによって、雪を長期間堆積状態にしない方針としている。

一方、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」では設計竜巻荷重と組み合わせる荷重として、竜巻以外の自然現象による荷重を挙げており、竜巻との同時発生が想定され得る雪等の発生頻度を参照し、設計対象施設に常時作用する荷重、運転時荷重等と組み合わせることの適切性や設定する荷重の大きさ等を判断するとしている。

これらの方針を踏まえて、設計竜巻荷重と積雪荷重の組合せの考え方について以下のとおり整理する。

1. 設計竜巻荷重と設計積雪荷重の組合せの考え方

竜巻及び積雪による堆積荷重は、同時に発生する場合を考慮し、設計上考慮すべき荷重評価における自然現象の組合せとして、竜巻による荷重及び積雪による荷重の組合せを設定している。荷重の組合せは、主たる作用（主事象）の最大値と、従たる作用（副事象）の任意時点の値（平均値）の和として作用の組合せを考慮する Turkstra の法則^{※1}の考え方に基づき設定している。この考え方は、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」や建築基準法、土木学会「性能設計における土木構造物に対する作用の指針」、国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、EN1990（ユーロコード）、ASCE 7-02（米国土木学会）、ANSI（米国国家規格協会）、ISO 等でも採用されている。

竜巻は発生頻度が低い偶発荷重であるが、発生すると荷重が大きく、安全機能への影響が大きいと考えられることから、設計上の主荷重として扱う。一方、積雪は発生頻度が主荷重と比べて相対的に高いが、荷重は主荷重に比べて小さく、安全機能への影響も主荷重に比べて小さいため、従荷重として扱う。竜巻と積雪の発生頻度、影響の程度を第1表に示す。また、主荷重と従荷重の組合せを第2表に示す。（第1表、第2表は「別添資料1 外部事象の考慮について」より抜粋）

第1表 竜巻および積雪荷重の性質

荷重の種類		荷重の大きさ	最大荷重の 継続時間	発生頻度 (/年)
主荷重	竜巻	大	短(数十秒)	2.5×10^{-7}
従荷重	積雪	中	長 ^{※1}	1.0×10^{-2} ^{※2}

※1 積雪は冬季の限定した期間のみ発生する。除雪を行うことで、継続期間は短縮することが可能

※2 100年再現期待値

第2表 竜巻（主荷重）と積雪（従荷重）の組合せ

		竜巻（主荷重）	
積雪 （従荷重）	建築基準法	記載なし	
	継続時間	短（竜巻）×長（積雪）	
	荷重の大きさ	大（竜巻）＋中（積雪）	

上記のとおり、竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいと、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。

2. 竜巻との同時発生が想定される雪との組合せの考え方

「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」で設計竜巻荷重に組み合わせる荷重として考慮することが要求される竜巻と同時発生が想定される雪は、冬期に竜巻が襲来する場合に考慮すべき事象である。

竜巻通過前後の気象条件において降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。よって、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」で考慮することが要求される竜巻と同時発生が想定される雪は荷重として影響を及ぼさないことから、組合せを考慮しない。

[参考文献]

- ※1：建築物荷重指針・同解説（2015）（2章 荷重の種類と組合せ、付5.5 許容応力度設計に用いる組合せ荷重のための荷重係数）

降下火砕物と積雪荷重との組合せについて

火山（降下火砕物）と積雪は相関性が低い事象同士の組合せであるが、重畳した場合には堆積荷重が増加することになるため、組合せを考慮することとしている。以下に火山（降下火砕物）と組み合わせる際の積雪荷重の設定について整理する。

1. 関連する基準要求に対する適合確認

設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」において、火山の影響（降下火砕物）と積雪を安全施設に影響を及ぼすおそれがある自然現象として抽出しており、荷重の組合せの要否の検討を実施している。具体的な荷重の組合せの考え方は以下のとおり。

(1) 荷重の組合せの考え方

降下火砕物及び積雪による堆積荷重は、同時に発生する場合を考慮し、設計上考慮すべき荷重評価における自然現象の組合せとして、降下火砕物による荷重及び積雪による荷重の組合せを設定している。荷重の組合せは、主たる作用（主事象）の最大値と、従たる作用（副事象）の任意時点の値（平均値）の和として作用の組合せを考慮する Turkstra の法則^{※1} の考え方にに基づき設定している。この考え方は、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」や建築基準法、土木学会「性能設計における土木構造物に対する作用の指針」、国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、EN1990（ユーロコード）、ASCE 7-02（米国土木学会）、ANSI（米国国家規格協会）、ISO 等でも採用されている。

積雪荷重は降下火砕物による荷重に対して、発生頻度が相対的に高く、また、荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している積雪荷重（積雪 189cm）を設定する。降下火砕物は発生頻度が主荷重（積雪）と比べて相対的に低く、また、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。なお、別紙-1 に降下火砕物による荷重を主荷重、積雪荷重を従荷重と想定した場合の確認結果を示す。

2. 従荷重として組み合わせる降下火砕物による荷重の設定方法

副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量の設定において想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮する。噴火規模を1段階下げた場合、降下火砕物堆積量は10分の1になることから基準降下火砕物堆積量の層厚 20cm の10分の1である層厚 2cm による荷重を想定する。別紙-2 に副事象として降下火砕物による荷重を設定する際に噴火規模を1段階下げた降下火砕物堆積量を想定することの妥当性について示す。

[参考文献]

※1：建築物荷重指針・同解説(2015) (2章荷重の種類と組合せ、付5.5 許容応力度設計に用いる組合せ荷重のための荷重係数)

降下火砕物による荷重を主荷重、積雪荷重を従荷重と想定した場合の確認結果

火山（降下火砕物）と積雪の組合せは補足資料—17 に示すように、積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重として設定している。

これに対して、降下火砕物による荷重を主事象（主荷重）、積雪荷重を副事象（従荷重）と想定した場合について確認する。

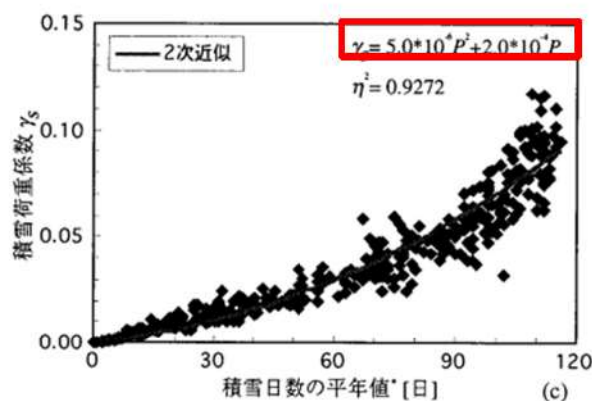
1. 評価条件

主事象である降下火砕物による荷重は設計基準値（20cm）の荷重とする。

主荷重である降下火砕物に対して組み合わせる積雪荷重の平均値については、関連する規格・基準等を踏まえて、以下のとおり検討を行った。

(1) 確率過程的に平均値な積雪量を求める

副事象として想定する積雪荷重の考え方として高橋^{*1}が Turkstra の法則に従って、荷重の組合せを考える際の積雪荷重の係数を求めている。高橋^{*2}の論文によると、年最大積雪深の 100 年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、積雪日数の平年値を横軸とした場合の関係を示している（第 1 図参照）。これは、一年間のうち、いつ襲来するか明らかでない荷重（例えば地震荷重等）と積雪荷重を組み合わせる場合の荷重係数を示している。泊発電所の近隣である寿都特別地域気象観測所の観測データより、積雪日数の最大値が 149 日（観測期間 1961 年～2022 年において）であることを踏まえると、この場合の荷重係数は近似式より約 0.14 となる。設計基準値の積雪量を考慮した場合には、組み合わせる積雪深さは約 26.5cm（189cm×0.14）と算出される。



第 1 図 積雪荷重が従となる場合に掛け合わせる荷重係数^{*2}（赤枠は追記）

(2) 建築基準法の考え方を準用して平均値を求めた場合

建築基準法では、多雪地域において主荷重である地震・暴風と組み合わせる場合の平均的な積雪量として、短期積雪荷重の 0.35 倍の積雪量を考慮することとしており、算出される平均的な積雪量は約 66.2cm（設計基準積雪量 189cm×0.35）であることを確認した。

(3) 観測記録により年最大積雪深さの平均値を求めた場合

副事象として想定する積雪荷重について、平均的な積雪荷重の一般的な設定方法として最寄りの気象観測所における年最大積雪深さの平均値を求める方法がある。泊発電所の最寄りの気象観測所である寿都における年最大積雪深さの平均値は気象観測データ（観測期間：1961年～2022年）より75.2cmであることを確認した。

検討の結果、算出される平均的な積雪量は、観測記録により年最大積雪深さの平均値を求めた場合（75.2cm）が最も大きな値となることを確認した。

2. 火山影響評価ガイドを踏まえて考慮すべき事項

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下、火山影響評価ガイドという）において、降雨、積雪などの自然現象は、火山灰等の堆積物の静的負荷を著しく増大させる可能性があるとしていることから、乾燥状態の降下火砕物の密度（0.7g/cm³）に対して、同時期に想定される降雨等による荷重影響として、湿潤状態の降下火砕物の密度（1.5g/cm³）を設定し、更に75.2cmの積雪荷重を組み合わせることとしている。

また、降下火砕物による荷重と積雪による荷重の組合せにおいては、除灰の効果は期待しないものとし、積雪については適切に除雪を行い、雪を長期間堆積状態にしない方針とすることで、積雪荷重に対する設計裕度を確保する。

以上の検討より、泊発電所における降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪深さは、発電所立地の最寄りの気象観測所である寿都地域における年最大積雪深さの平均値（75.2cm）を採用する方針とする。

3. 評価結果

評価結果は第1表に示すとおりであり、降下火砕物による荷重を主事象（主荷重）、積雪荷重を副事象（従荷重）と想定した場合の評価（ケース2）は、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」の荷重の組合せで設定している評価（ケース1）に対して小さいことを確認した。

第1表 組合せ荷重の評価結果

ケース	主事象	副事象	堆積荷重(N/m ²)	備考
1	積雪(189cm)	降下火砕物(2cm)	5,970	—
2	降下火砕物(20cm)	積雪(75.2cm)	5,256	—

[参考文献]

※1：高橋 徹：積雪荷重の推移過程モデルに関する一考察（日本建築学会 構造工学論文集 Vol.44B(1998年3月)）

降下火砕物による荷重を従荷重とした場合における設定方法について

泊発電所3号炉の積雪荷重（主荷重）及び降下火砕物による荷重（従荷重）の組合せの評価においては、主たる作用（主事象）の最大値と、従たる作用（副事象）の任意時点の値（平均値）の和として作用の組合せを考慮する Turkstra の法則の考え方にに基づき設定している。

主事象の最大値には既往最大の積雪量による荷重、副事象の任意時点の値には降下火砕物堆積量による荷重とするが、降下火砕物堆積量については積雪のように観測記録が十分ではなく、平均値を求めることが困難であるため、想定する噴火規模から1段階下げた噴火規模を考慮した値としている。

ここでは、従荷重として降下火砕物による荷重を設定する際に噴火規模を1段階下げることについての妥当性について、組合せ事象の年超過確率（1年間でそのような事象が発生する確率）の比較で検討を行った。

具体的には以下の組合せ事象の年超過確率の比較を行った。

- ①設計基準の降下火砕物堆積量（想定される噴火規模）と年平均積雪量の組合せ
- ②設計基準より噴火規模を1段階下げた降下火砕物堆積量と既往最大の積雪量の組合せ

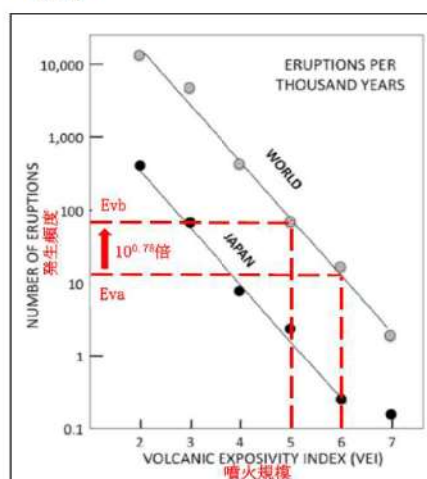
設計基準の噴火規模の年超過確率を Eva 、噴火規模を1段階下げた噴火規模の年超過確率を Evb 、既往最大の積雪量となる年超過確率を Esa 、平均の積雪量となる年超過確率を Esb とすると、①の年超過確率は $Eva \times Esb$ 、②の年超過確率は $Evb \times Esa$ となる。

ここで Eva と Evb は第2図に示す文献^{*1}の噴火規模及び発生頻度の関係より以下の関係となる。

$$Evb = 10^{0.78} \times Eva = 6.026 \times Eva \dots (1)$$

つまり

$$Eva = 1/6.026 \times Evb \dots (2)$$



第2図 噴火規模と発生頻度の関係

一方、積雪の観測記録から求めた年超過確率である E_{sa} 及び E_{sb} はそれぞれ以下の通りである。

$$E_{sa}=0.016 \cdots (3)$$

$$E_{sb}=0.5 \cdots (4)$$

以上、(1)～(4)より①及び②の年超過確率の関係は以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} \text{①の年超過確率} &= E_{va} \times E_{sb} \\ &= 1/6.026 \times E_{vb} \times 0.5 \\ &= 1/6.026 \times E_{vb} \times 0.5 \times E_{sa}/0.016 \\ &= 1/6.026 \times 0.5/0.016 \times E_{vb} \times E_{sa} \\ &= 5.19 \times \text{②の年超過確率} \end{aligned}$$

②の年超過確率は①の年超過確率よりもかなり小さいことが分かる。仮に①の年超過確率と同じ年超過確率となるA段階下げた噴火規模を想定すると以下の関係となる。

$$\begin{aligned} \text{①の年超過確率/噴火規模をA段階下げた場合の年超過確率} \\ &= 1/(6.026)^A \times 0.5/0.016 = 1 \cdots (5) \end{aligned}$$

(5) より

$$A = 1.91$$

噴火規模を 1.9 段階程度下げた場合において①と同じ年超過確率となることから、従荷重として降下火砕物による荷重を設定する際に噴火規模を 1 段階下げた噴火規模に設定することは安全側の設定であり妥当である。

[参考文献]

※1：中田節也：日本の火山噴火の現状と低頻度大規模噴火に備えた研究のあり方（日本学術協力財団 学術の動向 19 巻9号（2014年9月））

タービントリップ機能が損なわれた場合の影響について

1. はじめに

外部事象防護対象施設等は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）で規定されている重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス1，クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物，系統及び機器並びにそれらを内包する建屋としている。その上で，屋内施設，屋外施設に分類し，想定される外部事象の特徴を考慮の上，評価対象施設を抽出している。

重要度分類審査指針では該当しないが，タービントリップ機能を有するクラス3設備としてタービン保安装置及び主蒸気止め弁があり，タービントリップ機能は，安全評価指針の運転時の異常な過渡変化事象における「蒸気発生器への過剰給水」事象で影響緩和のための安全機能として期待している。

ただし，タービン保安装置及び主蒸気止め弁を内包するタービン建屋は外壁が板厚0.5mmの鋼板で構成されていること等により，外部事象により損傷が想定される。（第1図）

ここでは，タービントリップ機能喪失による具体的な対応について以下に示す。

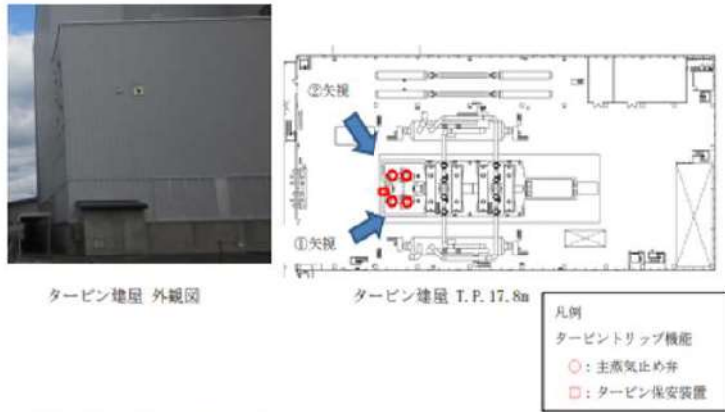
2. タービントリップ機能喪失による影響

タービントリップ機能が期待される「蒸気発生器への過剰給水」事象については，原子炉の出力運転中に，給水制御系の故障，誤操作等により，主給水制御弁が1個全開し，蒸気発生器への給水が過剰となり，1次冷却材の温度が低下して反応度が添加され，原子炉出力が上昇する事象を想定している。

主給水制御弁は原子炉建屋内の主蒸気管室に設置されていることから，外部事象を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはない。

通常運転中は中央制御室で，「蒸気発生器水位」，「主給水流量」等の監視を行い，また，警報として「蒸気発生器水位偏差大」を設けている。蒸気発生器の水位が異常に上昇した場合には，「蒸気発生器水位高」信号により主給水制御弁を全閉する。その後「蒸気発生器水位異常高」信号が発信した場合は，タービントリップ機能により自動的にタービントリップとなり，主給水ポンプを自動停止し，主給水設備のすべての制御弁及び主給水隔離弁を全閉とすることで原子炉をトリップさせる。仮にタービントリップ機能が損なわれた場合においても，運転員による蒸気発生器水位の監視状況によって異常が認められた場合は，原子炉をトリップさせる。

原子炉トリップによりタービントリップ機能の要求がない期間に補修等の対応を行うことで，安全機能を損なわない設計とする。



第 1 図 タービン建屋概要図

北海道山越郡長万部町で確認された水柱事象における 泊発電所への影響について

1. はじめに

令和5年3月30日(木)に行われた第58回技術情報検討会にて北海道山越郡長万部町で確認された水柱事象が議論されたことを受け、泊発電所において本事象が6条その他外部事象の評価対象とすべきかを確認した。

2. 水柱事象の発生要因と6条の扱いについて

第58回技術情報検討会資料にて水柱事象の発生要因及び6条の扱いについて以下のとおり記載している。(別紙1)

- 本事象は天然ガスを含む地下水が脱ガスによる圧力上昇を受けて湧昇・噴出したものであり、直接的には天然ガス田開発当時の廃坑措置に関する技術的問題に起因した事象である可能性が高く、当地周辺の地震活動や地殻変動に由来したものではないと考えられる。
- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第6条第3項は、「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)」として、同規則の解釈において、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を規定している。本事象は外的ハザードとしての潜在的懸案事項となりうるものの、本調査で判明したように国内での発生はごくまれであり、解釈に追加すべき事象ではないと考える。

3. 水柱事象に対する泊発電所への影響について

国内には、油田・ガス田地帯に立地する原子力施設が存在することを踏まえ、泊発電所が油田・ガス田地帯に立地しているかを文献⁽¹⁾により確認した。

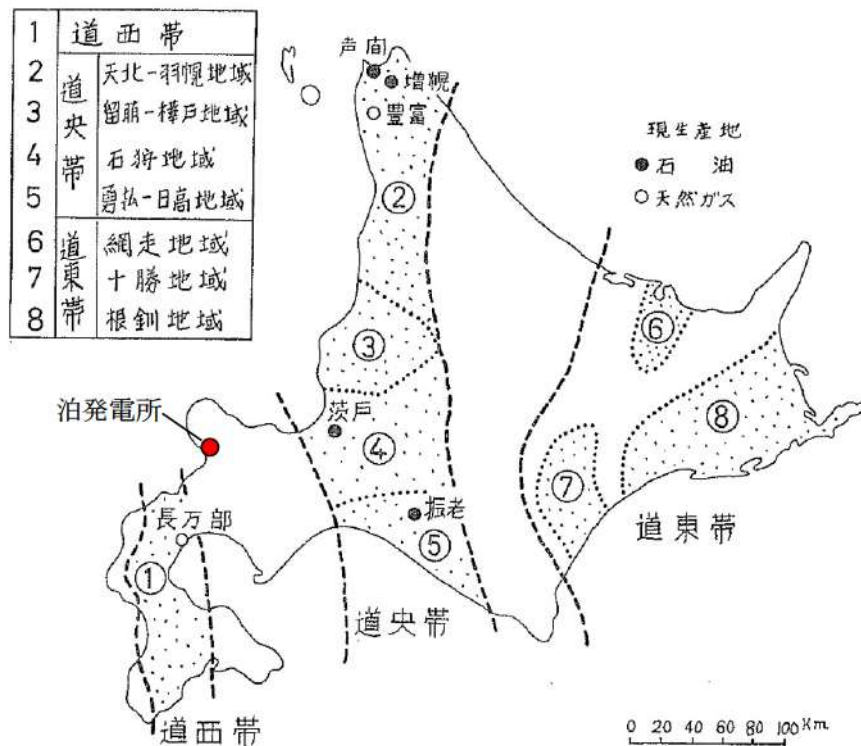
第1図をみると、北海道における油田・ガス田地帯が3箇所(道西帯、道央帯及び道東帯)あるものの、いずれも泊発電所の立地地域外であることがわかる。

4. まとめ

水柱事象における泊発電所への影響について文献を確認した結果、仮に6条の考慮すべき事象として扱った場合は第1表の考慮すべき事象の除外基準のうち、基準A(プラントに影響を与えるほど近接した場所に発生しない)に該当することから、泊発電所において設計上考慮すべき「想定される人為事象」として評価対象外であると判断した。

5. 参考文献

- (1) 長尾捨一, 北海道の構造的天然ガスについて. 地下資源調査所報告, 40, 1-59, 1969.



第1図 北海道油・ガス田区分概念図
 (「北海道の構造的天然ガスについて」に加筆)

第1表 考慮すべき事象の除外基準

基準 A	プラントに影響を与えるほど接近した場所に発生しない。
基準 B	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することが可能
基準 C	プラント設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下
基準 D	影響が他の事象に含まれる。
基準 E	発生頻度が非常に低い。
基準 F	設置許可基準規則第6条の対象外事象（地震，津波等）

<技術情報検討会資料>
 技術情報検討会は、新知見のふるい分けや作業担当課の特定を目的とした事務的な会議体であり、その資料及び議事録は原子力規制委員会の判断を示すものではありません。

資料58-1-2

北海道山越郡長万部町で確認された水柱について

令和5年3月30日
 地震・津波研究部門

1. 経緯

2022年8月8日夕方から同年9月26日未明までの約50日間、北海道山越郡長万部町長万部の飯生神社敷地内（以下「当地」という。）の旧天然ガス坑井から、高さ30mに達する大規模な湧水及びメタンガスの噴出事象（以下「本事象」という。）が発生した。

この状況を踏まえ、令和4年度第44回原子力規制委員会（2022年10月12日）において、本事象の原因、地震活動との関係等を調査するよう原子力規制庁に指示があり、当該調査・整理結果を以下のとおり取りまとめた。

2. 本事象の詳細について

本事象に関する報道発表等の概要は以下のとおりである。

- ・2022年8月8日、当地において水が噴出し、その高さは30mに達した。
- ・同年9月26日、水の噴出が停止した^{※1)}。
- ・水の噴出停止後もメタンガスの噴出は継続している^{※2,3)}。
- ・町による水質分析の結果、噴出水は水温21.5℃の温泉水とされた^{※4)}。
- ・町による調査の結果、水の噴出源は1958～1959年の試掘井と判明した^{※5,6)}。
- ・当地では1961年にも数時間以上にわたってガス等が噴出した記録がある^{※7)}。

当地は黒松内低地断層帯^{※8)}の近傍に位置するほか、付近には活構造として長万部背斜^{※9)}及び旭浜付近の断層^{※10)}が分布する（図1）。本事象はこれらの活構造の運動に伴って生じた可能性があると考えられることから、同断層帯を含む当地付近の最近の地震活動及び地殻変動を確認した。その結果、当地付近の地震の発生時期及び地震規模に本事象の発生時期との関連性が見られないこと、電子基準点「長万部」の変動傾向についても同様であることから、最近の地震活動及び地殻変動と本事象との間に有意な因果関係は認められなかった（図2～5）。

また、水質について周辺の温泉との比較を行った結果、本事象の湧水は近傍の活火山のマグマ活動及び当地付近の断層活動に影響を受けたものではなく、長万部温泉に代表される化石海水由来の高濃度塩水がアルカリ炭酸塩型の地下水によって一定程度希釈されたものと考えられる（図6）。なお、本事象の湧水は我が国の水溶性天然ガス田の多くで見られるかん水¹⁾と同様の化学的特徴を有することから、当地付近に分布する天然ガス田との関連性が示唆される。

3. 油田・ガス田開発に伴う水の噴出について

本事象は1950年代に天然ガス開発を目的として掘削された試掘孔^{※23)}におい

¹⁾ 天然ガスが溶解している地層水を指す。

て発生したため、直接的な原因としては当該坑井の廃坑措置が不十分であった可能性が考えられる。このため、国内及び石油・天然ガス産出国である米国における類似事例を調査した結果、今回のような事象は国内ではごくまれに発生しているのに対し、米国では少なくとも数年に 1 回の頻度で発生していることが判明した（表 1）。また、国内・米国ともに、これらの試掘孔が設けられた年代は古く、現在ではその位置が不明な場合が多い。

特に米国には、現在の管理者がおらず廃坑措置が不十分な可能性のある旧石油・ガス坑井である「孤児の井戸（Orphan Well）」が多数存在し、その総数は全米で約 90 万孔と推定されている²⁴⁾。これらの Orphan Well では石油・天然ガスの漏えいによる土壌汚染及び引火事故が発生しており、原子力分野においても、使用済燃料及び GTCC² 廃棄物中間貯蔵施設の建設・運転に係る近年の許認可の過程（パブリックコメント等）で、サイト内の潜在的な Orphan Well の存在による施設の安全性への影響が議論された²⁵⁻²⁷⁾。しかしながら、現時点で Orphan Well に対する NRC、DOE 等の統一的な見解（審査ガイド等）は示されていない。

4. まとめ

以上の調査結果を総合すると、本事象は天然ガスを含む地下水が脱ガスによる圧力上昇を受けて湧昇・噴出したものであり、直接的には天然ガス田開発当時の廃坑措置に関する技術的問題に起因した事象である可能性が高く、当地周辺の地震活動や地殻変動に由来したものではないと考えられる。

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 6 条第 3 項は、「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」として、同規則の解釈において、飛来物（航空機落下等）、ダム の 崩 壊、爆 発、近 隣 工 場 等 の 火 災、有 毒 ガ ス、船 舶 の 衝 突 又 は 電 磁 的 障 害 等 の 事 象 を 規 定 し て い る。本 事 象 は 外 的 ハ ザ ー ド と し て の 潜 在 的 懸 案 事 項 と な り う る も の の、本 調 査 で 判 明 し た よ う に 国 内 で の 発 生 は ご く ま れ で あ り、解 釈 に 追 加 す べ き 事 象 で は な い と 考 え る。ま た、こ れ ま で に、原 子 力 施 設 に お い て、安 全 機 能 に 影 響 を 及 ぼ し 得 る 事 象 と し て 本 事 象 と 同 様 の 事 象 が 発 生 し た と は 承 知 し て い な い。

しかし、国内には、油田・ガス田地帯に立地する原子力施設が存在することを踏まえ、原子力事業者等に対して被規制者向け情報通知文書 NRA Information Notice を発出することとしたい。

² 「クラス C を超える（Greater Than Class C）」の略。米国における低レベル放射性廃棄物のうち放射能濃度がクラス C の上限値を超えるものであり、放射化した原子炉構成材料、医療用密封線源等が含まれる。

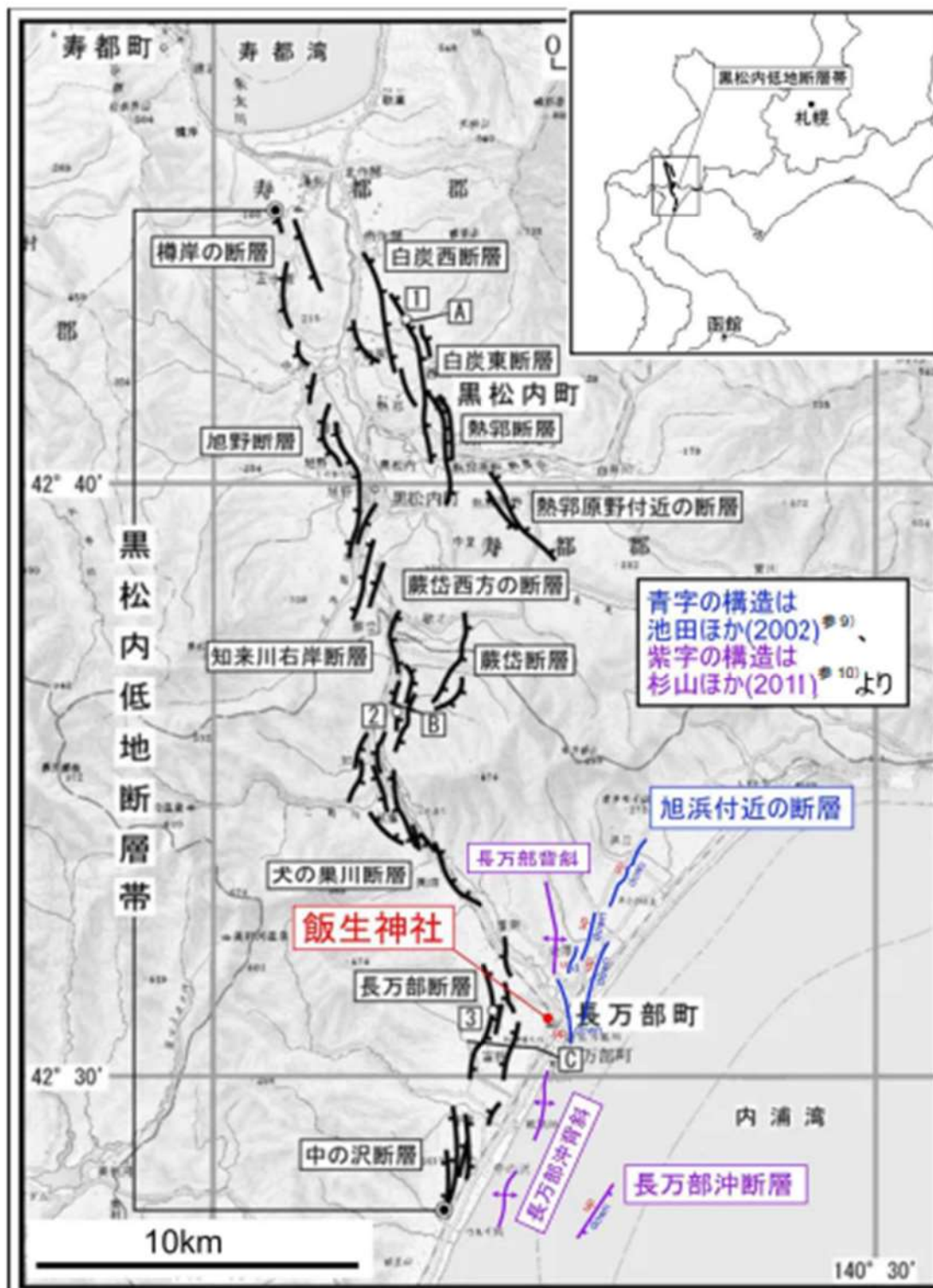
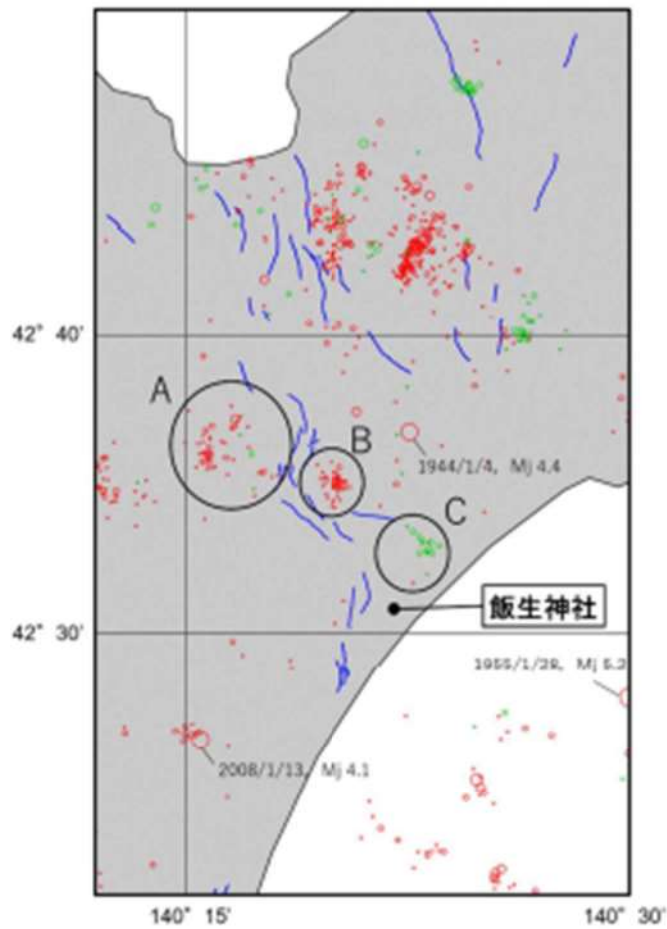


図1 黒松内低地断層帯と当地の位置関係
(地震調査研究推進本部, 2005⁸⁾ に加筆)



- 活断層線分データ
(活断層詳細デジタルマップ、中田・今泉編, 2002) 参 11)
- 0.0M-1.0
○ 1.0M-2.0
○ 2.0M-3.0
○ 3.0M-4.0
○ 4.0M-5.0
○ 5.0M-6.0
気象庁地震カタログ ※検測済みの震源データ 参 12)
($M_{JMA} \geq 0.0$ & 震源深さ $D \leq 25$ km)
(1919/01/01~2020/08/31)
- 0.0M-1.0
○ 1.0M-2.0
○ 2.0M-3.0
(国研) 防災科学技術研究所 Hi-netデータ 参 13)
($M \geq 0.0$ & 震源深さ $D \leq 25$ km)
(2020/09/01~2022/10/18)

図 2 当地周辺の震央分布 参 11-13)
(中田・今泉編(2002) 参 11) に加筆)
震源クラスター A~C の地震発生時期と地震規模の関係は図 3 を参照

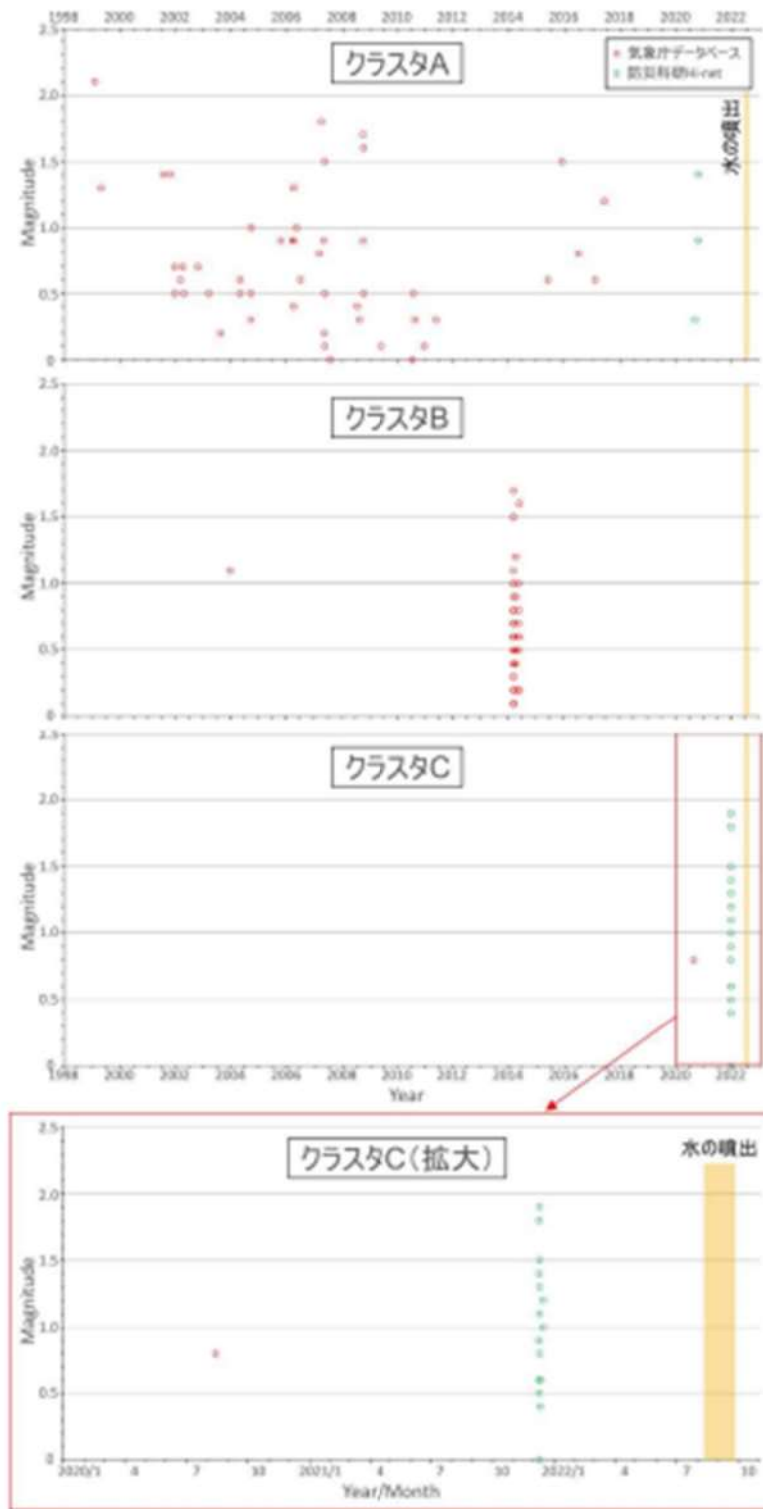


図3 震源クラスタA~Cの地震発生時期と地震規模の関係^{12,13)}

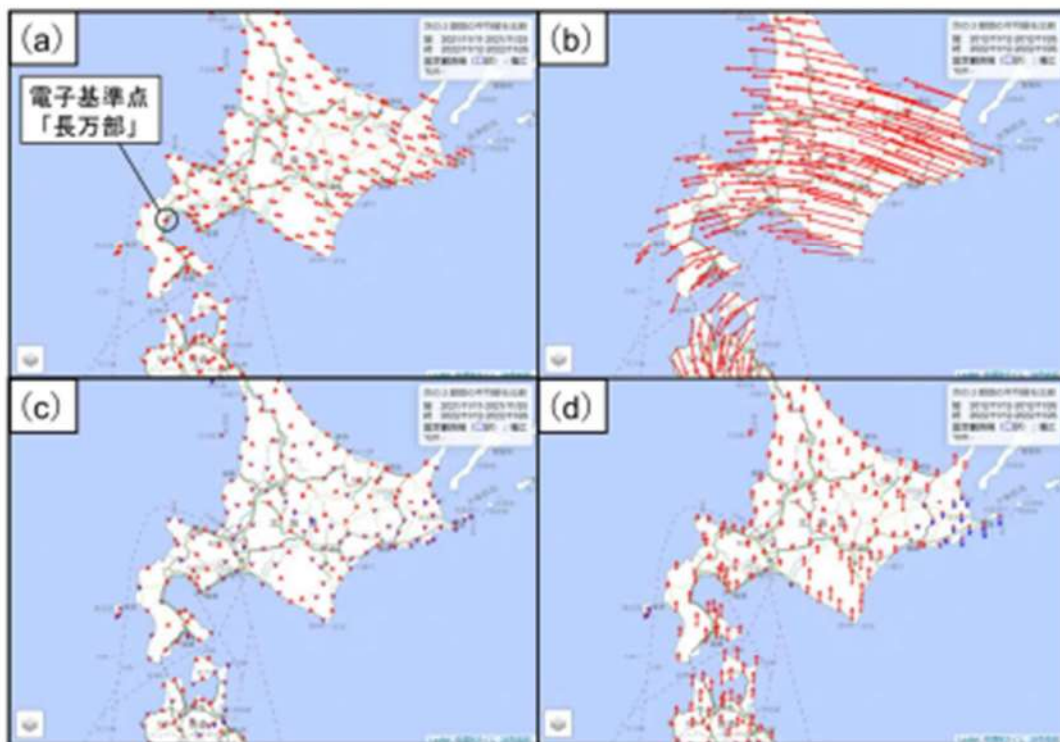


図4 当地周辺の最近の地殻変動
 (国土地理院地殻変動情報表示サイト^{※14)}に加筆)

- (a) 最近1年間の電子基準点の変動(水平)
- (b) 最近10年間の電子基準点の変動(水平)
- (c) 最近1年間の電子基準点の変動(垂直)
- (d) 最近10年間の電子基準点の変動(垂直)

【データ期間】始期：2021/11/11~2021/11/25(最近1年間)
 2012/11/12~2012/11/26(最近10年間)
 終期：2022/11/12~2022/11/26

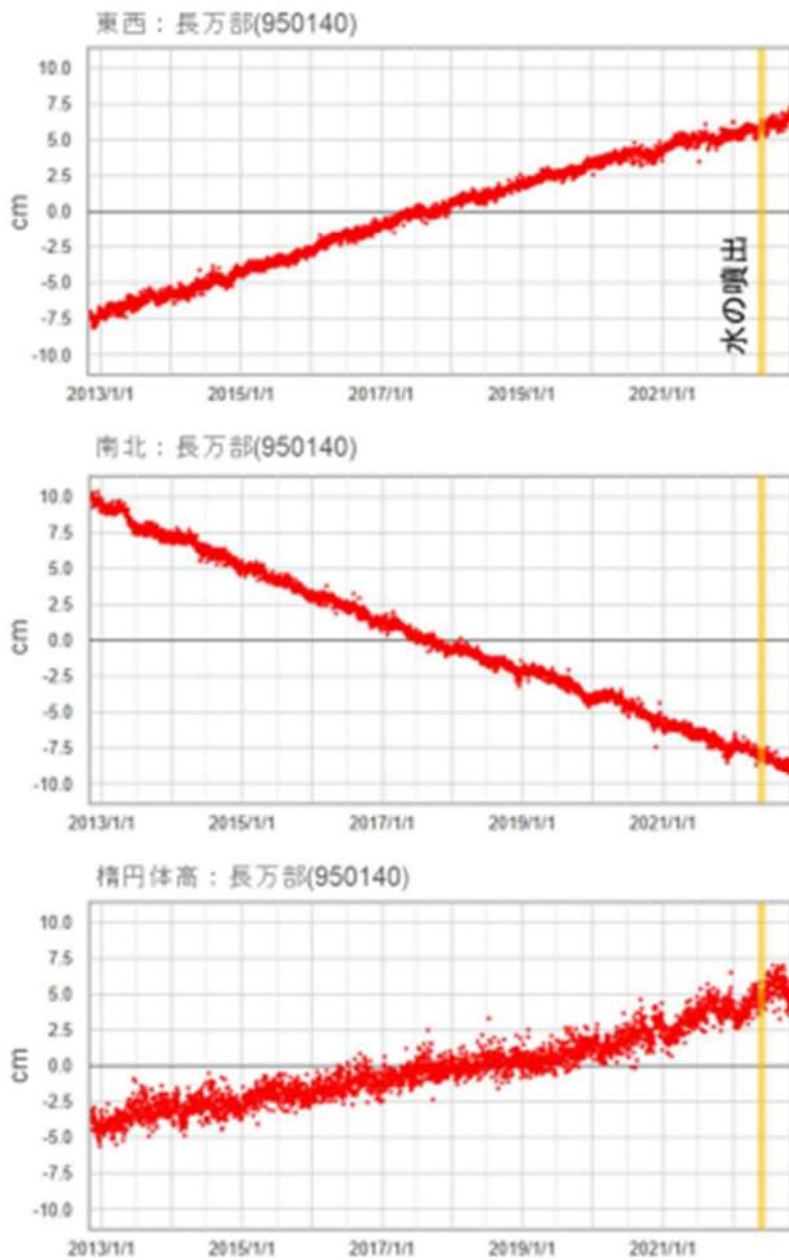


図5 長万部(950140)の最近の座標変化
 (国土地理院地殻変動情報表示サイト^{※14)}に加筆)
 データ期間: 2012/11/1~2022/10/31

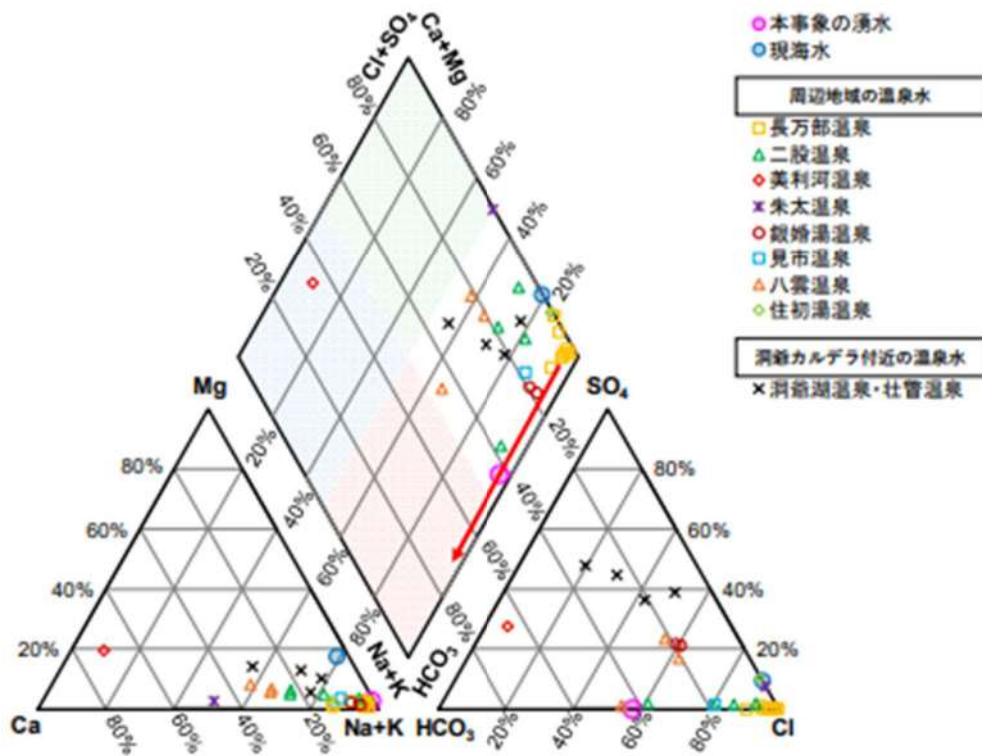


図 6 本事業の湧水、周辺地域の温泉水及び洞爺カルデラ付近の温泉水のトリリニアダイアグラム

* トリリニアダイアグラムは水試料の主要溶存成分を図示する方法の一つであり、中央の菱形の座標図（キーダイアグラム）を四つに区分することで、以下の大まかな泉質に分類することができる。

- ① アルカリ土類炭酸塩型（左、浅層地下水由来）
- ② アルカリ炭酸塩型（下、深層地下水由来）
- ③ アルカリ土類非炭酸塩型（上、熱水・化石水由来）
- ④ アルカリ非炭酸塩型（右、海水・温泉由来）

* 本事業の湧水の水質は長万部町から提供いただいた非公開文献¹⁵⁾による。

* 図中の温泉水及び現海水の水質データは文献¹⁶⁻²²⁾による。

表 1 国内及び米国における類似事象

発生時期 (年/月)	発生場所	噴出水の高さ	噴出継続期間
2004/10	新潟県新津市滝谷町 (現 新潟市秋葉区)	不明	数時間
2012/10	米国ペンシルベニア州 Tioga 郡 Union Township	30 フィート (約 9.1m)	1 週間
2019	米国カリフォルニア州 Los Angeles, Marina Del Ray	100 フィート (約 30.5m)	不明 (短期間)
2022/1	米国テキサス州 Crane 郡 Monahans 近郊	75~100 フィート (約 22.9~30.5m)	不明 (12 日間以上)

<参考文献>

- 参1) 朝日新聞 2022/9/27 10:45 「突然噴き出した水柱、50 日目でびたり止まる 「久々に静か」住民安堵」
<https://www.asahi.com/articles/ASQ9V7S15Q9VIPE007.html> (2022/10/12 確認)
- 参2) 北海道ニュース UHB 2022/9/26 15:15 「工事関係者が撮影 “水の止まった” 水柱の噴出口 「静か、静か…よかった」住民は安堵 北海道」
<https://www.uhb.jp/news/single.html?id=30819> (2022/10/12 確認)
- 参3) ABEMATIMES 2022/9/27 20:30 「巨大 “水柱” の噴出突然止まる 住民安堵「安心して寝られる」北海道・長万部」
<https://times.abema.tv/articles/-/10041276> (2022/10/12 確認)
- 参4) 長万部町, 2022, 「水柱」の水質検査結果について.
<https://www.town.oshamambe.lg.jp/site/mizubashira/5133.html> (2022/11/30 確認)
- 参5) 令和 4 年第 3 回長万部町議会定例会 (第 2 日目) 会議録. 令和 4 年 9 月 13 日.
<https://www.town.oshamambe.lg.jp/uploaded/attachment/6581.pdf>
- 参6) The Hokkaido Shimbun Press, 26 Aug. 2022, 30-m-high column of water suddenly appears in front of shrine.
<https://h2w.hokkaido-np.co.jp/topics/p16357/> (2022/11/30 確認)
- 参7) 長万部町史編集室, 長万部町史. 長万部町, 776p, 1977.
- 参8) 地震調査研究推進本部, 黒松内低地断層帯の長期評価について. 平成 17 年 4 月 13 日.
- 参9) 池田安隆, 今泉俊文, 東郷正美, 平川一臣, 宮内崇裕, 佐藤比呂志, 第四紀逆断層アトラス. 東京大学出版会, 254p, 2002.
- 参10) 杉山雄一, 内田康人, 村上文敏, 津久井朗太, 黒松内低地断層帯南方延長部(内浦湾)の地質構造と活動性. 活断層・古地震研究報告, 11, 21-53, 2011.
- 参11) 中田高, 今泉俊文, 活断層詳細デジタルマップ. 東京大学出版会, 68p, 2002.
- 参12) 気象庁, 地震月報 (カタログ編).
<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/bulletin/index.html>
- 参13) 国立研究開発法人防災科学技術研究所, Hi-net 高感度地震観測網.
<https://www.hinet.bosai.go.jp/?LANG=ja>
- 参14) 国土地理院, 地殻変動情報表示サイト.
<https://mekira.gsi.go.jp/index.html>
- 参15) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構, 技術指導報告書 長万部町に出現した水柱の現地調査報告 (噴出水の主要溶存成分分析結果). 4p, 2022.

- 参16) 太秦康光, 那須義和, 瀬尾淑子, 温泉の化学的研究(第41~44報)(第41報)北海道諸温泉の化学成分とその起源についての問題点. 日本化学雑誌, 80, 8, 856-859, 1959.
- 参17) 太秦康光, 那須義和, 瀬尾淑子, 温泉の化学的研究(第41~44報)(第42報)北海道西南部の諸温泉(その1). 日本化学雑誌, 80, 8, 859-862, 1959.
- 参18) 松波武雄, 北海道の海岸地域に分布する高濃度塩水について. 地下資源調査所報告, 67, 41-58, 1995.
- 参19) 島田忠夫, 矢崎清貴, 粕武, 北海道長万部町における天然ガス試掘井(長万部 R-1号)のコア一試験およびリフト試験について. 石油技術協会誌, 20, 5, 28-35, 1955.
- 参20) 福田理, 日本のホウ素資源と水溶型ホウ素鉱床—その2. 地質ニュース, 371, 40-55, 1985.
- 参21) 松尾慎士, 日下部実, 千葉仁, 牛木久雄, 小坂文予, 平林順一, 安孫子勤, 野津憲治, 小沢竹二郎, 荒牧重雄, 佐藤和郎, 林保, 佐藤純, 藤井直之, 1977年有珠山噴火直後の地下水, 温泉水および火山灰の地球化学的研究. 火山, 22, 4, 201-220, 1977.
- 参22) 桑本融, 海水の無機成分—溶存化学種を中心に. 化学と生物, 22, 7, 439-445, 1984.
- 参23) 長尾捨一, 北海道の構造性天然ガスについて. 地下資源調査所報告, 40, 1-59, 1969.
- 参24) Interstate Oil & Gas Compact Commission, Idle and Orphan Oil and Gas Wells: State and Provincial Regulatory Strategies 2021. 78p.
https://iogcc.ok.gov/sites/g/files/gmc836/f/documents/2022/iogcc_idle_and_orphan_wells_2021_final_web_0.pdf (2022/11/30 確認)
- 参25) U.S. Nuclear Regulatory Commission, NRC Staff's Answer in Opposition to the Appeal of Fasken Land and Minerals, Ltd. and the Permian Basin Land and Royalty Owners of LBP-19-7. Docket No. 72-1050, 2019/10/15.
<https://www.nrc.gov/docs/ML1928/ML19288A224.pdf>
- 参26) New Mexico Energy, Minerals and Natural Resources Department (EMNRD), Comments Regarding the May 2020 Draft Environmental Impact Statement (EIS) for the Interim Storage Partners License Application for a Consolidated Interim Storage Facility for Spent Nuclear Fuel and High-Level Waste in Andrews County, Texas. 2020/11/3.
<https://www.nrc.gov/docs/ML2030/ML20309B052.pdf>
- 参27) U.S. Nuclear Regulatory Commission, Environmental Impact Statement for Interim Storage Partners LLC's License Application for a Consolidated Interim Storage Facility for Spent Nuclear Fuel in Andrews County, Texas, Final Report. NUREG-2239, 684p, 2021.
<https://www.nrc.gov/docs/ML2120/ML21209A955.pdf>

<謝辞>

本稿の執筆に当たり、北海道長万部町水道ガス課からは水の分析結果に関する文献を提供いただいた。石油技術協会からは国内における旧石油・ガス坑井の状況及び米国の Orphan Well の状況について大変有用な情報を提供いただいた。以上の方に記して感謝申し上げます。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB062T r.9.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

令和5年7月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第6条：外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

<目次>

1. 基本方針
 - 1.1 要求事項の整理
 - 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置，構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
 - 1.3 気象等
 - 1.4 設備等

2. 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)
別添1 竜巻影響評価について

3. 運用，手順説明資料
別添2 泊発電所3号炉 運用，手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止
(竜巻)

<概要>

1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。
2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。
3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について，設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において，追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>安全施設 (兼用キヤスクを除く。) は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設 (兼用キヤスクを除く。) は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設 (兼用キヤスクを除く。) が想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>追加要求事項</p>
<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設 (兼用キヤスクを除く。) は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>		<p>追加要求事項</p>
<p>2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。) により発電用原子炉施設 (兼用キヤスクを除く。) の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 航空機の墜落により発電用原子炉施設 (兼用キヤスクを除く。) の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>追加要求事項</p>

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置，構造及び設備

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備

ロ．発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は，(1)耐震構造，(2)耐津波構造に加え，以下の基本
的方針のもとに安全設計を行う。

a．設計基準対象施設

(a) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設は，発電所敷地で想定される洪水，風（台風），竜巻，凍結，降
水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮
の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合にお
いて，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生
じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお，発電所敷地で想定される自然現象のうち，洪水については，立地
的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え，重要安全施設は，科学的技術的知見を踏まえ，当該重要安
全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により
当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力につ
いて，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して，適切に組み合わせ
る。

また，安全施設は，発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物
（航空機落下），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の
衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因とな
るおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）
に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお，発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち，飛
来物（航空機落下）については，確率的要因により設計上考慮する必要は
ない。また，ダムの崩壊については，立地的要因により考慮する必要はな
い。

自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子
炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為
によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては，地震，津波，
風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学
的事象，森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較
して，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し，そ

の組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

(a-2) 竜巻

安全施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対して、その安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設は、過去の竜巻被害状況及び発電所のプラント配置から想定される竜巻に伴う事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。

竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

安全施設の安全機能を損なわないようにするため、安全施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに、作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるもののうち、資機材、車両等については、飛来した場合の運動エネルギー又は貫通力が設定する設計飛来物より大きなものに対し、固縛、固定又は防護すべき施設からの離隔を実施する。

(2) 安全設計方針

1. 安全設計

1.8 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針

安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.8 では「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2 竜巻防護に関する基本方針

1.8.2.1 設計方針

1.8.2.1.1 竜巻に対する設計の基本方針

安全施設が竜巻に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な安全機能を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造健

全性の維持，代替設備の確保等によって，安全機能を損なわない設計とする。

また，安全施設は，設計荷重による波及的影響によって，安全機能を損なわない設計とする。

- (1) 飛来物の衝突による施設の貫通及び裏面剥離
- (2) 設計竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びにその他の組合せ荷重（常時作用している荷重，運転時荷重，竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重
- (3) 竜巻による気圧の低下
- (4) 外気と繋がっている箇所への風の流入

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を，安全重要度分類のクラス1，クラス2及びクラス3に属する構築物，系統及び機器とする。

設計竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち，外部事象防護対象施設は，設計荷重に対し機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。

竜巻影響評価の対象施設としては，「1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」及び「1.8.2.1.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」に示す施設を，竜巻影響評価の対象施設とする。

なお，「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される設備（系統，機器）及び建屋，構築物のうち，竜巻の影響を受ける可能性がある施設を抽出した結果，追加で「1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設」に反映する施設はない。

竜巻に対する防護設計を行う，外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を「評価対象施設等」という。

外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわないようにするため，外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに，作用する設計荷重に対する外部事象防護対象施設の構造健全性の維持，外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，

安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせた設計とする。

屋外に設置する外部事象防護対象施設の構造健全性の維持又は外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確保において、それらを防護するために設置する竜巻飛来物防護対策設備は、竜巻防護ネット、竜巻防護鋼板等から構成し、飛来物から外部事象防護対象施設等を防護できる設計とする。

1.8.2.1.2 設計竜巻の設定

「添付書類六 9. 竜巻」において設定した基準竜巻の最大風速は92m/sとする。

設計竜巻の設定に際して、発電所は敷地前面（北西～南西方向）が日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40mから130mの丘陵地であり、地形効果による風の増幅について評価した結果、増幅を考慮する必要はないことを確認したが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を踏まえ、基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて、設計竜巻の最大風速は100m/s とする。

1.8.2.1.3 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設

外部事象防護対象施設等は、設計荷重に対し機械的強度を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。

外部事象防護対象施設は、外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）に内包され、外気と繋がっておらず設計竜巻荷重の影響から防護される施設（以下「外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）」という。）、設計竜巻荷重の影響を受ける屋外施設（以下「屋外施設」という。）、外殻となる施設に内包されるため、設計竜巻の風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重の影響から防護されるが、外気と繋がっており設計竜巻の気圧差による荷重の影響を受ける施設（以下「屋内の施設で外気と繋がっている施設」という。）及び外殻となる施設に内包されるが設計竜巻荷重の影響から防護が期待できない施設（以下「外殻となる施設による防護機能が期待できない施設」という。）に分類し、このうち、外殻となる施設に内包され防護される施設（外気と繋がっている施設を除く。）は内包する建屋により防護する設計とすることから、評価対象施設は、屋外施設、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設による防護機能が期待できない施設とし、以下のように抽出する。

なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、「1.8.2.1.3(1) 屋外施設」のうち外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性維持可否の観点並びに設計飛来物の衝突等による開口部の開放及び開口部建具の貫通の観点から抽出する。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

(1)屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）

- ・排気筒（建屋外）

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

外部事象防護対象施設を内包する区画を、以下のとおり抽出する。

- ・原子炉建屋（外部遮へい建屋）（原子炉容器他を内包）
- ・原子炉建屋（周辺補機棟）（主蒸気管他を内包）
- ・原子炉建屋（燃料取扱棟）（使用済燃料ピット他を内包）
- ・原子炉補助建屋（中央制御室他を内包）
- ・ディーゼル発電機建屋（ディーゼル発電機他を内包）
- ・A1, A2-燃料油貯油槽タンク室（A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- ・B1, B2-燃料油貯油槽タンク室（B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）
- ・A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ（ディーゼル発電機燃料油移送配管を内包）
- ・B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ（ディーゼル発電機燃料油移送配管を内包）
- ・循環水ポンプ建屋（原子炉補機冷却海水ポンプ他を内包）
- ・タービン建屋（タービン保安装置他を内包）

(2)屋内の施設で外気と繋がっている施設

- ・換気空調設備（アニュラス空気浄化設備，格納容器空調装置，補助建屋空調装置，試料採取室空調装置，中央制御室空調装置，電動補助給水ポンプ室換気装置，制御用空気圧縮機室換気装置，ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）
- ・排気筒（建屋内）

(3) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

- ・使用済燃料ピット
- ・使用済燃料ラック
- ・新燃料ラック
- ・燃料移送装置
- ・使用済燃料ピットクレーン
- ・燃料取扱棟クレーン
- ・燃料取替キャナル
- ・キャスクピット
- ・燃料検査ピット
- ・原子炉補機冷却海水ポンプ
- ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ
- ・配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）
- ・原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）
- ・主蒸気系統配管他
- ・制御用空気系統配管
- ・蓄熱室加熱器
- ・ディーゼル発電機燃料油移送配管
- ・タービン保安装置及び主蒸気止め弁

なお、タービン保安装置、主蒸気止め弁及びタービン建屋は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。

評価対象施設のうちタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ機能）として期待している。竜巻を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2.1.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としては、当該施設の破損等により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を喪失させる可能性がある施設又はその施設の特定の区画とする。

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設としては、外部事象防護対象施設等を除く構築物、系統及び機器の中から、外部事象防護

対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設及び外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり抽出する。

(1) 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては、施設の高さと外部事象防護対象施設等との距離を考慮して、倒壊により外部事象防護対象施設等を損傷させる可能性がある施設を、外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設として抽出する。

- ・タービン建屋
- ・電気建屋
- ・出入管理建屋
- ・循環水ポンプ建屋

(2) 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては、屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備で、風圧力及び設計飛来物の衝突等による損傷により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわせる可能性がある施設及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備を、外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として抽出する。

<屋外にある外部事象防護対象施設の付属設備>

- ・ディーゼル発電機排気消音器
- ・主蒸気逃がし弁消音器
- ・主蒸気安全弁排気管
- ・タービン動補助給水ポンプ排気管
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

<外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備>

- ・換気空調設備（蓄電池室排気装置）

1.8.2.1.5 設計飛来物の設定

敷地全体を俯瞰した現地調査及び検討を行い、発電所構内の資機材、車両等の設置状況を踏まえ、評価対象施設等に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。

飛来物に係わる現地調査結果及び「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発13061911号 原子力規制委員会決定）」に示されている設計飛来物の設定例を参照し設定する。

設計飛来物は、浮き上がりの有無、運動エネルギー及び貫通力を踏まえ、鋼製材を設定する。

また、竜巻飛来物防護対策設備の竜巻防護ネットを通過し得る可能性があり、鋼製材にて包含できない砂利及び外部事象防護対象施設である使用済燃料ピット等に侵入した場合に燃料集合体に直接落下する可能性があり、鋼製材にて包含できない鋼製パイプも設計飛来物とする。

第1.8.2.1表に発電所における設計飛来物を示す。

飛来物の発生防止対策については、現地調査により抽出した飛来物や発電所に持ち込まれる資機材、車両等の寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、衝突時に建屋等又は竜巻飛来物防護対策設備に与えるエネルギー又は貫通力が設計飛来物のうち鋼製材によるものより大きく、外部事象防護対象施設等を防護できない可能性があるものは固縛、固定又は評価対象施設等からの離隔を実施し、確実に飛来物とならない運用とする。

1.8.2.1.6 荷重の組合せと許容限界

竜巻に対する防護設計を行うため、評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重の算出、設計竜巻荷重の組合せの設定、設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定及び許容限界について以下に示す。

(1) 評価対象施設等に作用する設計竜巻荷重

設計竜巻により評価対象施設等に作用する荷重として「風圧力による荷重 (W_w)」、「気圧差による荷重 (W_p)」及び「設計飛来物による衝撃荷重 (W_M)」を以下に示すとおり算出する。

a. 風圧力による荷重 (W_w)

設計竜巻の最大風速による荷重であり、「建築基準法施行令」(昭和25年11月16日政令第338号)、「日本建築学会 建築物荷重指針・同解説」及び建設省告示1454号(平成12年5月31日)に準拠して、次式のとおり算出する。

$$W_w = q \cdot G \cdot C \cdot A$$

ここで、

W_w : 風圧力による荷重

q : 設計用速度圧

G : ガスト影響係数 (=1.0)

C : 風力係数 (施設の形状や風圧力が作用する部位 (屋根・壁等) に応じて設定する。)

A : 施設の受圧面積

$$q = (1/2) \cdot \rho \cdot V_D^2$$

ここで、

ρ : 空気密度

V_D : 設計竜巻の最大風速

ただし、竜巻による最大風速は、一般的には水平方向の風速として算定されるが、鉛直方向の風圧力に対してせい弱と考えられる評価対象施設等が存在する場合には、鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮した設計とする。

b. 気圧差による荷重 (W_p)

外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外壁、屋根等においては、設計竜巻による気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力荷重が発生する。保守的に「閉じた施設」を想定し次式のとおり算出する。

$$W_p = \Delta P_{max} \cdot A$$

ここで、

W_p : 気圧差による荷重

ΔP_{max} : 最大気圧低下量

A : 施設の受圧面積

c. 設計飛来物による衝撃荷重 (W_M)

飛来物の衝突方向及び衝突面積を考慮して設計飛来物が評価対象施設等に衝突した場合の影響が大きくなる向きで衝撃荷重を算出する。

(2) 設計竜巻荷重の組合せ

評価対象施設等の設計に用いる設計竜巻荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重 (W_w)、気圧差による荷重 (W_p) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重 W_{T1} 及び W_{T2} は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり

設定する。

$$W_{T1} = W_P$$

$$W_{T2} = W_W + 0.5 \cdot W_P + W_M$$

なお、評価対象施設等には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。

(3) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおり設定する。

a. 評価対象施設等に常時作用する荷重、運転時荷重

評価対象施設に作用する荷重として、自重等の常時作用する荷重、内圧等の運転時荷重を適切に組み合わせる。

b. 竜巻以外の自然現象による荷重

竜巻は、積乱雲及び積雲に伴って発生する現象であり⁽¹⁾、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性がある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、以下のとおり設計竜巻荷重に包絡される。

なお、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

① 雷

竜巻と雷が同時に発生する場合においても、雷によるプラントへの影響は、雷撃であるため雷による荷重は発生しない。

② 雪

竜巻の作用時間は極めて短時間であること、積雪の荷重は冬季の限定された期間に発生し、積雪荷重の大きさや継続時間は除雪を行うことで低減できることから、発生頻度が極めて小さい設計竜巻の風荷重と積雪による荷重が同時に発生し、設備に影響を与えることは考えにくいと、組合せを考慮しない。また、雪が堆積した状態における竜巻の影響については、除雪により雪を長期間堆積状態にしない方針であることから、組合せを考慮しない。

冬期に竜巻が襲来する場合は竜巻通過前後に降雪を伴う可能性はあるが、上昇流の竜巻本体周辺では、竜巻通過時に雪は降らない。また、下降流の竜巻通過時は、竜巻通過前に積もった雪の大部分は竜巻の風により吹き飛ばされ、雪による荷重は十分小さく設計竜巻荷重に包絡される。

③ ひょう

ひょうは、積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒⁽²⁾であり、仮に直径10cm程度の大型のひょうを想定した場合、その重量は約0.5kgである。直径10cm程度のひょうの終端速度は59m/s⁽³⁾、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分に小さく、ひょうの衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。

④ 降水

竜巻と降水が同時に発生する場合においても、雨水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降雨による荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。

c. 設計基準事故時荷重

外部事象防護対象施設は、当該外部事象防護対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該外部事象防護対象施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。

(4) 許容限界

建屋及び構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生しない部材厚さ（貫通限界厚さ及び裏面剥離限界厚さ）と部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに、設計荷重により、発生する変形又は応力が以下の法令、規格、基準、指針類等に準拠し算定した許容限界を下回る設計とする。

- ・ 建築基準法
- ・ 日本産業規格
- ・ 日本建築学会及び土木学会等の基準・指針類
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会）
- ・ 日本機械学会の基準・指針類
- ・ 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会）
- ・ 原子力エネルギー協会（NEI）の基準・指針類

系統及び機器の設計において、設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価については、貫通が発生しない部材厚である貫通限界厚さと部材の最小厚さを比較することにより行う。設計飛来物が貫通することを考慮する場合には、設計荷重に対して防護対策を考慮した上で、系

統及び機器に発生する応力が以下の規格、基準及び指針類に準拠し算定した許容応力度等に基づく許容限界を下回る設計とする。

- ・ 日本産業規格
- ・ 日本機械学会の基準・指針類
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（日本電気協会）

1.8.2.1.7 評価対象施設等の防護設計方針

評価対象施設等の設計荷重に対する防護設計方針を以下に示す。

(1) 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）

外部事象防護対象施設等のうち屋外施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

a. 排気筒（建屋外）

排気筒（建屋外）は、設計飛来物の衝突により貫通し構造健全性が維持されないことを考慮して、補修が可能な設計とすることにより、設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とする。さらに、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

b. 原子炉建屋（外部遮へい建屋）

原子炉建屋（外部遮へい建屋）は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

c. 原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋

原子炉建屋（周辺補機棟）、原子炉建屋（燃料取扱棟）、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重に対して、構造骨組の構造健全性が維持されるとともに、屋根、壁及び開口部（扉類）の破損により当該建屋内の外部事象防護対象施設が安

全機能を損なわない設計とする。また、設計飛来物の衝突時においても、貫通及び裏面剥離の発生により、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

ただし、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷し当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある場合には、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

d. A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室

A1, A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室は、地下埋設されていることを考慮し、設計飛来物による衝撃荷重に対して、構造健全性が維持され、ディーゼル発電機燃料油貯油槽が安全機能を損なわない設計とする。

e. A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ

A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチは、設計飛来物の衝突による影響を受け、開口部（蓋）が損傷する可能性があるため、当該トレンチ内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板等の設置又は運用による竜巻防護対策を実施する。

f. 循環水ポンプ建屋

循環水ポンプ建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重又は設計飛来物の衝突による影響を受け、屋根、壁及び開口部（扉類）が損傷する可能性があるため、当該建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないかを評価し、安全機能を損なう可能性がある場合には、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施する。

(2) 屋内の施設で外気と繋がっている施設

外殻となる施設に内包され防護される外部事象防護対象施設のうち、外気と繋がっている施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持

される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護鋼板の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

- a. 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）

換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制御用空気圧縮機室換気装置、ディーゼル発電機室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置）は、原子炉建屋（外部遮へい建屋）、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋（周辺補機棟）及び原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないことから、気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

- b. 排気筒（建屋内）

排気筒（建屋内）は、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行う原子炉建屋（周辺補機棟）に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しないため、気圧差による荷重及び排気筒に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

外殻となる施設による防護機能が期待できない施設は、設計荷重に対して、安全機能が維持される設計とし、必要に応じて竜巻飛来物防護対策設備である竜巻防護ネット等の設置又は運用による竜巻防護対策を講じる方針とする。

- a. 使用済燃料ピット

設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入する場合でも、設計飛来物の衝撃荷重により、使用済燃料ピットのライニング及びコンクリートの一部が損傷して、ピット水が漏えいすることはほとんどなく、使用済燃料ピットの冷却機能及び遮蔽機能に影響しないことにより使用済燃料ピットが安全機能を損なわない設計とする。

- b. 使用済燃料ラック

設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し使用済燃料ピットに侵入し使用済燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、使用済燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

c. 新燃料ラック

設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し新燃料貯蔵庫に侵入し新燃料ラックに衝突する場合でも、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料の燃料有効部に達することはなく、新燃料ラックに貯蔵している燃料の構造健全性が維持されることにより安全機能を損なわない設計とする。

また、設計飛来物のうち鋼製パイプが新燃料ラックに衝突することがなく、新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突し、燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻防護鋼板の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物が新燃料ラックに貯蔵している燃料に直接衝突することを防止し、燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

d. 燃料移送装置, 使用済燃料ピットクレーン, 燃料取扱棟クレーン, 燃料取替チャンネル, キャスクピット, 燃料検査ピット

燃料移送装置, 使用済燃料ピットクレーン, 燃料取扱棟クレーン, 燃料取替チャンネル, キャスクピット, 燃料検査ピットは、設計飛来物が原子炉建屋（燃料取扱棟）の壁を貫通し、燃料移送装置, 使用済燃料ピットクレーン, 燃料取扱棟クレーン, 燃料取替チャンネル, キャスクピット, 燃料検査ピットに衝突し移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が損なわれることを考慮して、竜巻襲来が予想される場合には、燃料取扱作業を中止し、移送中の燃料は燃料移送装置にて原子炉建屋（外部遮へい建屋）内に移動する又は取扱い中の燃料は使用済燃料ピットクレーンにて使用済燃料ラックに貯蔵することにより、移送中又は取扱い中の燃料の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

なお、使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ラック及び使用済燃料ラックに貯蔵している燃料に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う。

e. 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うこ

とにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水ポンプに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

f. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ

原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び原子炉補機冷却海水出口ストレーナに常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

g. 配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）

配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮し、竜巻防護ネットの設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の衝突を防止し、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）に常時作用する荷重に対して、構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計とする。

h. 原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）

原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）は、設計飛来物が原子炉建屋（周辺補機棟）の開口部建具である扉を貫通し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）への衝突を防止し、原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

i. 主蒸気系統配管他

主蒸気系統配管他は、設計飛来物が原子炉建屋（周辺補機棟）又はディーゼル発電機建屋の開口部建具であるブローアウトパネル、扉又はガラリを貫通し、主蒸気系統配管他に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等で開口部建具の竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の主蒸気系統配管他への衝突を防止し、主蒸気系統配管他の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

j. 制御用空気系統配管

制御用空気系統配管は、設計飛来物が原子炉補助建屋の開口部建

具である扉を貫通し、制御用空気系統配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護壁の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の制御用空気系統配管への衝突を防止し、制御用空気系統配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

k. 蓄熱室加熱器

蓄熱室加熱器は、設計飛来物がディーゼル発電機建屋の開口部建具である扉又はガラリを貫通し、蓄熱室加熱器に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物の蓄熱室加熱器への衝突を防止し、蓄熱室加熱器の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

l. ディーゼル発電機燃料油移送配管

ディーゼル発電機燃料油移送配管は、設計飛来物が A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及び B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチの蓋を貫通し、ディーゼル発電機燃料油移送配管に衝突し安全機能を損なうことを考慮して、竜巻防護鋼板等の設置による竜巻防護対策を行うことにより、設計飛来物のディーゼル発電機燃料油移送配管への衝突を防止し、ディーゼル発電機燃料油移送配管の構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計とする。

(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重による影響を受ける場合においても外部事象防護対象施設等に影響を及ぼさないよう、必要に応じて施設の補強、竜巻飛来物防護対策設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

a. 循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋

循環水ポンプ建屋、タービン建屋、電気建屋及び出入管理建屋は、風圧力による荷重、気圧差による荷重、設計飛来物による衝撃荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、倒壊により外部事象防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。

b. ディーゼル発電機排気消音器

ディーゼル発電機排気消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機排気消音器が閉塞すること

がなく、ディーゼル発電機の排気機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機排気消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機に機能的影響を及ぼさない設計とする。

c. 主蒸気逃がし弁消音器

主蒸気逃がし弁消音器は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気逃がし弁消音器が損傷して閉塞することではなく、主蒸気逃がし弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気逃がし弁消音器が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気逃がし弁消音器が、外部事象防護対象施設である主蒸気逃がし弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気逃がし弁が安全機能を損なわない設計とする。

d. 主蒸気安全弁排気管

主蒸気安全弁排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、主蒸気安全弁排気管が損傷して閉塞することではなく、主蒸気安全弁の排気機能が維持される設計とする。

さらに、主蒸気安全弁排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、主蒸気安全弁排気管が、外部事象防護対象施設である主蒸気安全弁に機能的影響を及ぼさず、主蒸気安全弁が安全機能を損なわない設計とする。

e. タービン動補助給水ポンプ排気管

タービン動補助給水ポンプ排気管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷して閉塞することではなく、タービン動補助給水ポンプの機関の排気機能が維持される設計とする。

さらに、タービン動補助給水ポンプ排気管が風圧力による荷重、気圧差による荷重及び自重等の常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。

以上より、タービン動補助給水ポンプ排気管が、外部事象防護対象施設であるタービン動補助給水ポンプに機能的影響を及ぼさず、タービン動補助給水ポンプが安全機能を損なわない設計とする。

f. ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は、設計飛来物の衝突により貫通することを考慮しても、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が閉塞することがなく、ディーゼル発電機燃料油貯油槽のベント機能が維持される設計とする。

さらに、ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管は風圧力による荷重、気圧差による荷重及び常時作用する荷重に対して、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とし、外部事象防護対象施設であるディーゼル発電機燃料油貯油槽に機能的影響を及ぼさない設計とする。

g. 換気空調設備（蓄電池室排気装置）

換気空調設備が原子炉補助建屋に内包されていることを考慮すると、風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重は作用しない。気圧差による荷重及び設備に常時作用する荷重に対しては、換気空調設備の構造健全性が維持される設計とする。

以上より、換気空調設備が、外部事象防護対象施設である蓄電池に機能的影響を及ぼさず、蓄電池が安全機能を損なわない設計とする。

以上の評価対象施設等の防護設計を考慮して、設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2.2表に、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻防護対策等を第1.8.2.3表に、外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等を第1.8.2.4表に示す。

1.8.2.1.8 竜巻随件事象に対する評価

竜巻随件事象として、過去の竜巻被害事例及び発電所の施設の配置から、想定される事象である、火災、溢水及び外部電源喪失を抽出し、事象が発生する場合においても、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

(1) 火災

竜巻随件事象として、設計竜巻による飛来物が建屋開口部付近の発火性又は引火性物質を内包する機器に衝突する場合及び屋外の危険物貯蔵施設等に飛来物が衝突する場合の火災が想定される。

建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近には、発電用原子炉施設の安全機能を損なわせる可能性がある発火性又は引火性物質を内包する機器は配置されておらず、火災防護計画により適切に管理することから、設計竜巻により建屋内に火災が発生することはなく、建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、発電所敷地内の屋外にある危険物貯蔵施設等の火災がある。火災源と外部事象防護対象施設の位置関係を踏まえて火災の影響を評価した上で、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とすることを「1.10 外部火災防護に関する基本方針」に記載する。

以上より、竜巻随件事象としての火災に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(2) 溢水

竜巻随件事象として、設計竜巻による気圧低下の影響や飛来物が建屋開口部付近の溢水源に衝突する場合及び屋外タンク等に飛来物が衝突する場合の溢水が想定される。

外部事象防護対象施設を内包する建屋内については、飛来物が侵入する場合でも、建屋開口部付近に飛来物が衝突して外部事象防護対象施設の安全機能を損なう可能性がある溢水源が配置されておらず、設計竜巻により建屋内に溢水が発生することはない。また、建屋内は設計竜巻による気圧低下の影響を受けないことから建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

建屋外については、気圧低下の影響による屋外タンク等の破損は考え難いものの、設計竜巻による飛来物の衝突による屋外タンク等の破損に伴う溢水が想定されるが、「1.7 溢水防護に関する基本方針」にて、竜巻時の屋外タンク等の破損を想定し、溢水が安全系機器に影響

を及ぼさない設計としていることから、竜巻随伴事象による屋外タンク等が損傷して発生する溢水により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない。

以上より、竜巻随伴事象としての溢水に対して外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

(3) 外部電源喪失

設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷又はダウンバースト等の影響により送電網に関する施設等が損傷して外部電源喪失が発生する場合が想定される。

設計竜巻に対してディーゼル発電機の構造健全性を維持することにより、外部電源喪失の影響がなく外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

1.8.2.2 手順等

竜巻に対する防護については、竜巻に対する影響評価を行い、安全施設が安全機能を損なわないよう手順等を定める。

- (1) 屋外の作業区画で飛散するおそれのある資機材、車両等については、飛来時の運動エネルギー及び貫通力等を評価し、外部事象防護対象施設等への影響の有無を確認する。外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす資機材、車両等については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等から離隔、頑健な建屋内に収納又は撤去する。これら飛来物発生防止対策について手順を定める。
- (2) 竜巻の襲来が予想される場合及び竜巻襲来後において、外部事象防護対象施設等を防護するための操作・確認、補修等が必要となる事項について手順を定める。

1.8.2.3 参考文献

- (1) 雷雨とメソ気象 大野久雄，東京堂出版
- (2) 気象庁ホームページ
- (3) 一般気象学 小倉義光，東京大学出版会

第1.8.2.1表 泊発電所における設計飛来物

飛来物の種類	砂利	鋼製パイプ	鋼製材
サイズ(m)	長さ×幅×奥行 0.04×0.04×0.04	長さ×直径 2×0.05	長さ×幅×奥行 4.2×0.3×0.2
質量(kg)	0.18	8.4	135
最大水平速度 (m/s)	62	49	57
最大鉛直速度 (m/s)	42	33	38

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等 (1/3)

設計竜巻から防護する評価対象施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備 (外殻となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 配管及び弁 (原子炉補機冷却海水系統) 			<ul style="list-style-type: none"> 竜巻飛来物防護対策設備 	<ul style="list-style-type: none"> 砂利 	—
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク (配管及び弁含む) 制御用空気系統配管 			<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 竜巻飛来物防護対策設備 	—	—
<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気系統配管他 蓄熱室加熱器 	<ul style="list-style-type: none"> 100m/s 	<ul style="list-style-type: none"> 固定 固縛 外部事象防護対象施設等との隔離 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 竜巻飛来物防護対策設備 	—	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻襲来が予想される場合の扉の閉止確認
<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機燃料油移送配管 			<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 竜巻飛来物防護対策設備 	—	—
<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 (建屋外) 			—	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	<ul style="list-style-type: none"> 補修
<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット 使用済燃料ラック 			<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	—

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等 (2/3)

設計竜巻から防護する評価対象施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備 (外設となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
<ul style="list-style-type: none"> 新燃料ラック 			<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 竜巻飛来物防護対策設備 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	—
<ul style="list-style-type: none"> 燃料移送装置 使用済燃料ピットクレーン 燃料取扱棟クレーン 燃料取替キヤナル キヤスクピット 燃料検査ピット 		<ul style="list-style-type: none"> 固定 固縛 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業の中止
<ul style="list-style-type: none"> 排気筒 (建屋内) 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備, 格納容器空調装置, 制御用空気圧縮機室換気装置及びディーゼル発電機室換気装置) 	<ul style="list-style-type: none"> 100m/s 	<ul style="list-style-type: none"> 外部事象防護対象施設等の隔離 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 竜巻飛来物防護対策設備 	—	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻襲来が予想される場合の扉の閉止確認
<ul style="list-style-type: none"> 換気空調設備 (補助建屋空調装置, 試料採取室空調装置, 中央制御室空調装置, 電動補助給水ポンプ室換気装置及び安全補機開閉器室空調装置) 			<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 	—	—

第1.8.2.2表 設計竜巻から防護する評価対象施設及び竜巻防護対策等 (3/3)

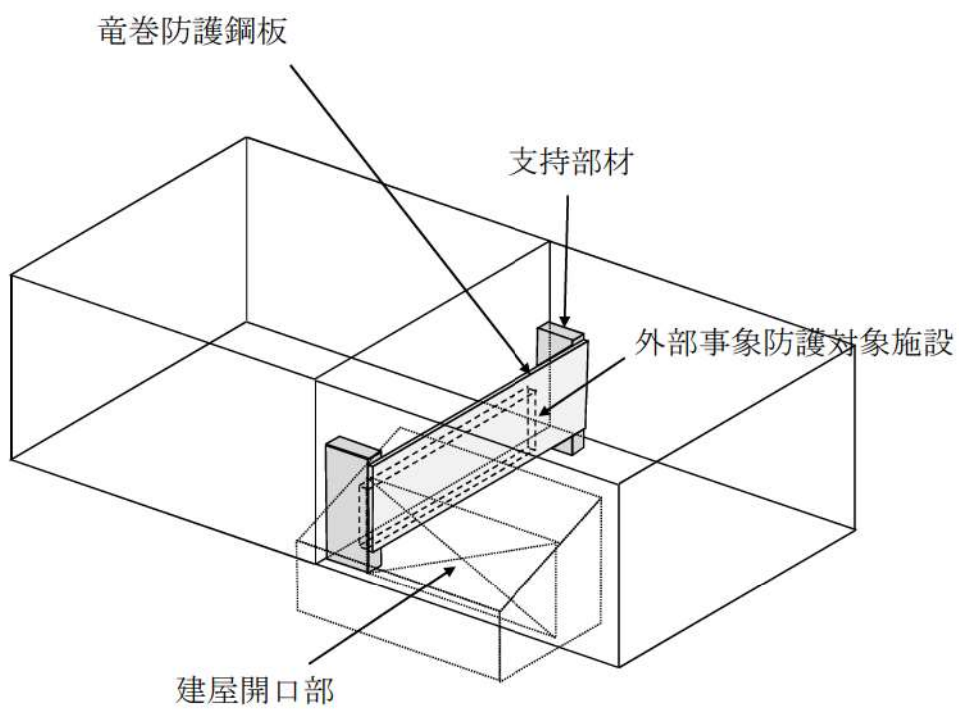
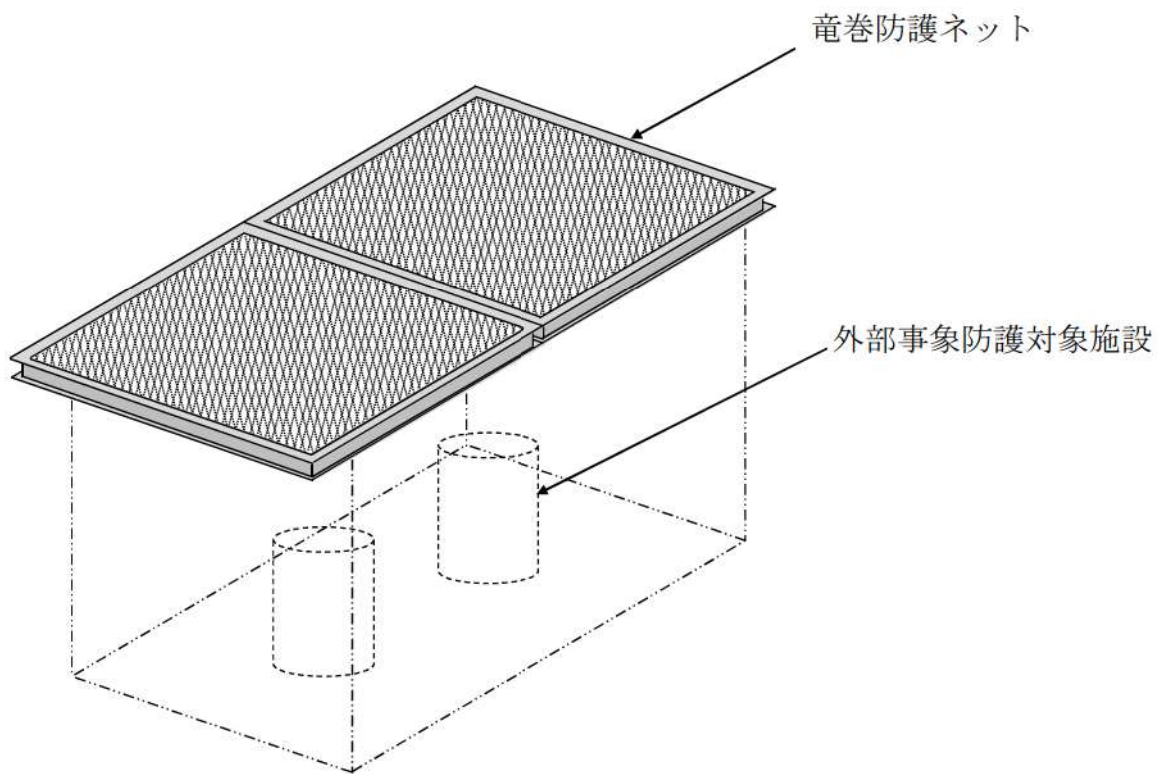
設計竜巻から防護する 評価対象施設	竜巻の最大 風速条件	飛来物発生 防止対策	防護設備 (外設となる施設)	想定する 設計飛来物	手順等	
<ul style="list-style-type: none"> 安全重要度分類のクラス1及びクラス2に属する施設のうち上記以外の建屋、構築物内の施設 	<ul style="list-style-type: none"> 100m/s 	<ul style="list-style-type: none"> 固定 固縛 外部事象 防護対象 施設等と の隔離 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> 安全重要度分類のクラス3に属する施設(下記以外の施設) 			—	<ul style="list-style-type: none"> 代替設備の 確保, 補修, 取替等 	—	
<ul style="list-style-type: none"> 安全評価上その機能に期待する構築物等(タービン保安装置及び主蒸気止め弁) 			<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を内包する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 補修 	

第1.8.2.3表 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び竜巻防護対策等

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備 (外殻となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
<ul style="list-style-type: none"> • 循環水ポンプ建屋 • タービン建屋 • 電気建屋 • 出入管理建屋 		<ul style="list-style-type: none"> • 固定 • 固縛 	-	<ul style="list-style-type: none"> • 鋼製材 • 鋼製パイプ • 砂利 	-
<ul style="list-style-type: none"> • ディーゼル発電機排気消音器 • 主蒸気逃がし弁消音器 • 主蒸気安全弁排気管 • タービン動補助給水ポンプ排気管 • ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 	<ul style="list-style-type: none"> • 100m/s 	<ul style="list-style-type: none"> • 外部事象防護対象施設等との隔離 	-	<ul style="list-style-type: none"> • 鋼製材 • 鋼製パイプ • 砂利 	-
<ul style="list-style-type: none"> • 換気空調設備（蓄電池室排気装置） 			<ul style="list-style-type: none"> • 施設を内包する施設 	-	-

第1.8.2.4表 外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻防護対策等

外部事象防護対象施設を内包する区画	竜巻の最大風速条件	飛来物発生防止対策	防護設備(外設となる施設)	想定する設計飛来物	手順等
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 (周辺補機棟) ディーゼル発電機建屋 					<ul style="list-style-type: none"> 竜巻襲来が予想される場合の扉の閉止確認
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋(外部遮へい建屋) 原子炉建屋(燃料取扱棟) 原子炉補助建屋 A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ 循環水ポンプ建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 100m/s 	<ul style="list-style-type: none"> 固定 固縛 外部事象防護対象施設等との隔離 	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製材 鋼製パイプ 砂利 	<p style="text-align: center;">—</p>



第1.8.2.1図 竜巻飛来物防護対策設備概念図

(3) 適合性説明

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

(3) 竜巻

安全施設は、設計竜巻の最大風速 100m/s による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設等が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。

b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。

- ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。

ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。

1.3 気象等

9. 竜巻

9.1 竜巻

竜巻影響評価は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原規技発 13061911 号原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」という。）に基づき実施する。

基準竜巻及び設計竜巻の設定は、竜巻検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。

9.1.1 竜巻検討地域の設定

発電所が立地する地域と、気象条件の類似性の観点で検討を行い、竜巻検討地域を設定する。

(1) 気候区分の確認

気象条件の類似性を確認するため、気候区分による確認を実施する。

泊発電所の立地地域は、第 9.1.1 図に示す一般的な気候区分⁽¹⁾によれば、区分 I 2 に属する。

(2) 気象総観場の分析

気候区分の確認に加え気象条件の類似性の観点から、気象総観場ごとの竜巻発生位置を整理し、発電所と類似の地域を抽出する。竜巻発生要因の総観場は、気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾を基に、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」⁽³⁾を参考に、台風、温帯低気圧、季節風（夏）、季節風（冬）、停滞前線、局地性及びその他の 7 つに分類する。第 9.1.1 表に総観場の分類法と発生分布の特徴を、第 9.1.2 図に全国で発生した竜巻の総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布を示す。

ガイドでは、竜巻検討地域を設定する際に、IAEA の基準⁽⁴⁾が参考になるとされており、およそ 10 万 km² の範囲を目安とすることが挙げられている。

日本海側は太平洋側と気候的にも異なることを踏まえ、泊発電所を中心とする 10 万 km²（半径 180km）の範囲の沿岸を確認したところ、第 9.1.3 図に示すとおり、気候区分 I 2 が該当する。

日本海側と太平洋側の気候的な類似性が無いことについては、以下に示す総観場の観点からも確認を行っている。

竜巻検討地域として、第 9.1.3 図に示した 10 万 km²（半径 180km）の範囲が適切であるか、又はさらに広げたエリアを設定することが適切であるかについて、総観場を用い、その類似性を確認することで評価を行う。

総観場の確認において、泊発電所が立地する気候区分 I 2 のエリアとして、宗谷岬から襟裳岬までを対象とした。また、日本海側の地域は共通して「I. 裏日本気候区」に属しているため、気候区分 I 3 の日本海側（青森県から山形県まで）、気候区分 I 4（新潟

県から兵庫県まで)及び気候区分I5(鳥取県から山口県萩市付近まで)のエリアも対象とした。なお、気候区分I1にあたる宗谷岬以西のオホーツク海沿岸部は、竜巻が発生していないため対象外とした。第9.1.4図にエリアごとの総観場の確認結果を示す。

(3) 総観場の分析に基づく地域特性の確認

全国で発生した竜巻の総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布(第9.1.2図)、総観場ごとの確認結果(第9.1.2表)及び地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較結果(第9.1.4図)より日本海側と太平洋側では竜巻発生要因となる気象条件(総観場)が大きく異なっており、また、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西は総観場的に類似性のあるエリアとして考慮する必要があると判断した。

(4) 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認

日本で竜巻が集中する地域については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説」⁽³⁾に、全国19箇所の竜巻集中地域が示されており、第9.1.5図に示すとおり、泊発電所は、竜巻集中地域②(北海道の後志地方・渡島地方・檜山地方の一部)に立地している。

気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾によると、1961年1月から2012年6月の51.5年間に発生が確認された竜巻の個数は竜巻集中地域②で21個であり、この期間に竜巻集中地域②で観測されている最も強い竜巻はF2となる。

竜巻発生の影響評価の観点からすると、データ数は多い方がよいため、竜巻検討地域としては北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西の海岸線を設定する。竜巻検討地域での竜巻個数は209個であり、観測された最も強い竜巻はF2である。

なお、竜巻検討地域と竜巻集中地域②の竜巻発生確率は、 1.0×10^{-4} 、 1.1×10^{-4} (個/年/km²)であり、単位面積当たりの竜巻発生数はおおむね同程度である。竜巻集中地域②における竜巻の観測記録は21事例とかなり少なく、影響評価を行うにはデータ数が乏しい。

竜巻の地域特性を確認するため、第9.1.6図に示すとおり、竜巻集中地域②と竜巻検討地域、竜巻集中地域②に隣接する竜巻集中地域①(北海道の宗谷地方・留萌地方の一部)と⑩(北海道の胆振地方・日高地方の一部)における総観場の比較を行い、いずれの地域でも“季節風(冬)”と“温帯低気圧”が竜巻発生の主要因となっており、竜巻の発生要因には共通性がある。

(5) 突風関連指数に基づく地域特性の確認

気候区分及び総観場での検討に加え、大きな被害をもたらす強い竜巻の発生要因となる環境場の形成のしやすさについての地域特性を確認するため、気象庁や米国気象局においても竜巻探知・予測に活用されており、竜巻の発生しやすさを数値的に示すことができる突風関連指数を用いて地域特性の確認を行った。

大きな被害をもたらす竜巻の親雲の多くはスーパーセルであり、スーパーセルが発生

しやすい環境場として、大気下層の鉛直シア（異なる高度間での風向・風速差）と、強い上昇気流を発生させるきっかけとしての不安定な大気場が必要であることから、突風関連指数としては、竜巻の発生実態を解明する研究において国内外で広く利用され、大気の不安定度を表す指標である「CAPE」、鉛直シアに伴って発生する水平渦度が親雲に取り込まれる度合いを表す指標である「SReH」を採用し、両者の指標が同時に高くなる頻度について、地域的な特徴を確認する分析を実施する。また、両者をかけ合わせた指標「EHI」による分析も実施し、SReH 及び CAPE の同時超過頻度分析との比較を実施する（第 9.1.7 図、第 9.1.8 図）。

突風関連指数による、大規模な竜巻形成につながる環境場の発生頻度分析を行った結果、東北地方太平洋側及び日本海側は、茨城県以西の太平洋側と地域特性の違いがあることを確認した。

(6) 竜巻検討地域

発電所に対する竜巻検討地域について、「気候区分の確認」、「総観場の分析に基づく地域特性の確認」、「過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認」及び「突風関連指数に基づく地域特性の確認」により地域特性を確認し、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西の海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲を竜巻検討地域に設定する（面積約 38,895km²）。

第 9.1.9 図に竜巻検討地域を示す。

9.1.2 基準竜巻の最大風速 (V_B) の設定

基準竜巻の最大風速は、過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1}) 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2}) のうち、大きな風速を設定する。

(1) 過去に発生した竜巻による最大風速 (V_{B1})

過去に発生した竜巻による最大風速の設定に当たっては、日本で過去に発生した最大の竜巻は F3 であり、F スケールと 風速の関係より風速は 70m/s~92m/s であることから、日本で過去に発生した最大竜巻 F3 の風速範囲の上限値 92m/s を V_{B1} とする。

第 9.1.3 表に日本で過去に発生した F3 竜巻の観測記録を示す。

(2) 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})

竜巻最大風速のハザード曲線は、ガイドに従い、既往の算定方法に基づき、具体的には「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾を参照して、算定する。本評価は、竜巻データの分析、竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率密度分布の算定、相関係数の算定、並びにハザード曲線の算定によって構成される。

竜巻最大風速のハザード曲線の算定は、竜巻検討地域（海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲）の評価及び竜巻検討地域を海岸線に沿って 1 km 範囲ごとに短冊状に細分化した場合の評価の 2 とおりで算定し、そのうち大きな風速を設定する。

a. 海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km 全域の評価

本評価では、竜巻検討地域外で発生して竜巻検討地域内に移動した竜巻も発生数にカウントする。被害幅及び被害長さは、それぞれ被害全幅及び被害全長を用いる。

b. 竜巻の発生頻度の分析

気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾を基に、1961 年~2012 年 6 月までの 51.5 年間の統計量を F スケール別に算出する。第 9.1.10 図に気象庁「竜巻等の突風データベース」⁽²⁾による 1961 年~2012 年までの竜巻年別発生確認数を示す。なお、観測体制の変遷による観測データ品質のばらつきを踏まえ、以下の (a)~(c) の基本的な考え方に基づいて整理を行う。

(a) 被害が小さくて見過ごされやすい F0 及び F スケール不明竜巻に対しては、観測体制が強化された 2007 年以降の年間発生数及び標準偏差を用いる。

(b) 被害が比較的軽微な F1 竜巻に対しては、観測体制が整備された 1991 年以降の年間発生数や標準偏差を用いる。

(c) 被害が比較的大きく見逃されることがないと考えられる F2 及び F3 竜巻に対しては、観測記録が整備された 1961 年以降の全期間の年間発生数や標準偏差を用いる。また、F スケール不明の竜巻については、以下の取扱いを行う。

陸上で発生した竜巻（以下「陸上竜巻」という。）及び海上で発生して陸上へ移動した竜巻については、被害があつて初めてその F スケールが推定されるため、陸上での F スケ

ール不明の竜巻は、被害が少ないF0 竜巻とみなす。

海上で発生し、その後上陸しなかった竜巻（以下「海上竜巻」という。）については、その竜巻のスケールを推定することは困難であることから、「海岸線から海上5 km の範囲における海上竜巻の発生特性が、海岸線から内陸5 km の範囲における陸上竜巻の発生特性と同様である。」という仮定に基づいて各Fスケールに分類する。

その結果、Fスケール不明の海上竜巻の取扱いにより、第9.1.4表のとおり観測実績に対して保守性を高めた評価としている。

また、同表の分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の算出に使用する竜巻の発生数を第9.1.5表に示す。

c. 年発生数の確率密度分布の設定

ハザード曲線の評価に当たっては、竜巻は気象事象の中でも極めてまれに発生する事象であり、発生数の変動（標準偏差）が大きい分布であることから、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾にならって竜巻の発生がポアソン過程に従うと仮定し、使用する竜巻年発生数の確率密度分布はポリヤ分布を採用する。

竜巻年発生数の確率分布の設定には、ポアソン分布とポリヤ分布が考えられる。

ポアソン分布は、生起確率が正確に分からないまれな現象の場合に有用な分布である。一方、ポリヤ分布は、ガイドにおいて推奨されているポアソン分布を一般化したものであり、発生状況が必ずしも独立でないまれな現象（ある事象が生ずるのはまれであるが、一旦ある現象が発生するとその周囲にもその現象が生じやすくなる性質）の場合に有用な分布である（例えば、伝染病の発生件数）。台風や前線により竜巻が発生した場合、同時多発的に複数の竜巻が発生する状況が考えられるため、ポリヤ分布の方が実現象をより反映できると考えられる。

また、国内を対象とした竜巻の年発生数の分布の適合性に関する検討結果は、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾に示されており、陸上及び海上竜巻の両方の発生数について、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れているとしている。

発電所の竜巻検討地域で発生した竜巻を対象に、発生数に関するポアソン分布及びポリヤ分布の適合性を評価した結果、竜巻検討地域においても、ポリヤ分布の適合性がポアソン分布に比べて優れていることを確認している（第9.1.11図）。

なお、ポリヤ分布は、年発生数の年々変動の実態をポアソン分布よりも適合性が高い形で表現できることを確認している（第9.1.12図、第9.1.13図）。

d. 竜巻風速、被害幅及び被害長さの確率分布並びに相関係数

竜巻検討地域における51.5年間の竜巻の発生数、被害幅及び被害長さを基に、確率密度分布についてはガイド及びガイドが参考としている「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾を参照し、対数正規分布に従うものとする（第9.1.14図～第9.1.19図）。

なお、疑似的な竜巻の作成に伴う被害幅又は被害長さの情報がない竜巻には、被害幅又は被害長さを有する竜巻の観測値を与えている。その際は、被害幅又は被害長さが大きいほうから優先的に用いることで、被害幅又は被害長さの平均値が大きくなるように工夫しているとともに、被害幅又は被害長さ0のデータについては計算に用いておらず、保守的な評価を行っている。

このように、前述のFスケール不明の竜巻の取扱い等も含め、データについては保守的な評価となる取扱いを行っている。また、1961年以降の観測データのみを用いて、竜巻風速、被害幅及び被害長さについて相関係数を求める（第9.1.6表）。

e. 竜巻影響エリアの設定

竜巻影響エリアは、発電所の評価対象施設等の面積及び設置位置を考慮して、評価対象施設等を包絡する円形のエリア（直径920m、面積約664,000m²）として設定する（第9.1.20図）。

なお、竜巻影響エリアを円形とするため、竜巻の移動方向には依存性は生じない。

f. ハザード曲線の算定

T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がV₀以上となる確率を求め、ハザード曲線を求める。

前述のとおり、竜巻の年発生数の確率密度分布としてポリヤ分布の適合性が高い。ポリヤ分布は式(1)⁽⁶⁾で示される。

$$P_T(N) = \frac{(vT)^N}{N!} (1 + \beta vT)^{-N-1/\beta} \prod_{k=1}^{N-1} (1 + \beta k) \quad (1)$$

ここで、

- N : 竜巻の年発生数
- v : 竜巻の年平均発生数
- T : 年数

βは分布パラメータであり式(2)で示される。

$$\beta = \left(\frac{\sigma^2}{v} - 1 \right) \times \frac{1}{v} \quad (2)$$

ここで、

- σ : 竜巻の年発生数の標準偏差

竜巻影響評価の対象となる構造物が風速V₀以上の竜巻に遭遇する事象をDと定義し、竜巻影響評価の対象構造物が1つの竜巻に遭遇し、その竜巻の風速がV₀以上となる確率をR(V₀)としたとき、T年以内にいずれかの竜巻に遭遇し、かつ竜巻風速がV₀以上と

なる確率は式(3)で示される。

$$P_{V_0,T}(D) = 1 - [1 + \beta v R(V_0) T]^{-1/\beta} \quad (3)$$

この $R(V_0)$ は、竜巻影響評価の対象地域の面積を A_0 (つまり竜巻検討地域の面積約 38,895km²)、1つの竜巻の風速が V_0 以上となる面積を $DA(V_0)$ とすると式(4)で示される。

$$R(V_0) = \frac{E[DA(V_0)]}{A_0} \quad (4)$$

ここで、 $E[DA(V_0)]$ は、 $DA(V_0)$ の期待値を意味する。

本評価では、以下のようにして $DA(V_0)$ の期待値を算出し、式(4)により $R(V_0)$ を推定して、式(3)により $P_{V_0,T}(D)$ を求める。風速を V 、被害幅 w 、被害長さ l 、移動方向 α 及び構造物の寸法を A, B とし、 $f(V, w, l)$ 等の同時確率密度関数を用いると、 $DA(V_0)$ の期待値は式(5)⁽⁷⁾で示される。

$$\begin{aligned} E[DA(V_0)] = & \int_0^\infty \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\ & + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty H(\alpha) l f(V, l, \alpha) dV dl d\alpha + \int_0^{2\pi} \int_0^\infty \int_{V_0}^\infty W(V_0) G(\alpha) f(V, w, \alpha) dV dw d\alpha \\ & + AB \int_{V_0}^\infty f(V) dV \end{aligned} \quad (5)$$

ここで、式(5)の右辺第1項は、竜巻の被害幅と被害長さの積、つまり被害面積を表しており、いわゆる点構造物に対する被害、第2項及び第3項は、被害長さ・被害幅と構造物寸法の積、つまり構造物の被害面積を表す。第4項は構造物面積 AB に依存する項を示す。

また、 $W(V_0)$ は竜巻風速が V_0 以上となる幅であり、式(6)⁽⁷⁾⁽⁸⁾で示される。この式により、被害幅内の風速分布に応じて被害様相に分布があることが考慮されている。

$$W(V_0) = \left(\frac{V_{min}}{V_0} \right)^{1.6} w \quad (6)$$

ここで、

V_{min} : 被害幅 w 内の最小竜巻風速

V_0 : 被害が発生する最小風速

係数の 1.6 について、既往の研究では例えば 0.5 や 1.0 等の値も提案されている。ガイドにて参照している Garson et al.⁽⁸⁾ では、観測値が不十分であるため 1.6 を用いることが推奨されており、本検討でも 1.6 を用いる。また、泊発電所の竜巻影響評価では、ランキン渦モデルによる竜巻風速分布に基づいて設計竜巻の特性値等を設定している。

ランキン渦モデルは高さ方向によって風速及び気圧が変化しないため、地表から上空まで式(6)を適用できる。なお、式(6)において係数を1.0とした場合がランキン渦モデルに該当する。

$H(\alpha)$ 及び $G(\alpha)$ はそれぞれ、竜巻の被害長さ及び被害幅方向に沿った面にリスク評価対象構造物を投影した時の長さであり、式(7)で示される。

$$\begin{aligned} H(\alpha) &= B|\sin\alpha| + A|\cos\alpha| \\ G(\alpha) &= A|\sin\alpha| + A|\cos\alpha| \end{aligned} \quad (7)$$

本評価ではリスク評価対象構造物を円形構造物（竜巻影響エリア）で設定しているため、 $H(\alpha)$ 、 $G(\alpha)$ ともに竜巻影響エリアの直径920mで一定（竜巻の移動方向に依存しない）となる。円の直径を D_0 とした場合の計算式は式(8)で示される。

$$\begin{aligned} E[DA(V_0)] &= \int_0^\infty \int_0^\infty \int_0^\infty W(V_0) f(V, w, l) dV dw dl \\ &+ D_0 \int_0^\infty \int_0^\infty l f(V, l) dV dl + D_0 \int_0^\infty \int_0^\infty W(V_0) f(V, w) dV dw \\ &+ \left(D_0^2 \pi / 4 \right) \int_{V_0}^\infty f(V) dV \end{aligned} \quad (8)$$

また、風速の積分範囲の上限値はハザード曲線の形状が不自然にならない程度に大きな値として120m/sに設定する。

V_{\min} は、竜巻被害が発生する最小風速であり、Garsonはgale intensity velocityと呼んでいる（Galeとは非常に強い風の意）。米国の気象局（National Weather Service）では、34～47ノット（17.5～24.2m/s）とされている。日本の気象庁では、気象通報にも用いられている風力階級において、風力8が疾強風（gale, 17.2～20.7m/s）、風力9は大強風（strong gale, 20.8～24.4m/s）と分類されており、風力9では「屋根瓦が飛ぶ。人家に被害が出始める」とされている。

以上より、これらの風速を包括するよう、 $V_{\min}=25\text{m/s}$ とした。この値は、F0（17～32m/s）のほぼ中央値に相当する。

海岸線から陸側及び海側それぞれ5km範囲を対象に算定したハザード曲線より、年超過確率 10^{-5} における風速を求めると、67.9m/sとなる（第9.1.21図）。

g. 1km範囲に細分化した評価

1km範囲ごとに細分化した評価は、1km幅は変えずに順次ずらして移動するケース（短冊ケース）を設定して評価する。評価の条件として、被害幅及び被害長さは、それぞれ1km範囲内の被害幅及び被害長さを用いている。上記評価条件に基づいて、海岸線から陸側及び海側それぞれ5km範囲の評価と同様の方法でハザード曲線を算定する。

これら算定したハザード曲線より、年超過確率 10^{-5} における風速を求めると、海側0

km～1 kmを対象とした場合の70.7m/sが最大となる（第9.1.22図）。

h. 竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V_{B2})

海岸線から陸側及び海側それぞれ5 km全域（竜巻検討地域）の評価と1 km範囲ごとに細分化した評価を比較して、竜巻最大風速のハザード曲線により設定する最大風速 V_{B2} は、ガイドを参考に年超過確率 10^{-5} に相当する風速とし、70.7m/sとする（第9.1.23図）。

(3) 基準竜巻の最大風速 (V_B)

過去に発生した竜巻による最大風速 $V_{B1}=92\text{m/s}$ 及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 $V_{B2}=70.7\text{m/s}$ より、発電所における基準竜巻の最大風速 V_B は 92m/s とする。

9.1.3 設計竜巻の最大風速 (V_D) の設定

発電所が立地する地域の特性として、周辺の地形や竜巻の移動方向を考慮して、基準竜巻の最大風速の割り増しを検討し、設計竜巻の最大風速を設定する。

9.1.3.1 地形効果による竜巻風速への影響

地形効果が竜巻強度に及ぼす影響に関する知見として、(1)地形起伏による影響、(2)地表面粗度による影響、について既往の研究において示されており、その知見を踏まえ、発電所周辺の地形効果による竜巻の増幅可能性について検討する。

(1) 地形起伏による影響

竜巻のような回転する流れでは、角運動量保存則により「回転の中心からの距離」及び「周方向の回転速度」の積が一定になるという性質がある。そのため、竜巻の渦が上り斜面を移動する時、基本的に渦は弱まり、下り斜面を移動する時には強まる。

(2) 地表面粗度による影響

風は地表面の細かな凸凹が与える摩擦抵抗の影響を受けやすく、風速は、地表面において0となり上空に向かうにつれて増加する。地表面粗度は竜巻の旋回流を減衰させる効果を有し、地表面粗度の構成物が飛来物として運動することで風速が減衰することも示唆されている。

9.1.3.2 発電所周辺の地形

発電所周辺の地形を第9.1.24図、発電所周辺の地表面粗度を第9.1.25図、発電所周辺の標高及び防潮堤高さを第9.1.26図に示す。発電所が立地する敷地は、敷地前面（北西～南西方向）が日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40mから130mの丘陵地である。

9.1.3.3 竜巻の移動方向の分析

竜巻検討地域で発生した竜巻のうち移動方向が判明している竜巻の移動方向を確認した結果（第9.1.27図）、多くが海側から陸側の方向に移動していた。

147個の発生竜巻の内、竜巻の移動方向が海上から陸側へ向かう方向（東側方向）が129個で88%を占めている。以上より、泊発電所付近の竜巻は、海上から陸側へ向かう方向が卓越している。

竜巻の移動方向の分析結果から、泊発電所への竜巻の進入ルートは、地形が平坦な海側からとなる可能性が高い。

9.1.3.4 竜巻風速の増幅に関する検討

竜巻検討地域で発生した竜巻は、海側から陸側に進入する可能性が高く、竜巻が増幅することはないと考えられる。竜巻が海上から発電所に進入してきた場合は、地表面粗度の

影響を受けて竜巻は減衰した後、さらに防潮堤 (T.P. 16.5m) で減衰するため、竜巻による施設への影響は限定的となると考えられる。また、山側から発電所の敷地に移動してきた場合についても、発電所周辺は広い丘陵地に森林が存在しており、森林による粗度の影響を大きく受けるため減衰する。

したがって、地形効果による竜巻の増幅の影響は受けないものと考えられる。

9.1.3.5 設計竜巻の最大風速 (V_D)

発電所では、地形効果による竜巻の増幅を考慮する必要はないと考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、設計竜巻の最大風速 V_D は、基準竜巻の最大風速 92m/s を安全側に切り上げた 100m/s とする。

9.1.4 設計竜巻の特性値

竜巻風速場として評価ガイドに示されるランキン渦モデルを用いた設計竜巻の特性値は、第 9.1.7 表のとおり設定する。

(1) 設計竜巻の移動速度 (V_T)

設計竜巻の移動速度 (V_T) は、ガイドに基づき、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾による風速場モデルに依存しない日本の竜巻の観測記録に基づいた竜巻移動速度 (平均値) と最大風速との関係を参照して設定されている以下の算定式を用いて、 V_D から V_T を算定する。

$$V_T = 0.15 \cdot V_D$$

(2) 設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm})

設計竜巻の最大接線風速 (V_{Rm}) は、ガイドに基づき、米国 NRC の基準類⁽⁹⁾を参考に設定されている風速場モデルに依存しない以下の式を用いて算定する。

$$V_{Rm} = V_D - V_T$$

(3) 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m)

設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径 (R_m) は、ガイドに基づき、「竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」⁽⁵⁾による日本の竜巻の観測記録を基に提案された風速場モデルに準拠して以下の値を用いる。

$$R_m = 30 \text{ (m)}$$

(4) 設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{\max})・最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{\max}$)

設計竜巻の最大気圧低下量 (ΔP_{\max})・最大気圧低下率 ($(dp/dt)_{\max}$) は、ガイドに基づき、米国 NRC の基準類⁽¹⁴⁾を参考に設定されているランキン渦モデルによる風速分布に基づいて、以下の式を用いて算定する。

$$\Delta P_{\max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$$

$$(dp/dt)_{\max} = (V_T/R_m) \cdot \Delta P_{\max}$$

9.2 参考文献

- (1) 関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）
- (2) 気象庁 竜巻等の突風データベース
- (3) 井上博登，福西史郎，鈴木哲夫，2013:原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説，独立行政法人原子力安全基盤機構，JNES-RE-2013-9009
- (4) IAEA Safety Standards, Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations, Specific Safety Guide No. SSG-18, 2011
- (5) 東京工芸大学（2011）：平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究（平成 22 年度）竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究，独立行政法人原子力安全基盤機構
- (6) Wen. Y. K and Chu. S. L. (1973): Tornado Risks and Design Wind Speed, Journal of the Structural Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 99, No. ST12, pp. 2409-2421
- (7) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C. A. (1975) : Tornado Design Winds Based on Risk, Journal of the Structural Division, Proceedings of the American Society of Civil Engineers, Vol. 101, No. ST9, pp. 1883-1897
- (8) Garson. R. C., Morla-Catalan J. and Cornell C. A. (1975) : Tornado Risk Evaluation Using Wind Speed Profiles, Journal of the Structural. Division, Proceedings of American Society of Civil Engineering, Vol. 101, No. ST5, pp. 1167-1171
- (9) U.S. Nuclear Regulatory Commission, Regulatory Guide 1.76: Design- Basis Tornado and Tornado Missiles for Nuclear Power Plants, Revision 1, March 2007.

第 9.1.1 表 総観場の分類と特徴

総観場	気象庁竜巻データベースの分類	特徴
台風	台風	台風を取り巻く雲が竜巻を発生させる。関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3 竜巻も多くみられる。
温帯低気圧	南岸低気圧，日本海低気圧，二つ玉低気圧，東シナ海低気圧，オホーツク海低気圧，その他（低気圧），寒冷前線，温暖前線，閉塞前線	寒気と暖気が接し傾圧不安定による組織的な雲が形成する環境場。主に南からの下層の暖湿流が親雲の発達に重要な働きをするため，暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で発生頻度が高く，F3 竜巻も見られる。日本海側での頻度は比較的low。
季節風（夏）	暖気の移流，熱帯低気圧，湿舌，太平洋高気圧	暖湿流が主要因で親雲を形成する環境場。関東以西の太平洋側や内陸で多く確認されている。
季節風（冬）	寒気の移流，気圧の谷，大陸高気圧，季節風	大気上層に寒気が流入することで大気が不安定になり，竜巻の親雲が形成する環境場。寒気は北～西から移流することが多いため，日本海側や関東以北で発生頻度が高い。
停滞前線	停滞前線，梅雨前線，前線帯，不安定線，その他（前線）	南からの暖湿流により親雲が形成されやすく，関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高い。
局地性	局地性じょう乱，雷雨（熱雷），雷雨（熱雷を除く），地形効果，局地性降水	局地的な循環により親雲が形成する環境場。内陸で発生頻度が高い。
その他	移動性高気圧，中緯度高気圧，オホーツク海高気圧，帯状高気圧，その他（高気圧），大循環異常，その他	上記に当てはまらない環境場。全体的に個数は少ない。

第 9.1.2 表 総観場ごとの竜巻発生分布の傾向

総観場	傾向
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋側で多く発生しており日本海側では確認されていない。規模的には、関東以西の太平洋側では F3 を含む規模の大きな竜巻が発生しているが、東北地方太平洋側では F1 竜巻が 1 件発生しているのみである。 ・関東地方，中部地方の太平洋側及び九州地方の太平洋側では発生が集中しており，これらの地域は太平洋側の竜巻集中地域に整理されている。 ・台風は北上（低緯度から中高緯度へ移動）するに従い減衰するため，東北地方や北海道など，北部での発生数は少なく，規模も小さくなると考えられる。本州に接近・上陸する台風の減衰は，地表面摩擦の増大による風速の減衰に加え，海水温が低下するため，台風の維持，発達に必要な海から供給される水蒸気量が減少し減衰する。
温帯低気圧	<ul style="list-style-type: none"> ・温帯低気圧起因の竜巻は全国で発生しているが，規模的には太平洋側で F3 竜巻が発生しているのに対し，日本海側では F2 竜巻が最大となっている。 ・暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で多くの F3 竜巻の発生が確認できる。 ・日本海側では，寒冷前線やその通過後の寒気の流入により発達した親雲にて発生する竜巻が多い。西側に開けた地域で多く見られ，北海道南西部，日高地方南西部，青森から山形の海岸線沿い，などで多くの竜巻の発生がみられる。
季節風（夏）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（夏）起因の竜巻は全国で発生しているが，関東以西の太平洋側や内陸で多く発生している。 ・規模的には，太平洋側で F3 竜巻が発生しているのに対し，日本海側では F2 竜巻が最大となっている。
季節風（冬）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（冬）起因の竜巻は，九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には，北海道日本海側では F2 竜巻が 1 件発生しているのみで，F3 竜巻は発生していない。 ・太平洋側では，大気下層に暖気が流入すると，大気が不安定になり親雲が発達しやすい環境が形成されるため，強い竜巻の発生が多くみられ，F3 竜巻が最大となっている。
停滞前線	<ul style="list-style-type: none"> ・関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高く，日本海側では F2 竜巻が 1 件発生している。
局地性	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的な影響によるものであり，全国で発生している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に発生数は少なく，地域差はみられない。

第9.1.3表 日本で過去に発生したF3竜巻
(気象庁「竜巻等の突風データベース」より作成)

Fスケール	発生日時	発生場所緯度	発生場所経度	発生場所
F3	1971年07月07日07時50分	35度52分45秒	139度40分13秒	埼玉県浦和市
F3	1990年12月11日19時13分	35度25分27秒	140度17分19秒	千葉県茂原市
F3	1999年09月24日11時07分	34度42分4秒	137度23分5秒	愛知県豊橋市
F3	2006年11月07日13時23分	43度58分39秒	143度42分12秒	北海道網走支庁 佐呂間町
F3	2012年05月06日12時35分	36度6分38秒	139度56分44秒	茨城県常総市

第9.1.4表 竜巻発生数の分析結果

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数の統計	小計	竜巻スケール				不明		総数 (含む不明)
			F0	F1	F2	F3	(陸上)	(海上)	
1961～ 2012/6 (51.5年間)	期間内総数	87	29	45	13	0	12	110	209
	平均値(年)	1.69	0.56	0.87	0.25	-	0.23	2.14	4.06
	標準偏差(年)	2.53	1.99	1.03	0.52	-	0.68	5.89	7.91
1991～ 2012/6 (21.5年間)	期間内総数	58	29	26	3	0	11	110	179
	平均値(年)	2.70	1.35	1.21	0.14	-	0.51	5.12	8.33
	標準偏差(年)	3.49	2.95	1.15	0.36	-	0.98	8.37	10.98
2007～ 2012/6 (5.5年間)	期間内総数	31	25	6	0	0	5	92	128
	平均値(年)	5.64	4.55	1.09	-	-	0.91	16.73	23.27
	標準偏差(年)	6.22	4.94	1.34	-	-	1.69	10.96	15.13
疑似 51.5年間 (陸上竜巻)	期間内総数	358	235	63	13	0	47	862	1220
	平均値(年)	6.92	4.55	1.21	0.25	-	0.91	16.73	23.64
	標準偏差(年)	5.37	4.94	1.15	0.52	-	1.69	10.96	12.21
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	1222	962	215	45	0	0	0	1222
	平均値(年)	23.57	18.59	4.12	0.86	-	-	-	23.57
	標準偏差(年)	9.91	9.63	2.13	0.96	-	-	-	9.91

注1：切り上げの関係で総計数が一致していない箇所がある。

注2：色塗り部分については、竜巻発生頻度の分析に用いるデータを示している。

第9.1.5表 分析結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の
算出に使用する竜巻の発生数

竜巻検討地域 (沿岸±5km)	発生数の統計	竜巻スケール					小計
		F0	F1	F2	F3	不明	
疑似 51.5年間 (全竜巻)	期間内総数	962	215	45	0	0	1222
	平均値(年)	18.68	4.17	0.87	-	-	23.73
	標準偏差(年)	9.63	2.13	0.96	-	-	9.91

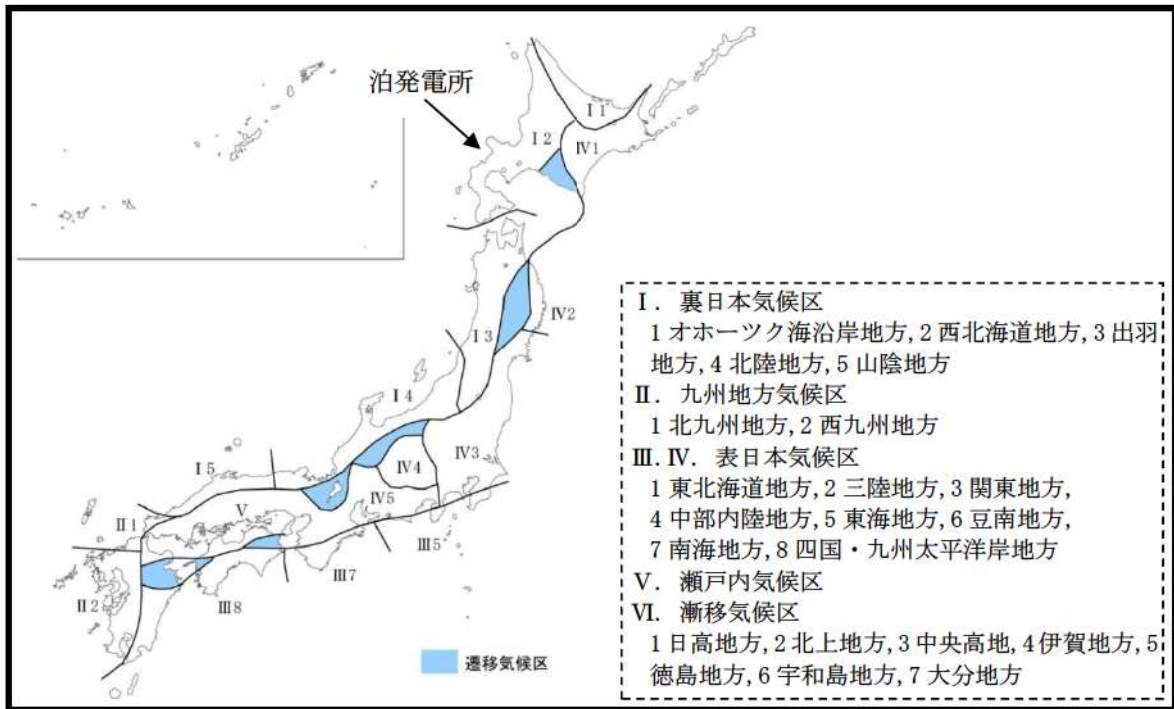
第 9.1.6 表 竜巻風速，被害幅，被害長さの相関係数（単位無し）

相関係数	風速	被害幅	被害長さ
風速	1.000	-0.060*	0.319
被害幅	-0.060*	1.000	0.457
被害長さ	0.319	0.457	1.000

*風速と被害幅は無相関との知見が得られたため，ハザード算定の際には，相関係数0として計算

第 9.1.7 表 設計竜巻の特性値

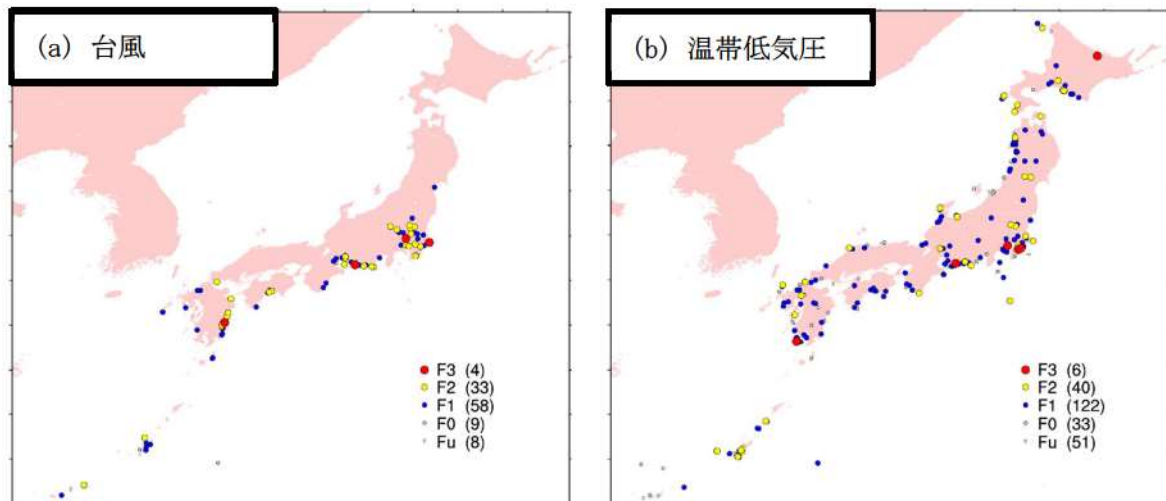
最大風速	移動風速	最大接線風速	最大接線風速半径	最大気圧低下量	最大気圧低下率
V_D	V_T	V_{Rm}	R_m	ΔP_{max}	$(dp/dt)_{max}$
(m/s)	(m/s)	(m/s)	(m)	(hPa)	(hPa/s)
100	15	85	30	89	45



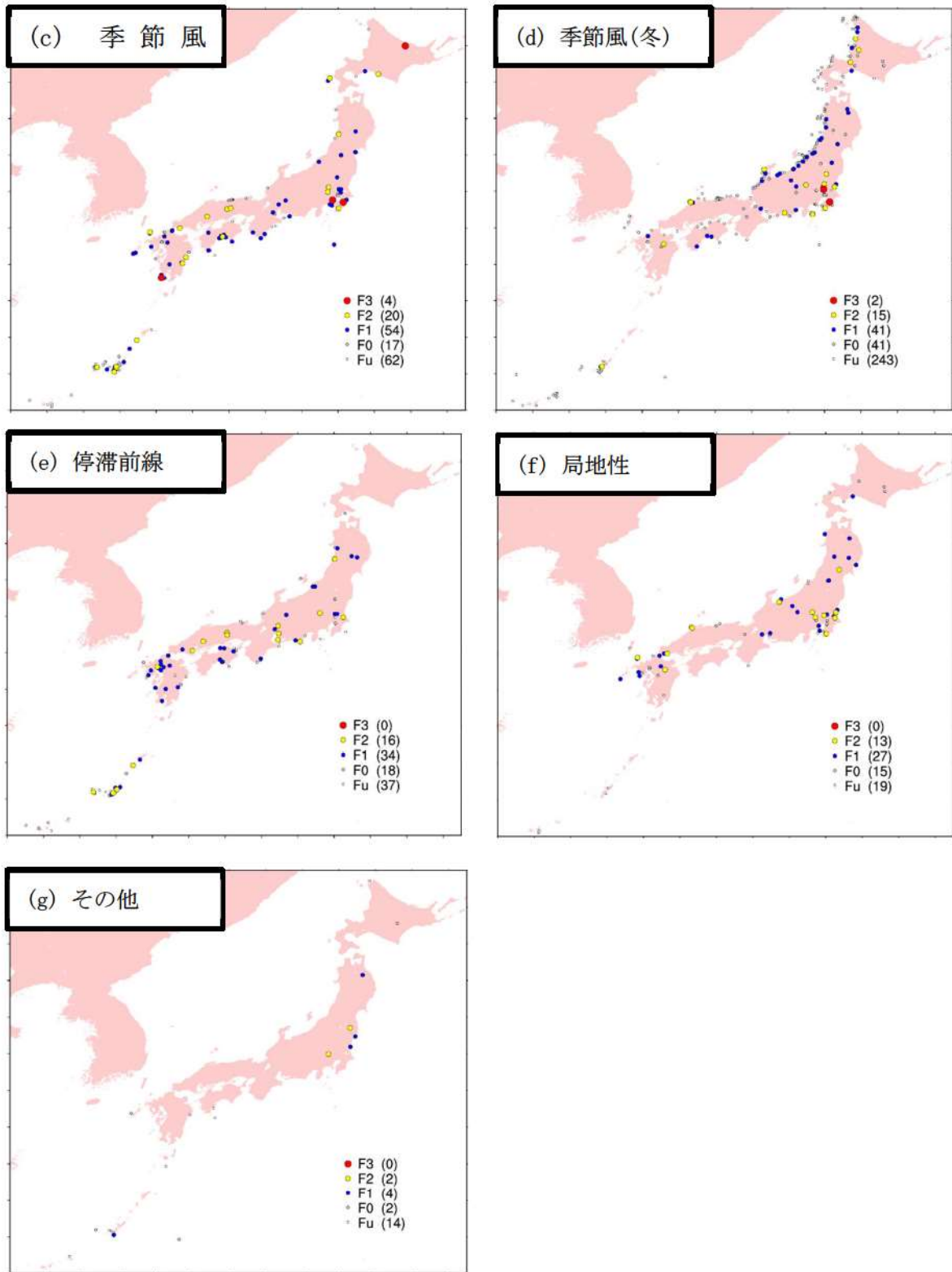
第9.1.1図 日本の気候区分

(内閣官房「第5回 道州制ビジョン懇談会 区割り基本方針検討専門委員会資料※」より引用)

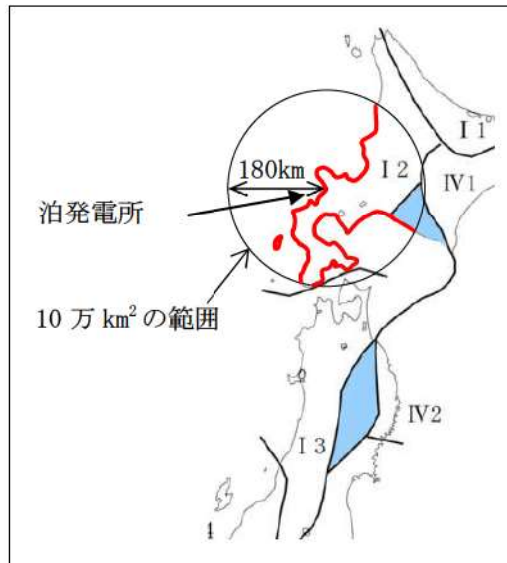
※出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）



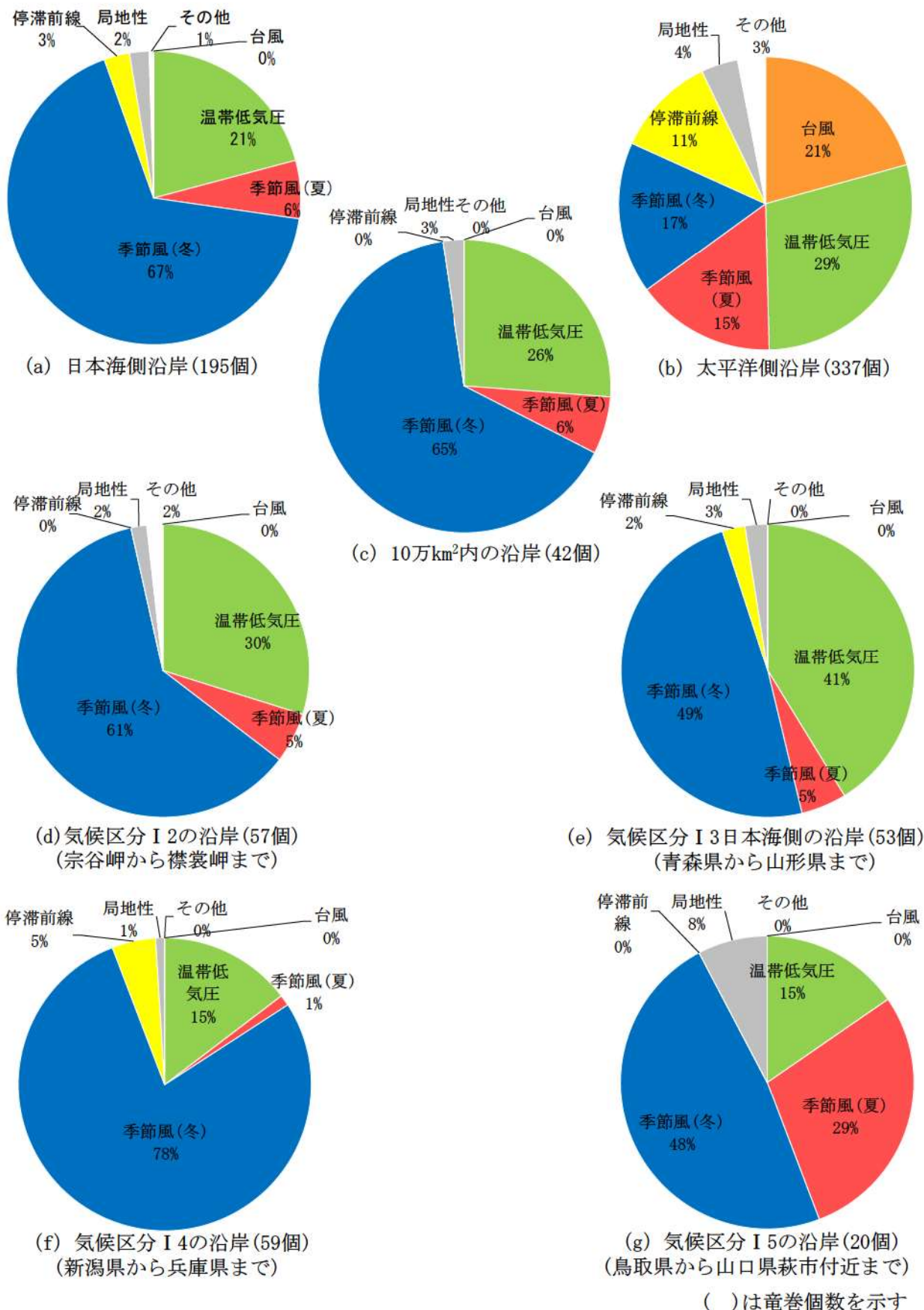
第9.1.2図 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布 (1/2)



第9.1.2図 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布 (2/2)



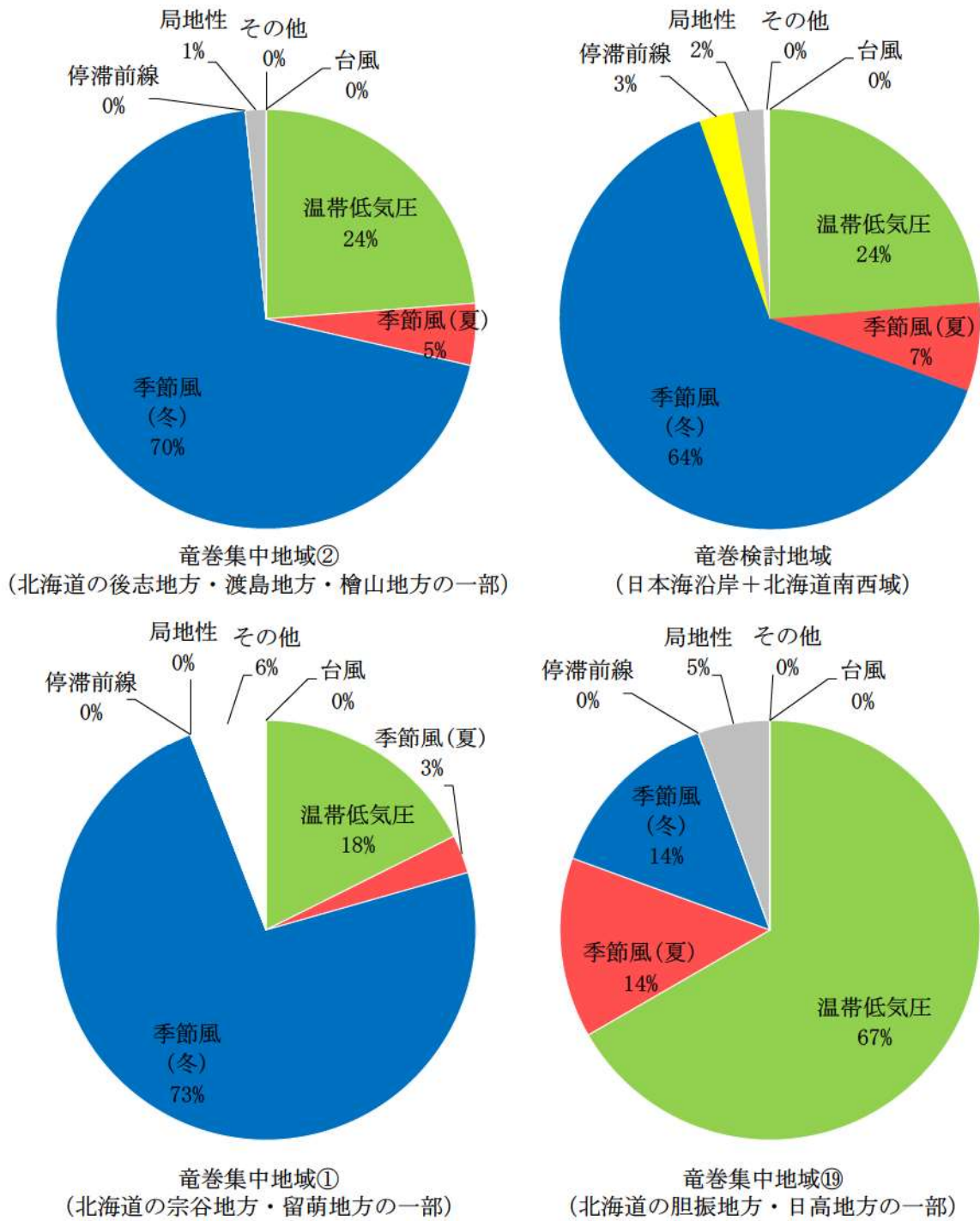
第 9. 1. 3 図 泊発電所を中心とする 10 万 km² の範囲



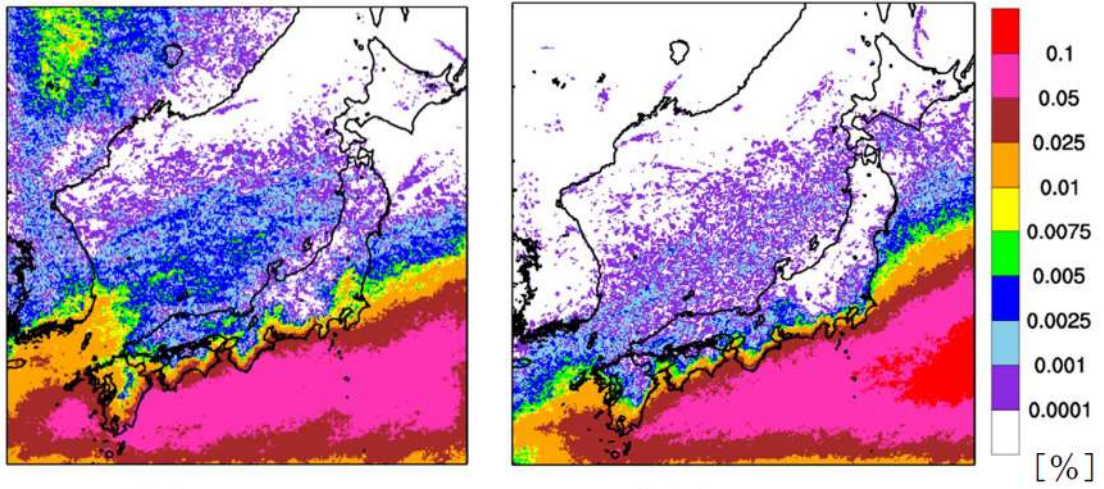
第 9.1.4 図 地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較



第 9.1.5 図 竜巻の発生する地点と竜巻が集中する 19 個の地域
 (「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説」⁽³⁾より引用)



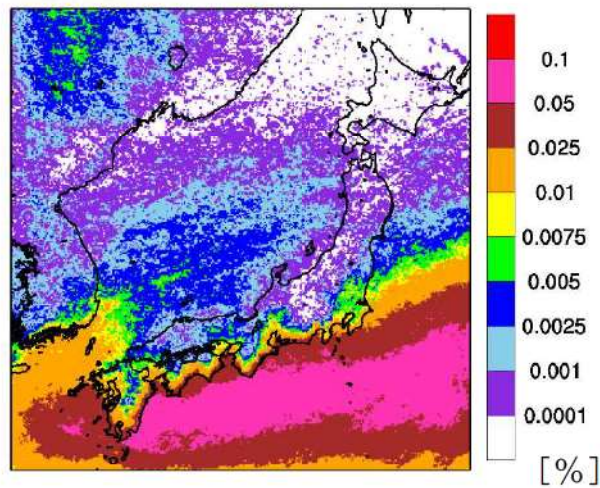
第 9.1.6 図 各地域の竜巻発生要因に関する総観場の特徴



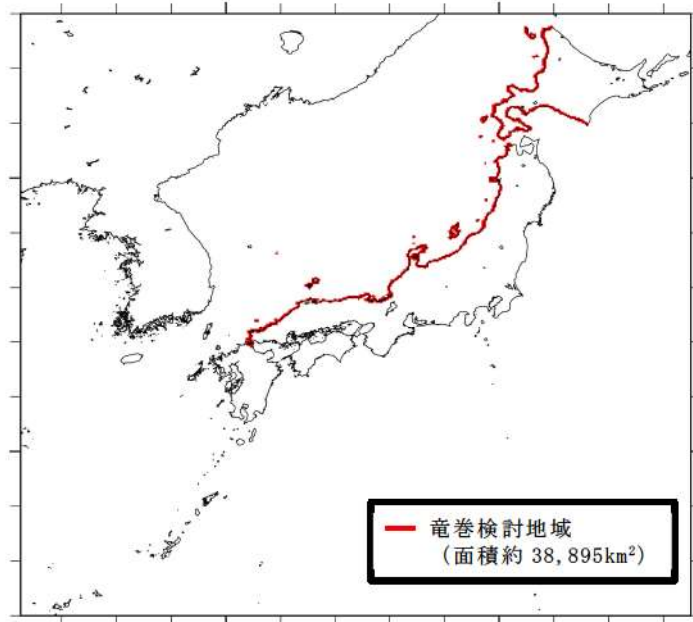
暖気候 5～10月

寒気候 11～4月

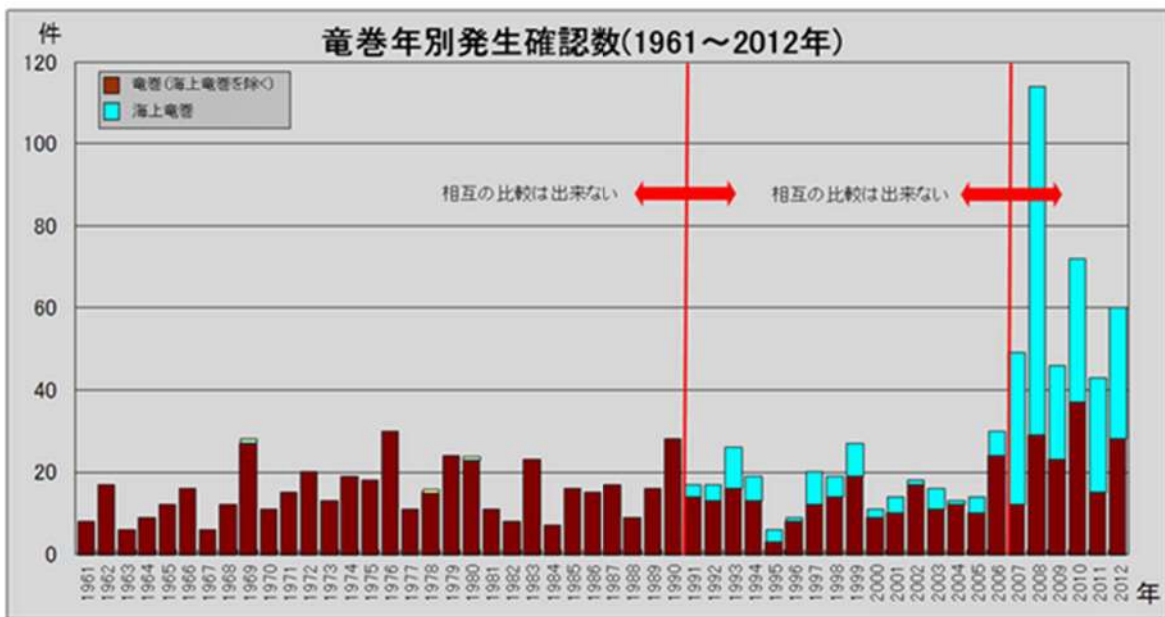
第 9.1.7 図 F3 規模以上を対象とした SReH, CAPE 同時超過頻度分布



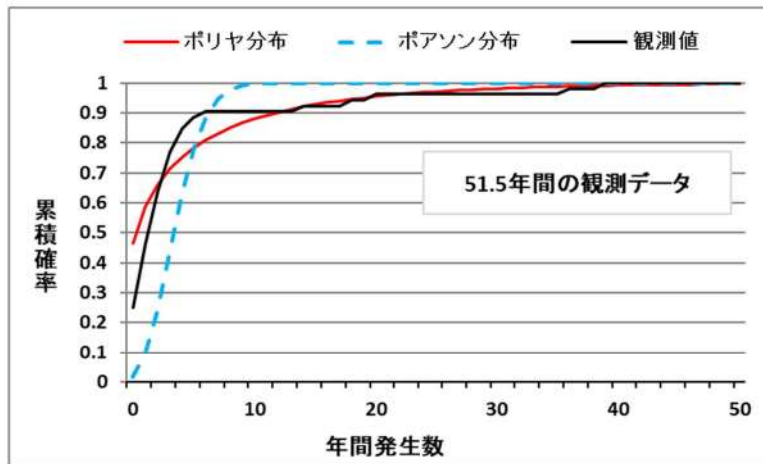
第 9.1.8 図 EHI の超過頻度分布 (閾値 3.3)



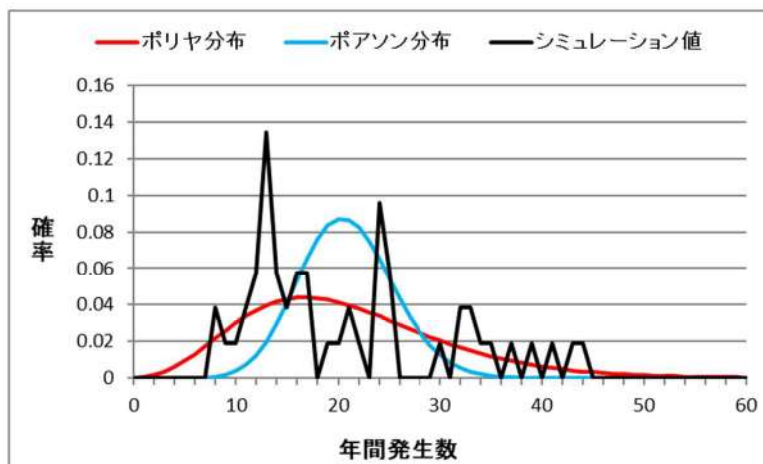
第 9.1.9 図 竜巻検討地域



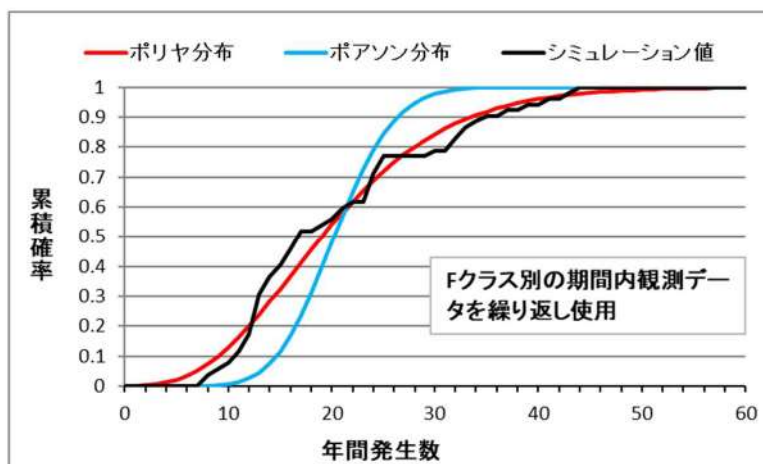
第 9.1.10 図 竜巻年別発生確認数 (1961 年～2012 年) (出典：気象庁 HP)



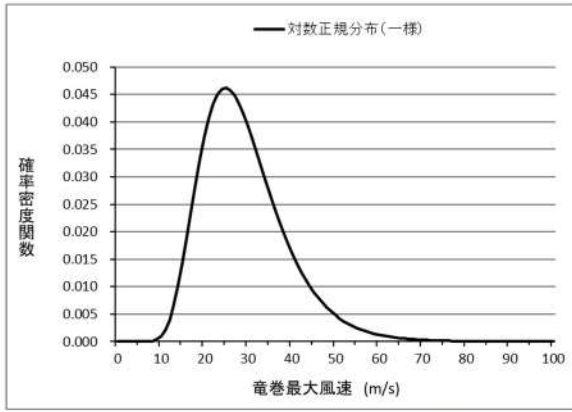
第 9. 1. 11 図 竜巻検討地域における竜巻の年発生数の累積確率
(観測値)



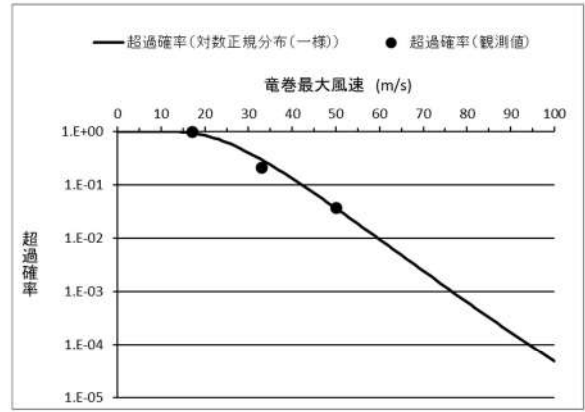
第 9. 1. 12 図 竜巻検討地域における竜巻の年発生数の分布関数
(シミュレーション値)



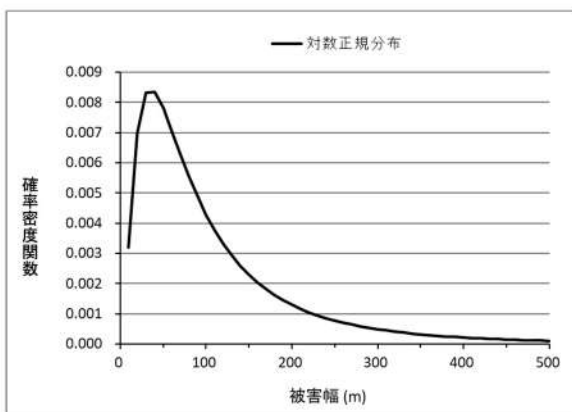
第 9. 1. 13 図 竜巻検討地域における竜巻の年発生数の累積確率
(シミュレーション値)



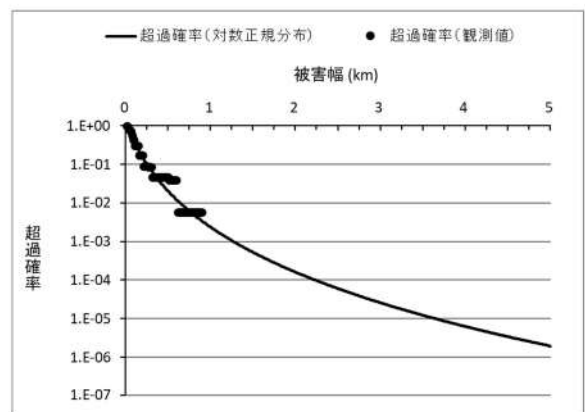
第 9.1.14 図 竜巻風速の確率密度分布



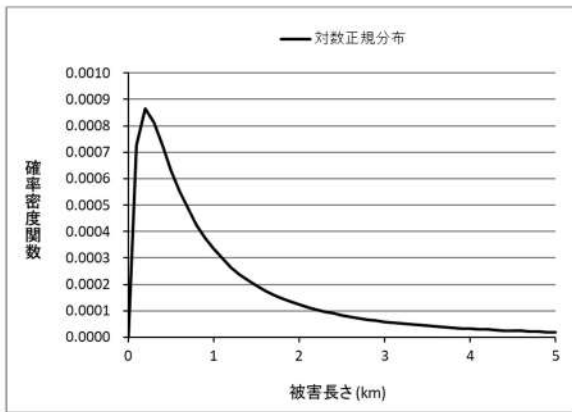
第 9.1.15 図 竜巻風速の超過確率分布



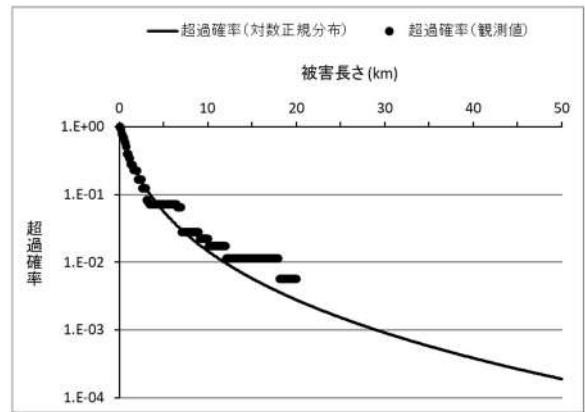
第 9.1.16 図 被害幅の確率密度分布



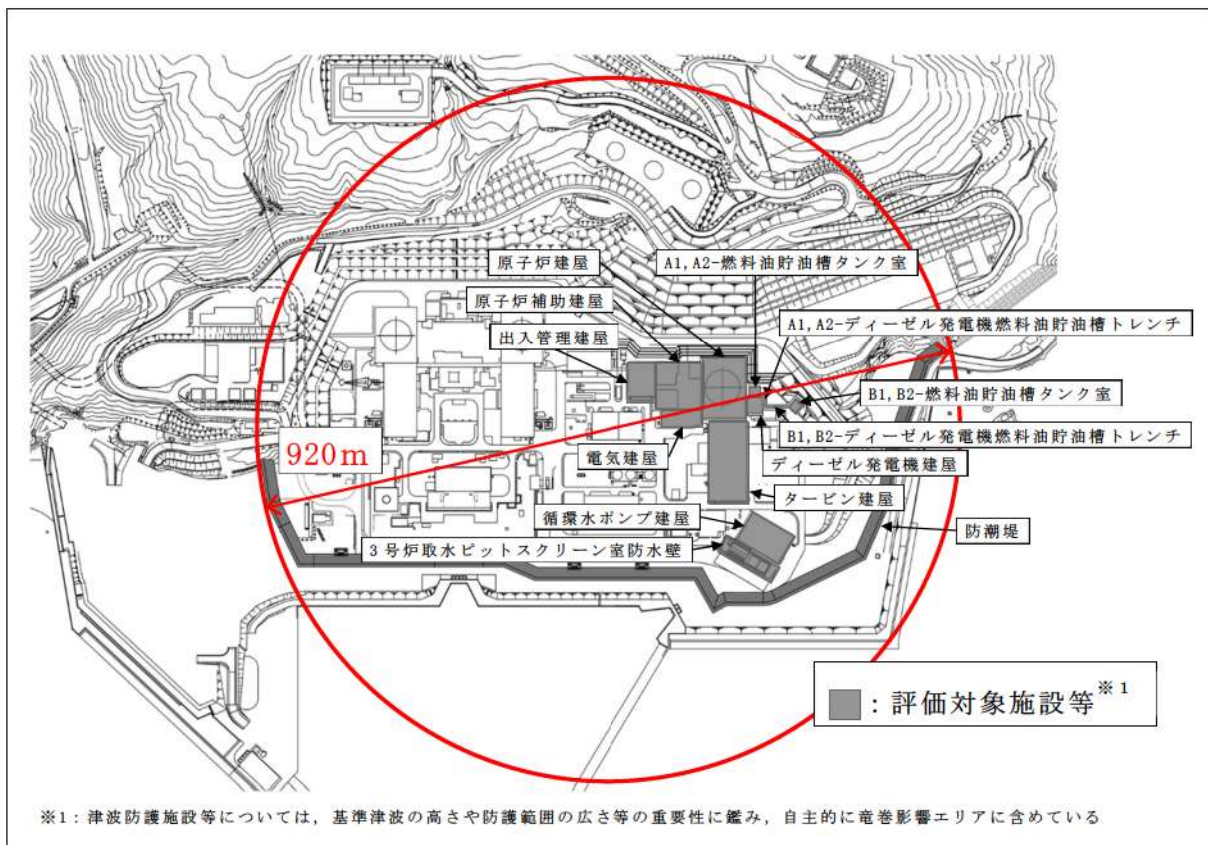
第 9.1.17 図 被害幅の超過確率分布



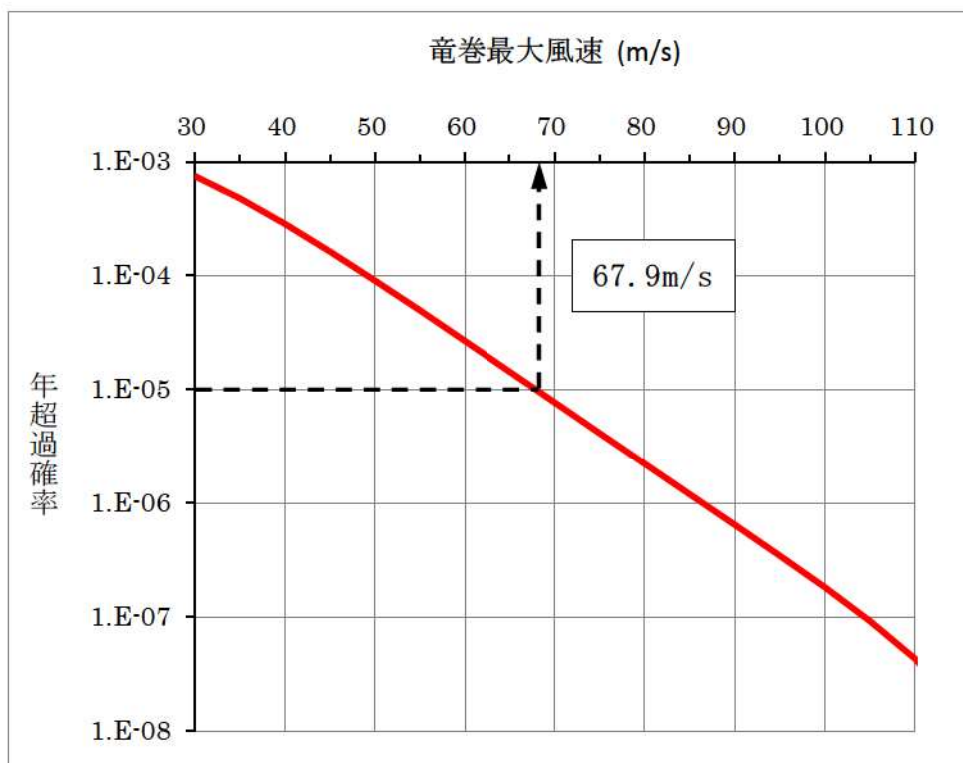
第 9.1.18 図 被害長さの確率密度分布



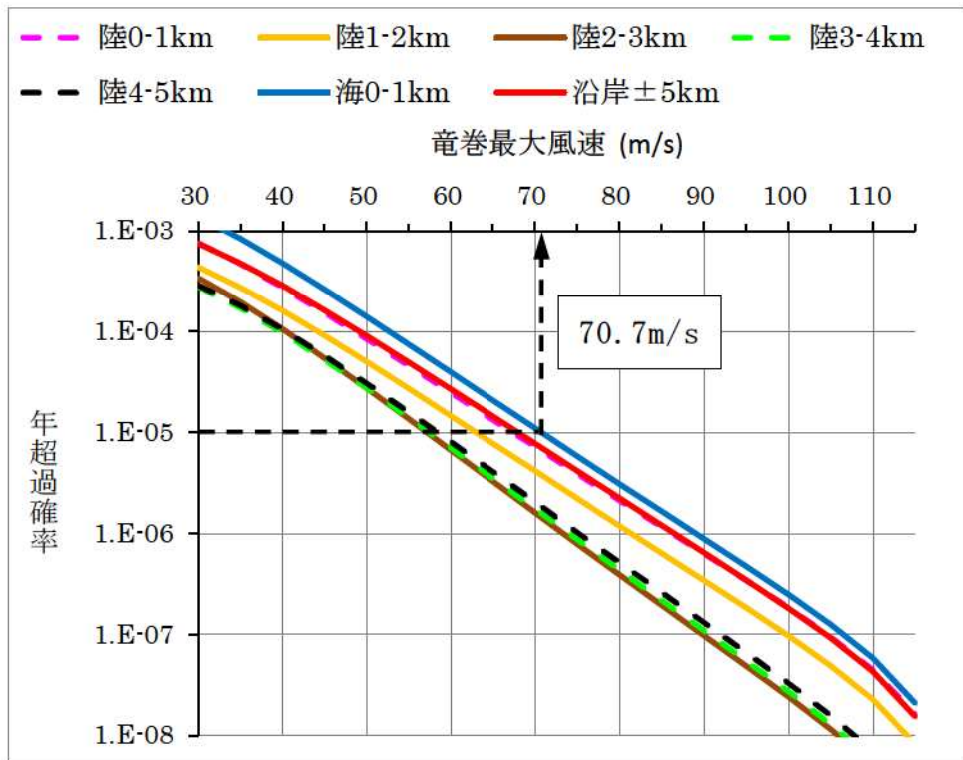
第 9.1.19 図 被害長さの超過確率分布



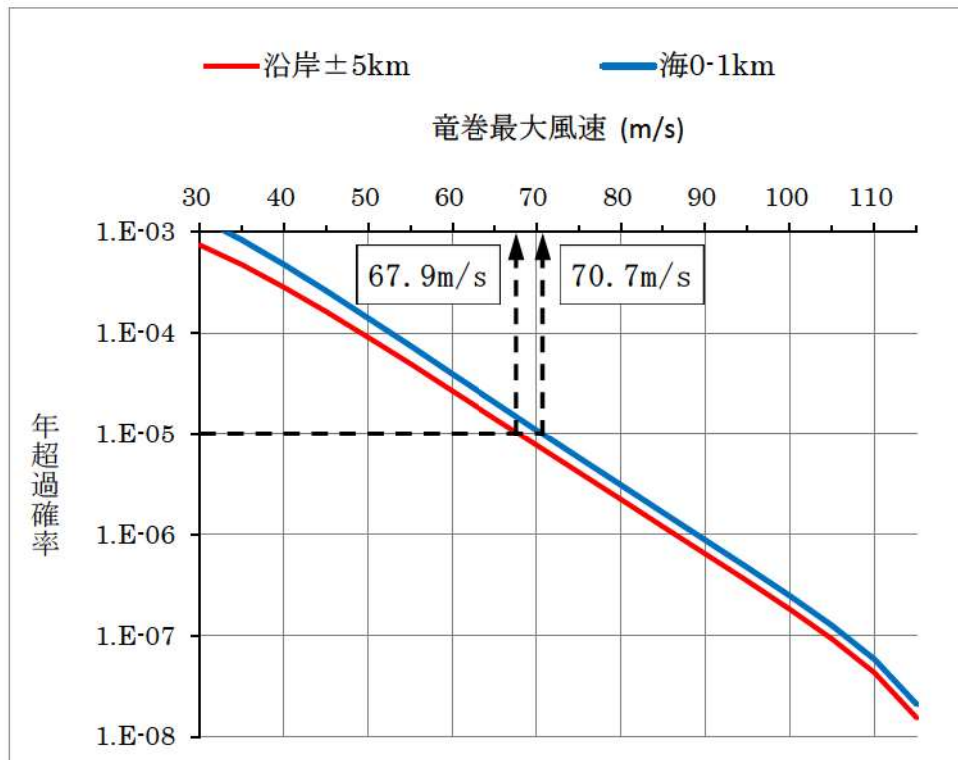
第9.1.20図 竜巻影響エリア



第9.1.21図 竜巻最大風速のハザード曲線（海側，陸側5km範囲）

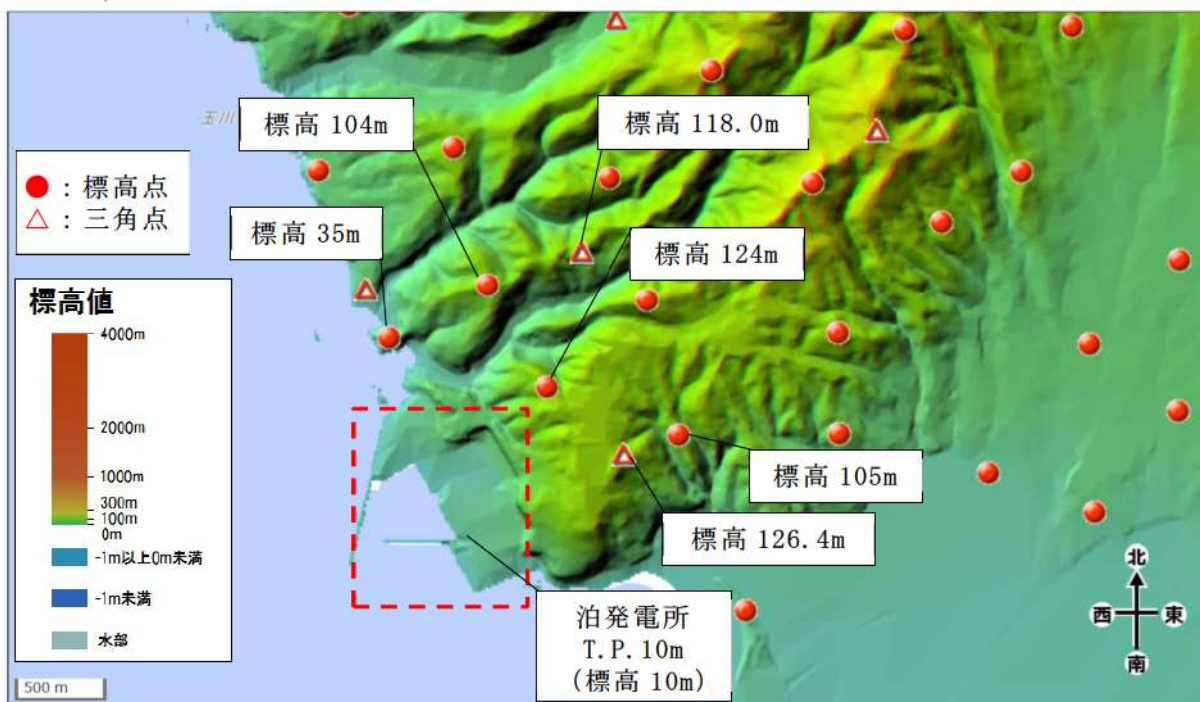


第 9. 1. 22 図 竜巻検討地域を 1 km 幅ごとに細分化したハザード曲線と海側，陸側 5 km 範囲のハザード曲線

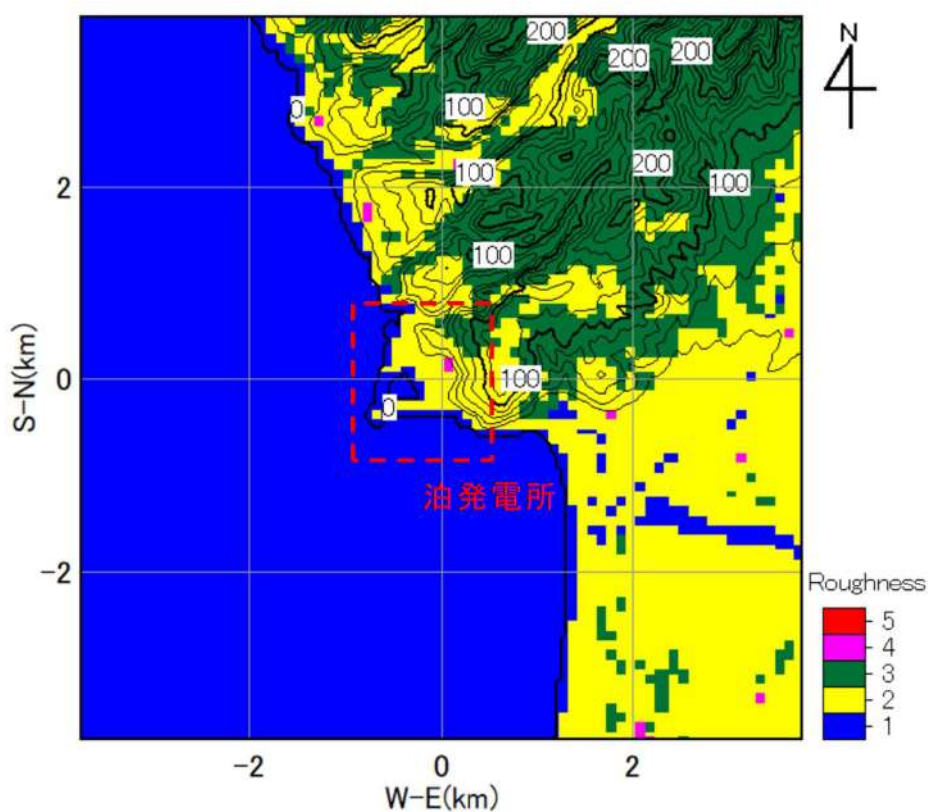


第 9. 1. 23 図 竜巻最大風速のハザード曲線

地理院地図
GSI Maps

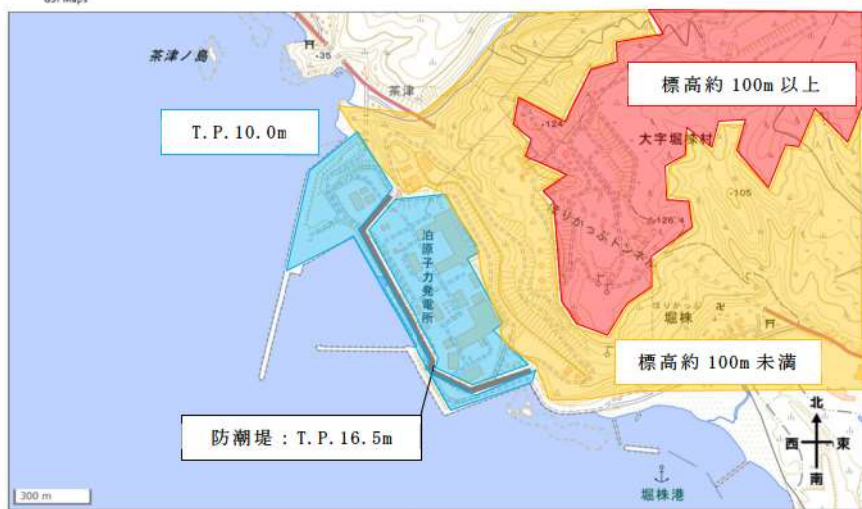


第 9.1.24 図 泊発電所周辺の地形（国土地理院「電子国土Web」より作成）



第 9.1.25 図 泊発電所周辺の地表面粗度

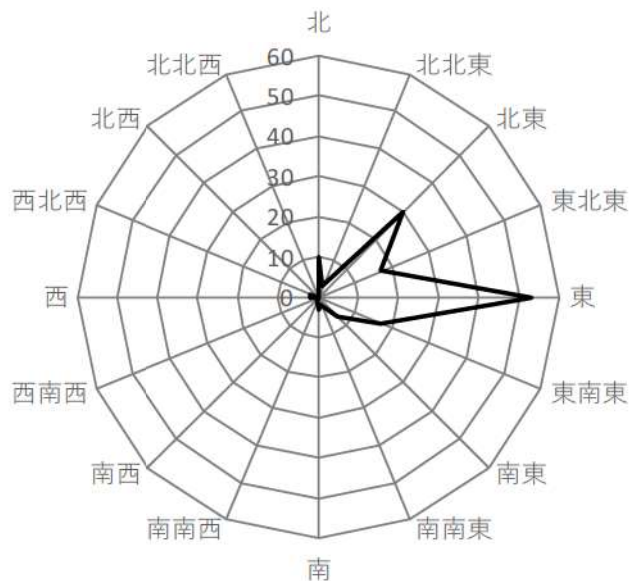
地理院地図



第 9.1.26 図 泊発電所の周辺の標高及び防潮堤高さ

[個]

北	10
北北東	3
北東	30
東北東	17
東	53
東南東	17
南東	7
南南東	2
南	3
南南西	1
南西	0
西南西	0
西	2
西北西	2
北西	0
北北西	0
計	147



第 9.1.27 図 移動方向別の竜巻発生個数

1.4 設備等
該当なし

泊発電所 3 号炉

竜巻影響評価について

<目次>

別添資料－1

1. 竜巻に対する防護
 - 1.1 概要
 - 1.2 評価の基本方針
 - 1.3 評価の基本的な考え方
2. 基準竜巻・設計竜巻の設定
 - 2.1 概要
 - 2.2 竜巻検討地域の設定
 - 2.3 基準竜巻の最大風速(V_B)の設定
 - 2.4 設計竜巻の最大風速(V_D)の設定
 - 2.5 設計竜巻の特性値
3. 竜巻影響評価
 - 3.1 評価概要
 - 3.2 評価対象施設等
 - 3.3 設計荷重の設定
 - 3.4 評価対象施設等の設計方針
 - 3.5 竜巻随件事象に対する評価

添付資料

- 1.1 重大事故等対処設備に対する考慮について
- 1.2 評価対象施設の抽出について
- 1.3 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出について
- 2.1 気候区分について
- 2.2 数値気象解析にもとづく竜巻検討地域の設定について
- 2.3 竜巻検討地域及び全国で発生した竜巻
- 2.4 竜巻最大風速のハザード曲線の求め方
- 2.5 地形効果による竜巻風速への影響について
- 3.1 竜巻影響評価の概要及び保守性について
- 3.2 竜巻影響評価及び竜巻対策の概要
- 3.3 設計飛来物の選定について
- 3.4 竜巻随件事象の抽出について
- 3.5 飛来物化する可能性がある物品等の管理について
- 3.6 設計竜巻荷重と積雪荷重との組み合わせについて

- 3.7 2次飛来物の抽出について
- 3.8 飛来物の飛散有無の判断方法，飛散距離および高さの算定の仕方について
- 3.9 浮き上がりに対する対策荷重の考え方について
- 3.10 車両管理エリア及び物品管理エリアの設定について
- 3.11 外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について
- 3.12 起因事象を竜巻とした場合の排気筒の取り扱いについて
- 3.13 竜巻防護ネットの構造設計について
- 3.14 解析コードについて
- 3.15 原子力発電所の竜巻影響評価ガイドへの適合状況について
- 3.16 竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止に係る運用について

1. 竜巻に対する防護

1.1 概要

原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第六条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻の影響を挙げている。

発電用原子炉施設の供用期間中に極めてまれに突風・強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随件事象等によって発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、原子力規制委員会の定める「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）」（以下「ガイド」*という。）を参照し、竜巻影響評価として以下を実施し、発電用原子炉施設の安全機能が維持されることを確認する。

- ・設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定
- ・泊発電所における飛来物に係る調査
- ・飛来物防止対策
- ・考慮すべき設計荷重に対する外部事象防護対象施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認

また、第四十三条の要求を踏まえ、設計竜巻によって、設計基準対象施設の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外殻となる建屋による防護に期待できるといった観点から、代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認する。【添付資料 1.1】

*「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説（平成 25 年 10 月、独立行政法人原子力安全基盤機構）」を含む。

1.2 評価の基本方針

1.2.1 竜巻から防護する施設の抽出

竜巻から防護する施設は、安全施設が竜巻の影響を受ける場合においても発電用原子炉施設の安全性を確保するために、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定される重要度分類（以下「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3の設計を要求される構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価^{*}上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

※ 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

また、外部事象防護対象施設を内包する建屋は、機械的強度を有すること等により、内包する外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及的影響を及ぼさない設計とする。ここで、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋を併せて、外部事象防護対象施設等という。

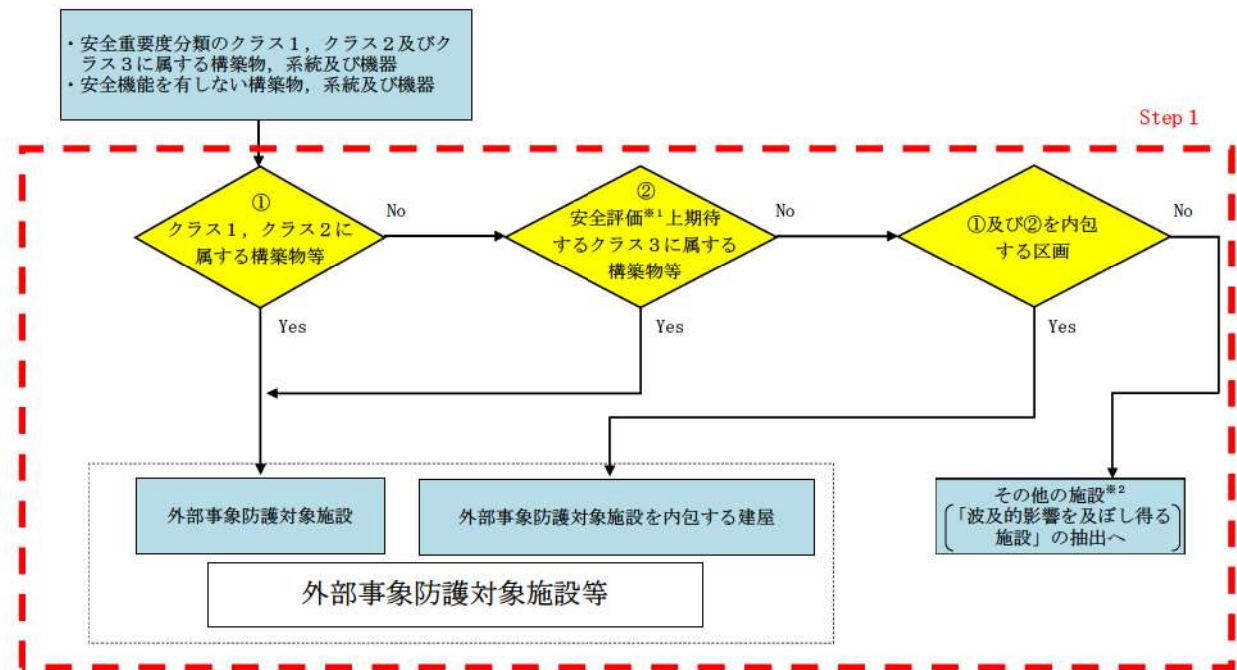
上記に含まれない構築物、系統及び機器は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

1.2.2 竜巻影響評価の対象施設

以下の(1)外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設及び(2)外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に示す施設を竜巻影響評価の対象施設（以下「評価対象施設等」という。）とする。

外部事象防護対象施設等の抽出フローを第1.2.2.1図に示す。

なお、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の重要度分類における耐震Sクラスの設計を要求される施設についても、外部事象防護対象施設等として抽出すべきものがないことを確認した。【添付資料1.2】



※1 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故解析

※2 竜巻及びその随伴事象に対して機能維持すること, 竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して, 代替設備により必要な機能を確保すること又は安全上支障のない期間に修復すること等の対応が可能であることを確認する。

第 1.2.2.1 図 外部事象防護対象施設等の抽出フロー

(1) 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設【添付資料 1.2】

外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設として、屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する施設を含む。）、屋内の施設で外気と繋がっている施設及び外殻となる施設（建屋、構築物）（以下「外殻となる施設」という。）による防護機能が期待できない施設を抽出する。

なお、外殻となる施設による防護機能が期待できない施設については、外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性の確認結果を踏まえ抽出する。

防護機能を期待できることが確認できた区画に内包される外部事象防護対象施設については、該当する外殻となる施設により防護されることから、個別評価は実施しない。

第 1.2.2.2 図に、外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー及び抽出された評価対象施設を示す。

また、第 1.2.2.2 図において抽出した評価対象施設の主な配置を第 1.2.2.3 図に示す。

a. 屋外施設（外部事象防護対象施設を内包する区画を含む。）

(a) 排気筒（建屋外）

<以下、外部事象防護対象施設を内包する区画>

(b) 原子炉建屋（外部遮へい建屋）（原子炉容器他を内包）

(c) 原子炉建屋（周辺補機棟）（主蒸気管他を内包）

(d) 原子炉建屋（燃料取扱棟）（使用済燃料ピット他を内包）

(e) 原子炉補助建屋（中央制御室他を内包）

(f) ディーゼル発電機建屋（ディーゼル発電機他を内包）

(g) A1, A2-燃料油貯油槽タンク室（A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）

(h) B1, B2-燃料油貯油槽タンク室（B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を内包）

(i) A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ（ディーゼル発電機燃料油移送配管を内包）

(j) B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ（ディーゼル発電機燃料油移送配管を内包）

(k) 循環水ポンプ建屋（原子炉補機冷却海水ポンプ他を内包）

(l) タービン建屋（タービン保安装置他を内包）

b. 屋内の施設で外気と繋がっている施設

(a) 換気空調設備（アニュラス空気浄化設備、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、試料採取室空調装置、中央制御室空調装置、電動補助給水ポンプ室換気装置、制

御用空気圧縮機室換気装置，ディーゼル発電機室換気装置，安全補機開閉器室空調装置)

(b)排気筒（建屋内）

c. 外殻となる施設による防護機能が期待できない施設

(a)使用済燃料ピット

(b)使用済燃料ラック

(c)新燃料ラック

(d)燃料移送装置

(e)使用済燃料ピットクレーン

(f)燃料取扱棟クレーン

(g)燃料取替キャナル

(h)キャスクピット

(i)燃料検査ピット

(j)原子炉補機冷却海水ポンプ

(k)原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ

(l)配管及び弁（原子炉補機冷却海水系統）

(m)原子炉補機冷却水サージタンク（配管及び弁含む）

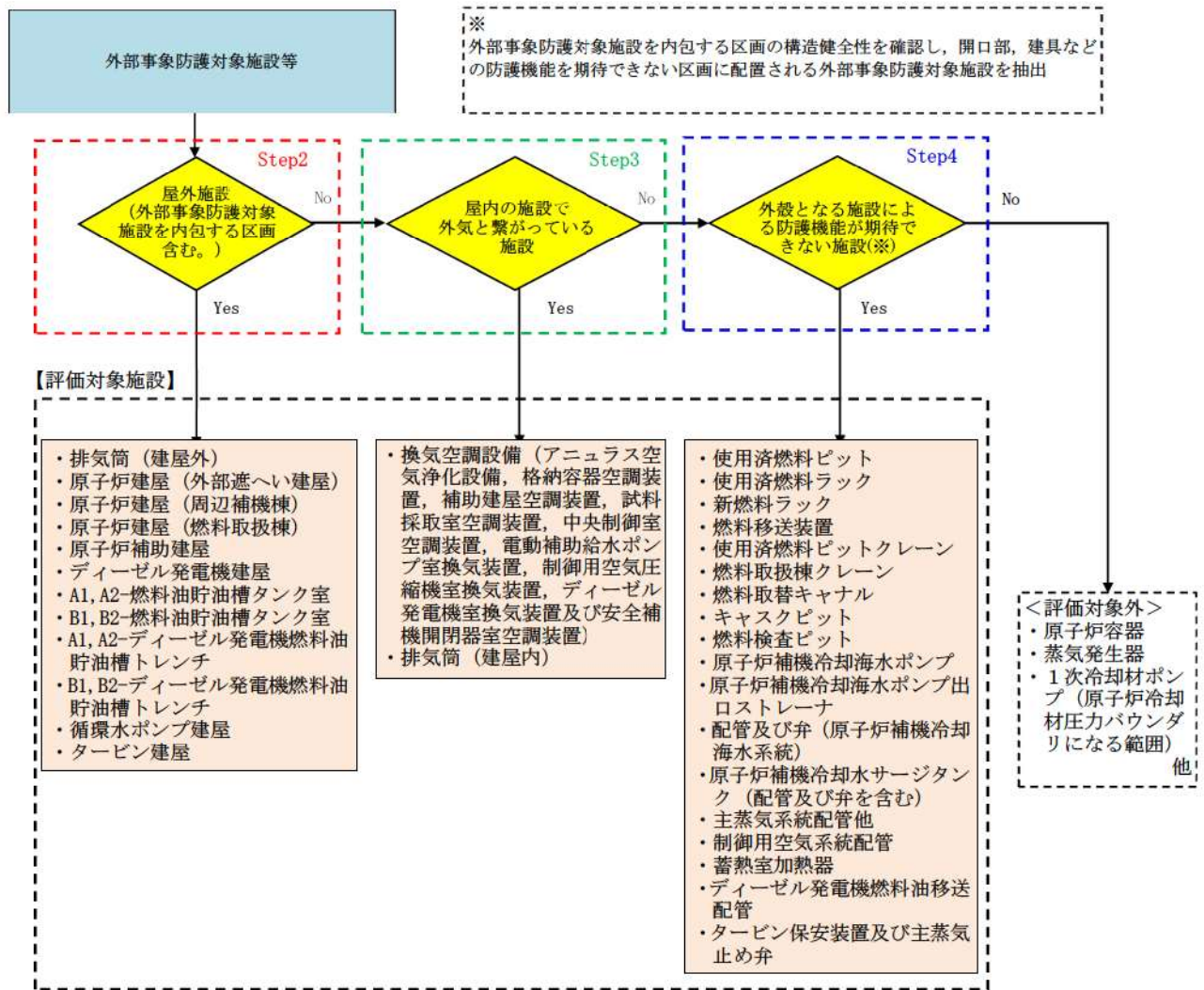
(n)主蒸気系統配管他

(o)制御用空気系統配管

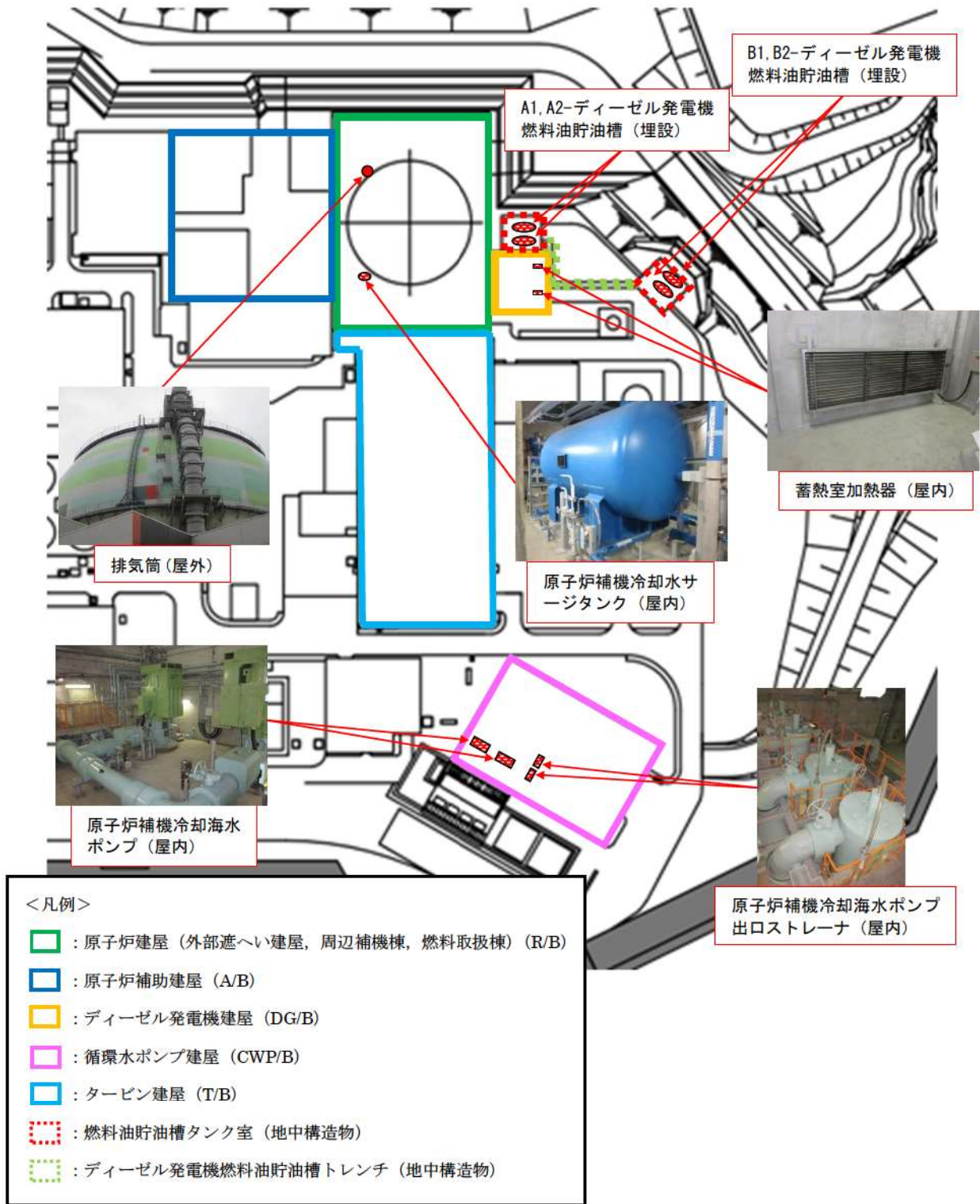
(p)蓄熱室加熱器

(q)ディーゼル発電機燃料油移送配管

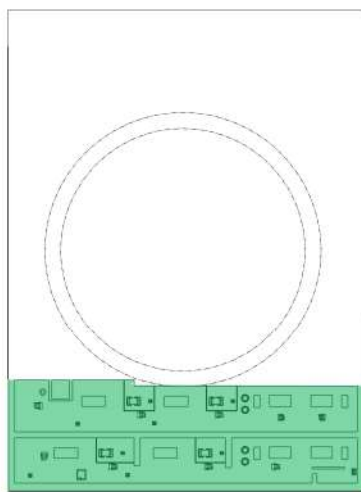
(r)タービン保安装置及び主蒸気止め弁



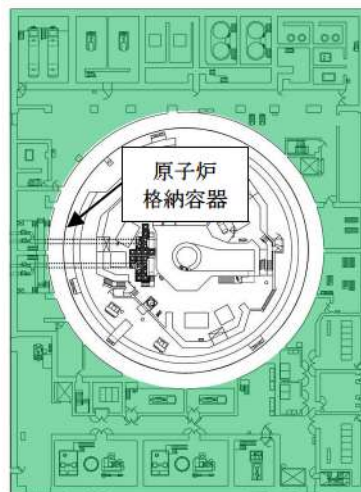
第 1.2.2.2 図 外部事象防護対象施設等のうち評価対象施設の抽出フロー



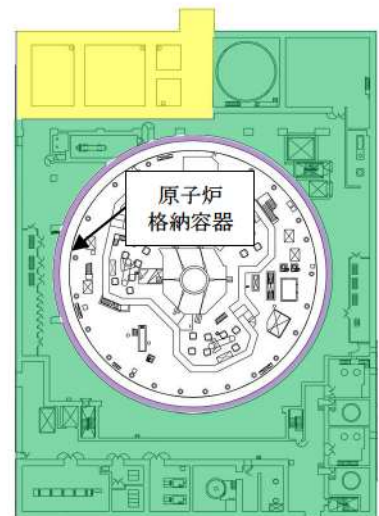
第 1.2.2.3 図 外部事象防護対象施設等のうち主な評価対象施設（1 / 2）



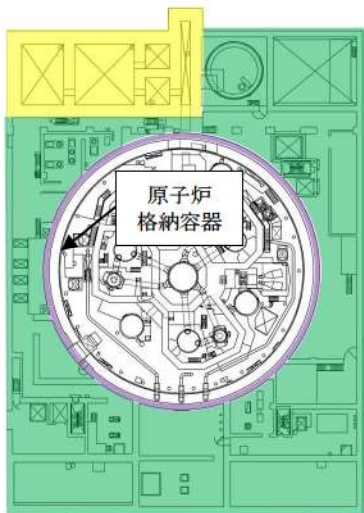
R/B 概略平面図 (T. P. 2. 3m)



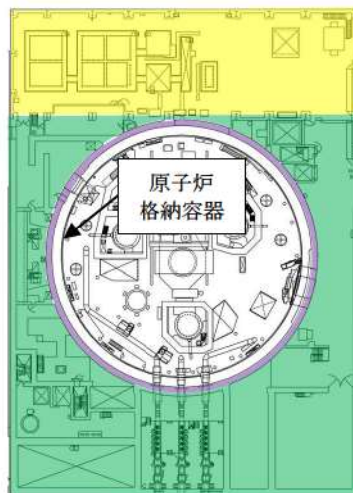
R/B 概略平面図 (T. P. 10. 3m)



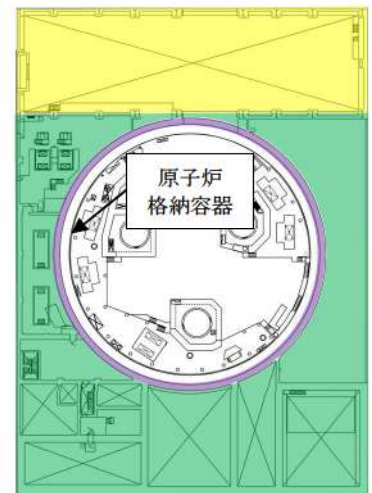
R/B 概略平面図 (T. P. 17. 8m)



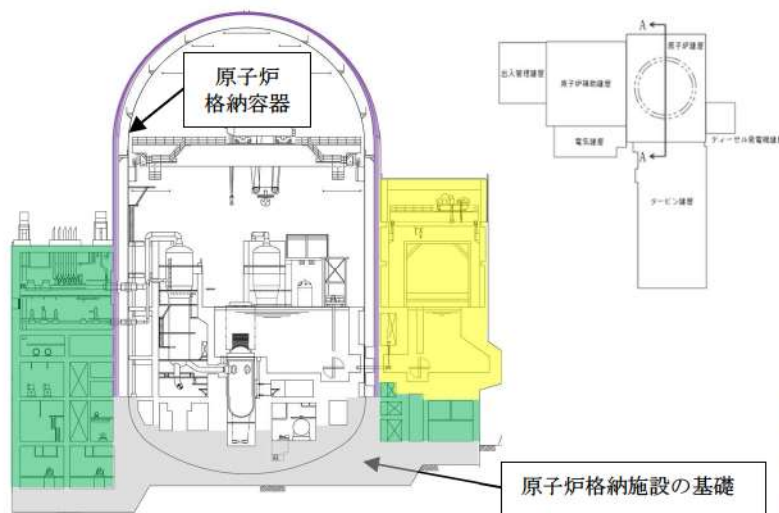
R/B 概略平面図 (T. P. 24. 8m)



R/B 概略平面図 (T. P. 33. 1m)



R/B 概略平面図 (T. P. 40. 3m)



R/B 概略断面図 (A-A 断面)

< 凡例 >

- : 外部遮へい建屋
- : 周辺補機棟
- : 燃料取扱棟

第 1. 2. 2. 3 図 外部事象防護対象施設等のうち主な評価対象施設 (2 / 2)

(2) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設【添付資料 1.3】

外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、その他の施設（外部事象防護対象施設以外の施設）のうち、倒壊により外部事象防護対象施設等を機能喪失させる（機械的影響）可能性があるもの、屋外に設置される外部事象防護対象施設の付属設備のうち、設計竜巻の風圧力、気圧差及び設計飛来物等の衝突による損傷により外部事象防護対象施設を機能喪失させる（機能的影響）可能性があるもの及び外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備（機能的影響）とする。

なお、津波防護施設等は、基準津波の高さや防護範囲の広さ等の重要性を鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。

第 1.2.2.4 図に、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出フロー及び抽出された施設を示す。

また、第 1.2.2.4 図において抽出した外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の主な配置図を第 1.2.2.5 図に示す。

a. 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設

- (a) タービン建屋
- (b) 電気建屋
- (c) 出入管理建屋
- (d) 循環水ポンプ建屋

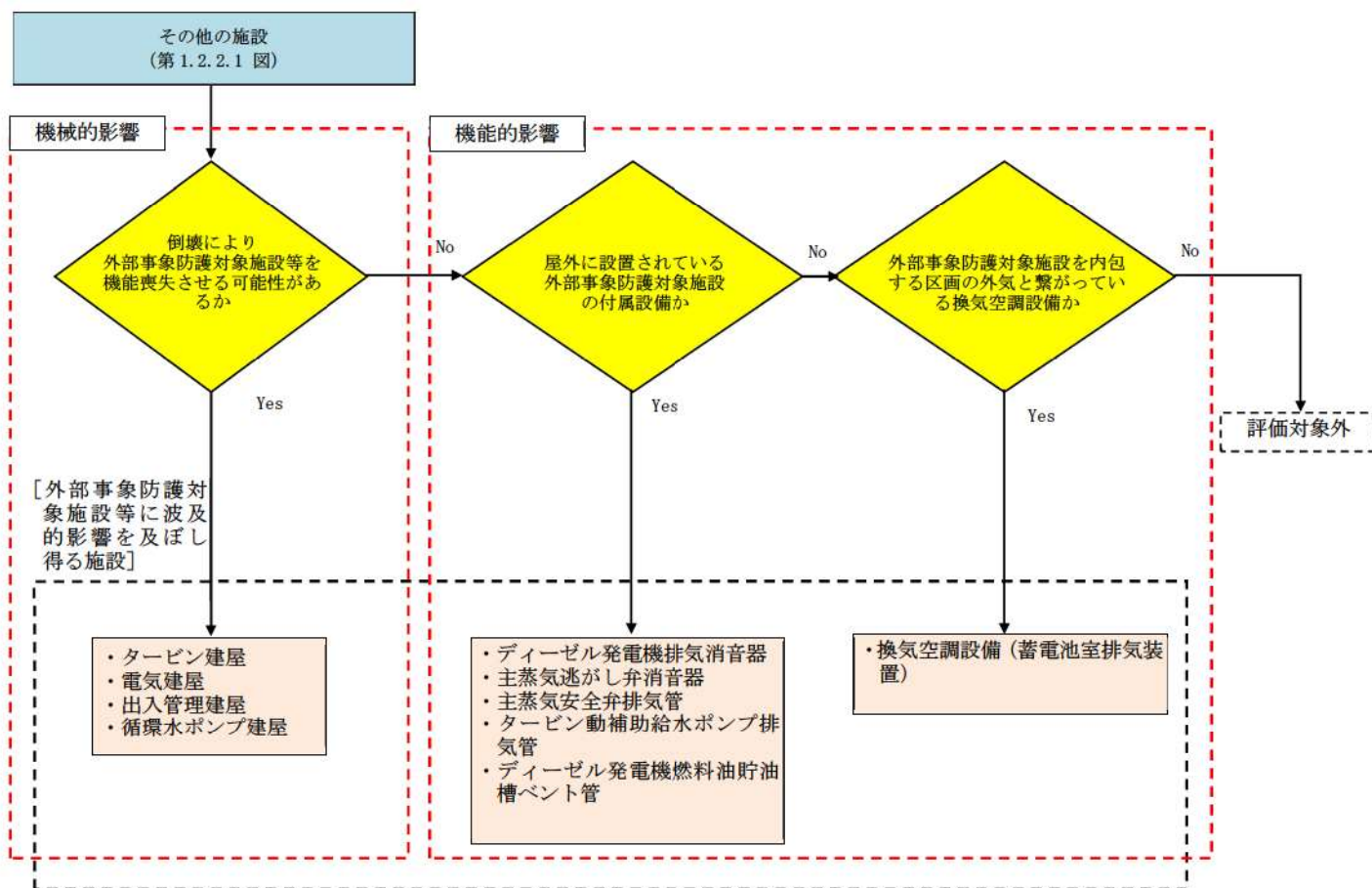
b. 外部事象防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設

(外部事象防護対象施設の付属設備)

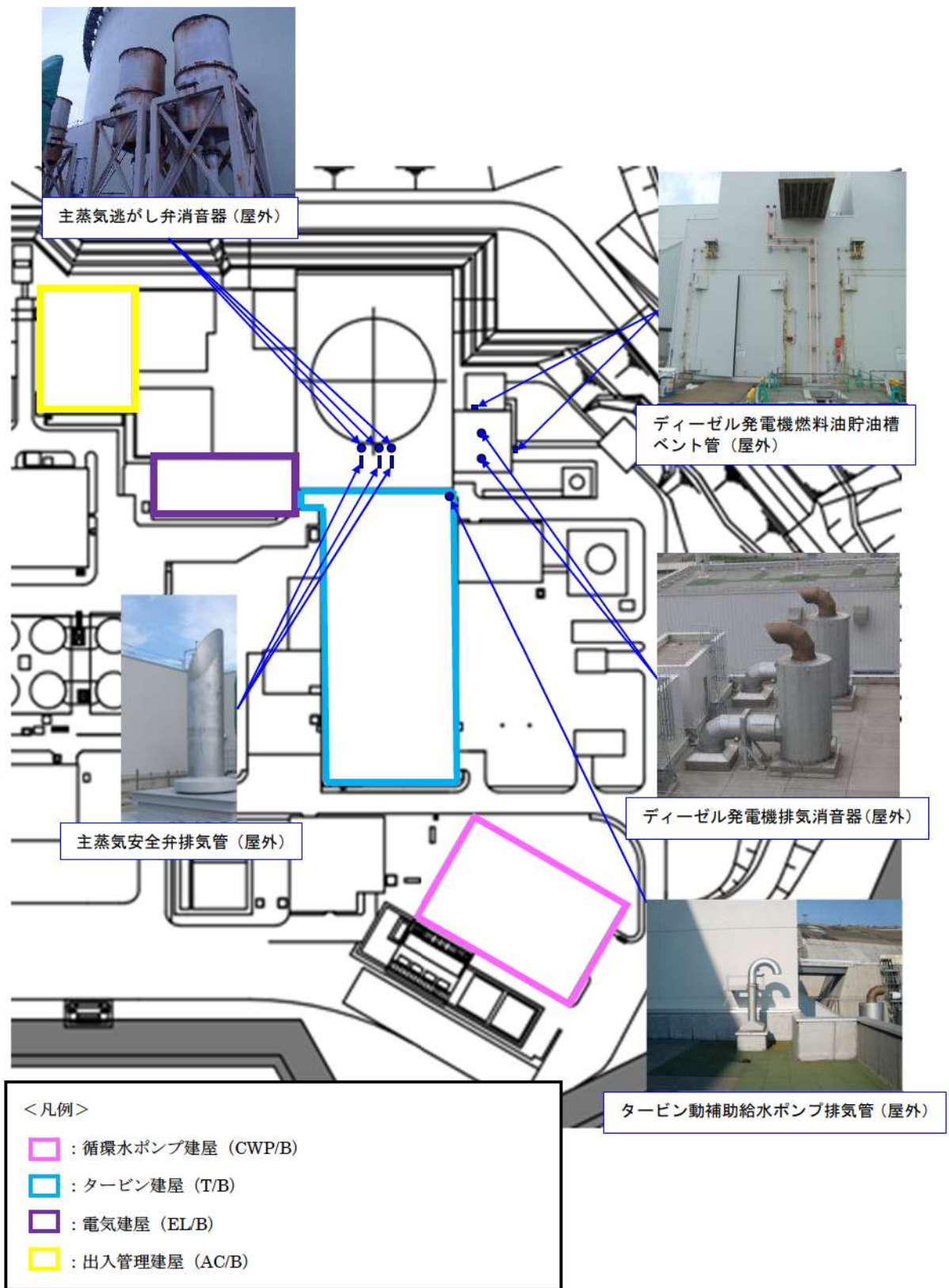
- (a) ディーゼル発電機排気消音器
- (b) 主蒸気逃がし弁消音器
- (c) 主蒸気安全弁排気管
- (d) タービン動補助給水ポンプ排気管
- (e) ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管

(外部事象防護対象施設を内包する区画の外気と繋がっている換気空調設備)

- (a) 換気空調設備（蓄電池室排気装置）



第 1.2.2.4 図 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出フロー



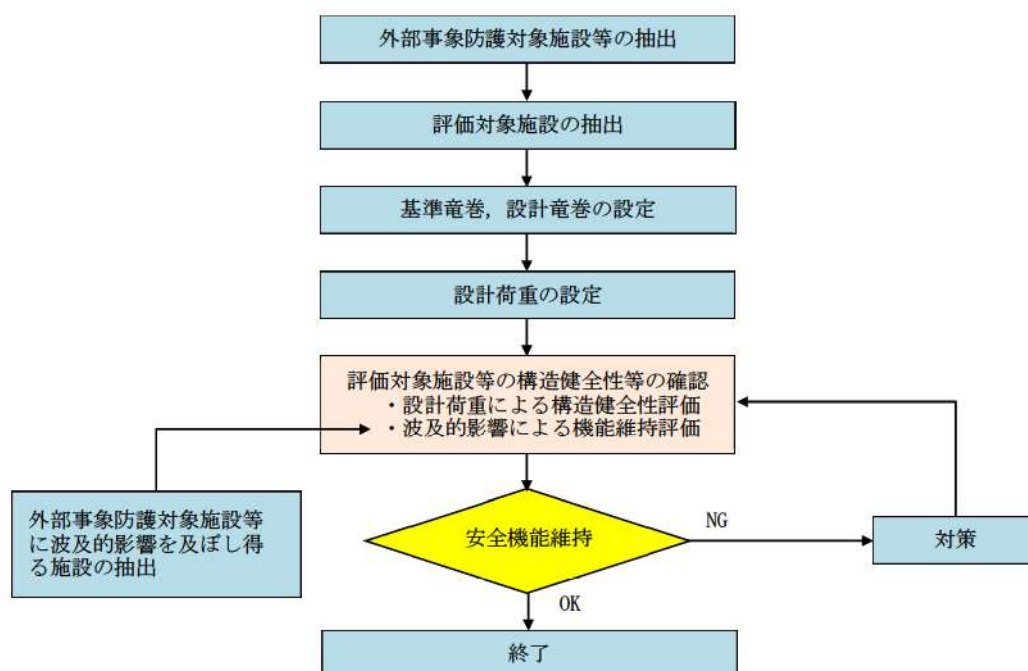
第 1. 2. 2. 5 図 主な外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設

1.3 評価の基本的な考え方

1.3.1 評価方法

基準竜巻，設計竜巻及び設計荷重を適切に設定するとともに，評価対象施設等を抽出し，考慮すべき設計荷重に対する評価対象施設等の構造健全性等について評価を行い，必要に応じて対策を行うことで安全機能が維持されていることを確認する。

竜巻影響評価の基本フローを第 1.3.1.1 図に示す。



第 1.3.1.1 図 竜巻影響評価の基本フロー

1.3.2 評価対象施設等に作用する荷重

以下に示す設計荷重を適切に設定する。

(1) 設計竜巻荷重

設計竜巻荷重を以下に示す。

a. 風圧力による荷重

設計竜巻の最大風速による風圧力

b. 気圧差による圧力

設計竜巻における気圧低下によって生じる評価対象施設等の内外の気圧差による圧力

c. 飛来物の衝撃荷重

設計竜巻によって評価対象施設等に衝突し得る飛来物（設計飛来物）が評価対象

施設等に衝突する際の衝撃荷重

(2) 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重

設計竜巻荷重と組み合わせる荷重を以下に示す。

- a. 評価対象施設等に常時作用する荷重，運転時荷重等
- b. 竜巻以外の自然現象による荷重，設計基準事故時荷重等

なお，上記 (2) b. の荷重については，竜巻以外の自然現象及び事故の発生頻度等を参照して，上記 (2) a. の荷重と組み合わせることの適切性や設定する荷重の大きさ等を考慮して判断する。

具体的な荷重については，「3.3.2 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定」に示す。

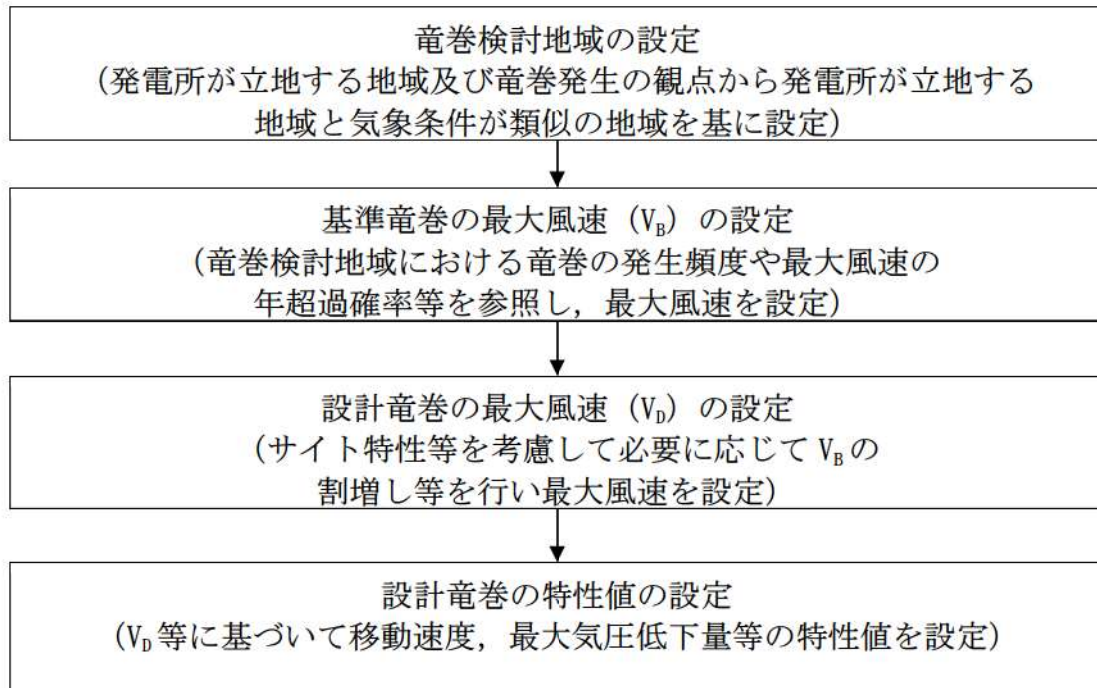
1.3.3 施設の安全性の確認方針

設計竜巻荷重及びその他組合せ荷重（常時作用している荷重，竜巻以外の自然現象による荷重，設計基準事故時荷重等）を適切に組み合わせた設計荷重に対して，評価対象施設等，あるいはその特定の区画の構造健全性等の評価を行い，必要に応じて対策を行うことで安全機能が維持されることを確認する。

2. 基準竜巻・設計竜巻の設定

2.1 概要

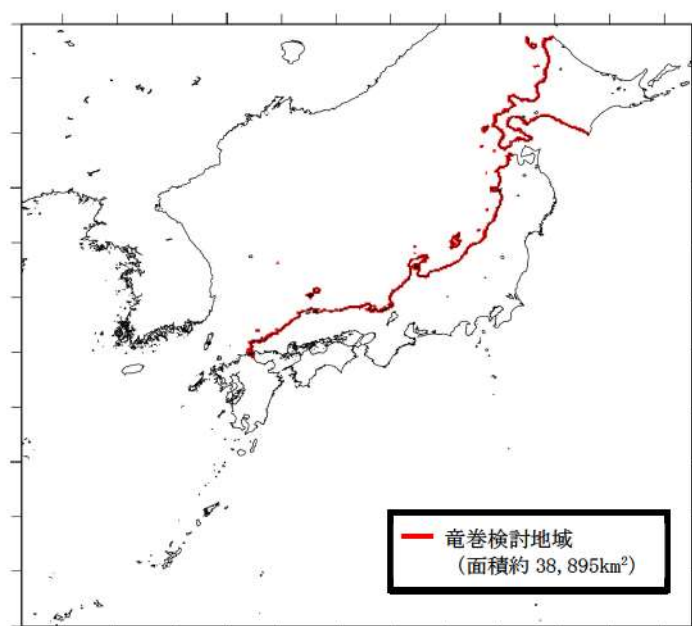
基準竜巻及び設計竜巻の設定フローを第 2.1.1 図に示す。



第 2.1.1 図 基準竜巻・設計竜巻の設定に係る基本フロー

2.2 竜巻検討地域の設定

泊発電所に対する竜巻検討地域について、ガイドを参考に、発電所が立地する地域と気象条件の類似性の観点で検討を行い、第 2.2.1 図に示すとおり北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西の海岸線から陸側及び海側それぞれ 5 km の範囲を竜巻検討地域に設定した（面積約 38,895km²）。以下にその妥当性確認の結果を示す。



第 2.2.1 図 竜巻検討地域

2.2.1 竜巻検討地域の妥当性確認

竜巻検討地域の妥当性について、以下の観点から確認を実施した。

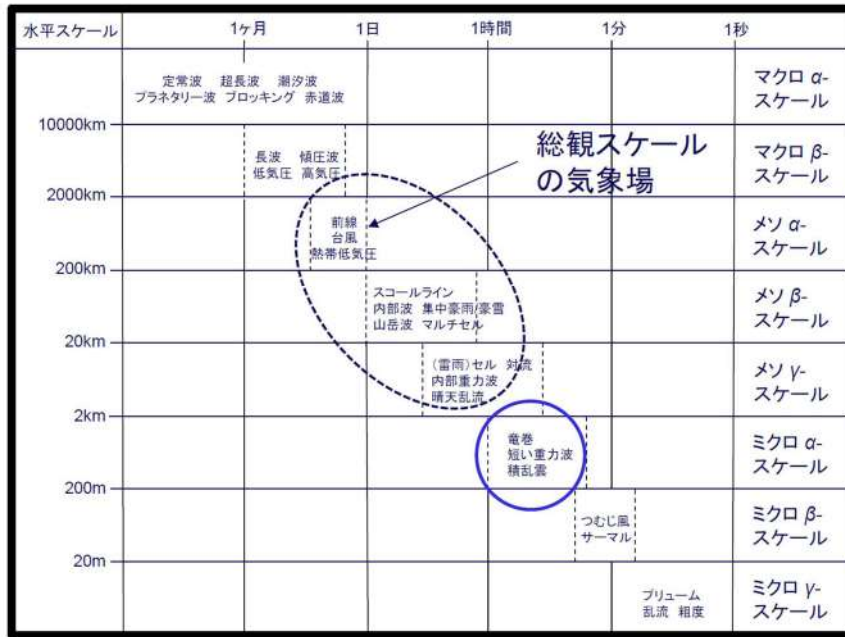
- (1) 気候区分による確認
- (2) 総観場の分析に基づく地域特性の検討
- (3) 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の検討
- (4) 突風関連指数に基づく地域特性の検討

竜巻検討地域は、(1)の確認により、日本海側と太平洋側が気候特性の異なる地域に整理されることを確認するとともに、泊発電所が立地する気候区分(区分I2)を確認した。

独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説」の考え方にに基づき、竜巻発生要因となる気象条件(総観場)を確認する観点から、(2)、(3)の分析により地域特性を確認した。

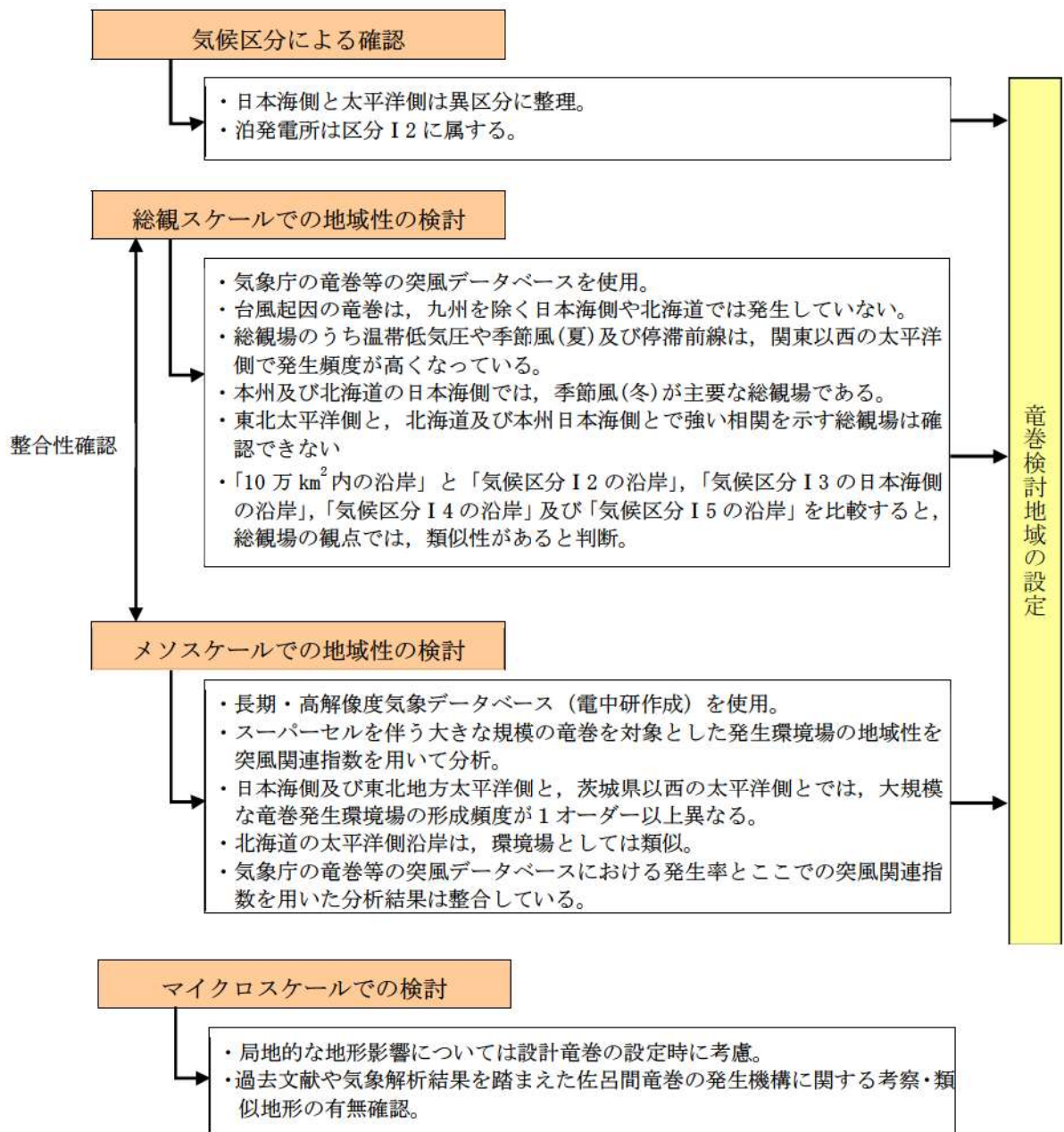
また、一般的に大気現象は時空間スケールの階層構造が見られ、ある大気現象はスケールの小さな現象を内包しているため、大きな竜巻の発生要因となる環境場の形成のし易さを把握する観点から、(4)の分析により、竜巻の発生スケールに近いメソスケールの気象場が有する地域性と齟齬がないことについても確認した。竜巻とその関連気象の時空間スケールを第2.2.1.1図に、検討の流れを示したフローを第2.2.1.2図に示す。

なお、(4)の突風関連指数を用いた分析は、“大きな竜巻の発生に対する大気場の必要条件”を把握する上で有効であることを踏まえ、(4)の分析結果のみで竜巻検討地域を設定するものではなく、設定した竜巻検討地域の妥当性を確認するために用いている。



第 2.2.1.1 図 竜巻とその関連気象の時空間スケール※

※：軽水型原子力発電所の竜巻影響評価における設計竜巻風速及び飛来物速度の設定に関するガイドライン，日本保全学会，原子力規制関連事項検討会，2015



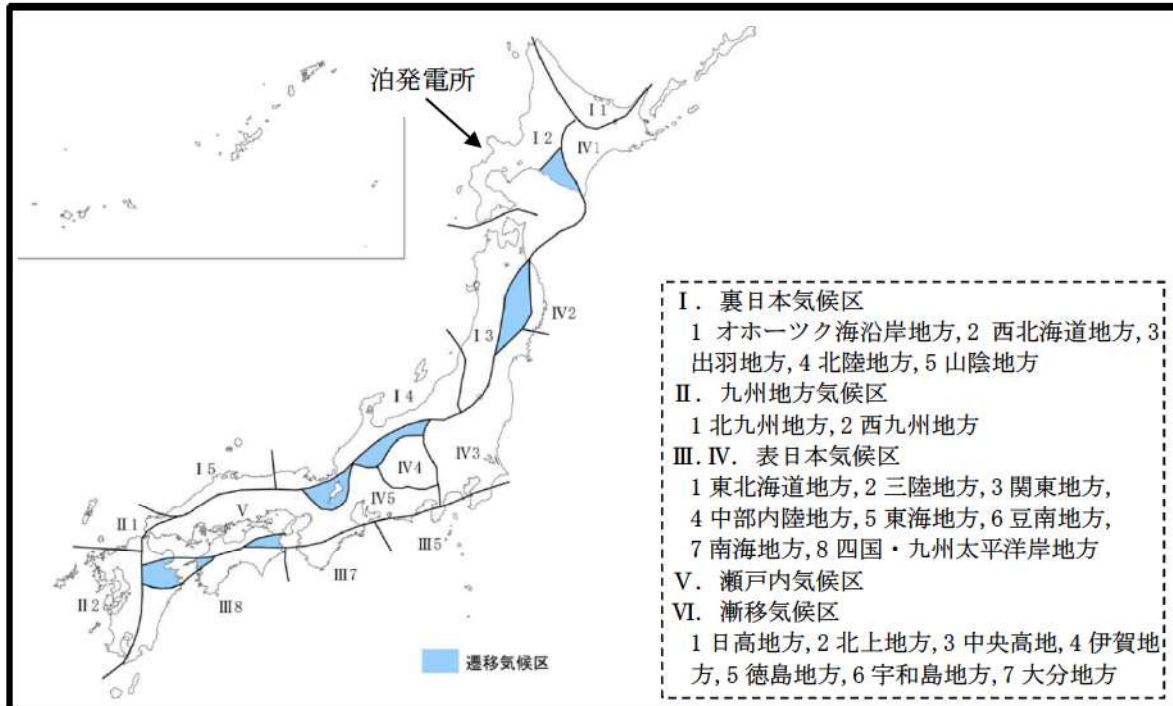
第 2.2.1.2 図 竜巻検討地域の検討フロー

2.2.2 気候区分による確認

泊発電所が立地している北海道後志地方は、第2.2.2.1図に示す日本の気候区分において、区分I2に属している。

区分I2の沿岸部は、北海道稚内市からえりも町までの北海道西側を広範囲にカバーする区域となっている。

また、ガイドにおいては、日本海側と太平洋側は気象条件が異なることが例示されており、第2.2.2.1図に示す気候区分においても日本海側と太平洋側は異なる区分であるとされている。



第2.2.2.1図 日本の気候区分

(内閣官房「第5回 道州制ビジョン懇談会 区割り基本方針検討専門委員会資料※」より引用)

※出典：関口武「日本の気候区分」東京教育大学地理学研究報告（1959）

2.2.3 総観場の分析に基づく地域特性の検討

2.2.3.1 総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布

気象庁の竜巻等の突風データベース※では、竜巻を発生させた総観場を約40種に分類しているが、独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」を参考に、竜巻を発生させる親雲の発生要因を考慮して7種に再編し、発生分布の特徴を分析した。第2.2.3.1.1表に総観場の分類法と発生分布の特徴、第2.2.3.1.1図に全国で発生した竜巻の総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布、第2.2.3.1.2図にF2以上の竜巻発生箇所を示す。

※ 気象庁 竜巻等の突風データベース (<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/tornado/index.html>)

2.2.3.2 総観場を用いた分析対象範囲

ガイドでは、竜巻検討地域を設定する際に、IAEAの基準*が参考になるとされており、およそ10万km²の範囲を目安とすることが挙げられている。気候区分による確認結果を踏まえ、泊発電所を中心とする10万km²（半径180km）の範囲の沿岸を確認したところ、第2.2.3.2.1図に示すとおり、気候区分I2の範囲が該当する。

竜巻検討地域として、第2.2.3.2.1図に示した10万km²（半径180km）の範囲が適切であるか、又はさらに広げたエリアを設定することが適切であるかについて、総観場を用い、その類似性を確認することで評価を行う。

総観場の確認において、10万km²の範囲が属している「I. 裏日本気候区」に着目し、気候区分I2のエリア（宗谷岬から襟裳岬まで）、気候区分I3の日本海側（青森県から山形県まで）、気候区分I4（新潟県から兵庫県まで）並びに気候区分I5（鳥取県から山口県萩市付近まで）のエリアを対象とした。なお、気候区分I1にあたる宗谷岬以西のオホーツク海沿岸部は、竜巻が発生していないため対象外とした。

第2.2.3.2.2図に各エリアの総観場の確認結果を示す。

※ IAEA Safety Standards, Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations, Specific Safety Guide No. SSG-18, 2011

2.2.3.3 総観場の分析結果

全国で発生した竜巻の総観場ごとのFスケール別竜巻発生分布（第2.2.3.1.1図）より、以下に示す①～③の地域性を確認した。また、総観場ごとの確認結果を第2.2.3.3.1表に示す。

- ①太平洋側では台風起因の大きな竜巻が多く発生しているのに対し、九州を除く日本海側地域や北海道では発生していない。（第2.2.3.1.1図(a)）また、台風は北上するにつれて衰弱しやすい特性を有していることから、仮に台風起因の竜巻が発生した場合も、規模の大きな竜巻の発生可能性は低いと考えられる。
- ②温帯低気圧や季節風(夏)起因の竜巻は全国で発生しているが、規模的には太平洋側でF3が発生しているのに対し、日本海側ではF2が最大となっている。（第2.2.3.1.1図(b), (c)）
- ③季節風(冬)起因の竜巻は、九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には、北海道を含む日本海側ではF2竜巻が最大となっており、F3竜巻は発生していない。（第2.2.3.1.1図(d)）
- ④気候区分IV（北海道襟裳岬以東の太平洋側及び関東以北の本州の太平洋側）の地域では、竜巻の発生数が少なく、また特徴的な総観場も見られない。

また、地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較結果(第2.2.3.2.2図)より、以下の内容を確認した。

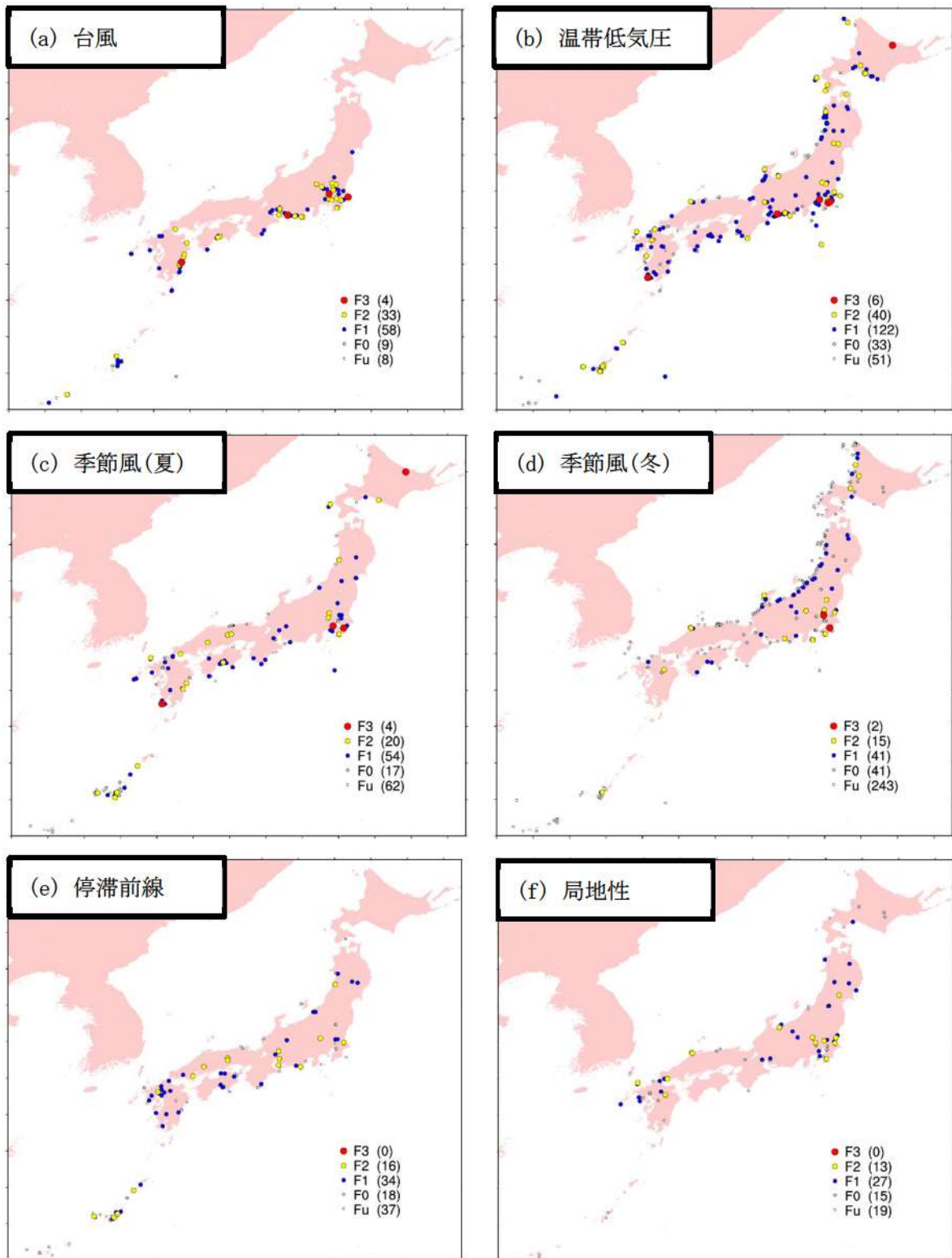
- ⑤「日本海側」と「太平洋側」を比較すると、総観場の分布が大きく異なり、この点からも気候区分として差別化することが可能と考えられる(第2.2.3.2.2図(a), (b))。
- ⑥「10万 km²内の沿岸」と「気候区分 I 2 の沿岸」, 「気候区分 I 3 の日本海側の沿岸」, 「気候区分 I 4 の沿岸」及び「気候区分 I 5 の沿岸」を比較すると、竜巻の発生数は少ないものの「10万 km²内の沿岸」で確認された総観場がすべて確認できること、また、出現割合が上位の総観場がほぼ共通しているため、類似性のあるエリアとして取り扱うことが適切と考えられる(第2.2.3.2.2図(c)~(g))。

以上の分析結果より、日本海側と太平洋側では竜巻発生要因となる気象条件(総観場)が大きく異なり、また、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西は総観場的に類似性のあるエリアとして考慮する必要があると判断した。

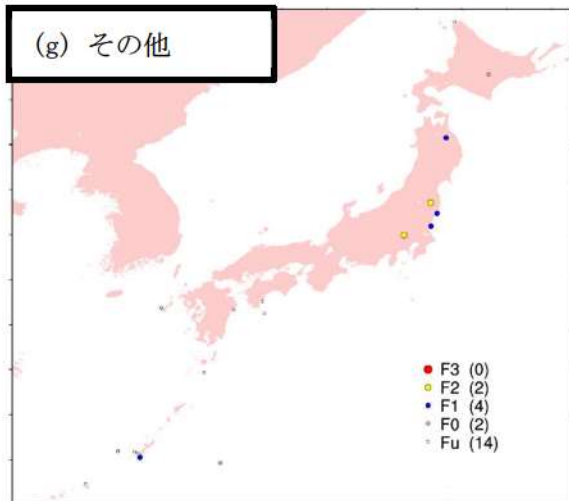
よって、北海道から本州の日本海側及び北海道の襟裳岬以西を竜巻検討地域として設定することが適切と判断した。

第 2.2.3.1.1 表 総観場の分類法

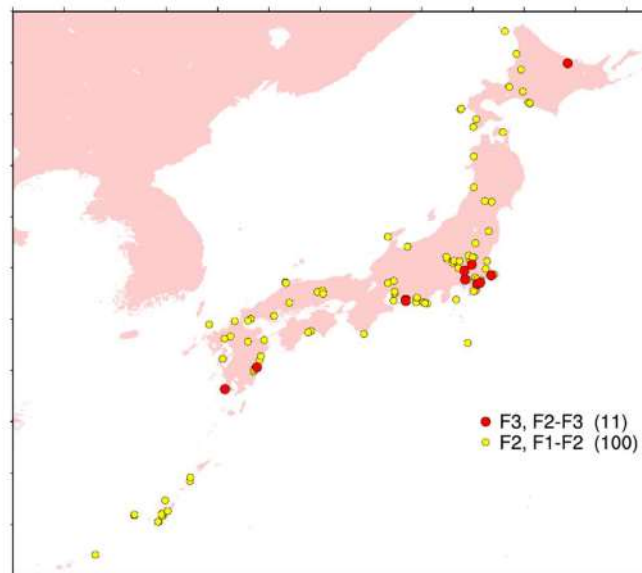
総観場	気象庁竜巻データベースの分類	特徴
台風	台風	台風を取り巻く雲が竜巻を発生させる。関東以西の太平洋側で発生頻度が高く、F3 竜巻も多くみられる。
温帯低気圧	南岸低気圧, 日本海低気圧, 二つ玉低気圧, 東シナ海低気圧, オホーツク海低気圧, その他 (低気圧), 寒冷前線, 温暖前線, 閉塞前線	寒気と暖気が接し傾圧不安定による組織的な雲が形成する環境場。主に南からの下層の暖湿流が親雲の発達に重要な働きをするため, 暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で発生頻度が高く, F3 竜巻も見られる。日本海側での頻度は比較的 low。
季節風 (夏)	暖気の移流, 熱帯低気圧, 湿舌, 太平洋高気圧	暖湿流が主要因で親雲を形成する環境場。関東以西の太平洋側や内陸で多く確認されている。
季節風 (冬)	寒気 of 移流, 気圧の谷, 大陸高気圧, 季節風	大気上層に寒気が流入することで大気が不安定になり, 竜巻の親雲が形成する環境場。寒気は北～西から移流することが多いため, 日本海側や関東以北で発生頻度が高い。
停滞前線	停滞前線, 梅雨前線, 前線帯, 不安定線, その他 (前線)	南からの暖湿流により親雲が形成されやすく, 関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高い。
局地性	局地性じょう乱, 雷雨 (熱雷), 雷雨 (熱雷を除く), 地形効果, 局地性降水	局地的な循環により親雲が形成する環境場。内陸で発生頻度が高い。
その他	移動性高気圧, 中緯度高気圧, オホーツク海高気圧, 帯状高気圧, その他 (高気圧), 大循環異常, その他	上記に当てはまらない環境場。全体的に個数は少ない。



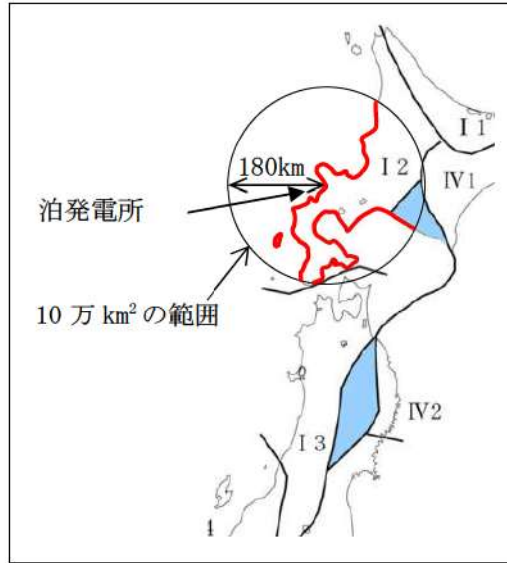
第 2.2.3.1.1 図 総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布 (1/2)
 (気象庁「竜巻等の突風データベース」をもとに作成)



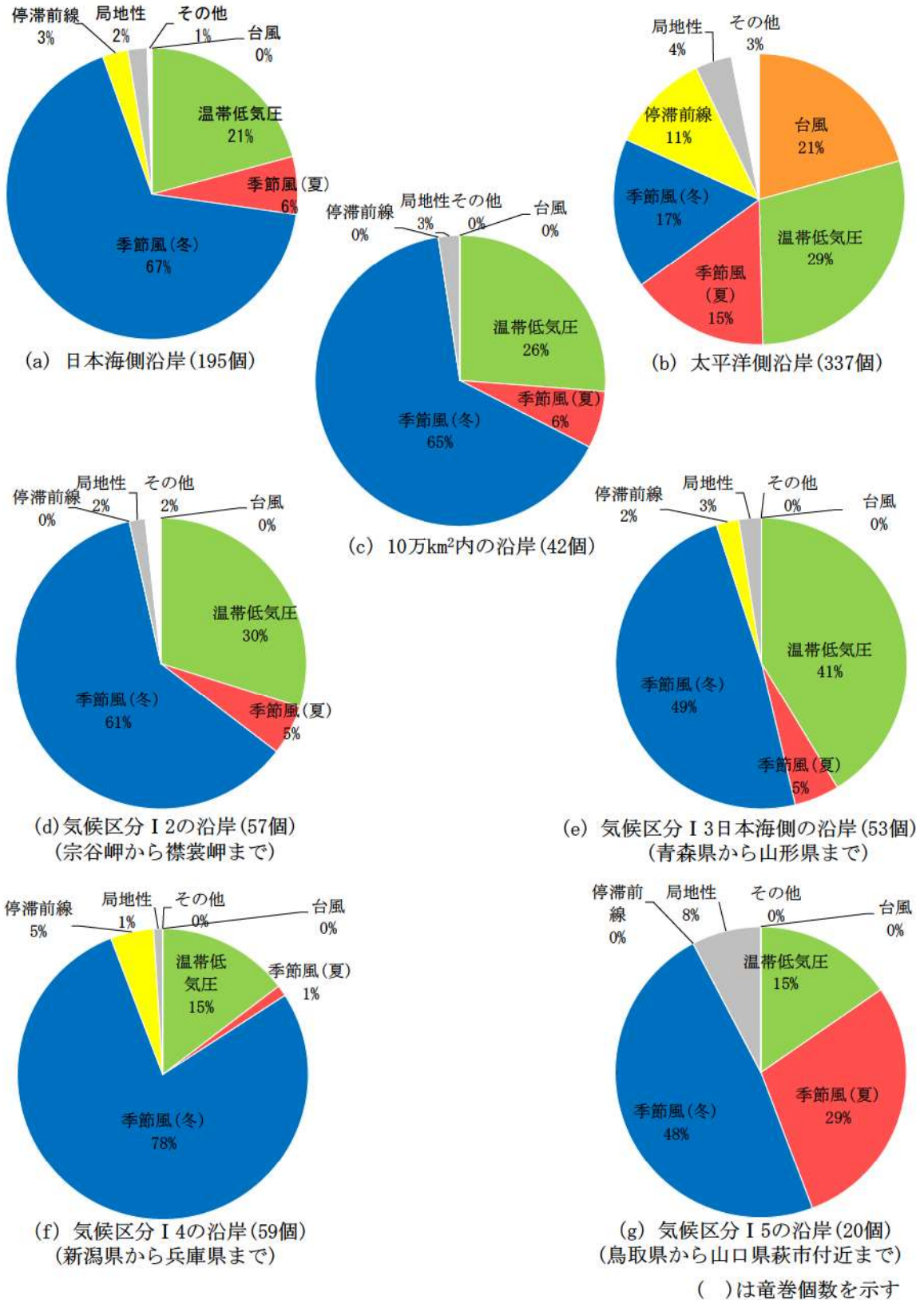
第 2.2.3.1.1 図 総観場ごとの F スケール別竜巻発生分布 (2/2)
 (気象庁「竜巻等の突風データベース」をもとに作成)



第 2.2.3.1.2 図 F2 以上の竜巻発生箇所
 (気象庁「竜巻等の突風データベース」をもとに作成)



第 2. 2. 3. 2. 1 図 泊発電所を中心とする 10 万 km² の範囲



第 2. 2. 3. 2. 2 図 地域ごとの竜巻発生総観場及び寄与割合の比較

第 2.2.3.3.1 表 総観場ごとの竜巻発生分布の傾向

総観場	傾向
台風	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋側で多く発生しており日本海側では確認されていない。規模的には、関東以西の太平洋側では F3 を含む規模の大きな竜巻が発生しているが、東北地方太平洋側では F1 竜巻が 1 件発生しているのみである。 ・関東地方、中部地方の太平洋側及び九州地方の太平洋側では発生が集中しており、これらの地域は太平洋側の竜巻集中地域に整理されている。 ・台風は北上（低緯度から中高緯度に移動）するに従い減衰するため、東北地方や北海道など、北部での発生数は少なく、規模も小さくなると考えられる。本州に接近・上陸する台風の減衰は、地表面摩擦の増大による風速の減衰に加え、海水温が低下するため、台風の維持、発達に必要な海から供給される水蒸気量が減少し減衰する。
温帯低気圧	<ul style="list-style-type: none"> ・温帯低気圧起因の竜巻は全国で発生しているが、規模的には太平洋側で F3 竜巻が発生しているのに対し、日本海側では F2 竜巻が最大となっている。 ・暖湿流が山岳等で遮られない関東以西の太平洋側で多くの F3 竜巻の発生が確認できる。 ・日本海側では、寒冷前線やその通過後の寒気の流入により発達した親雲にて発生する竜巻が多い。西側に開けた地域で多く見られ、北海道南西部、日高地方南西部、青森から山形の海岸線沿い、などで多くの竜巻の発生がみられる。
季節風（夏）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（夏）起因の竜巻は全国で発生しているが、関東以西の太平洋側や内陸で多く発生している。 ・規模的には、太平洋側で F3 竜巻が発生しているのに対し、日本海側では F2 竜巻が最大となっている。
季節風（冬）	<ul style="list-style-type: none"> ・季節風（冬）起因の竜巻は、九州を除く日本海側地域に多く発生している。規模的には、北海道日本海側では F2 竜巻が 1 件発生しているのみで、F3 竜巻は発生していない。 ・太平洋側では、大気下層に暖気が流入すると、大気が不安定になり親雲が発達しやすい環境が形成されるため、強い竜巻の発生が多くみられ、F3 竜巻が最大となっている。
停滞前線	<ul style="list-style-type: none"> ・関東以西の太平洋側や内陸で発生頻度が高く、日本海側では F2 竜巻が 1 件発生している。
局地性	<ul style="list-style-type: none"> ・地形的な影響によるものであり、全国で発生している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に発生数は少なく、地域差はみられない。

2.2.4 過去の竜巻集中地域に基づく地域特性の確認

日本で竜巻が集中する地域については、独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（案）及び解説」に、全国 19 箇所の竜巻集中地域が示されている。

第 2.2.4.1 図に示すとおり、泊発電所は、竜巻集中地域②（北海道の後志地方・渡島地方・檜山地方の一部）に立地している。したがって、基本的な考え方としては泊発電所における竜巻検討地域は、この竜巻集中地域②とすることが考えられる。

ただし、気象庁「竜巻等の突風データベース」によると、1961 年 1 月から 2012 年 6 月の 51.5 年間に発生が確認された竜巻の個数は竜巻集中地域②で 21 個であり、この期間に竜巻集中地域②で観測されている最も強い竜巻は藤田スケールで F2 となる。（第 2.2.4.1 表）

竜巻発生の影響評価の観点からすると、データ数は多い方がよいため、竜巻検討地域として北海道から本州の日本海側及び北海道太平洋側の襟裳岬以西の海岸線を設定し、その妥当性を検討する。

なお、設定した竜巻検討地域の竜巻個数は 209 個、観測された最も強い竜巻は F2 となる。第 2.2.4.2 表に竜巻検討地域内での F1 を超える竜巻の観測記録を示す。

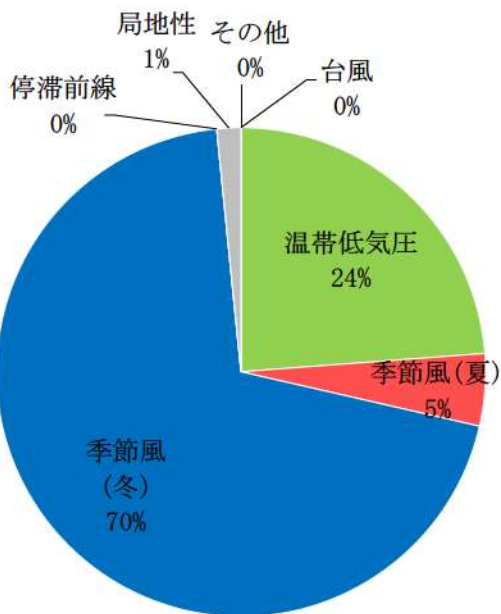
竜巻検討地域と竜巻集中地域②の竜巻発生確率は、 1.0×10^{-4} 、 1.1×10^{-4} （個/年/km²）であり、単位面積当たりの竜巻発生数はおおむね同程度である。竜巻集中地域②における竜巻は 21 事例とかなり少なく、影響評価を行うにはデータ数が乏しいため、209 個の竜巻個数がある竜巻検討地域を評価対象とすることは妥当な設定である。



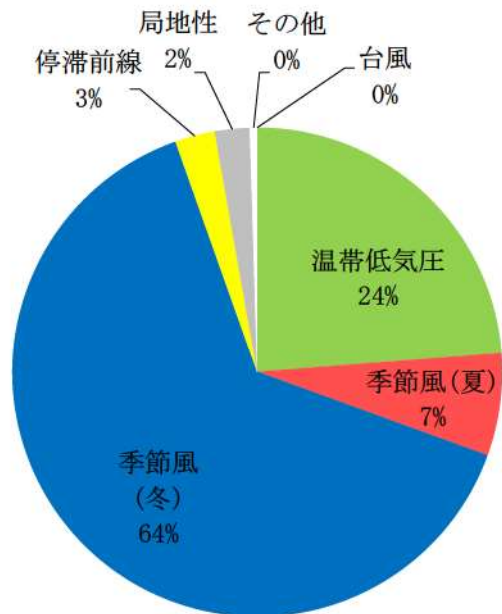
第 2.2.4.1 図 竜巻の発生地点と竜巻が集中する 19 個の地域
 (独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)及び解説」より引用)

竜巻の地域特性を検討するため、竜巻集中地域②と竜巻検討地域、竜巻集中地域②に隣接する竜巻集中地域①(北海道の宗谷地方・留萌地方の一部)と⑱(北海道の胆振地方・日高地方の一部)における総観場の比較を行った。

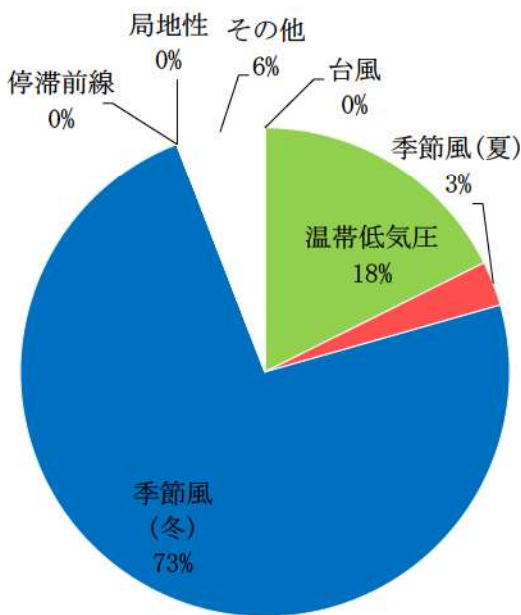
第 2.2.4.2 図に各地域の竜巻発生要因に関する総観場の特徴を示す。また、第 2.2.4.1 表に総観場の特徴を示す。



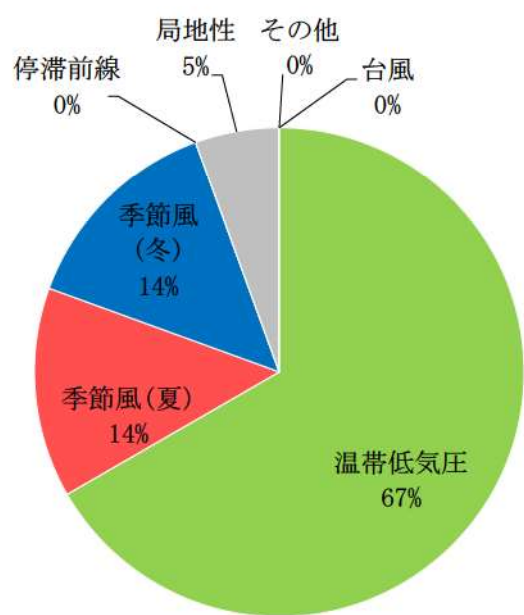
竜巻集中地域②
(北海道の後志地方・渡島地方・檜山地方の一部)



竜巻検討地域
(日本海沿岸+北海道南西域)



竜巻集中地域①
(北海道の宗谷地方・留萌地方の一部)



竜巻集中地域⑱
(北海道の胆振地方・日高地方の一部)

第 2. 2. 4. 2 図 各地域の竜巻発生要因に関する総観場の特徴

竜巻集中地域②で発生した竜巻の総観場は、”季節風(冬)”が70%、”温帯低気圧”が24%を占める。竜巻検討地域では、竜巻集中地域②と同様に”季節風(冬)”と”温帯低気圧”の比率が高い。これらの地域では、寒気にもなまって発生した親雲に起因した竜巻が多いと推測できる。また、両地域とも、太平洋側で多くみられる台風起因の竜巻は今のところ確認されていない。

また、竜巻集中地域②に隣接する竜巻集中地域①及び⑱についても、”季節風(冬)”と”温帯低気圧”が竜巻発生の主要因となっている。